

宇部市地域防災計画

火災・事故
災害対策編

火災・事故災害対策編 目次

第1部 総則

第1章 計画の基本方針	-----	1-1-1
第1節 計画の目的	-----	1-1-2
第2節 計画の性格	-----	1-1-2
第3節 計画の構成	-----	1-1-3
第4節 計画の内容	-----	1-1-3
第2章 計画の前提条件	-----	1-2-1
第1節 市の概況	-----	1-2-2
第2節 災害履歴	-----	1-2-3
第3節 災害特性	-----	1-2-5
第4節 災害想定	-----	1-2-6
第3章 防災組織等の責務と役割	-----	1-3-1
第1節 市防災会議	-----	1-3-2
第2節 防災関係機関等の責務と役割	-----	1-3-3
第3節 防災関係機関の業務	-----	1-3-5

第2部 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発	2-1-1
第1節 自主防災思想の普及啓発	2-1-2
第2節 防災知識の普及啓発	2-1-2
第3節 災害教訓の伝承	2-1-7
第2章 防災活動の促進	2-2-1
第1節 消防団の育成強化	2-2-2
第2節 自主防災組織の育成	2-2-2
第3節 自主防犯組織の育成	2-2-4
第4節 企業防災活動の促進	2-2-4
第5節 地区防災計画	2-2-4
第3章 防災訓練の実施	2-3-1
第1節 市の訓練	2-3-2
第2節 防災関係機関の訓練	2-3-3
第3節 事業所、自主防災組織及び住民の訓練	2-3-3
第4章 火災・事故災害に強い市土の形成	2-4-1
第1節 市土の現況	2-4-2
第2節 特別防災区域の指定	2-4-3
第3節 防火地域、準防火地域の指定	2-4-3
第4節 防災パトロールの実施	2-4-4
第5章 災害情報体制の整備	2-5-1
第1節 災害情報の収集連絡体制	2-5-2
第6章 災害応急体制の整備	2-6-1
第1節 市の防災体制	2-6-2
第2節 防災関係機関相互の連携体制	2-6-4
第3節 自衛隊との連絡体制	2-6-9
第4節 海上保安部・署との連携体制	2-6-10
第5節 防災中枢機能の確保、充実	2-6-10
第6節 防災資機材の整備	2-6-11
第7章 避難予防対策	2-7-1
第1節 避難計画	2-7-2
第2節 教育機関及び事業者等の避難及び帰宅困難者対策	2-7-6
第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	2-7-7
第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	2-7-7

第8章 救助・救急、医療活動	2-8-1
第1節 救助・救急活動	2-8-2
第2節 医療活動	2-8-2
第9章 要配慮者対策	2-9-1
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	2-9-2
第2節 在宅要配慮者対策	2-9-3
第3節 防災知識等の普及啓発・訓練	2-9-6
第4節 避難所対策	2-9-7
第10章 緊急輸送活動	2-10-1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	2-10-2
第2節 道路交通管理体制の整備	2-10-3
第3節 道路啓開	2-10-3
第4節 緊急輸送車両等の確保	2-10-3
第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	2-11-1
第1節 災害救助物資確保計画	2-11-2
第2節 災害対策基金計画	2-11-3
第12章 ボランティア活動の環境整備	2-12-1
第1節 ボランティアの位置付け	2-12-2
第2節 ボランティアの育成	2-12-3
第3節 ボランティアの登録	2-12-3
第4節 ボランティア受援・支援体制の整備・強化	2-12-3
第13章 施設、設備等の応急復旧体制	2-13-1
第1節 公共施設等の応急復旧体制	2-13-2
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	2-13-2
第14章 火災予防対策	2-14-1
第1節 一般火災予防計画	2-14-2
第2節 林野火災予防計画	2-14-8
第15章 交通災害予防対策	2-15-1
第1節 海上災害予防計画	2-15-2
第2節 航空災害予防計画	2-15-5
第3節 陸上交通災害予防計画	2-15-8

第16章 危険物等災害予防対策	2-16-1
第1節 危険物等災害予防計画	2-16-2
第2節 毒物劇物等災害予防計画	2-16-12
第3節 ガス災害予防計画	2-16-14
第4節 放射性物質の災害予防計画	2-16-18
第5節 地下埋設物災害予防計画	2-16-19
第17章 石油コンビナート等災害予防対策	2-17-1
第1節 特別防災区域関係機関の予防対策	2-17-2
第2節 災害予防調査研究計画	2-17-7
第3節 特定防災施設、防災資機材等整備計画	2-17-7

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画	3-1-1
第1節 市の防災体制	3-1-2
第2節 県の防災体制	3-1-11
第3節 防災関係機関の防災体制	3-1-13
第4節 防災関係機関相互支援体制	3-1-13
第5節 災害対策総合連絡本部	3-1-14
第2章 災害情報の収集・伝達計画	3-2-1
第1節 災害情報計画	3-2-2
第2節 災害情報の収集・伝達計画	3-2-8
第3節 通信運用計画	3-2-13
第4節 災害時の放送	3-2-17
第5節 広報計画	3-2-18
第3章 事前措置及び応急公用負担計画	3-3-1
第1節 事前措置計画	3-3-2
第2節 応急公用負担計画	3-3-3
第4章 救助・救急、医療等活動計画	3-4-1
第1節 救助・救急計画	3-4-2
第2節 医療等活動計画	3-4-5
第3節 集団発生傷病者救急医療計画	3-4-12
第5章 避難計画	3-5-1
第1節 避難指示等	3-5-2
第2節 避難所の設置運営	3-5-7
第6章 応援要請計画	3-6-1
第1節 相互応援協力計画	3-6-2
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	3-6-8
第7章 緊急輸送計画	3-7-1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	3-7-2
第2節 緊急道路啓開	3-7-3
第3節 輸送車両等の確保	3-7-5
第4節 災害救助法による輸送基準	3-7-6
第5節 交通規制	3-7-7
第6節 臨時ヘリポート設定計画	3-7-13

第8章	災害救助法の適用計画	3-8-1
第1節	災害救助法の適用	3-8-2
第2節	賃金職員等の雇い上げ計画	3-8-9
第9章	食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	3-9-1
第1節	食料供給計画	3-9-2
第2節	飲料水供給計画	3-9-4
第3節	生活必需品等の供給計画	3-9-7
第10章	保健衛生計画	3-10-1
第1節	遺体の処理計画	3-10-2
第2節	災害廃棄物等処理計画	3-10-5
第3節	防疫及び食品衛生監視	3-10-8
第11章	応急住宅計画	3-11-1
第1節	応急仮設住宅の供与	3-11-2
第2節	被災住宅の応急修理	3-11-5
第3節	建設資機材等の調達	3-11-6
第4節	公営住宅の応急修理	3-11-6
第12章	災害警備計画	3-12-1
第1節	陸上警備対策	3-12-2
第2節	海上警備対策	3-12-4
第13章	要配慮者支援計画	3-13-1
第1節	避難誘導・避難所の管理等	3-13-2
第2節	保健・福祉対策	3-13-4
第14章	ボランティア活動支援計画	3-14-1
第1節	市災害ボランティアセンターの設置運営	3-14-2
第15章	応急教育計画	3-15-1
第1節	文教対策	3-15-2
第2節	災害応急活動	3-15-9
第16章	ライフライン施設の応急復旧計画	3-16-1
第1節	電力施設	3-16-2
第2節	ガス施設	3-16-4
第3節	水道施設	3-16-7
第4節	下水道施設	3-16-9
第5節	電気通信設備	3-16-10
第6節	工業用水道施設	3-16-13

第17章	公共施設等の応急復旧計画	-----	3-17-1
第1節	公共土木施設	-----	3-17-2
第2節	公共施設	-----	3-17-5
第3節	鉄道施設	-----	3-17-5
第18章	火災対策計画	-----	3-18-1
第1節	火災防御計画	-----	3-18-2
第2節	林野火災対策計画	-----	3-18-14
第19章	交通災害対策計画	-----	3-19-1
第1節	海上災害対策計画	-----	3-19-2
第2節	航空災害対策計画	-----	3-19-10
第3節	陸上交通災害対策計画	-----	3-19-18
第20章	危険物等災害対策計画	-----	3-20-1
第1節	危険物災害対策計画	-----	3-20-2
第2節	毒物劇物等災害対策計画	-----	3-20-5
第3節	ガス災害対策計画	-----	3-20-6
第4節	放射性物質の災害対策計画	-----	3-20-11
第5節	不発弾処理対策計画	-----	3-20-12
第21章	石油コンビナート等災害対策計画	-----	3-21-1
第1節	災害通報計画	-----	3-21-2
第2節	県石油コンビナート等現地防災本部	-----	3-21-4
第3節	災害防御活動計画	-----	3-21-8
第4節	応援要請計画	-----	3-21-12
第5節	防災資機材調達計画	-----	3-21-12

第4部 復旧・復興計画

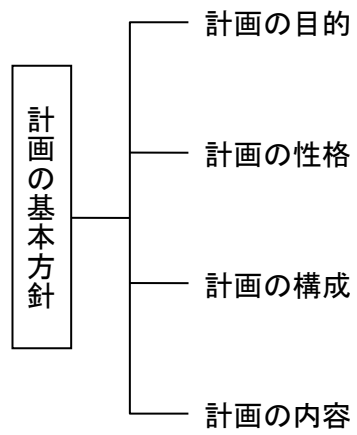
第1章 復旧・復興活動計画	4-1-1
第1節 市の復興計画	4-1-2
第2節 復興計画	4-1-2
第3節 計画的復興の進め方	4-1-2
第4節 他の地方公共団体に対する復旧及び復興支援	4-1-2
第2章 被災者の生活再建計画	4-2-1
第1節 被災者の生活確保	4-2-2
第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分	4-2-9
第3節 生活必需品、復旧資材等の供給	4-2-12
第3章 公共施設の災害復旧・復興	4-3-1
第1節 公共施設災害復旧の基本方針	4-3-2
第2節 災害復旧事業の推進	4-3-2
第3節 計画的な復興	4-3-6
第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	4-4-1
第1節 被災中小企業者の援助措置	4-4-2
第2節 被災農林漁業関係者の援助措置	4-4-2
第5章 金融計画	4-5-1
第1節 通貨の供給確保計画	4-5-2
第2節 災害復旧関係金融計画	4-5-3

第 1 部

総 則

第 1 部 総則

第 1 章 計画の基本方針



第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、宇部市防災会議が作成する計画であり、市の地域における火災・事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して宇部市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、宇部市の地域に係る火災・事故災害対策に関する基本計画であり、各種の防災に関する計画はこの計画の一環として体系化されたものである。
- 2 この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成したものであり、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び山口県地域防災計画及び山口県石油コンビナート等防災計画に抵触するものではない。
- 3 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年宇部市防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- 4 この計画は、市が実施する防災の事務及び業務を主体とし、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の大綱をも掲げて、これを総合化したものである。
- 5 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。
- 6 計画の具体的実施にあつては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 7 宇部市防災基本条例（平成24年4月1日宇部市条例第7号）第4条の規定に基づき、同条例第3条に掲げる基本理念をこの計画に反映しなければならない。
- 8 計画の用語
この計画における用語の意義は、次のとおりとする
 - (1) 災対法
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
 - (2) 救助法
災害救助法（昭和22年法律第118号）

- (3) 激甚法
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (4) 石災法
石油コンビナート等災害防止法（昭和51年法律第84号）
- (5) 県
山口県
- (6) 市
宇部市
- (7) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (8) 県防災計画
山口県地域防災計画
- (9) 市防災計画
宇部市地域防災計画
- (10) 防災業務計画
指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
- (11) 県石災計画
山口県石油コンビナート等防災計画
- (12) 特別防災区域
石油コンビナート等特別防災区域

[資料] 1-1-1 防災基本条例

第3節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

- 第1部 総則
- 第2部 災害予防計画
- 第3部 災害応急対策計画
- 第4部 復旧・復興計画
- 第5部 資料

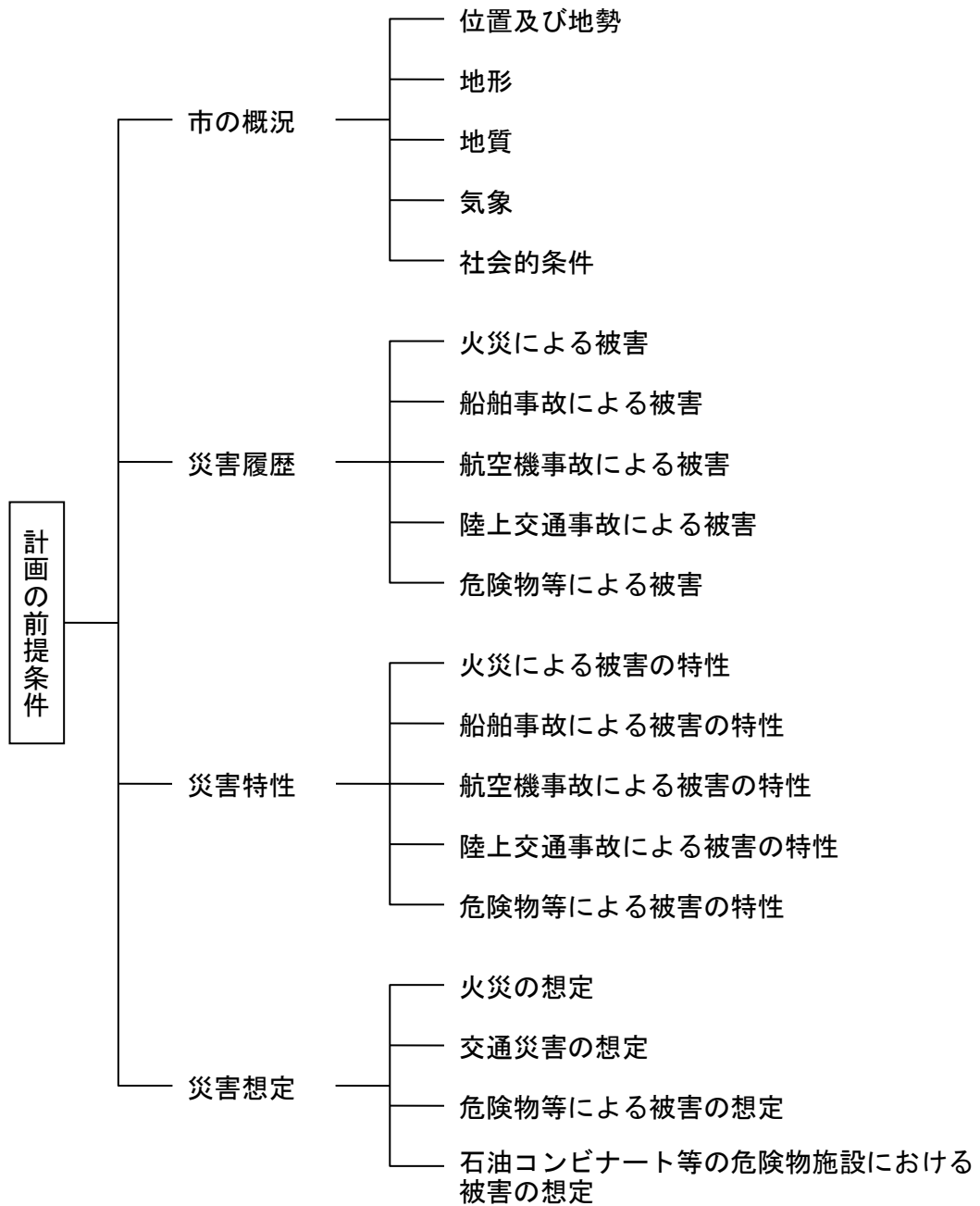
第4節 計画の内容

- 1 第1部総則は、計画の基本方針、前提条件、及び防災組織の責務を定める。
- 2 第2部災害予防計画は、平常時における災害の発生を未然に防止するため、または被害を最小限にするための計画を定める。

3 第3部災害応急対策計画は、災害が発生する恐れのある場合に、災害の発生を未然に防御するための計画または、災害が発生した場合に、災害の拡大を防止するためのまたは応急的に救助するための計画を定める。

4 第4部復旧・復興計画は、災害が発生したあとの災害復旧、復興計画の実施にあたっての基本的な方針を定める。

第2章 計画の前提条件



第1節 市の概況

第1項 位置及び地勢

本市は、山口県の南西部に位置し、東は山口市、北は美祢市、西は山陽小野田市に接している。

本市の位置は、次のとおりである。

方位	極限経緯度
東端	東経 131° 22' 45"
西端	東経 131° 11' 00"
南端	北緯 33° 55' 23"
北端	北緯 34° 10' 02"

市役所の位置は、北緯33° 56' 54" 東経131° 14' 56" である。

面積は、286.65 km²である。(東西16.5 km、南北27.4 km)

また、標高は4.564 mである。

第2項 地形

北部は、中国山脈の丘陵性山地をなし、南部は緩やかな丘陵となっており、河川は厚東川及び有帆川水系が南流し、周防灘に及んでいる。海岸は、主に人工海岸が広がっている。

東部は、隆起海岸が見られ、緩やかな起伏ある台地が広がっている。

一方西部は、厚東川河口域右岸に厚南平野が広がり、天井川の感がある。

海は遠浅で最大水深約10 m、宇部港は周防灘に続いている。

宇部港は関門港より25 km隔てた山口県西南部に位置している。航行水路約11 mで大型船舶の入港が可能である。島嶼(とうしょ)、航路等は宇部岬から南東2 kmに亀ヶ瀬と称する瀬があり、本港正面6 kmに本山の州があり、航路は南々東9 kmにて本航路に入る。

干満の差は大きく、既往最高位(S17.8.27)5.78 m、大潮平均高潮面3.68 m、平均水面2.12 m、大潮平均低潮面0.56 mである。

第3項 地質

北部一帯は、中生代各種火成岩類が複雑な分布をし、中部地帯は中生代黒雲母花崗岩が分布している。

また、楠地域には、市の最高峰である標高459 mの荒滝山をはじめ、標高458.6 mの日ノ岳等比較的高い山が集中している。

東部地帯は、丘陵を広く覆う洪積層である吉南層群が主体で、宇部層群は各地区に分布している。

また、厚東川を中心に南部一帯は粘土、砂礫よりなる新生代沖積層より成っている。

第4項 気象

瀬戸内気候であり温暖であるが、梅雨期の降水量が年間降水量の3割を占め、全国的に見ても雨季がはっきりしているのが特徴である。

年平均気温は16.6度(2022年)で、降水量は平年値1,527.2mmで県内では少雨地域である。

(平均値は、1991～2020年の観測値である。)

第5項 社会的条件

本市は、海底炭田の開発により、鉱工業を発達させ、石炭関連産業を育てながら、急速な発展を遂げた。

南部の海岸線一帯は、次第に炭鉱の廃土で埋め立てられ、現在では、昭和26年に重要港湾に指定されている宇部港を中心に、石油産業、鉄鋼、セメント等の化学工場が密集し、市街地と臨海工業地帯を形成しており、昭和51年6月石油コンビナート等災害防止法施行令に伴い、特別防災区域として見直し、指定されており、宇部港においては、大型船舶の出入りも盛んである。

また、昭和41年には山口宇部空港が開港し、山口県の空の玄関となっている。

一方、本市の鉄道、道路の陸上交通は輻輳し、市街地区はもとより、住宅地のスプロール化や大型商業施設の郊外への進出により、東岐波地区及び厚南地区において交通混雑が著しい状況である。現在、宇部湾岸道路の建設促進を図っているが、その早期完成が望まれている。

第2節 災害履歴

第1項 火災による被害

1951(昭和26)年、宇部市厚南区上中野で、上空を旋回中の飛行機の補助タンク落下により、2人が即死し、落下したタンクの爆発のため、付近の住宅に類焼し、重軽傷者37人を出した。

1961(昭和36)年、男山の山林内から山火が発生し、3日間燃焼を続け県・市・私有林462ヘクタールを焼失、損害約3,700万円の被害を出した。

1965(昭和40)年、宇部市東海岸通り二丁目の木工所で、ストーブの火種が、可燃物に落下し出火、木造家屋12棟1,788㎡を焼き、軽傷者2人、罹災世帯19世帯、罹災人数90人、損害約3,000万円の被害を出した。

1968(昭和43)年、宇部市中央町三丁目の大型店舗で建物火災が発生し、中等症1人、軽傷1人、損害約9,300万円の被害となった。

1989(平成元)年、宇部市新天町二丁目のスーパーマーケットで建物火災が発生し、軽傷3人、損害約5億1,000万円の被害となった。

[資料] 1-2-1 過去の主な火災災害

第2項 船舶事故による被害

1972（昭和47）年、宇部市本山洲灯台沖約5.8kmの海上で、濃霧のため、停泊中のプロパンタンカーに貨物船が衝突した。この事故により機関員1人が負傷した。

1980（昭和55）年、宇部港沖2.7kmの海上で、油タンカー（1,250トン）と硫酸タンカー（699トン）が衝突した。油タンカーの船首が破損し、積荷の重油3,510キロリットルの一部が海上に流出した。事故当時、海上は視界が悪く波浪注意報が発令されていた。この事故では、「海洋汚染防止法」に基づき、海上保安庁長官から指示を受けた海上災害防止センターが、専門業者（サルベージ）を使って強制的に処理を行った。

1981（昭和56）年、宇部市の南東1.2kmの周防灘で、濃霧のため、貨物船（497トン）と貨物船（499トン）が衝突し、貨物船（497トン）が沈没したが、乗組員全員は、救助された。

1983（昭和58）年、宇部岬沖で、貨物船が横波をうけて転覆沈没した。乗組員2人は、付近の船に救助された。

[資料] 1-2-2 過去の主な海上災害

第3項 航空機事故による被害

1951（昭和26）年、宇部市厚南区上中野で、上空を旋回中の飛行機の補助タンク落下により、2人が即死し、落下したタンクの爆発のため、付近の住宅に類焼し、重軽傷者37人を出した。

[資料] 1-2-3 過去の主な航空災害

第4項 陸上交通事故による被害

1931（昭和6）年、市内回りバスが、琴川橋（厚東川旧橋）から厚東川に転落し、乗客5名中1名即死し、全員が重軽傷を負った。

1939（昭和14）年、東岐波門前の宇部線で、電車と自動車とが衝突し、重軽傷者35人を出した。

1951（昭和26）年、市営バスが、小野臼木バス停を発車して間もなく、ハンドルに故障をおこし、15メートルの崖下に転落し、重軽傷者20人を出した。

1952（昭和27）年、琴芝-宇部間の真締川東側踏切で、電車とトラックが衝突し、死者3名、重軽傷者23人を出した。なお、鉄橋も大破した。

1953（昭和28）年、小野宮ヶ峠で、市営バスが崖崩れを避けたところ、10メートル下の田んぼに転落し、18人の重軽傷者を出した。

1996（平成8）年、宇部市西岐波区東吉沢の山口宇部有料道路で、山口宇部空港行き市営バスが、道路脇のため池に転落し、7人が軽いケガを負った。

[資料] 1-2-4 過去の主な陸上交通災害

第5項 危険物等による被害

1959（昭和34）年、協和発酵工業(株)宇部工場内の合成工場で、ガス分離器から出火し、鉄筋コンクリート造2階建、延べ9,636㎡のうち525㎡を爆破し、死者11人、重軽傷者38人の被害を出した。

1984（昭和59）年、協和発酵工業(株)宇部工場で、炭酸ガスホルダーの水槽から水漏れが生じ、内部の水が突出して、付近の事業所内に流入しこれを破損した。この事故により、死者1人、負傷者9人を出した。

1984（昭和59）年、宇部興産岸壁に停泊中の木造硫酸タンカーの船員室付近より出火し、同船を全焼して、付近に接岸中の船舶の一部を焼損した。

[資料] 1-2-5 過去の主な危険物等災害

[資料] 1-2-6 過去の主な特別防災区域における事故災害

第3節 災害特性

第1項 火災による被害の特性

住宅密集地域で火災が発生した場合、延焼速度が速ければ大火になる可能性があり、多くの人命に影響をもたらす。

また、不特定多数の者が出入りする建物では、入場者の大半が内部の事情に不案内であるため、火災が発生した場合、群衆心理の動揺から大規模な人身事故等を生ずる危険性がある。

林野火災は、発生頻度は住宅火災より小さいものの、一度発生し、対応が遅れれば、貴重な森林資源を大量に燃焼することとなる。また時には、住宅地におよぶ場合もある。

船舶や航空機で火災が発生し、対応が遅れた場合は、避難の困難さから大規模な人身事故を生ずる危険性がある。

また、ほとんどの車両がガソリン等の危険物を積載しており、一度火災が発生すると爆発する危険性がある。また、車両は、バス等のように多くの人を乗せている場合があり、火災が発生し、対応が遅れた場合は、避難の困難さから大規模な人身事故を生ずる危険性がある。

第2項 船舶事故による被害の特性

船舶の事故は、船舶の衝突、底触、座礁、及び転覆等が挙げられるが、タンカー等危険物積載船舶による事故が発生し、油、危険物等が流出した場合は、周辺海域、周辺住民に重大な影響を及ぼすこととなる。

第3項 航空機事故による被害の特性

航空機事故は、飛行中のエンジントラブルによる墜落や離着陸の機体等のトラブルによる墜落等が挙げられるが、これらの事故が発生した場合、人命にかなりの危険を及ぼすこととなる。また、大型旅客機による事故であれば大惨事となる恐れがある。

第4項 陸上交通事故による被害の特性

陸上交通事故は、自動車同士の接触や衝突事故、転覆事故等があるが、特にバス等多くの者が利用する自動車による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。また、列車の転覆や列車と自動車による衝突事故が発生した場合も、大規模な人身事故となる可能性がある。

第5項 危険物等による被害の特性

危険物施設やガス施設において、爆発等の危険物による被害が発生した場合は、一度に多数の死傷者を出す場合がある。また危険物は、いったん火災となると、延焼速度が速いため、大規模な火災や船舶火災となる危険性がある。

また、平成7年の地下鉄サリン事件のように不特定多数の者が利用する施設において、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなる。

第4節 災害想定

災害想定は、同時多発はないことを前提とし、個々の災害で起こりうる最大規模の災害を想定する。

第1項 火災の想定

1 住宅火災の想定

住宅火災の原因は、放火、たばこ、こんろ、電気・石油ストーブ、天ぷらの加熱等があり、日常生活での火の使用が原因で発生するものである。このため、住宅火災は、市内各所で発生するものとし、特に木造住宅密集地帯やデパート等多くの者が利用する施設で火災となれば、多数の死傷者が発生すると考えられる。

2 林野火災の想定

林野火災は、放火、たばこ、火遊び、たき火等の原因によることが多く、入山者の火の取扱不注意等により発生すると考えられる。このため、林野火災は不特定箇所で発生するものとし、特に消火活動の困難な場所で発生すれば、対応が遅れ、2～3日程度燃焼し続けることが想定される。

3 車両火災の想定

タンクローリー等の交通事故でのタンク破損等による火災や爆発が想定される。

4 船舶火災の想定

タンカー等の船舶事故による石油の漏洩等により火災が想定される。

5 航空機火災の想定

離着陸時の機体の爆発等による空港施設等の火災が想定される。

第2項 交通災害の想定

1 船舶による災害の想定

航行中の船舶の座礁、衝突及び横波による転覆等により油の流出が想定される。
また、荷降し中又は荷積み中における油の漏洩、さらに火災が想定される。

2 航空機による災害の想定

航空機の墜落事故、航空機からの落下物による災害、及び住宅密集地や化学工場地帯への墜落により大規模な火災、爆発が想定される。

また、離着陸時の機体の爆発等による空港施設の火災が想定される。

航空機の墜落事故が発生した場合、約280人程度の死傷者が発生することが想定される。

3 道路及び鉄道における災害の想定

(1) 道路における災害の想定

高速道路等における玉突き事故、バス等の乗合自動車の転落事故等により、多数の死傷者の発生が想定される。

(2) 鉄道における災害の想定

列車の脱線や踏切内での車との衝突等による列車の転覆事故により、多数の死傷者の発生が想定される。

第3項 危険物等による被害の想定

ガソリンスタンド等の危険物施設におけるタンクの火災、爆発による人身事故が想定される。

また、火薬類による爆発火災事故、高圧ガス及び液化石油ガスの漏えいや爆発火災事故が想定される。

毒物劇物等は、車両等による輸送が頻繁に行われており、漏洩等が想定される。また、平成7年の地下鉄サリン事件のような毒性ガスの発生も考慮する必要がある。

第4項 石油コンビナート等の危険物施設における被害の想定

1 石油精製プラント

プラントは、十分な強度設計がなされ、かつ、緊急遮断装置、インターロック装置等種々の安全対策が施されていることにより、プラント本体が損傷する可能性はほとんどないため、一般には、石油等及び可燃性ガスの少量漏洩による火災又は爆発が想定される。プラントによっては、毒性ガスの漏洩や爆風圧の影響が問題となるような爆発やファイヤーボールが発生する可能性も考慮する必要がある。

2 石油化学プラント

石油精製プラントと同様な安全対策が施されているため、一般には、可燃性ガスの少量漏洩（拡散）による火災または爆発が想定される。しかし、プラントで処理する危険物の種類、量、処理状況によっては、爆風圧の影響が問題となるような爆発やファイヤーボール

ルの可能性も考慮する必要がある。また、プラントの種類によっては石油等の漏洩火災や毒性ガスの漏洩も考えられるので、個々のプラントの特性を考慮する必要がある。

3 石油タンク

フローティングルーフタンクでは、浮屋根シール部で漏洩が発生し、何らかの点火源によりタンク火災となる場合や、底板、配管等の損傷により漏洩が発生し防油堤内で火災となる場合が想定される。

コーンルーフタンク（含：ドームルーフタンク）では、底板や配管等の損傷による漏洩火災の他に、内部圧力の増加により屋根が破壊されてタンク火災になることも予想される。

また、石油タンクやその付属施設から石油等が漏洩した場合、外部への流出は極力阻止できる対策が講じられているが、流出の形態によっては、海域等への流出・拡散も予想される。

なお、火災にいたる可能性については、タンク内容物（危険物）の性状等により異なり、引火点の高い物質は漏洩しても火災となる危険性は少ないことが予想される。

4 可燃性ガスタンク

タンク本体の強度はもとより、各種の安全対策が講じられているため、想定される災害としては、可燃性ガスの少量漏洩（拡散）による火災又は爆発となる。

低温で貯蔵しているタンクの場合は、タンク火災や流出火災のような液面火災も想定される。

5 毒性ガスタンク

タンク本体の強度はもとより、各種の安全対策が講じられているため、一般的には、配管の損傷や弁の誤操作等による少量の漏洩、拡散が予想される。

6 移送、輸送施設

石油類、可燃性ガス等の移送、輸送施設（パイプライン、タンク車積場、タンクローリー積場等）では、取扱物質によって、可燃性液体又は可燃性ガスの漏洩（拡散）による火災が想定される。また、地下埋設パイプラインでは、接続部への損傷等により地中への漏洩、拡散が予想される。

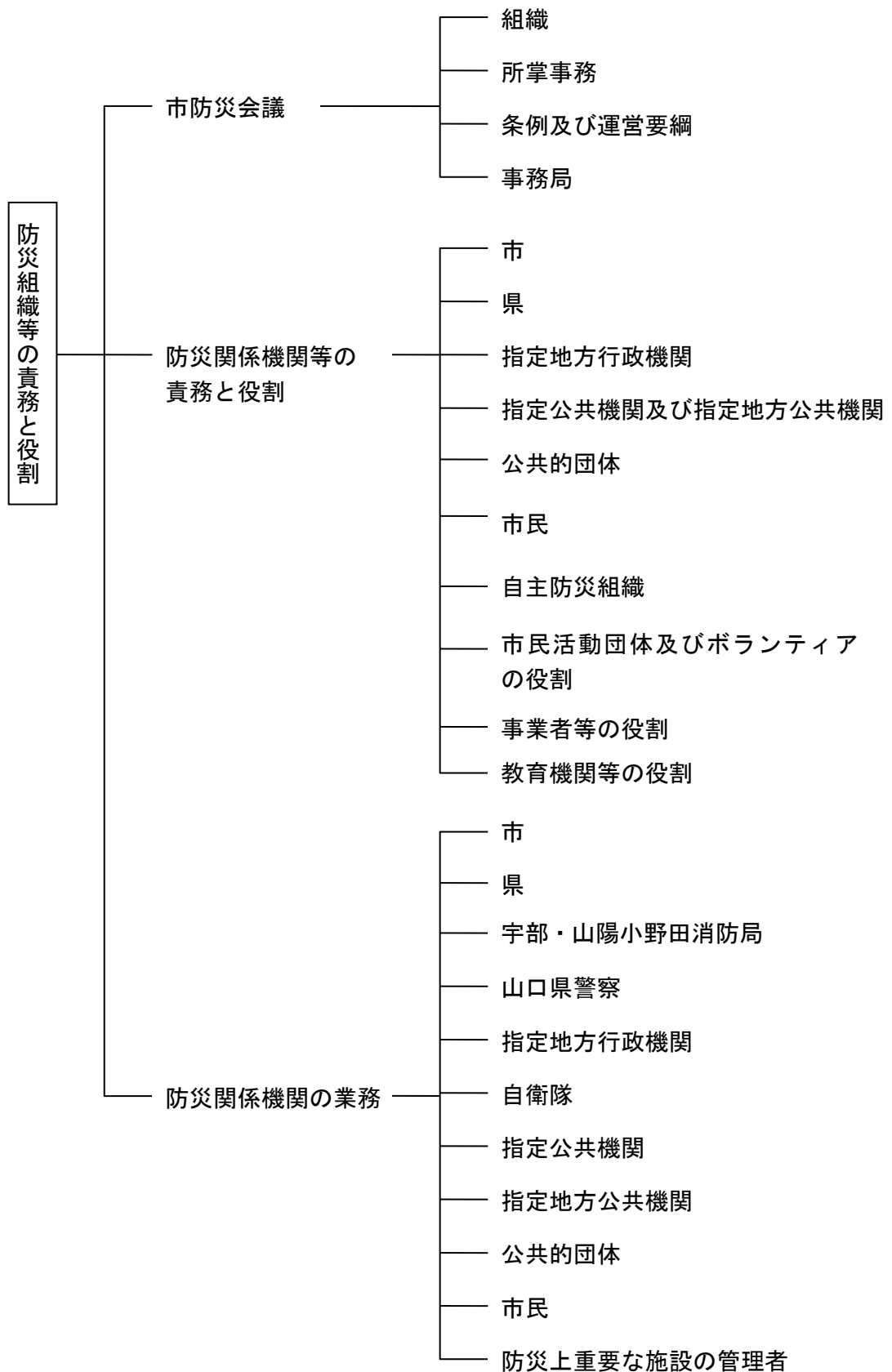
7 タンクローリー、タンク車

交通事故等によるタンク破損等による漏洩、火災又は爆発が想定される。

8 タンカー等の船舶

主として栈橋へ着栈し、荷降ろし中又は荷積み中における石油の漏洩、さらに火災が想定される。

第3章 防災組織等の責務と役割



第1節 市防災会議

第1項 組織

災対法第16条及び宇部市防災会議条例（昭和38年条例第27号）に基づき設置された市の附属機関であって、組織の概略は次のとおりである。

- 1 会長
宇部市長
- 2 委員
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 宇部・山陽小野田消防組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (11) その他市長が特に必要があると認めて任命する者
- 3 専門委員
防災に関する専門事項を調査するために臨時的に置くことができる。
- 4 幹事
委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

[資料] 1-3-1 防災会議委員名簿

[資料] 1-3-2 防災会議幹事名簿

第2項 所掌事務

- 1 宇部市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 2 市の地域に関わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- 3 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限の属する事務。
具体的には、次のとおりである。
 - (1) 地域防災計画の作成
 - (2) 毎年地域防災計画を検討し、必要があると認めるときは修正する
 - (3) 地域防災計画を作成又は修正したときは、速やかに山口県知事（防災危機管理課）に

報告するとともに、その要旨を公表する

第3項 条例及び運営要綱

[資料] 1-3-3 防災会議条例

[資料] 1-3-4 防災会議運営要綱

第4項 事務局

宇部市総務部防災危機管理課

電話

0836-34-8139

携帯

090-8999-4900

090-8999-4901

090-8999-4902

090-8999-4905

090-3177-4904

080-8247-9066

080-8247-9067

080-8247-9068

090-7130-3772

FAX

0836-29-4266

第2節 防災関係機関等の責務と役割

第1項 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

第3項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

第4項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

第5項 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

第6項 市民

市民は、防災及び減災に関する知識及び技術を習得するよう努めるとともに、自ら及び家族が被災しないよう平常時から備えるものとする。

また、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき又は災害が発生したときは、市又は防災関係機関に通報するものとする。

市民は、地域社会の一員として、自主防災組織が行う防災及び減災活動に積極的に参加するとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う取組に参加するよう努めるものとする。

第7項 自主防災組織

自主防災組織は、組織力及び地域内のネットワークを活用し、地域における防災及び減災活動に取り組むものとする。

自主防災組織は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

第8項 市民活動団体及びボランティアの役割

市民活動団体及びボランティアは、組織力及びネットワークを活用し、自らの活動の中で防災及び減災活動に取り組むよう努めるとともに、行政の活動を補完する活動に努めるものとする。

市民活動団体及びボランティアは、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。

第9項 事業者等の役割

事業者等は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、従業員及び事業所に来所する者並びに事業所の周辺地域に居住する市民の安全の確保に努めるものとする。

事業者等は、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

第10項 教育機関の役割

教育機関は、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）が災害時において自らの安全を確保するために適切に対応できるよう、それぞれの発達段階に応じた防災及び減災に関する教育の実施に努めるものとする。

教育機関は、その所属する教職員及び児童等に対し、地域における防災及び減災活動への積極的な参加を促すとともに、産官学民が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に協力するよう努めるものとする。

大学、大学院、短期大学、高等専門学校その他の高等教育機関は、その教育的立場及び専門的見地から災害に強い安心で安全なまちづくりに向けての調査、研究及びこれらの成果を地域における防災及び減災活動に活用し、普及することができるよう努めるものとする。

第3節 防災関係機関の業務

第1項 市

- 1 宇部市防災会議に関すること
- 2 住民に対する防災思想の普及啓蒙及び訓練の実施に関すること
- 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること
- 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること
- 5 宇部市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること
- 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること
- 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること
- 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること
- 9 消防その他の応急措置に関すること

- 10 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事
- 11 被災者の救助及び救護措置に関する事
- 12 保健衛生、文教、治安対策に関する事
- 13 施設設備の応急復旧に関する事
- 14 緊急輸送の確保に関する事
- 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する事
- 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関する事
- 17 その他災害発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事
- 18 災害広報に関する事
- 19 ボランティアの活動支援に関する事
- 20 義援金品の受入れ・配分に関する事

第2項 宇部・山陽小野田消防局

- 1 防災に関する訓練の計画、立案の指導・助言に関する事
- 2 防災に関する施設設備の調査に関する事
- 3 災害に関する情報等の収集、伝達計画に関する事
- 4 被災者の救難・救助計画に関する事
- 5 避難・誘導活動に関する事

第3項 県

- 1 防災に関する組織の整備に関する事
- 2 防災に関する訓練の実施に関する事
- 3 防災に関する物資及び資材の備蓄に関する事
- 4 防災に関する施設及び設備の整備に関する事

- 5 防災行政無線（地上系・衛星系）の管理運営に関する事
- 6 災害情報等の収集・伝達及び被害調査報告に関する事
- 7 被災者の救助及び救護措置に関する事
- 8 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関する事
- 9 清掃・防疫その他の保健衛生に関する事
- 10 施設及び設備の応急復旧に関する事
- 11 緊急輸送の確保に関する事
- 12 災害復旧の実施に関する事
- 13 災害広報に関する事
- 14 ボランティアの活動支援に関する事
- 15 市町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整に関する事
- 16 防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての総合調整に関する事

第4項 山口県警察（宇部警察署）

- 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事
- 2 被災者の救出・救護に関する事
- 3 避難の指示及び誘導に関する事
- 4 緊急交通路の確保に関する事
- 5 信号機等交通安全施設の保全に関する事
- 6 遺体の検視に関する事
- 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防、その他の社会秩序等に関する事
- 8 緊急車両通行証明書の発行に関する事

第5項 指定地方行政機関

1 中国四国農政局

- (1) 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関する事

2 中国経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- (2) 災害時の物価安定対策に関する事
- (3) 被災中小企業の支援に関する事

3 中国四国産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保に関する事

4 九州運輸局（下関海事事務所）、中国運輸局（山口運輸支局）

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事
- (2) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事
- (3) 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関する事
- (4) 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関する事
- (5) 鉄道及び軌道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関する事

5 中国地方整備局（宇部港湾・空港整備事務所、山口河川国道事務所宇部国道維持出張所）

- (1) 港湾施設、海岸保全施設の整備に関する事
- (2) 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策に関する事
- (3) 高潮、津波災害等に関する港湾海岸計画に関する事
- (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事

6 大阪航空局（山口宇部空港出張所）

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事
- (2) 航空機事故の応急対策に関する事
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知に関する事

7 第七管区海上保安本部（宇部海上保安署）

- (1) 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する事
- (2) 航路標識の施設の保全に関する事
- (3) 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する事
- (4) 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関する事
- (5) 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関する事
- (6) 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関する事
- (7) 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関する事

8 福岡管区気象台（下関地方気象台）

- (1) 気象、地象（地震を除く）及び水象の予報及び特別警報、警報、注意報の発表及び通報に関する事
- (2) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事
- (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関する事
- (4) 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事

9 中国総合通信局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保に関する事
- (3) 災害時における非常通信の運用監督に関する事
- (4) 非常通信協議会の指導育成に関する事
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事

10 山口労働局（宇部労働基準監督署）

- (1) 工場等、事業場における安全衛生管理に関する事
- (2) 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関する事
- (3) 労働者災害補償保険の業務に関する事

11 中国四国地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関する事。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関する事
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整に関する事。

12 中国四国防衛局

- (1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関する事。
- (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整に関する事。

13 中国地方測量部

- (1) 地理空間情報の活用に関する事
- (2) 防災関連情報の活用に関する事
- (3) 地理情報システムの活用に関する事
- (4) 復旧測量等の実施に関する事

第6項 自衛隊（陸上・海上・航空）

1 災害派遣の準備に関する事

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 災害派遣計画の作成
- (3) 防災に関する教育訓練の実施

2 災害派遣の実施

- (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

第7項 指定公共機関

1 西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部、宇部新川駅）

- (1) 旅客の避難、救護に関する事
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事
- (3) 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事

2 西日本高速道路株式会社

- (1) 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関する事
- (2) 緊急輸送道路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関する事

3 西日本電信電話株式会社（山口支店）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

4 株式会社NTTドコモ（中国支社山口支店）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

5 KDDI株式会社（中国総支社）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

6 ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）

- (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事
- (2) 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関する事
- (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事

7 日本銀行（下関支店）

災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。

8 日本赤十字社山口県支部

- (1) 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関する事
- (2) 輸血用血液の確保、供給に関する事

- (3) 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること
- (4) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う援助に関する自発的協力の連絡調整に関する
こと
- (5) 義援金品の受入れ・配分に関すること

9 日本放送協会（山口放送局）

- (1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること
- (2) 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること
- (3) 放送施設、設備の整備保守管理に関すること

10 日本通運株式会社（宇部支店）

災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること

11 中国電力ネットワーク株式会社（宇部ネットワークセンター・山口ネットワークセンター）

- (1) 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する
こと
- (2) 被災施設、設備の応急復旧に関すること

12 日本郵便株式会社（宇部郵便局）

- (1) 郵便物の送達の確保及び郵便窓口業務の維持に関すること
- (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災
地あての救助用郵便物の料金免除に関すること
- (3) かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること
- (4) 利用者の誘導避難に関すること

第8項 指定地方公共機関

1 一般社団法人 山口県バス協会、サンデン交通株式会社、防長交通株式会社

- (1) 旅客の安全確保に関すること
- (2) 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること
- (3) 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること

2 山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会 社

- (1) 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること
- (2) 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること
- (3) 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること
- (4) 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること

3 一般社団法人 山口県医師会（一般社団法人 宇部市医師会）

- (1) 救急医療及び助産活動に関すること
- (2) 負傷者の収容並びに看護に関すること

4 公益社団法人 山口県看護協会

(1) 救急救護活動

ア 救急医療及び助産活動に関すること。

イ 負傷者の収容及び看護に関すること。

(2) 健康管理活動

避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務

5 一般社団法人 山口県トラック協会

災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。

6 公益社団法人山口県歯科医師会（一般社団法人宇部歯科医師会）

(1) 災害時における救急歯科医療に関すること

(2) 災害時における歯科保健活動に関すること

(3) 身元確認活動に関すること

7 一般社団法人山口県薬剤師会（一般社団法人宇部薬剤師会）

(1) 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること

(2) 防疫・その他保健衛生活動に関すること

8 一般社団法人山口県建設業協会

(1) 災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること

(2) 災害時における公共施設等からの障害物の除去および応急復旧への協力に関すること

9 山口合同ガス株式会社

(1) ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。

(2) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。

(3) 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。

第9項 公共的団体

宇部市社会福祉協議会

災害時におけるボランティア活動に関すること

第10項 市民

(1) 火災・事故災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること

(2) 市及び県が行う防災事業に協力し、市民全体の生命、身体、財産の安全の確保に努めること

第 1 1 項 防災上重要な施設の管理者

- 1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること
 - (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策の実施に関すること

- 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること
 - (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること

- 3 社会福祉施設、学校等の管理者
 - (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること
 - (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること

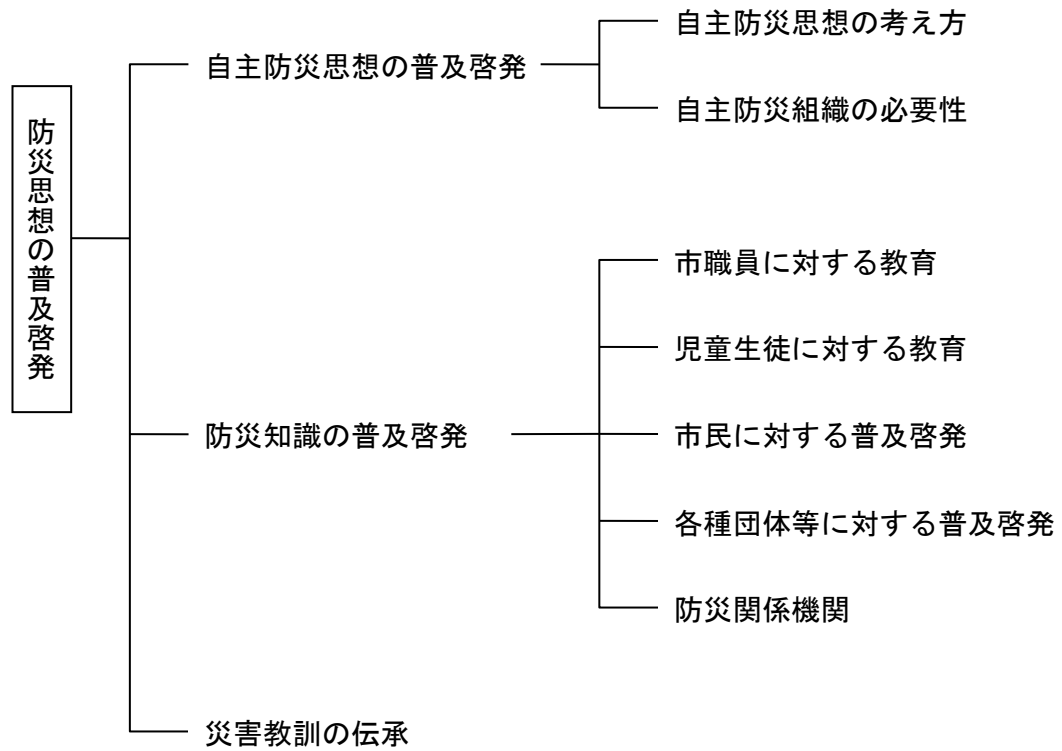
- 4 その他の企業
 - (1) 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施
 - (2) 従業員に対する防災教育訓練の実施
 - (3) 防災組織体制の整備
 - (4) 施設の防災対策及び応急対策の実施
 - (5) 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第2部

災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発



第1節 自主防災思想の普及啓発

第1項 自主防災思想の考え方

「自らの身の安全は、自ら守る」という考え方が防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、まず自分の身の安全を守るよう行動することが非常に重要である。

また、初期消火の実施、近隣の負傷者・要配慮者（高齢者・障害者等）の救助、避難施設での活動、あるいは防災関係機関が行う防災活動への自主的な協力も、被害や混乱の拡大を防ぐ意味で重要である。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2項 自主防災組織の必要性

市は、地域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、防災活動を実施するが、大災害時には道路が不通になり、ライフライン（電話・水道・電気）が止まり、防災活動に支障をきたすことがある。また、同時に多数の場所で被害が発生し、対応能力を超えることもあり得る。

このような大災害時には、「自らの地域は、自ら守る」という考え方に立ち、市民が協力し合い、地域の防災活動を自ら行う必要がある。

そのためには、日ごろから地域のコミュニティ活動が大切であり、平常時における災害予防活動が非常に重要となる。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 市職員に対する教育

市職員として、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、市（防災危機管理課）は、必要な知識や心構えについて「防災関係課ハンドブック」及び「市職員防災ポケットブック」を作成し、防災知識の普及啓発に努める。また、市（職員課）は、職員研修会の中で防災知識の普及啓発に努める。

- 1 市職員防災心構え
- 2 市地域防災計画に示す火災・事故対策

第2項 児童生徒に対する教育

市教育委員会（学校教育課）は、県教育委員会の防災教育に関する指導計画に基づき、その実施を各校に指導する。

- 1 ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び、災害発生時の対策等の指導を行う。

第3項 市民に対する普及啓発

発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、市（防災危機管理課、広報広聴課）は、市ウェブサイト等で普及啓発を図る。

また、市（防災危機管理課）は、地域における防災及び減災活動を促進するため、自主防災組織及び事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする。

1 啓発期間

- (1) 防災とボランティアの日 1月17日
防災とボランティア週間 1月15日～21日
平成7年12月15日閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。
(平成7年1月17日に阪神淡路大震災が発生した)
- (2) 文化財防火デー 1月26日
昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損した。これを契機に、国民の遺産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚をはかるために制定された。
- (3) 建築物防災週間 3月1日～7日、8月30日～9月5日
- (4) 山口県山火事予防運動 3月
- (5) 春季全国火災予防運動 3月1日～7日
- (6) 山火事予防運動 3月1日～7日
- (7) 車両火災予防運動 3月1日～7日
- (8) 消防記念日 3月7日
昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で制定された。
- (9) 危険物安全週間 6月第2週
- (10) 国民安全の日 7月1日
昭和35年5月6日の閣議により、産業災害、交通事故、火災等の災害防止を図る目的として制定された。
- (11) 防災の日 9月1日
防災週間 8月30日～9月5日
道路防災週間 8月25日～8月31日
防災の日については、昭和35年6月17日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するために設けられた。
(大正12年9月1日に関東大震災が発生した)
(昭和34年9月26～27日伊勢湾台風による被害が発生した)

防災週間については、昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。

- (12) 救急の日 9月9日
救急医療週間 9月9日を含む一週間
救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。
- (13) 国際防災の日 10月13日
「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日（後に毎年10月13日となる）を「国際防災の日」とすることが決議された。
- (14) 高圧ガス危害予防週間 10月23日～29日
- (15) 119番の日 11月9日
自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。
- (16) 秋季全国火災予防運動 11月9日～15日
- (17) 全国海難防止強調運動（夏期）

2 啓発内容

(1) 自主防災思想及び自主防災組織

ア 住民自らによる災害への備え

各地方公共団体では、大規模災害に備えた様々な応急対策や他の地方公共団体との応援協定の締結等について検討・実施しているが、大規模災害の発生直後には、地域住民自らによる防災活動が大変重要であり、また効果的である。

このため、住民の自主的な防災活動についての理解を求め、積極的な防災訓練への参加など災害への備えを呼びかける。

イ 住民参加による防災まちづくりの推進

地域における防災機能を向上させるためには、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。

このため、住民の手による先進的な防災まちづくりの事例を紹介しながら、防災まちづくりへの参加について呼びかける。

ウ ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ

ふるさとを災害から守るために、地域における消防団活動の一層の充実を図る必要があることから、青年層等の消防団活動への積極的な参加を呼びかける。

(2) 災害に対する基礎知識

ア 注意報・警報の気象情報について

イ 火災について

ウ 事故等災害について

(3) 災害予防・防災対策

ア 林野火災の防止

2月、3月は、ところによっては「火入れ」なども始まる時期であり、全国的に乾燥注意報、強風注意報がたびたび発令される時期なので、農林関係者や林野周辺の住民等に林野での火気の取扱いについて注意を呼びかける。

4月、5月は、特に林野火災の多発する時期であることから、市民に対し、林野火災の実態の周知を図るとともに、入山者に対し、たばこの投げ捨て禁止など林野火災の予防を呼びかける。

イ 住宅防火対策の推進

(ア) 防火意識の高揚、住宅防火診断の実施、住宅用防災機器等の開発普及の促進、地域における住宅防火対策推進等の必要性について広報する。

(イ) 住宅用消火器は初期消火に欠かすことの出来ないものであり、住宅用スプリンクラー設備は一層効果がある。

また、住宅用火災警報器は、法令改正により一般住宅等に設置の義務化が図られ、火災の早期発見に効果をあげることができる。そこで、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器の設置を呼びかけるとともに、維持管理上の留意点等正しい使用方法について周知を図り、火災に対する備えを呼びかける。

(ウ) 日常使用されているカーテン、衣類等は、大変燃えやすく、これらを防災化することによって火災予防、人命安全の大きな「力」となることを周知させ、防災製品の推進を図る。

(エ) 住宅防火の推進に際しては、建物の内装に関する対策、火気使用器具の安全対策、住宅用防災機器等の普及が不可欠である。

そこで、住宅防火診断を積極的に広報し、これらの対策についての必要性を呼びかける。

(オ) 放火自殺者等を除く住宅火災による死者の半数は高齢者で占められている。高齢者の安全対策について、家族や関係者が日頃から気を付けておくべきことを呼びかける。

ウ 火遊びによる火災の防止

火遊びによる火災は毎年発生しており、その多くは、マッチ、ライターによるものである。火遊びをなくすうえで最も大切なことは、子どもに火の便利さと恐ろしさを理解させることと大人の注意である。そこで、家庭に対して、子どもの火遊びの防止を呼びかける。

エ 花火による火災の防止

夏は花火のシーズンであるが、取扱い上の不注意から火災などの事故がおこる危険性があるので、花火の正しい取り扱いについて呼びかける。

オ 危険物の安全確保について

経済生活において危険物がいかに深く関わっており、これを貯蔵、取扱う施設の安全を確保することが重要であるか認識を深めてもらう。

カ 石油コンビナート災害の防止

石油等の危険物や高圧ガスの集積地帯である石油コンビナート等特別防災区域における災害の周囲に及ぼす影響の重大性を認識し、特定事業者に対して、施設の総点検及び防災体制の再認識を呼びかける。

キ 天ぷら油による火災の防止

天ぷら油を利用して調理する際の心がけ、また、天ぷら油による火災の防止のための安全装置付厨房機器の普及及び天ぷら油による火災の消火に有効な消火器等の普及を呼びかける。

ク 春秋の行楽期における火災の被害防止

春秋の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する場合の心得を周知するとともに、これらの施設の管理者に対して防火管理についての意識の高揚を図る。

ケ 地震発生時の出火防止

普段から小さな地震でも火を消す習慣を身につけるとともに、万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどを用意して出火防止に努める習慣をつけることを呼びかける。

コ ガス機器による火災及びガス事故の防止

ガスによる火災や爆発事故は依然として多く、その多くはガスに対する消費者の注意不足が原因となっている。

このため、ガスに関する知識の普及、ガス器具設備の正しい使用方法、維持管理方法、ガス漏れ時の対応方法について周知する。

サ たき火による火災の防止

たき火による火災は出火原因の上位を占めている。ちょっとした不注意から火災となることが多いので、たき火をするときの注意と火災予防を呼びかける。

シ 放火による火災の防止

放火火災の実態とその防止対策を周知する。

ス 石油ストーブ等の安全な取扱い

暖房器具、特に石油ストーブによる火災は依然として多く発生しており、その多くは取扱上の不注意によるものである。

このため、使い始めの時期に正しい使い方の周知を図る。

セ 消火栓の近くでの駐車禁止

消防自動車や救急自動車の緊急通行時に対する安全の確保及び消火栓や防火水槽等の消防水利の重要性を広報するとともに、消防水利の使用が駐車により阻害されないよう呼びかける。

ソ 電気器具の安全な取り扱い

電気器具・配線の正しい使用法や、電気器具の使用開始時の点検整備の実施等の周知を行い、電気器具からの出火防止を呼びかける。

タ たばこによる火災の防止

毎年、たばこは出火原因の上位を占めている。特に投げ捨てや消し忘れなど喫煙者の不注意によるものが多い。

そこで、たばこの投げ捨て、寝たばこなどによる出火の防止を呼びかける。

チ 防火管理の充実

事業所等における防火管理にあたっては、消防計画を作成するだけでなく、これを適切に運用していくことが重要である。

そこで、それぞれの事業所の実態にあった実行ある自衛消防組織の設置と日常の訓練等の実施を中心として、防火管理の充実を呼びかける。

ツ 防災訓練への参加の呼びかけ

災害が発生した場合の応急救護、安全避難、火の始末、初期消火等について災害時における心得をしっかりと身につけるため、防災訓練へ積極的に参加することを呼びかける。

(4) 住民に対する応急手当の普及啓発

傷病者の救命率の向上のためには、現場付近に居合わせた人が適切な応急手当を行うことが非常に効果的であるため、機会あるごとに応急手当の習得を心がけるよう呼びかける。

(5) 要配慮者対策の推進

家庭や地域における高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者及び社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設に係る防災体制については、全国各地で様々な取り組みがなされているが、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く住民に周知する。

第4項 各種団体等に対する普及啓発

市(防災危機管理課)、消防局及び教育委員会は、自治会、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体等を対象とした各種研修会等を通じて、防災に関する知識と自主防災思想の普及啓発を図る。

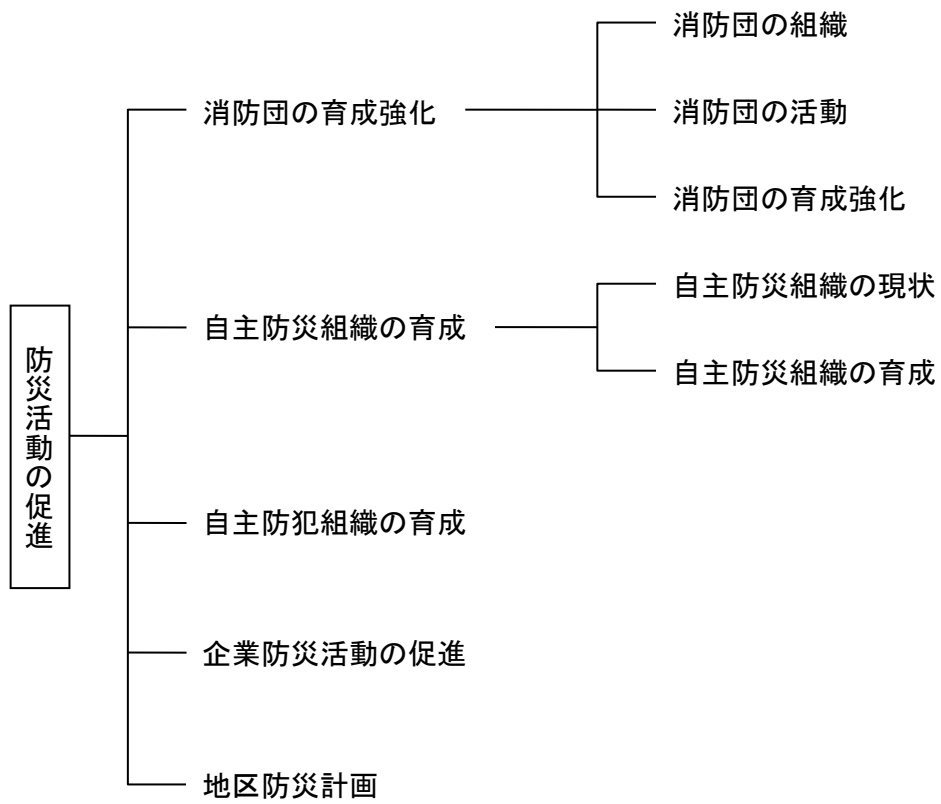
第5項 防災関係機関

防災関係機関は、防災対策を積極的に推進するとともに地域における防災活動を率先して実施するため、職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

県及び市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市はその取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進



第1節 消防団の育成強化

第1項 消防団の組織

消防団は、消防組織法の規定により設置された消防機関であり、地域社会の防災を担うという使命感に基づく住民により構成された組織である。

[資料] 2-2-1 消防団組織

第2項 消防団の活動

消防団は、常備消防とともに地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たしており、常備消防と連携しながら消火活動、救助活動、水防活動等を行っている。

大災害時には、多くの消防団員が動員され、住民生活を守るために重要な役割を果たしている。

日常においても、各地域での防災訓練や防火防災啓発活動を通じ、住民生活に密着した防災活動を行っており、地域の消防防災の要となっている。

第3項 消防団の育成強化

近年の都市化による住民の連帯意識の希薄化、また地域によっては若年層の減少等により、団員数の減少、団員の高齢化等の課題を抱えている。

防災危機管理課は、青年層等の積極的な入団促進を図るとともに、安心安全で災害に強いコミュニティの形成に消防団が中心的な役割を果たすよう充実強化に努める。

また、消防団の施設、装備の充実強化を推進する。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、市を中心とした防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが重要である。

このため、市民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 自主防災組織の現状

広い意味での自主防災組織は、施設の自主防災組織と地域の自主防災組織に分けられる。そして、施設の自主防災組織は、さらに自衛消防組織、自衛防災組織、消防クラブ等に分けられる。

1 施設の自主防災組織

(1) 自衛消防組織

自衛消防組織は消防法第14条の4に基づき、所有者、管理者又は占有者が一定規模

以上の危険物事業所や防火対象物に設置しなければならない。市内には約1,400の自衛消防組織がある。

(2) 自衛防災組織

自衛防災組織は石災法第16条に基づき、特定事業者が設置しなければならない。

[資料] 2-2-2 自衛防災組織

(3) 消防クラブ等

幼年期、少年期から防火・防災意識の高揚を図るため、保育園や幼稚園、地域等で結成される消防クラブがある。

[資料] 2-2-3 幼年消防クラブ

[資料] 2-2-4 少年消防クラブ

[資料] 2-2-5 女性防火クラブ

2 地域の自主防災組織

地域の自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、地域で防災に関する活動を行っている自治会等とする。

具体的には、以下の事項のいずれかを行っている場合、防災に関する活動を行っているものとする。

(1) 自主防災組織として規約を制定している。

(2) 自治会規約に防災に関する組織等を規定している。

(3) 自ら消防防災活動を行っている。

(事例)

- ・防災訓練、避難訓練、消防防災に関するビデオ上映等の実施
- ・会合などで消防防災に関する呼びかけ、注意を実施
- ・消防防災に関する勉強会を実施
- ・夜回り等の実施
- ・防災巡視、防災点検の実施
- ・防災マップ、防災新聞等の作成・配布
- ・緊急連絡網や情報伝達網の整備
- ・消防防災用の資機材を保有
- ・炊き出し等、災害発生時の体制の整備

(4) 消防防災活動に参加している。

(事例)

- ・県、市町、消防機関等の行う防災研修会や防災訓練等への参加
- ・消防機関の行う予防活動（署員による個別訪問など）や福祉活動（民生委員等による個別訪問）などへの同行

[資料] 2-2-6 自主防災組織

第2項 自主防災組織の育成

消防局は、自衛消防組織と自衛防災組織については、法に基づき指導育成を行う。

また、地域の自主防災組織等については、消防局と市（防災危機管理課）が協力して、自主防災思想の考え方や自主防災組織の必要性を広報誌等で啓発し、市民の自主的な結成を押し進める。

なお、結成についての相談があった場合には、積極的に指導・助言を行う。

第3節 自主防犯組織の育成

警察署と市（市民活動課・防災危機管理課）は、災害時に被災地のパトロールや生活安全情報の提供等を行い、速やかな安全確保ができるよう自主防犯組織の育成を図る。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

1 県及び市の役割

県及び市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、県及び市、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

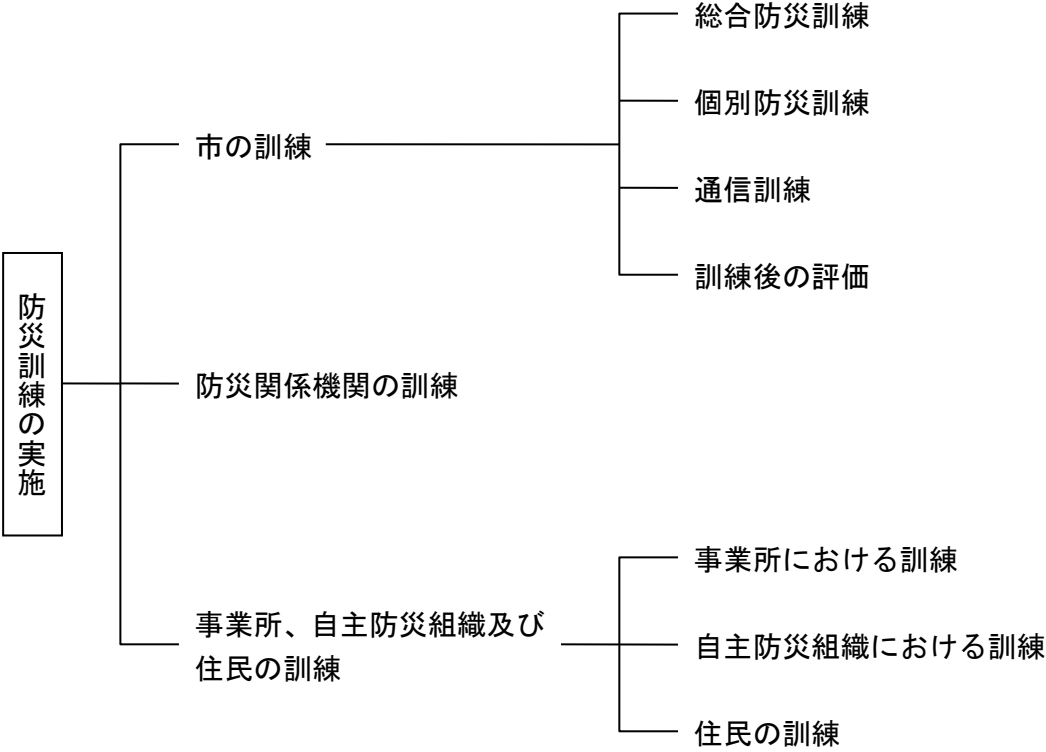
2 意識啓発

優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 地区防災計画

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施



第1節 市の訓練

第1項 総合防災訓練

- 1 大規模災害の発生を想定し、市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- 2 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部設置運営・情報の収集伝達・広報・避難誘導・避難所・救護所設置運営・応急受入・緊急交通路の確保 （道路啓開、交通規制）・自主防災組織等の活動支援	<ul style="list-style-type: none">・消火活動・救助・救急・医療救護・ライフライン施設応急復旧・救援物資輸送・情報伝達・広報等	<ul style="list-style-type: none">・初期消火・応急援護・炊き出し・避難・避難誘導・要配慮者安全確保等

第2項 個別防災訓練

- 1 情報の収集、伝達訓練
大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市は県及び防災関係機関等と協力して実施する。
- 2 職員参集訓練
大規模災害を想定した徒歩、自転車及びバイクによる参集訓練を実施する。
- 3 消火訓練
- 4 避難誘導訓練
- 5 救急救助訓練
- 6 給食給水訓練
- 7 応急物資輸送訓練
- 8 その他の訓練

第3項 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報の伝達を主体とした通信訓練を定期的実施する。

第4項 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2節 防災関係機関の訓練

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3節 事業所、自主防災組織及び住民の訓練

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、市民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

第1項 事業所における訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート等消防法で定められた防火管理者の選任義務のある事業所はその定める消防計画に基づき、避難訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防局及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

第2項 自主防災組織における訓練

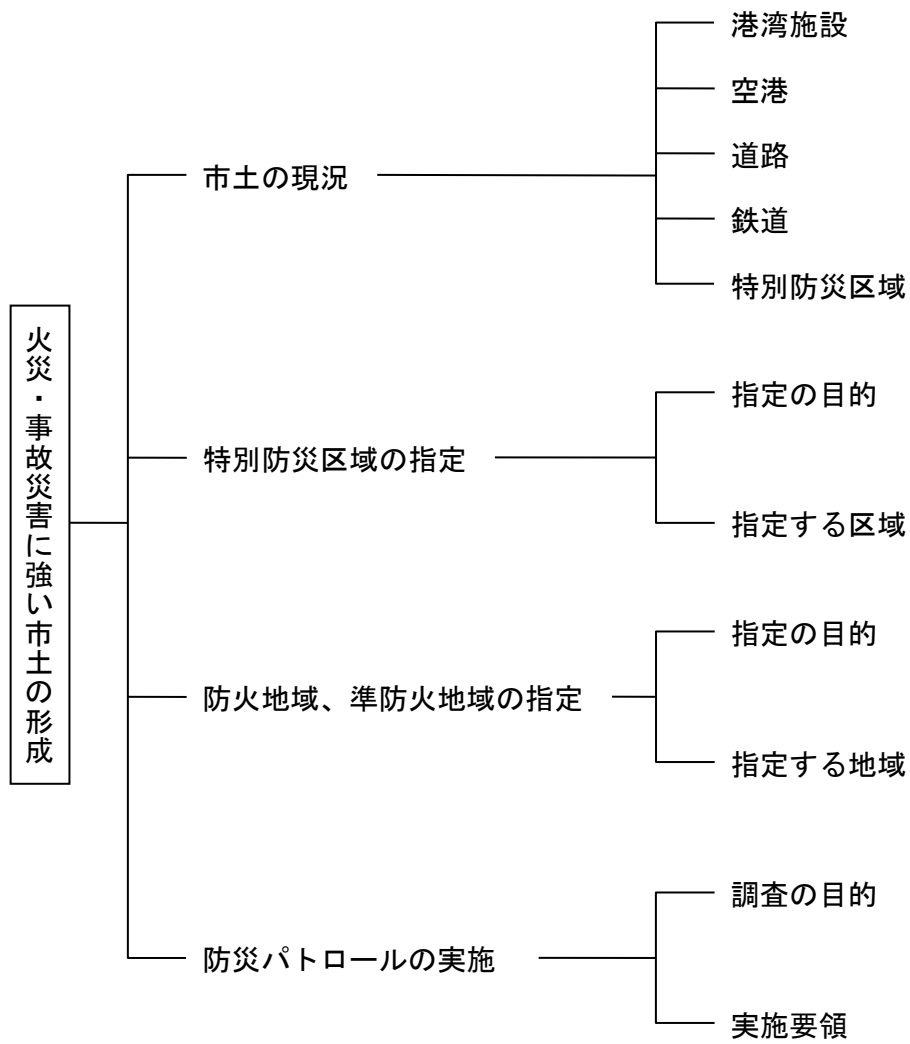
各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市（防災危機管理課）及び消防局の指導を受け、自主的に訓練を実施する。

訓練内容は、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確保等について実施する。

第3項 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県、及び各防災関連機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 火災・事故災害に強い市土の形成



第1節 市土の現況

第1項 港湾施設

宇部港は周防灘西部に位置し、重要港湾として本港及び東港からなる。

[資料] 2-4-1 港湾

第2項 空港

山口宇部空港は、宇部市中心部に程近い瀬戸内海に面した海上空港で、空港周辺に特別な障害物はなく、気象にも恵まれて就航率も高く、利用客の利便性に富む空港である。

空港の位置	北緯33度55分48秒 東経131度16分43秒 標高4.5m
空港の所在	宇部市沖宇部625番地
種類	陸上空港（特定地方管理空港）
着陸帯の等級	B級（長さ2,620m、幅300m）
面積	1,554,781㎡
就航	宇部～東京（1日10便）
管理主体	山口県

第3項 道路

本市の幹線道路としては、国道2号が市の北部を通り、これに通ずる国道190号が海岸線に沿い市街地及び工業地帯にそって東西に貫き、南北には、国道490号、宇部空港線が主幹線をなし、市街地に通ずる県道、市道がそれぞれ主要道として通じている。

高速道路としては、市街地郊外部に山陽自動車道が東西に通じている。

また、事業所専用道路として宇部伊佐専用道路が市の西部を貫いている。

一方、厚東川断面の道路交通容量の確保等が緊急の課題となっていることから、市街地湾岸部においても、宇部湾岸道路の整備が進められ、平成25年3月に西中町ICから東須恵IC間が開通した。

第4項 鉄道

本市の鉄道は、山陽本線、宇部線及び小野田線があり、市民生活において重要な交通機関の一つとなっている。

第5項 特別防災区域

東はテクノUMG（株）宇部事業所から西は西沖干拓地の宇部市と山陽小野田市の市境までの約8.3km約6,659,769㎡にわたる海岸地帯にUBE（株）宇部ケミカル工場東西地区をはじめとする11特定事業所が群立しており、石油類、液安等の物資が多量に貯

蔵取り扱われ、化学工業都市として生産活動が大である。

[資料] 2-4-2 宇部・小野田地区等特別防災区域一宇部市

第2節 特別防災区域の指定

第1項 指定の目的（石災法第2条第2号）

石災法第2条第2項で指定する区域に所在する特定の事業所について、それぞれの災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに、当該区域について、一体として防災体制を確立することを目的とする。

第2項 指定する区域（石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令）

- 1 東見初町、大字沖宇部字沖ノ山及び港町一丁目の区域のうち主務大臣の定める区域
- 2 大字小串字沖ノ山の区域のうち主務大臣の定める区域
- 3 大字藤曲字昭和開作の区域のうち主務大臣の定める区域
- 4 大字西沖ノ山字西沖の区域のうち主務大臣の定める区域

[資料] 2-4-2 宇部・小野田地区特別防災区域一宇部市

第3節 防火地域、準防火地域の指定

第1項 指定の目的（建築基準法第61条）

市街地の大火災を防止するために、防火地域、準防火地域を指定する。

第2項 指定する地域

- 1 防火地域 — 指定なし
- 2 準防火地域 — 市内の近隣商業地域及び商業地域508haが指定されている
- 3 指定の手続 — 市が都市計画審議会の議を経て県知事の承認を受けて決定する。この場合市は、案の縦覧、公聴会の開催等を行い、住民の意見を反映させるための措置を講じて指定する。また県知事は、都市計画地方審議会の議を経て承認する。

第4節 防災パトロールの実施

第1項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて関係機関と協議のうえ計画的に実施する。

2 調査区域

市内の火災、事故分野の重要危険区域等とする。

3 参加機関

- (1) 市（防災関係課、消防団）
- (2) 消防局
- (3) 警察（宇部警察署）
- (4) 県（宇部土木建築事務所、宇部港湾管理事務所）
- (5) 防災関係機関
- (6) ボランティア団体

4 調査の方法

関係機関及び市が把握している危険区域及び新たな危険が予測される区域を調査する。

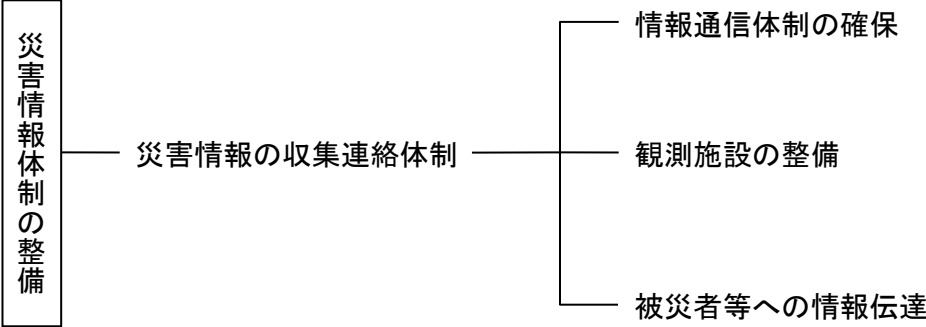
5 調査の内容

- (1) 道路、橋梁、特別防災区域内の施設、港湾、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況と計画の内容
- (2) ヘリポート適地の確認
- (3) 緊急避難場所、避難経路等の確認
- (4) 応急対策資機材の確認
- (5) 各種観測施設設備の状況
- (6) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
- (7) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

市（防災危機管理課）は、調査結果をとりまとめ、各防災関係機関に対し公表するとともに危険区域内の関係住民に公表する。

第5章 災害情報体制の整備



第1節 災害情報の収集連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 市（防災危機管理課）及び消防局の対策

（1）通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

（2）非常用電源の確保

自家用発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

（3）非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

（1）市（防災危機管理課）及び消防局は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア 管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間に防災用移動系無線（デジタルMC A無線）を整備し移動系防災行政無線を減局

イ 同報系無線網の整備促進

ウ 災害担当職員参集のための連絡手段として職員参集メール（携帯電話）の整備促進

エ 防災相互通信用無線及び消防無線統制波の整備促進

オ 衛星携帯電話の整備

（2）多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても、整備を進める。

（3）インターネット等による通信手段の整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市（防災危機管理課）、消防局及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにするものとする。

（1）情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

（2）被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

（3）通信機器の運用計画

（4）災害時に使用する災害応急対策用無線等の効果的活用、運用方法等の習熟

（5）航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で事前に調整するなど、体制の整備

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

市（防災危機管理課）は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

(2) 情報の分析整理

市（防災関係課）は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

5 電気通信事業者（NTT西日本）の対策

(1) 電気通信設備の防災計画

ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

- (ア) 伝送路のループ化を推進する。
- (イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。
- (ウ) 特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常輻輳対策

- (ア) 災害時優先電話の通信確保を行う。
- (イ) ネットワークの効率的なコントロールを行う。

(2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

(3) 社員等の動員体制

1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。

(4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5) 防災に関する訓練

ア 防災を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を総括支店内の各事業所と協力して、定期又は随時に実施する。

イ 市防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

6 自主防災組織の情報体制

自主防災組織は、災害の発生に備え、あらかじめ地域内における防災及び災害に関する情報の伝達及び収集の体制を整備するものとする。

7 市民の情報体制

市民は、災害の発生に備え、あらかじめ気象情報及び防災情報の内容及び入手経路、緊急避難場所、異常発生時の通報先その他必要な事項を把握しておくよう努めるものとする。

第2項 観測施設の整備

1 観測施設

市内に、雨量計、水位計、検潮計、風向風速計等の観測施設を置く。

[資料] 2-5-1 観測施設等

2 施設の整備

気象情報を的確に把握するために、観測施設の整備促進を図る。また、ネットワーク化による気象情報システムをさらに発展させ、総合防災情報システムの構築を図り、インターネットを通じて防災情報を提供し、自主防災意識の高揚を図る。

第3項 被災者等への情報伝達

発災時において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等をはかるためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

避難場所等への防災屋外スピーカー、防災用移動系無線（デジタルMC A無線）の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズに対応するには、行政の対応だけでは十分ではなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市（防災危機管理課）は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

また、大災害時には、NTTが災害時の声の伝言板としての機能が期待される「災害用伝言ダイヤル」を提供するため、被災者の安否確認に対しては、この災害用伝言ダイヤルの利用をすすめるものとする。

(1) 災害用伝言ダイヤル

ア 提供開始

大災害時に、NTTが提供開始、録音件数等について決定し、テレビ、ラジオ等で提供開始や利用方法について発表する。

イ 利用方法

- ① 171にダイヤルする。
- ② ガイダンスが流れる。
- ③ 録音する場合「1」をダイヤルする。
再生する場合「2」をダイヤルする。
- ④ ガイダンスが流れる。
- ⑤ 被災地の安否確認したい人の電話番号をダイヤルする。

⑥録音又は再生する。

ウ 問い合わせ

局番なしの116番又はNTT支店・営業所。

(2) 宇部市防災メール

ア 目的

平成11年台風18号の教訓から、防災情報の伝達・交換や災害情報などの収集・伝達手段の一つとして、平成12年から宇部市防災メーリングリストを開設。平成17年1月15日から、防災情報を配信する「宇部市防災メール」に変更し、平成19年9月から新システムに移行し配信速度の迅速化を図る。

イ 利用手段

電子メール（携帯電話による利用可）

登録・解除は「無料」

ウ 運用

①情報提供

- ・ 気象注意報・警報等
- ・ 雨量等の観測情報
- ・ 災害発生情報
- ・ 被災者支援情報
- ・ ボランティアの募集
- ・ 訓練等の防災啓発行事

②情報収集

- ・ 地域の被災状況
- ・ 避難場所の状況
- ・ ボランティアの要請

③情報交換

- ・ 気象用語や災害用語の解説
- ・ 防災情報、防災知識の共有
- ・ 防災に関する話題

エ 登録・解除方法

市ウェブサイトへアクセスし登録及び解除を行う

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/bousai/bousai/1001208/1001211.html>

(3) エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（au、ソフトバンク、楽天モバイル）

「エリアメール、緊急速報メール」とは、気象庁が配信する「緊急地震速報・津波警報」と、国・地方公共団体からの災害時の情報を、対象エリアに同報配信する「災害・避難情報」を合わせたメールサービスの総称である。

「エリアメール、緊急速報メール」を受信した携帯電話は、自動でメッセージが表示され、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。（スマートフォンを含む一部対応機種）

ア 気象庁から配信されるもの

- ・ 緊急地震速報
- ・ 津波警報

イ 避難指示等の災害・避難情報

市から、NTT ドコモのエリアメールサービス、au、ソフトバンク、楽天モバイルの緊急速報メールサービスにより配信する。

① 配信対象

宇部市域の電波エリア内の NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル携帯電話（スマートフォンを含む一部機種）

② 配信項目

- ・高齢者等避難
- ・避難指示
- ・緊急安全確保
- ・警戒区域情報
- ・津波注意報
- ・津波警報（上記 ア 参照）
- ・大津波警報（上記 ア 参照）
- ・噴火情報
- ・指定河川洪水警報
- ・土砂災害警戒情報
- ・東海地震予知情報
- ・弾道ミサイル情報
- ・航空攻撃情報
- ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ・大規模テロ情報

③ 配信方法

職員が情報を入力し、該当エリア内の NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル携帯電話（スマートフォンを含む一部機種）に一斉配信

(4) Lアラート

Lアラートとは、避難指示等の防災情報を集約し、多様なメディアを通じて住民に情報配信する全国的な共通基盤システムで、TV・ラジオ・インターネット等を通じて防災情報を発信することが可能。

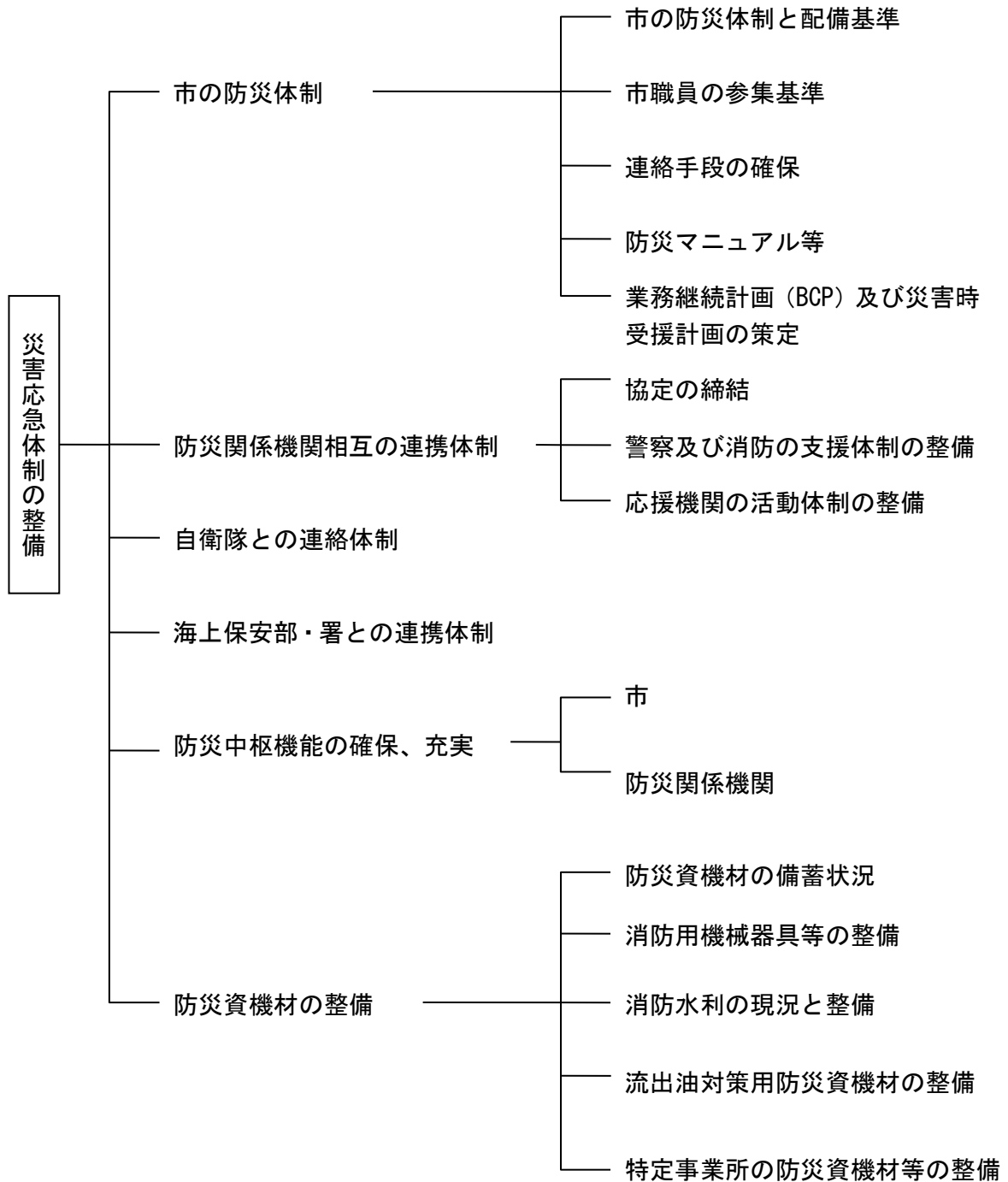
ア 発信する主な防災情報

- ・避難指示等情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令等）
- ・避難所の情報（開設・閉鎖した避難所の名称、住所等）
- ・お知らせ情報（災害に関する県民向け情報（罹災証明発行手続、被災者支援等））

イ 配信方法

職員が、県総合防災情報システム経由で情報を入力し、県内の参加メディアに一斉配信

第6章 災害応急体制の整備



第1節 市の防災体制

第1項 市の防災体制と配備基準

市の防災体制と配備基準を次のように定める。

防災体制	配備基準	配備課
<p>第1 警戒体制</p> <p>防災危機管理課による情報収集活動または、防災危機管理課の指示により防災関係課職員の自宅待機等を行う体制</p>	<p>県、警察、消防局から連絡があった場合</p>	<p>防災危機管理課</p>
<p>第2 警戒体制</p> <p>防災危機管理課の指示により、防災関係課による災害予防対策または、災害応急対策を行う体制</p>	<p>防災危機管理課の指示または、消防局から連絡があった場合</p> <p>(配備課については、状況に応じて防災危機管理課が判断し招集する)</p>	<p>防災危機管理課 総務課 職員課 広報広聴課 市民活動課 24センター 地域福祉課 障害福祉課 高齢者総合支援課 健康増進課 地域医療対策室 商工振興課 農林整備課 水産振興課 都市計画課 住宅政策課 公園緑地課 建築指導課 土木河川課 道路整備課 北部地域振興課 教育総務課</p>
<p>第3 非常体制</p> <p>防災関係課を中心とした災害予防・応急対策を実施する体制</p>	<p>相当規模の災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき</p> <p>(例えば、災害の種類が複数発生した場合等)</p> <p>(配備課については、状況に応じて防災危機管理課が判断し招集する)</p>	<p>防災危機管理課 総務課 職員課 広報広聴課 市民活動課 24センター 地域福祉課 障害福祉課 高齢者総合支援課</p>

		健康増進課 地域医療対策室 商工振興課 農林整備課 水産振興課 都市計画課 住宅政策課 公園緑地課 建築指導課 土木河川課 道路整備課 北部地域振興課 教育総務課
第4非常体制 (災害対策本部体制) 市長を災害対策本部長として、 全庁をあげて災害応急対策、ま たは災害復旧対策を行う体制	大規模な災害が発生したと き、または発生するおそれの あるとき (例えば、防災関係課だけで は対応が困難な場合等)	全課等

第2項 市職員の参集基準

- (1) 第1・2警戒体制については、輪番等によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備にあたる。
- (2) 第3・4非常体制については、所属長等からの連絡により配備にあたる。
- (3) 交通機関等の途絶のため所定の職場に参集できない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに最寄りの市民・ふれあいセンター等に参集する。

第3項 連絡手段の確保

職員の連絡手段については防災危機管理課が行うが、夜間・休日等は消防局通信指令課から防災危機管理課等に連絡することにより24時間体制とする。

また、防災関係課職員の連絡手段については携帯電話等を逐次整備を進める。

第4項 防災マニュアル等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の策定

市は、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、平成26年4月業務継続計画（BCP）を策定した。

また、他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、平成29年5月に災害時受援計画を策定した。

[資料] 2-6-46 宇部市業務継続計画

[資料] 2-6-47 宇部市災害時受援計画

第2節 防災関係機関相互の連携体制

第1項 協定の締結

1 市における協定の締結

市長（防災危機管理課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の市町村の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。（災対法第67条）

また、市長（防災危機管理課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は県知事（防災危機管理課）に対し、職員の派遣についてあつせんを求めることができる。（災対法30条）

その他、指定地方行政機関に対しても、職員の派遣を要請することができる。（災対法29条）

しかし、大規模な災害が発生した場合は、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者等に対し、迅速かつ的確に協力を要請する又は支援する必要があるため、あらかじめ協定を締結するものとする。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

(1) 県外及び県内各市町による災害時相互応援協定（6協定）

ア 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（55市町）

イ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（77市町村）

ウ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定（20県市町）

エ 宇部市・宇治市災害時相互応援協定（2市）

オ いわき市・宇部市災害時相互応援協定（2市）

カ 持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定（13市町）

(2) 県内各市町による広域消防相互応援協定（4協定）

ア 山口県内広域消防相互応援協定（19市町4消防組合）

イ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（19市町4消防組合）

ウ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定（10市3消防組合）

エ 県道山口宇部線における消防相互応援協定（2市1消防組合）

(3) 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定 (31 協定)

- ア 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定 (宇部市医師会)
- イ 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定 (宇部市医師会・宇部薬剤師会・山口県宇部健康福祉センター)
- ウ 災害時の相互協力に関する覚書 (宇部市内郵便局)
- エ 災害時等における緊急放送に関する協定 (FMきらら)
- オ ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定 (山口県厚東川ダム管理事務所、山口県宇部土木建築事務所)
- カ 災害時の福祉避難所の運営に関する協定 (宇部市内社会福祉法人等)
- キ 災害時における倒木処理に関する協定 (宇部・小野田植木造園業組合宇部造園研究会の各会員)
- ク 災害時における燃料油の供給に関する協定 (富士商株式会社)
- ケ 船舶による災害時等の協力に関する協定 (西部マリン・サービス株式会社)
- コ 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定 (西中国国分株式会社)
- サ 災害対応型自動販売機の運用に関する協定 (コカ・コーラウエスト株式会社、サントリーフーズ株式会社、アサヒカルピスビバレッジ株式会社、ダイドードリンコ株式会社)
- シ 災害時における情報交換に関する協定 (国土交通省中国地方整備局)
- ス 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書 (中国電力ネットワーク株式会社)
- セ 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)
- ソ 特設公衆電話の設置・利用に関する協定 (西日本電信電話株式会社)
- タ 災害時における協力体制に関する協定 (株式会社COCOLAND)
- チ 災害時における地下水供給に関する協定 (株式会社COCOLAND)
- ツ 災害時避難支援の協力等に関する協定 (地区自主防災会)
- テ 災害時における支援協力に関する協定 (山口県行政書士会)
- ト 災害時における救助物資確保に関する協定 (生活協同組合コープやまぐち)
- ナ 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定 (山口県LPガス協会宇部・小野田支部、厚狭支部)
- ニ 災害時における物資供給に関する協定 (株式会社ナフコ)
- ヌ 小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定 (小野地区コミュニティ推進協議会)
- ネ 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定 (山口県産業ドローン協会)
- ノ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 (株式会社グッデイ)
- ハ 災害時における物資供給に関する協定 (株式会社ジュンテンドー)
- ヒ 災害時における協力体制に関する協定 (伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社)
- フ 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定 (日産自動車株式会社)
- ヘ 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定 (宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合)
- ホ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 (株式会社ミスターマックス・ホールディングス)

マ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（宇部歯科医師会）

（１）

- [資料] 2-6-16 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- [資料] 2-6-17 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- [資料] 2-6-18 山口県及び市町相互間の災害時応援協定
- [資料] 2-6-19 宇部市・宇治市災害時相互応援協定
- [資料] 2-6-32 いわき市・宇部市災害時相互応援協定
- [資料] 2-6-44 持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定

（２）

- [資料] 2-6-1 山口県内広域消防相互応援協定
- [資料] 2-6-20 山口県消防防災ヘリコプター応援協定
- [資料] 2-6-21 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定
- [資料] 2-6-22 県道山口宇部線における消防相互応援協定

（３）

- [資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定
- [資料] 2-6-3 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定
- [資料] 2-6-4 災害時における宇部市、宇部市内郵便局間の相互協力に関する覚書
- [資料] 2-6-5 災害時等における緊急放送に関する協定
- [資料] 2-6-8 厚東川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定
- [資料] 2-6-9 今富ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定
- [資料] 2-6-10 災害時の福祉避難所の運営に関する協定
- [資料] 2-6-11 災害時における倒木処理に関する協定
- [資料] 2-6-12 災害時における燃料油の供給に関する協定
- [資料] 2-6-13 船舶による災害時等の協力に関する協定
- [資料] 2-6-14 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-15 災害対応型自動販売機の運用に関する協定
- [資料] 2-6-23 災害時における情報交換に関する協定
- [資料] 2-6-24 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書
- [資料] 2-6-26 災害に係る情報発信等に関する協定
- [資料] 2-6-27 特設公衆電話の設置・利用に関する協定
- [資料] 2-6-28 災害時における協力体制に関する協定
- [資料] 2-6-29 災害時における地下水供給に関する協定
- [資料] 2-6-30 災害時避難支援の協力等に関する協定
- [資料] 2-6-31 災害時における支援協力に関する協定
- [資料] 2-6-33 災害時における救助物資確保に関する協定（生活協同組合コープやまぐち）
- [資料] 2-6-34 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（山口県LPガス協会宇部・小野田支部、厚狭支部）
- [資料] 2-6-35 災害時における物資供給に関する協定
- [資料] 2-6-36 小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定
- [資料] 2-6-37 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定

- [資料] 2-6-38 災害時における物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-39 災害時における物資供給に関する協定
- [資料] 2-6-40 災害時における協力体制に関する協定
- [資料] 2-6-41 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定
- [資料] 2-6-42 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定
- [資料] 2-6-43 災害時における物資の調達及び供給に関する協定
- [資料] 2-6-45 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

2 県における協定の締結

- (1) 他都道府県との相互応援協定
- (2) 医療救護活動に関する協定
 - ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定
 - イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定
- (3) 要配慮者支援に関する協定
 - ア 関係福祉団体との協定
 - イ 県旅館生活衛生同業組合との協定
 - ウ (公財)山口県国際交流協会との協定
- (4) 報道機関との協定
- (5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定
 - ア 県トラック協会との協定(車両の確保、物流の専門家派遣等)
 - イ 県バス協会との協定
 - ウ 県乗用自動車協会との協定
 - エ 県レンタカー協会との協定
- (6) 災害応急対策用船舶の確保に関する協定
 - ア 県旅客船協会との協定
 - イ 県内航海運組合との協定
- (7) 緊急支援物資等保管先の確保に関する協定
 - ア 県倉庫協会との協定
 - イ 県冷蔵庫協会との協定
- (8) 物資配送等に関する協定
 - 大手運送業者との協定
- (9) 応急対策業務に関する協定
 - ア (一社)山口県建設業協会及び同協会支部との協定
 - イ (一社)山口県測量設計業協会との協定
 - ウ (一社)プレハブ建築協会との協定
 - エ (一社)全国木造建設事業協会との協定
 - オ 警備業者との協定
 - カ 山口県衛生仮設資材事業協同組合との協定
 - キ (一社)山口県LPガス協会との協定
 - ク (一社)山口県産業廃棄物協会との協定
 - ケ 中国地方整備局及び海洋土木関係団体との協定
 - コ (一社)日本建設業連合会中国支部との協定
 - サ (一社)全国クレーン建設業協会山口支部との協定

- シ 県電気工事工業組合との協定
- ス (一社) 山口県電業協会との協定
- セ 県管工事工業協同組合との協定
- ソ (一社) 山口県ビルダーズネットワークとの協定
- タ 山口県建設労働組合との協定
- チ 西瀬戸ビルダーズサロンとの協定
- ツ (一社) 山口県建築協会との協定
- テ (一社) J B N・全国工務店協会との協定
- ト 全国建設労働組合総連合との協定
- ナ 山口県瓦工事業協同組合との協定
- ニ 山口県鳶工業連合会との協定
- ヌ (一社) 日本鳶工業連合会との協定
- ネ (一社) 災害復旧職人派遣協会との協定
- (10) 通信設備の利用に関する協定
 - ア 警察通信設備の使用に関する協定
 - イ J R西日本通信設備の使用に関する協定
 - ウ (一社) 日本アマチュア無線連盟山口県支部との協定
- (11) 食料・飲料水及び生活必需品の供給に関する協定
 - 大手流通業者等との協定

[資料] 2-6-7 災害救助に必要な物資の調達に関する協定締結団体

- (12) 医薬品、血液製剤等の供給に関する協定
 - ア 山口県薬業卸協会との協定
 - イ 山口県製薬工業協会との協定
 - ウ 山口県医療機器販売業協会との協定
 - エ 日本産業・医療ガス協会中国地域本部との協定
- (13) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定
 - 独立行政法人住宅金融支援機構との協定
- (14) 災害情報の収集に関する協定
 - ア 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (J A X A)・国立大学法人山口大学との協定
 - イ 国土地理院との協定
 - ウ 山口県産業ドローン協会との協定
- (15) 災害時における避難者支援に関する協定
 - 公益社団法人隊友会 山口県隊友会との協定
- (16) その他災害応急対策上必要な事項に関する協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

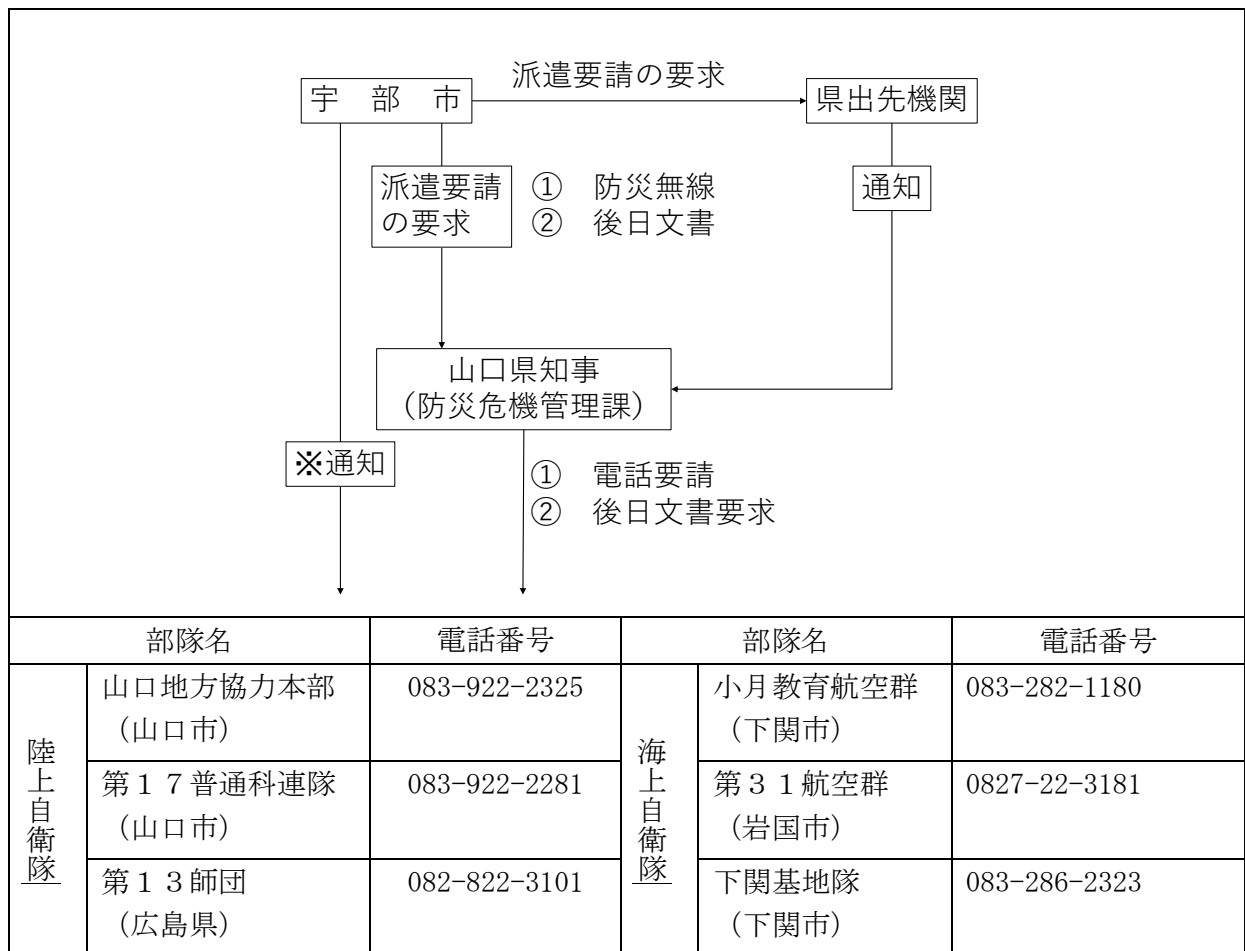
第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 市は、近隣市町（消防本部等）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要
な体制をあらかじめ定めておく。また、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の
確保に努めるものとする。
- 2 市及び県は、大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に
対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動
拠点を確保する。

第3節 自衛隊との連絡体制

災害緊急時の自衛隊の派遣要請は、県知事に要求する。市長は、自衛隊の派遣要請をする
よう県知事に求めた場合、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する
ことができる。また、県知事が要請出来ない場合においては、市長は、その旨及び災害の状
況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

県の派遣要請にかかる手順及び市長が直接通知を行う場合の連絡先は、以下のとおりとな
る。



	中部方面総監部 (兵庫県)	0727-82-0001		呉地方総監部 (広島県)	0823-22-5511
航空 自衛隊	第1 2 飛行教育団 (防府市)	0835-22-1950		佐世保地方総監 部 (長崎県)	0956-23-7111
	航空教育隊 (防府市)	0835-22-1950	※知事が要請できない場合		
	西部航空方面隊 (福岡県)	092-581-4031			
	第3 術科学校 (福岡県)	093-223-0981			

第4節 海上保安部・署との連携体制

県及び市町は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実に努めることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

第1項 市

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検を計画的に実施する。
- 2 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
なお、代替機能施設は、ときわ湖水ホールとする。
- 3 庁舎等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 4 資料の被災を回避するため、免震性及び非常用電源等の確保された市内施設において、各種データの整備保全、バックアップ体制を推進する。

第2項 防災関係機関

各防災関係機関は、防災中枢機能の確保、充実に努める。

第6節 防災資機材の整備

第1項 防災資機材の備蓄状況

防災資機材は、地域防災拠点となる市民・ふれあいセンターから年次的に整備を進める必要があり、その後、各避難予定場所にも、整備が必要である。

第2項 消防用機械器具等の整備

1 消防車等の整備

市街地の進展、都市構造の変ぼうに伴う消防需要の増大に対処するため、消防力の基準に基づき年次計画により、消防ポンプ自動車、救急自動車をはじめ、特殊消防車両の増設整備を図る。

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

2 消防用器具、資材の整備

火災その他の災害発生時における防御活動及び人命救助活動に必要な器具等は消防車両の整備と併せ充実を図る。

3 化学消火剤の共同備蓄

危険物火災に対処するため、市、消防局及び関係企業は、化学消火剤の共同備蓄を行う。

[資料] 2-6-50 化学消火剤備蓄

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

第3項 消防水利の現況と整備

本市の消防水利は、公設及び私設の消火栓、防火水槽等を含め、現在2,497か所あるが市街地の周辺部においては、近年住宅が急増し水利の需要に迫られていることから年次計画によって整備充実を図る。

[資料] 2-6-47 消防水利

第4項 流出油対策用防災資機材の整備

海上保安署、県、市、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行っている。

[資料] 2-6-48 空ドラム缶

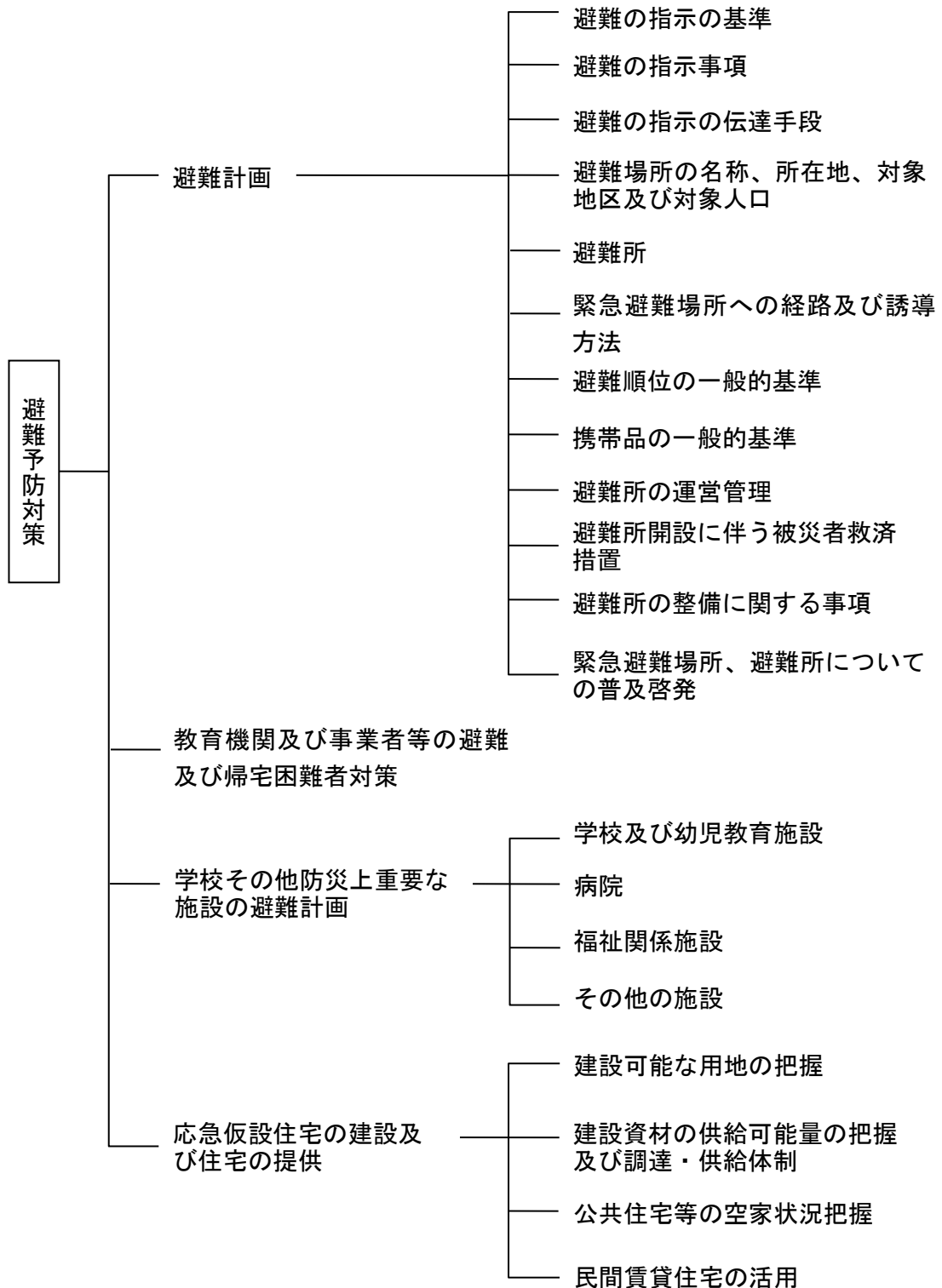
[資料] 2-6-50 化学消火剤備蓄

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

第5項 特定事業所の防災資機材等の整備

特別防災区域特定事業所の防災資機材に関しては第2部第17章「石油コンビナート等災害予防対策」第3節参照。

第7章 避難予防対策



第1節 避難計画

第1項 避難の指示の基準

- 1 大規模な火災で、風下に拡大するおそれがあるとき
- 2 大規模な爆発が発生し、または発生するおそれがあるとき
- 3 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき
- 4 その他危険が切迫していると認められるとき

第2項 避難の指示事項

避難の指示にあたって、混乱を招かないように必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難の指示の発令者
- 2 指示等の理由
- 3 対象地域の範囲
- 4 誘導者
- 5 緊急避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他
災害の状況により必要となる事項

第3項 避難の指示の伝達手段

避難の指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。伝達にあたっては、地域住民に周知徹底するため、市による対応だけでなく、警察、消防機関、報道機関等の協力による伝達体制を整備しておく。要配慮者については、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

- 1 メール、無線、電話及び公共放送等による伝達
防災メール、防災屋外スピーカー、電話、FAX等、テレビ、ラジオ
- 2 広報車、伝達員による直接伝達（警察、消防局、消防団、市防災関係課）

第4項 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

1 緊急避難場所の指定

あらかじめ、避難の予定となる施設を避難場所として設定しておく。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を図るため、政令で定められた基準に適合する施設又は場所を、地震、津波、土砂災害、洪水、高潮等災害種類ごとに、緊急避難場所として指定する。

緊急避難場所を指定しようとするときは、当該緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

緊急避難場所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示するものとする。

2 緊急避難場所の指定基準

(1) 地震以外の災害を対象とする緊急避難場所の指定基準

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち洪水、高潮、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

(2) 地震を対象とする緊急避難場所の指定基準

上記管理条件に加えて、

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

又は

イ 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

3 緊急避難場所に関する届出

緊急避難場所の管理者は、当該緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市長に届け出るものとする。

4 指定の取消し

市長は、当該緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。

緊急避難場所を取り消したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示するものとする。

[資料] 2-7-1 緊急避難場所及び避難所一覧

[資料] 2-7-2 特別防災区域及び周辺区域の緊急避難場所及び避難経路

第5項 避難所

1 避難所の指定

市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定められた基準に適合する施設を、避難所として指定する。

また、指定避難所が使用できなくなる場合も想定し、あらかじめ避難所として利用可能な施設を把握し、協定を締結しておく。

なお、避難所を指定しようとするときの管理者の同意、指定時の県知事への通知、公示、避難所に関する届出、指定の取り消し等、緊急避難場所と同様に行う。

2 避難所の指定基準

(1) 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

(2) 構造条件

速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること

(3) 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

(4) 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること

3 福祉避難所

要配慮者で一般の避難所での生活に支障をきたすなど、何らかの特別の配慮を必要な対象者に対し、その対応が可能な福祉避難所を指定するものとする。

第6項 緊急避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努めることとする。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は異なる場合があり、その場合は全機関が一致協力して誘導する必要があるため、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

第7項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第8項 携帯品の一般的基準

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合は、上記の他若干の食料品、日用品等も認められる。
ただし、災害の状況によっては、その他の携行品を制限することができる。

第9項 避難所の運営管理

市は、災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、自主防災組織、教育機関及び事業者等と連携し、あらかじめ避難所の運営に係る協力体制を整備するとともに、福祉避難所の拡充及びその運営に係る協力体制の整備に努めるものとする。

市、自主防災組織、教育機関及び事業者等は、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者に配慮するものとする。

また、避難場所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、避難場所従事者等についてあらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救済措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

市（地域福祉課）は、防災関係機関その他関係団体と連携し、避難所で必要となる物資の確保及び備蓄を行うものとする。

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第12項 緊急避難場所、避難所等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第2節 教育機関及び事業者等の避難及び帰宅困難者対策

教育機関及び事業者等は、災害時にその管理する施設のうち緊急避難場所・避難所に指定されていない施設について、災害の規模その他の状況により当該施設を臨時的な緊急避難場所・避難所として開設する必要があるときは、市及び自主防災組織と連携し、当該施設を緊急避難場所・避難所として開設するよう努めるものとする。

また教育機関及び事業者等は、児童等、従業員その他の関係者が帰宅困難者（勤務先、外出先等において、災害時に交通機関の停止、道路の寸断等により帰宅することが困難な者をいう。）となるときに備え、市及び防災関係機関と連携し、必要な物資の確保及び備蓄を行うよう努めるものとする。

第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意

し、関係機関と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど避難について万全を期するものとする。

第1項 学校及び幼児教育施設

学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項

第2項 病院

病院については、患者を他の医療機関又は、安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項

第3項 福祉関係施設

福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項

第4項 その他の施設

その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

市（住宅政策課、営繕課）及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

第1項 建設可能な用地の把握

あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備をしておく。

第2項 建設資材の供給可能量の把握及び調達・供給体制

応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。

第3項 公営住宅等の空家状況把握

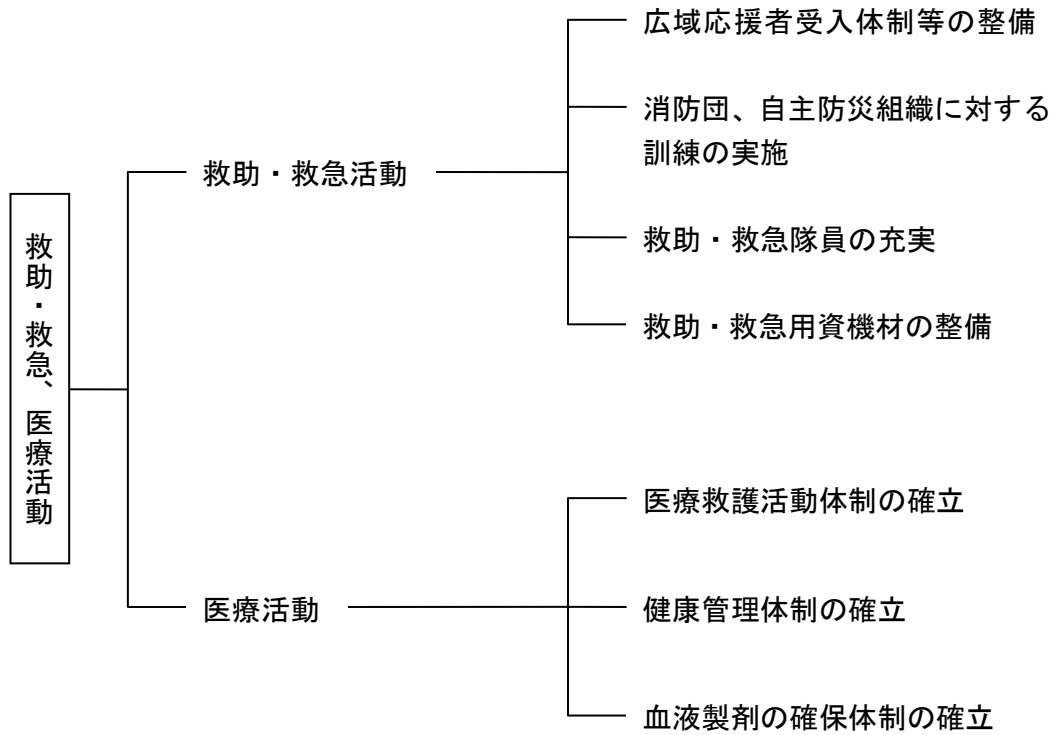
公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての選考基準、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

る。

第4項 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動



第1節 救助・救急活動

第1項 広域応援者受入体制等の整備

県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう活動体制の確立を図る。

第2項 消防団、自主防災組織に対する訓練の実施

消防局は、消防団、自主防災組織に対する普通救命講習等を実施する。

第3項 救助・救急隊員の充実

救助隊員については、複雑化する救助事象に対応できるように、消防大学校、消防学校への派遣及び研修会を実施するほか、機会あるごとに教育・訓練を実施し、高度な知識、技術の習得に努める。

救急隊員については、応急処置の範囲拡大に対応した、高度救急業務の推進を図るため、救急救命士の免許取得等、新たな教育訓練を実施し、専門的知識の習得に努める。

大規模災害時に的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図ると共に、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化の推進に努める。

第4項 救助・救急用資機材の整備

救助工作車、救急自動車、救助・救急用資機材等の整備充実に努める。

第2節 医療活動

効率的に医療活動を行うために、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、必要に応じ、保健福祉専門職が一元化し、部局横断的な体制を確立する。

第1項 医療救護活動体制の確立

1 市の対策（地域医療対策室、地域福祉課）

- (1) 救護所の指定をするとともに、住民へ周知する。設置場所は、原則として避難場所、災害現場とする。
- (2) 救護所として宇部市休日・夜間救急診療所を整備する。
- (3) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及につとめる。

2 指定地方公共機関

市医師会は、市からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。

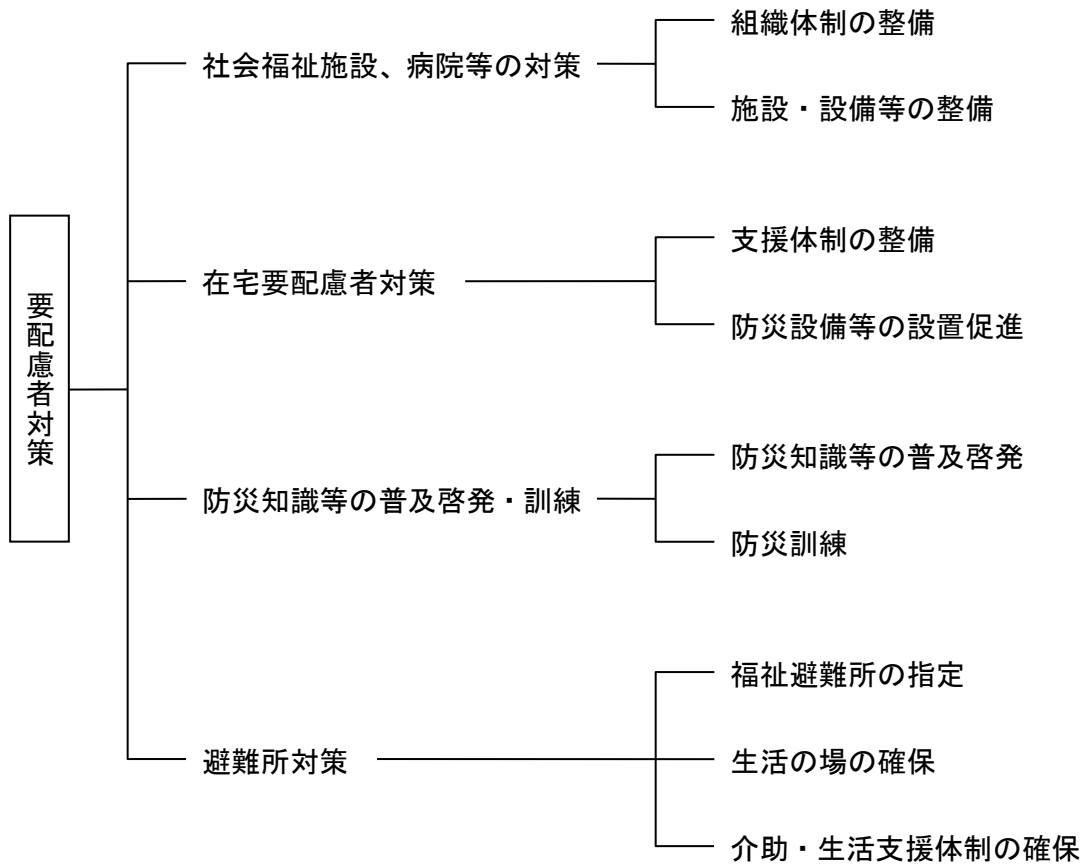
第2項 健康管理体制の確立

市及び県の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 県赤十字血液センターは、災害時における医療機関からの血液の要請に応えられるよう常時血液製剤を備蓄しておくとともに、他県血液センターからの支援が受けられるようあらかじめ体制の整備を図る。
- 2 医療機関は、災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 3 市は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課、地域医療対策室）

- 1 市及び県は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
 - (2) 宇部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の災害共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民の協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を促進する。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。

特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - (2) 宇部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の災害時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、災害時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
 - (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

第2項 施設・設備等の整備

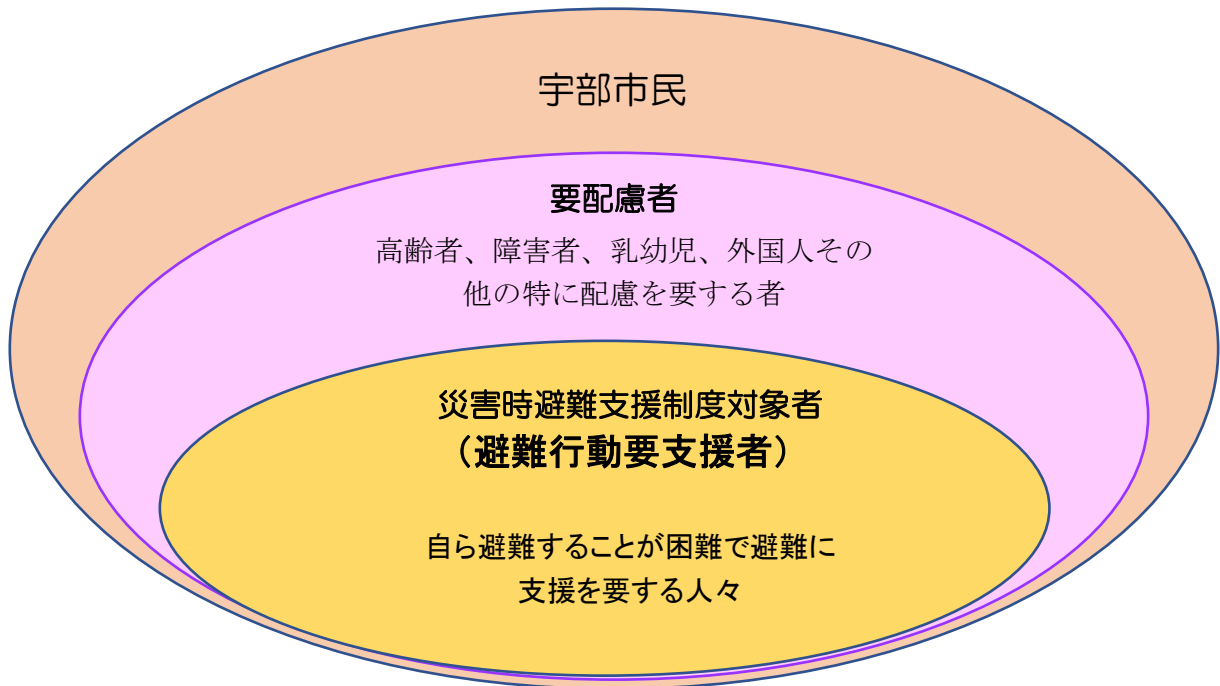
- 1 市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 市は、防災情報が確実に伝達できるよう、防災メールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - (1) 入所・入院者等に対し、継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限

り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。

- (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）



1 要配慮者避難支援体制の確立

市は、避難行動要支援者への情報提供及び避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織、事業者等その他関係団体と連携し、援護体制を整備しなければならない。

市は、避難行動要支援者の支援を的確に行うため、必要に応じ、その保有する避難行動要支援者に係る個人情報自主防災組織又は事業者等に提供することができるものとする。ただし、自主防災組織及び事業者等は、個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

2 災害時避難支援制度

市は、災害時避難支援制度に基づき、民生委員・児童委員、福祉専門職等の協力を得て、避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）を作成するよう努めるものとする。

また、その実施に当たっては、消防、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織（以下、「避難支援等関係者」という。）、事業者等と事前に協議しておくものとする。

3 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に家族以外の支援を要する者とする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）、又は後期高齢者（75歳以上）のみの世帯の者
- (2) 身体障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 精神障害者
- (5) 要介護認定者
- (6) 本制度の支援が必要と認められる者

4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

また、個別避難計画には、次に掲げる事項に加え、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 避難行動要支援者情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 自宅電話番号
- カ 携帯電話番号
- キ 携帯メールアドレス
- ク 支援対象種別
- ケ 支援の種類

(2) 避難支援者情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 自宅電話番号
- カ 携帯電話番号
- キ 携帯メールアドレス

5 情報の集約

市においては、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

6 都道府県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。(法49条の10第4項、法49条の14第5項)。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

7 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の利用及び提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報・個別避難計画情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りでない。

市は、災害が発生し、又は発生するとおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

8 名簿情報・個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

市は、名簿情報・個別避難計画情報を提供するときは、名簿情報・個別避難計画情報の提供を受ける者に対して名簿情報・個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

名簿情報・個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）もしくはその他の当該名簿情報・個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報・個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 避難支援関係者の対応原則

避難支援関係者は、平常時から名簿情報・個別避難計画情報を避難支援関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報・個別避難計画情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、避難支援関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

10 避難支援関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿・個別避難計画の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援関係者の安全確保の措置を決めておくものとする。避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。避難支援関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿・個別避難計画制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

1 1 避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ体制を築いておくものとする。こと。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

1 2 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報・個別避難計画情報を最新の状態に保つこと。

1 3 市及び県は、災害時における高齢者、障害者等に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

1 4 市は、災害救助関係業務に加え、高齢者、障害者等に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、福祉事務所、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

[資料] 2-6-30 災害時避難支援の協力等に関する協定書

第2項 防災設備等の設置促進（障害福祉課、高齢者総合支援課、消防局）

市及び県は、在宅の一人暮らし老人、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用火災警報器、過熱防止装置付コンロ等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 防災知識等の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発（障害福祉課、高齢者総合支援課、消防局）

1 市及び県は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。（市民課、観光交流課）

3 市及び県は、地域における避難行動要支援者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、避難行動要支援者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）

市及び県は、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導が行えるようその支援体制の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難所対策

市（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）及び県は、高齢者、障害者等にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、被災時の男女ニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第1項 福祉避難所の指定

市は、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

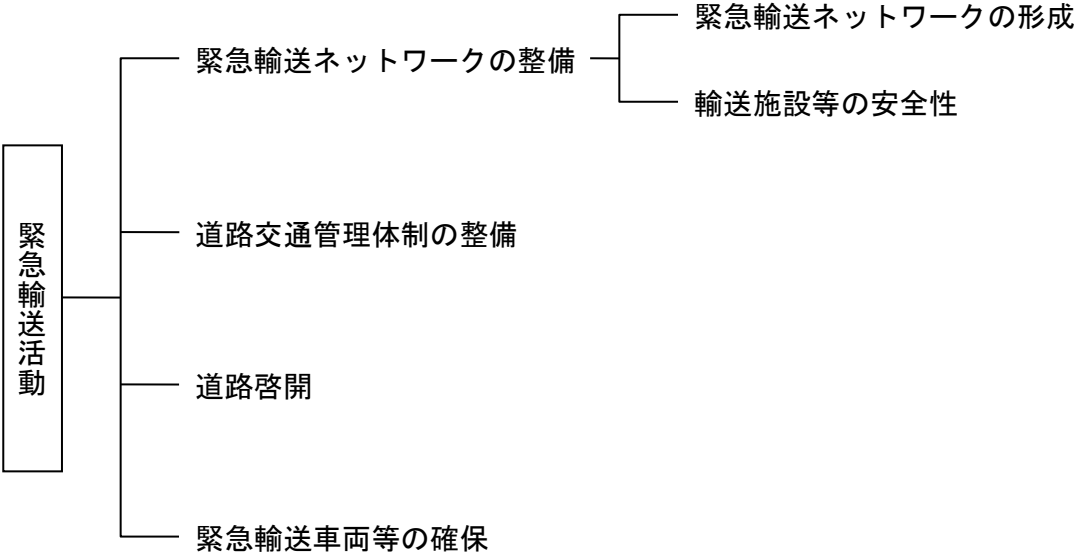
第2項 生活の場の確保

避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から生活の場の確保対策として、公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

第3項 介助・生活支援体制の確保

避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第 10 章 緊急輸送活動



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定（県）

（1）道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定

イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

（2）港湾

ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

（3）漁港

ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

（4）飛行場等

ア 航空輸送の拠点となる飛行場等の指定

イ 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定（県）

他県等からの緊急物資の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定

3 活動（進出）拠点の指定（県）

他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点施設や移動する際の目標となる拠点施設を指定しておく。

4 市における輸送施設、拠点の指定

市（防災危機管理課）は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点の指定を図る。拠点施設が使用できない場合を想定し、あらかじめ利用可能な施設を把握しておく。また、協定締結し民間事業者の活用も図っていく。

5 市（防災危機管理課）及び県は、上記により指定した施設については、広報誌等を活用するなどして関係機関・住民等への周知を図る。

<第3部第7章「緊急輸送計画」参照>

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

- 1 県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 県警察は、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うため、警備業者等との間に応急対策業務に関する協定等の締結をする。
- 3 県警察は、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等について、普及啓発を図る。
- 4 県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建築業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

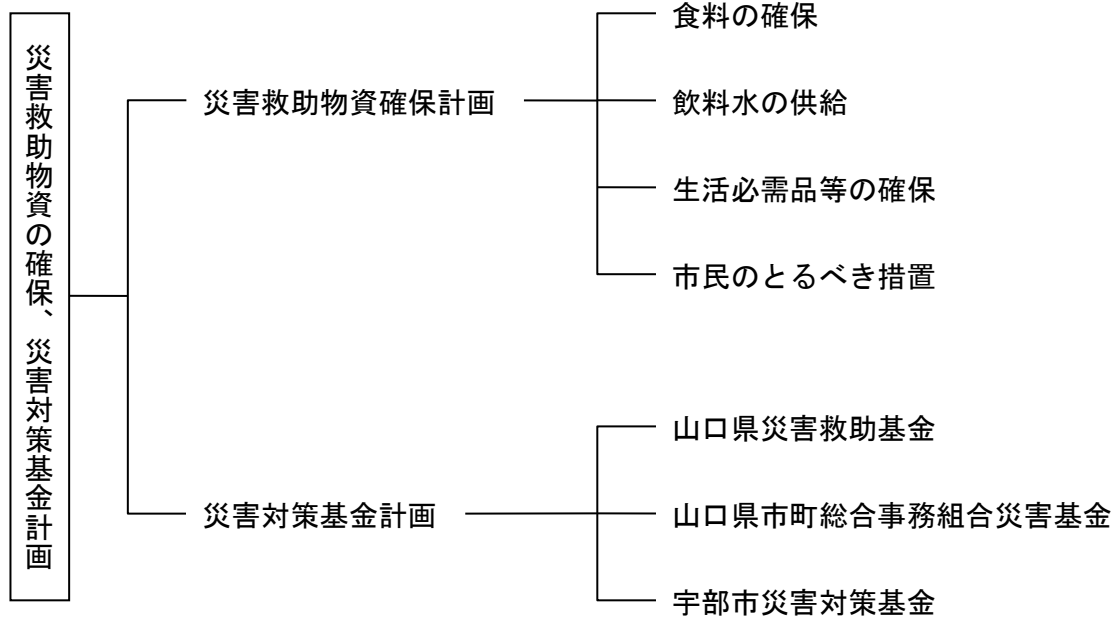
なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

<第3部第6章「応援要請計画」参照>

第 1 1 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画



第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

市及び県は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により、市及び県がそれぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

(1) 県

県は、複数の市町にまたがる広範囲な災害が発生した場合、市町が想定していないような極めて甚大な被害が生じた場合等において、市町が行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、そのために必要な体制を整備するものとする。

(2) 市（地域福祉課）

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものでありその備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市（地域福祉課）及び県は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合直ちに供給できるよう体制を整備するものとする。

(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫又は、製造能力）の把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席メン、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

<第3部第6章「応援要請計画」参照>

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

水道局は応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるよう体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

水道局は、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。

(2) 井戸水の活用

市（環境政策課）は、井戸水を飲料水として活用する際の飲料方法等について指導する。

4 応急給水資機材の整備

水道局は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、給水袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

水道局は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

市（地域福祉課）及び県は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう備蓄に努めるものとする。

第4項 市民のとるべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

<第3部第9章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」参照>

第2節 災害対策基金計画

市（防災危機管理課）及び県は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金等の積立をおこなう。

第1項 山口県災害救助基金

1 基金の積立

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

2 基金の運用

災害対策基金の運用は、次の方法による。

- (1) 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金。
- (2) 確実な債券の応募又は買入
- (3) 救助に必要な給与品の事前購入

第2項 山口県市町総合事務組合災害基金

1 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町総合事務組合が設立されている。

2 基金設置の目的

この基金は、組合市町の災害による減収補填、災害対策事業費その他災害にともなう費用に充て、もって組合市町の財政運営の健全化に資するため設置する。

3 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

[資料] 2-11-2 山口県市町総合事務組合災害基金現在高

4 基金の処分

(1) 基金の処分と対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の承認を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額で処分することができるものであること。

- ア 災害による減収補填を要するとき
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業

第3項 宇部市災害対策基金

1 基金設置の目的

災害対策基本法第101条及び国、県の防災計画に基づき、災害非常時の応急対策に要する経費の財源として積み立てるとともに、その財源を活用し即時に災害対策に着手することを目的として設置する。

2 積立目標額

目標額は設定しない。

3 適用基準

災害救助法の適用はないが、それに近い大規模災害に適用し、次の適用事例に掲げる災害対策を必要とする事態の発生を伴う概ね次のような被害件数を目安とし、以下の3種類のうち1つ以上に該当した場合、また該当すると見込まれる場合の災害経費に充当する。

また、災害対応の強化及び地域住民の自発的な活動を促進するために充当する。

- (1) 全壊（全流失・全埋没・全焼失）家屋 10世帯以上
- (2) 半壊（半流失・半埋没・半焼失）家屋 20世帯以上
- (3) 床上浸水（住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯） 30世帯以上

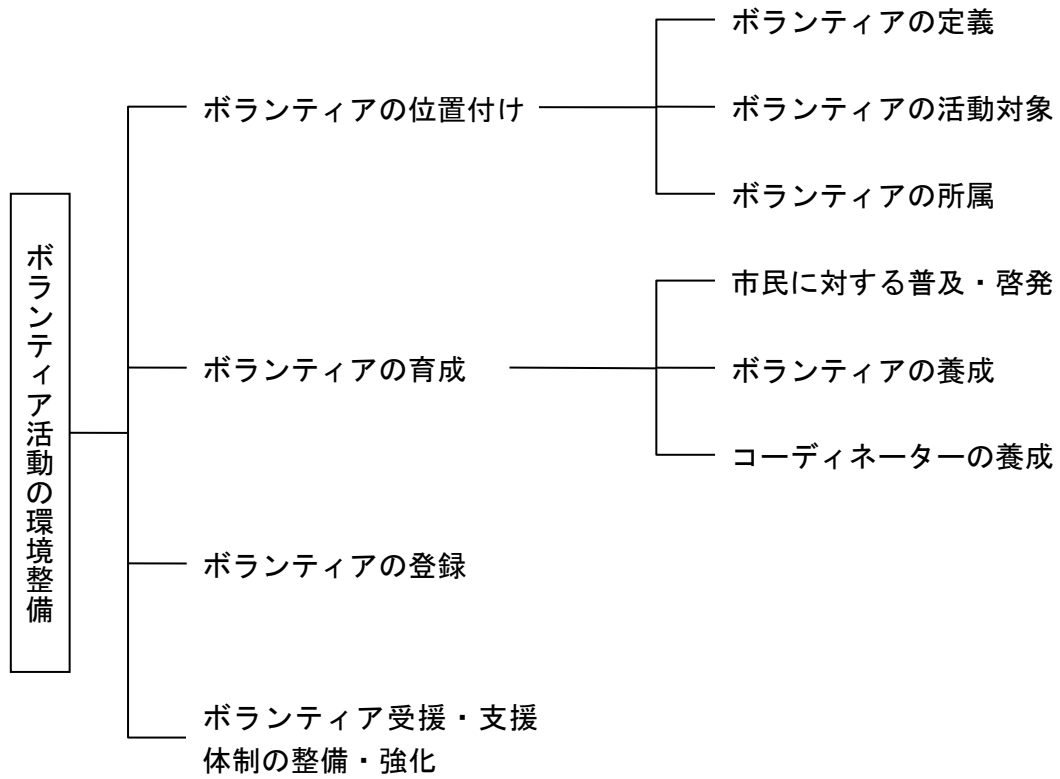
※ 被害を受けた世帯の数の算定は、半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水は3世帯をもって1つの全壊世帯とみなす。

4 適用事例

- (1) 応急仮設住宅など収容施設の建設
- (2) 炊き出し等による食品の支給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の支給
- (4) 学用品の支給
- (5) 災害で日常生活に著しい支障を及ぼしている土石、竹木等の除去費用
- (6) 自主防災組織の活動助成として支給
- (7) その他市長が必要と認めるもの

[資料] 2-11-3 宇部市災害対策基金現在高

第12章 ボランティア活動の環境整備



第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市防災計画におけるボランティアとは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容	担当課
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）・建築物危険度判定（応急危険度判定士）・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等）・福祉（手話通訳、介護等）・無線（アマチュア無線技士）・特殊車両操作（大型重機等）・通訳（語学）・災害救援（初期消火活動、救助活動等及びその支援等）・その他特殊な技術を要する者	住宅政策課 建築指導課 土木河川課 健康増進課 地域医療対策室 こども支援課 障害福祉課 防災危機管理課 観光交流課 消防局 防災危機管理課等
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配送・清掃、防疫・要配慮者等への生活支援・その他危険のない軽作業	職員課 地域福祉課

第3項 ボランティアの所属

(1) 組織や団体に所属するボランティア

NGO（非政府組織）やNPO（特定非営利活動）法人、企業及び宗教団体等の組織や団体に所属するボランティアで、自らの行動規範で活動する。

(2) 個人ボランティア

学生や勤労者等の中で、組織や団体に属さず、個人の意志で参加するボランティアで、個人の能力差が大きく、経験の少ない者が比較的多い。

(3) 後方支援や資金の提供

直接被災地で活動するのではなく、被災地外で行う支援活動や資金・物資等の支援を行うボランティアで、多くの者が参加できる。

第2節 ボランティアの育成

第1項 市民に対する普及・啓発

市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会、県共同募金会、日本赤十字社山口県支部、並びに地域の関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。また、学校や地域等において、福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるよう社会福祉行事等を行う。

第2項 ボランティアの養成

市（各課）、市社会福祉協議会及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市社会福祉協議会は関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

市社会福祉協議会（宇部ボランティアセンター）及び関係団体は、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

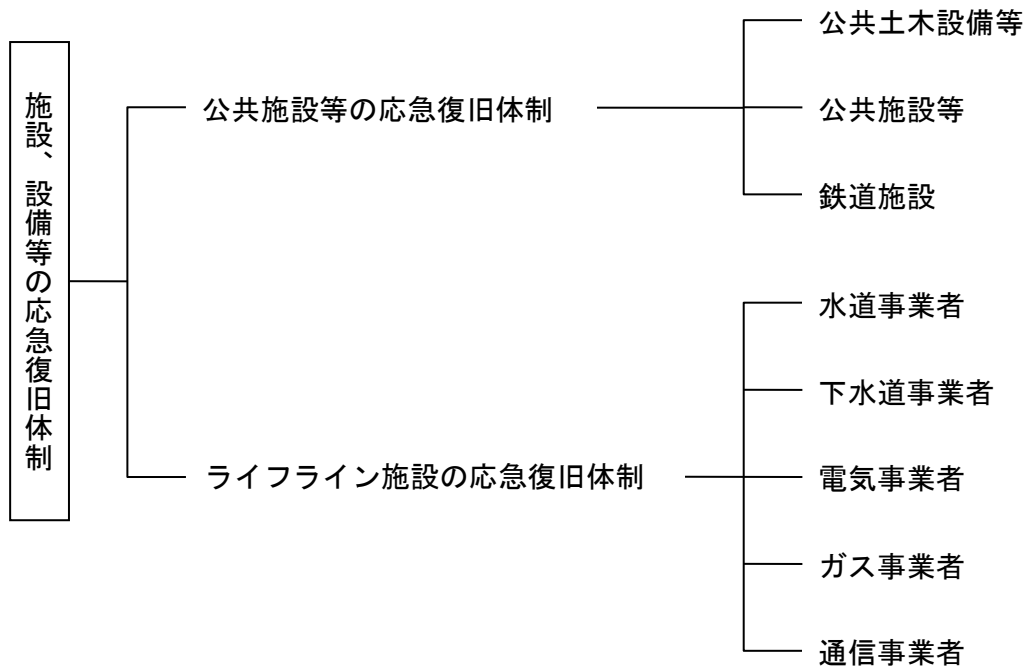
第4節 ボランティア受援・支援体制の整備・強化

市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）及び県社会福祉協議会、宇部市民活動センター青空等と連携して、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図り、受援体制及び支援体制を整備する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動及び市災害ボランティアセンターの設置運営等を円滑に行うため、マニュアルを整備するとともに研修訓練を行う。市は、これらの活動に対して必要な指導助言及び財政支援を行う。

J V O A D	080-5961-9213
山口県社会福祉協議会	083-924-2777
宇部市社会福祉協議会	0836-33-3131
宇部市民活動センター	0836-36-9555

第13章 施設、設備等の応急復旧体制



第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木設備等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は、平常時から施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者間相互、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

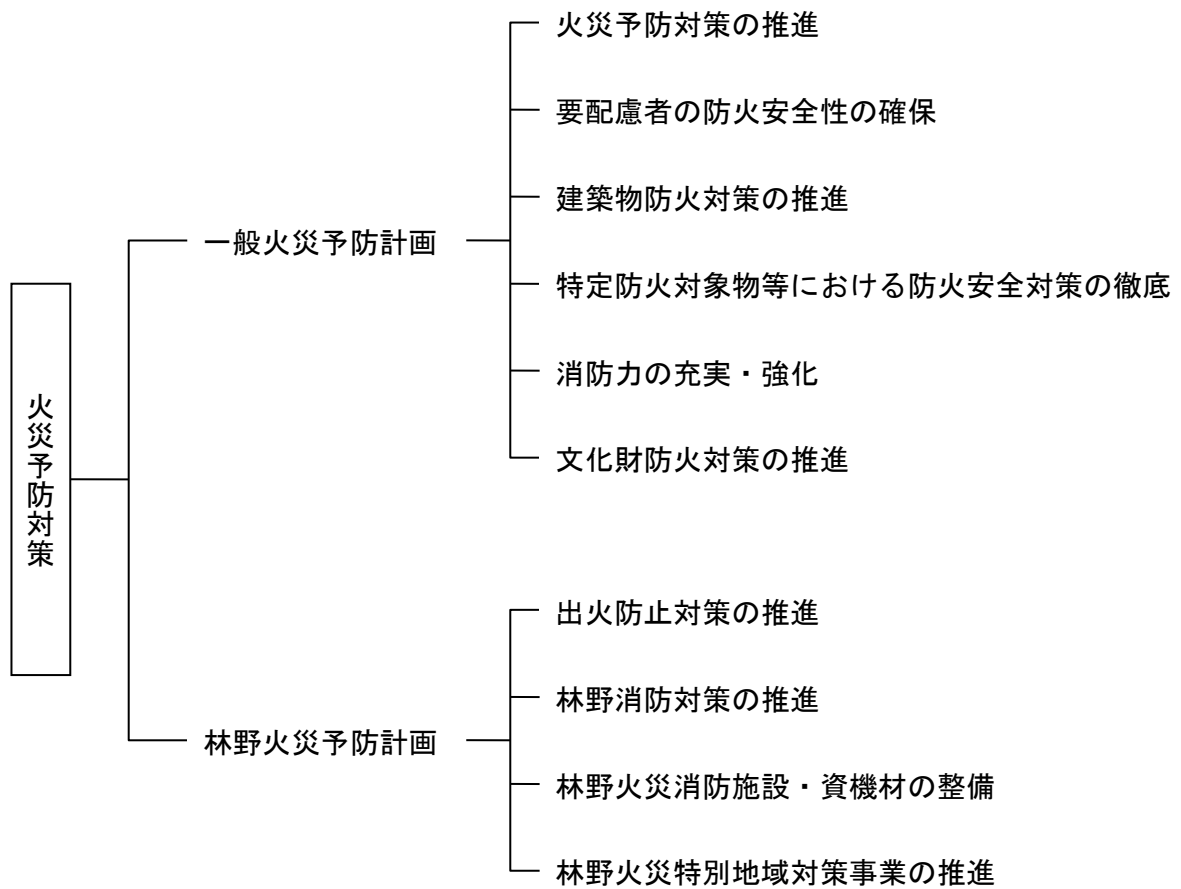
第5項 通信事業者

1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱をひきおこすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第14章 火災予防対策



第1節 一般火災予防計画

第1項 火災予防対策の推進（消防局）

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発について、なお一層の徹底を図るため市、消防局及び県は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

(ア) 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動

(イ) イベント、集会等を利用した啓発活動

(ウ) 巡回による啓発広報活動

(エ) 家庭訪問による防火指導

(オ) 学校、職場等における防火指導

(カ) 組織化の推進による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に在住する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例の周知徹底を図る。

(1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

(2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取り扱い基準

(3) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

3 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、市、消防局及び県は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底等を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 市、県の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火診断の実施

住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、

展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅防災機器等の設置を促進する。

4 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人ひとりの自覚と近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、婦人・老人・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ(幼年・少年・女性の各クラブ等)の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

<第2部第2章「防災活動の促進」第2節参照>

[資料] 2-2-2 自衛防災組織

[資料] 2-2-3 幼年消防クラブ

[資料] 2-2-4 少年消防クラブ

[資料] 2-2-5 女性防火クラブ

[資料] 2-2-6 自主防災組織

(2) 防火(防災)教育の充実

企業の自衛消防隊員等を消防学校に入校させ、市全体としての防火防災知識・技術の向上に努める。

また、消防学校に入校困難な消防団員、市職員、住民等に対しては移動消防学校の機会を利用するなどして必要な知識・技術の習得の支援を行う。

(3) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防局、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は形式的なものとならないよう訓練実施者は、具体的な訓練目標を定め、効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市(障害福祉課、高齢者総合支援課)、消防局、県及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策(高齢者等の防火安全対策)の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65才以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、市(障害福祉課、高齢者総合支援課)、消防局及び県は、高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅防災用機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、市（建築指導課）、消防局及び県は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

- (1) 建築基準法に係る防火規制の徹底（建築基準法第6条、消防法第7条）

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

- (2) 消防同意制度の適切な運用（消防法第7条）

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

- (3) 予防査察の強化（消防法第4条、第16条の5）

消防局は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、対象物の用途、規模等に応じ、計画的に実施し、市内の防火対象物（建築物）を的確に把握するとともに、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 消防局は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防局は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底（消防法第8条、第8条の2）

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防局は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者を選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生する恐れがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実（消防法第8条、第8条の2）

- (1) 消防局は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。
- (2) 特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。
- (3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 消防局は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

ア 物品販売店店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

2 避難施設・消防用施設等の維持管理の徹底（消防法第8条、第17条）

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

3 特定違反対象物に対する是正措置の徹底（消防法第5条）

消防局は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反対象物については、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

4 工場、倉庫等の防火安全対策の推進（消防法第8条）

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずる恐れがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化

1 消防組織の充実

(1) 予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。

(2) 広域消防応援体制の整備

県内の市町、消防一部事務組合が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市等は必要な運用体制の確立に努める。

(3) 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性に鑑み、市（防災危機管理課）は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(4) 自主防災組織の育成

<第2部第2章「防災活動の促進」第2節参照>

2 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、県消防学校は、教育カリキュラムの充実を図るなど教育環境の整備充実に努め、市（防災危機管理課）及び消防局は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

3 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

ア 消防局は、「消防力の基準」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）及び「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実に努める。

[資料] 2-2-1 消防団組織

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

[資料] 2-6-47 消防水利

[資料] 2-14-1 消防組織及び人員

[資料] 2-14-2 消防局、署、団及びポンプ配置図

(2) 化学消火剤の備蓄

化学消火薬剤については、消防局において備蓄してきているが、今後も整備充実に努める。

[資料] 2-6-50 化学消火薬剤備蓄

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

第6項 文化財防火対策の推進（災対法第35条第2項、文化財保護法第182条）

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多種多様であり、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 予防対策実施責任者

(1) 予防対策 - - - 所有者又は管理団体

(2) 予防対策指導 - - - 市教育委員会（学びの森くすのき・地域文化交流課）

2 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

エ 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。

(2) 予防対策指導の推進

利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

(ア) 防火管理体制

(イ) 災害通報体制

(ウ) 災害の起こり易い箇所の点検、確認、組織等の確立

(エ) 自衛消防組織の確立

(オ) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の進入防止等

(3) 防火思想の普及啓発

ア 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防火思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。

- (ア) 防火思想の普及（新聞、ラジオ、テレビ、市広報紙、展示会、講演会、映画等による。）
 - (イ) 防火訓練の実施（地域住民、市町消防・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。）
- イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

[資料] 2-14-3 文化財防火施設

第2節 林野火災予防計画

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、国、県、市、消防局及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

国、県、市、消防局及び関係者は協力して市民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、国、県、市、消防局及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災防止月間と定め協力を啓発運動を展開する。

- (ア) テレビ、ラジオ、有線放送等による啓発
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) ポスター、チラシ等の配布
- (エ) 新聞その他広報紙による啓発
- (オ) 学校等を通じた広報（児童生徒の防火意識の高揚）
- (カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (キ) 森林保全巡視員による巡回指導

- イ 協議会等の開催
各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。
- (2) 発生原因別対策
 - ア 一般入山者対策
登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。
 - (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
 - (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
 - (ウ) 山林内でのたばこのポイ捨てを防止するため、空き缶等を利用した簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
 - (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。
 - (オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。
 - イ 山林内事業者（作業）対象
山林内において事業を営む者は、次の体制をとるものとする。
 - (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
 - (イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期するものとする。
 - (ウ) 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。
 - (エ) 鉱山、道路整備等山林内で事業を行うものは、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。
 - ウ 道路、鉄道沿線等における火災対策
西日本高速道路株式会社、JR西日本及び市内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。
 - (ア) 危険地帯の可燃物の除去
 - (イ) 路線の巡視
 - (ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
 - (エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜
 - (オ) 緊急時における専用電話利用の便宜
 - エ 森林所有者対策
森林所有者は自己の所有する林野から失火が生じないように、林内作業等を行う場合は、火気について注意するものとする。
- (3) 巡視・監視の強化
 - ア 警戒活動の強化
市（農林整備課）、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。
 - イ 森林保全巡視員の設置
山火事の多発地帯、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。
 - (ア) 災害の早期発見に関すること。
 - (イ) 無許可伐採等に対する指導

(ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。

(4) 関係団体との協力体制

ア 県、市及び消防局は、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 市及び消防局は、地域住民による林野火災自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

市、消防局及び県は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 下関地方気象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、市に対し迅速、的確な乾燥注意報、強風注意報（陸上）、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。

(2) 県、市及び消防局は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(3) 市長（消防長）は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

消防局は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適正な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

平成24年4月、県内19市町及び4組合消防本部を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれらの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

国、県、市及び消防局は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、市は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

市、消防局及び県は、関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市、消防局及び県は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災施設の整備

- (1) 市及び県は、防火管理道の整備を図る。
- (2) 市及び消防局は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 県は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災危険区域については、国、県及び市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備についてはこれまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市、消防局及び県はその充実に努める。

[資料] 2-14-4 県農林事務所（森林部）所有林野火災対策用資機材

3 空中消火資機材の整備

市及び消防局は航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、市内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

[資料] 2-14-5 空中消火資機材

[資料] 2-14-6 県林野火災用空中消火資機材運用要綱

[資料] 2-14-7 林野火災用空中消火資機材運用基準

第4項 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する本市は、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域に実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定しており、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

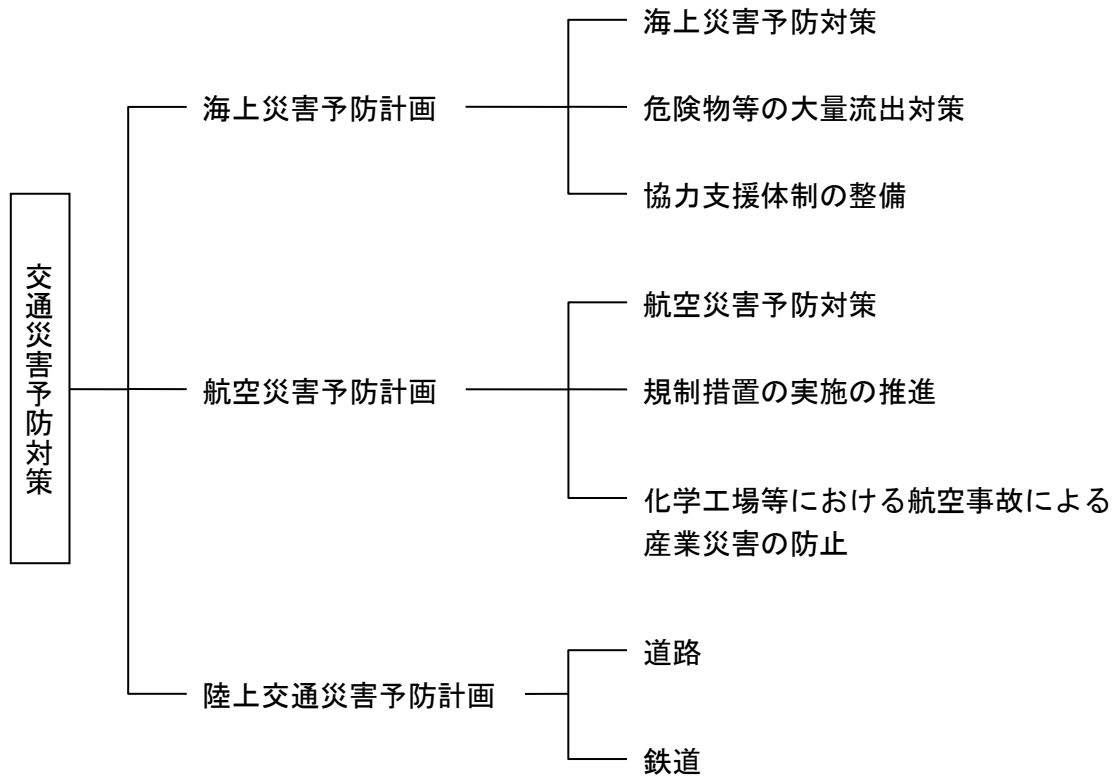
林野火災特別地域名	構成市町名		
	要件ア	要件イ	要件ウ
宇部・下関地域			宇部市

林野火災特別地域対策事業の要件

林野火災特別地域は、おおむね次のア、イ又はウに該当する市町村を1以上含むものとする。

- ア 市町村における林野占有率が70パーセント以上、森林面積が5千ヘクタール以上及び人口林率が30パーセント以上の市町村
- イ 上記ア以外で過去5年間における森林火災による焼損面積が300ヘクタール以上の市町村又は過去5年間における林野火災の出火件数が20件以上の市町村
- ウ 上記以外の市町村で、特に林野火災特別対策事業を実施する必要があると認められる市町村

第15章 交通災害予防対策



第1節 海上災害予防計画

第1項 海上災害予防対策

海上保安署、県、市、消防局、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 海事事務所、海上保安署（港長）、港湾・漁港管理者の対策

(1) 船舶の安全な運行の確保

発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運行労務監理官による監査及び指導を実施する。

人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）を積極的に実施する。

(2) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。

(3) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について、指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。

(4) 海上災害予防運動の実施

全国海難防止強調運動（夏季）あるいはその他の海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。

(5) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(6) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

2 消防機関の対策（消防局）

ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上渠または入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防局は、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 通報・連絡体制の確立を図る。

(4) 情報収集体制の整備を図る。

3 市の対策（商工振興課、水産振興課、防災危機管理課）

港湾区域内、漁港区域内等において、災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 港湾、漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

4 事業所の対策

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講ずる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生防止に努める。

イ 二次災害発生防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。

ウ 危険物を積載した巨大船の着舷に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における関係機関（海上保安署（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

5 臨海石油化学工業地帯における防災体制の強化

臨海工業地帯における防災活動について、海上保安署、関係消防機関、自衛消防機関の相互強力体制の整備強化、化学消防力の整備強化、消防艇、巡視船艇の増強及び消防装置の推進を図るものとする。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という）により各種の規制がなされている。

また、油等の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

市は、関係機関と協力しながら必要な対策を実施する。

（参考）瀬戸内海西部海域排出油防除計画

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安署、中国地方整備局、市（防災危機管理課）、消防局、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

ア 海上保安署、海事事務所は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互間の連携を強化する。

イ 中国地方整備局は、港湾施設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。

ウ 市（防災危機管理課）、消防局及び県は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関・団体・事業所を構成員とする「関門・宇部海域排出油等防除協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

[資料] 2-15-1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則・活動要綱

3 関係資機材の整備

(1) 国土交通省令で定められた船舶所有者、施設の設置者及び係留施設の管理者は、海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。

(2) 海上保安署、中国地方整備局は、油等汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の充実を図る。

(3) 市、消防局及び県は、排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の充実を図るとともに、油等の防除に必要な資機材の調達先等の把握等に努める。

<第2部第6章「災害応急体制の整備」第6節参照>

4 防災訓練の実施

海上保安署、県、市、消防局及び関係事業所等は、相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 指導及び普及啓発

海上保安署、海事事務所等関係行政機関は、関係者に対して、講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図るものとする。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速かつ円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 航空災害予防計画

本計画は、県が管理者である山口宇部空港における航空機災害の被害軽減を目的として市及び県がとる災害予防対策について定める。

第1項 航空災害予防対策

航空機災害対策を推進するにあたって、市及び関係機関は、その所掌する消防防災責任と相互協力により、必要な措置を講ずるものとする。

1 飛行場の保安管理の充実

県及び大阪航空局山口宇部空港出張所は、航空法に定める保安上の基準に従って、当該施設の保安管理を適切に行うとともにその充実に努める。

2 県の対応

県は、飛行場管理者として航空法により飛行場内における航空機災害についての保安管理責任が課されていることから、適正な保安管理を遂行するため、関係機関の協力のもと次の対策を推進するものとする。

(1) 県防災計画における航空機災害対策の策定及びその充実

航空機災害の予防及び応急対策を推進するため、本計画において航空災害に係る計画の充実を図る。

(2) 空港消防隊の整備充実

航空機災害及び空港施設の火災の発生に際して迅速、かつ的確な消火救難活動が行えるよう空港内関係機関で構成する山口宇部空港消防救難隊の設置及びその充実を図る。

(3) 消火救難設備の整理

山口宇部空港消防救難隊が適切な消火救援活動が行えるよう必要な設備の整備充実を推進する。

ア 消防力整備の原則

山口宇部空港を使用する飛行機の全長（機体の先端から最後部までの長さ）、最大胴体幅及び着陸回数（最大就航機種用最繁忙時における連続した3ヶ月間の着陸回数。以下同じ。）を勘案して「空港の等級」が決定され、これに基づき必要な消防力の整備を図る。

イ 山口宇部空港の整備すべき消防資機材

(ア) 化学消防車

消防力整備に係る山口宇部空港の等級は「9級」に位置付けられ、次の（イ）に記載する化学消火薬剤の放射が可能な化学消防車両を配備する。

(イ) 使用消火薬剤

使用する化学消火薬剤は、別表 2-1 (たん白泡沫又はふっ化たん白泡沫) 又は 2-2 (水性膜形成泡沫) により整備する。

この場合の整備数量は、化学消防車に積載している量の 2 倍の量を補充用として空港の適切な場所に保管しておく。

別表 2-1 飛行場分類と消火剤 a の量 (たん白泡沫又はふっ化たん白泡沫の場合)

飛行場 分類	たん白泡沫		補助剤		
	たん白泡沫 生産用水	放射率 (水/混合/分)	ドライケ ミカル	ハローカ ーボン	CO ₂
9 級	36,400 リットル	13,500 リットル	450 k g	450 k g	900 k g
a 救難及び消防車両に搭載					

別表 2-2 飛行場分類と消火剤 a の量 (水性膜形成泡沫の場合)

飛行場 分類	たん白泡沫		補助剤		
	水性膜形成泡沫 生産用水	放射率 (水/混合/分)	ドライケ ミカル	ハローカ ーボン	CO ₂
9 級	24,300 リットル	9,000 リットル	450 k g	450 k g	900 k g
a 救難及び消防車両に搭載					

(ウ) 救急医療搬送者

航空機火災等から救助を行うための救助工作車 1 台以上設置する。

(エ) 通信設備

迅速な消火救難活動を行うため、宇部市又は周辺市町の消防機関との間に専用電話又は無線通信設備を設置する。

(オ) (ア) から (エ) までに記述した消火、救難設備を有効に操作し、事故の現場に搬送できる要員を確保する。

(4) 救急資機材の整備充実

航空機事故が発生した場合は多くの死傷者を生ずることがあり、災害想定を基にして必要な医薬品、資機材の整備充実を図る。

(5) 連絡体制及び手段の整備

災害発生時等における関係機関への通報連絡体制の整備を図るとともに、山口宇部空港消防救難隊、市町消防機関、警察等関係機関との間の情報連絡が容易に行えるよう通信連絡手段の整備を推進する。

(6) 応援体制の整備

災害発生時における消防救難活動を円滑に行うには、宇部市、消防局及び近隣市町その他の関係機関の支援又は協力が必要となるため、これら関係機関との間における災害応急対策に関する協定等の締結を図るものとする。

(7) 訓練の実施

航空機災害に際して迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災技術の習熟、関係機関相互における支援体制の強化等を目的とした実践的な訓練を実施する。

3 市（防災危機管理課）及び消防局の措置

航空機災害時において、その消防責任を遂行するため、以下の事項を推進するものとする。

(1) 消防力の強化

化学消防車、化学消火薬剤等の整備充実を図る。

(2) 連絡体制及び手段の整備

災害発生時における市の内部及び関係機関への通報連絡体制の整備を図るとともに、相互間の情報連絡が容易に行えるよう通信連絡手段の整備を図る。

(3) 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等、実践的な訓練を飛行場管理者等と協力して行い、必要な知識、技術の習得に努める。

(4) 消防相互応援協定

航空機災害に際して、円滑な消防活動を実施するためには、飛行場管理者、近隣市町及びその他関係機関とあらかじめ災害応急対策に関する協定等の締結を図っておくものとする。

第2項 規制措置の実施の推進（大阪航空局山口宇部空港出張所）

1 航空機の安全確保については航空法に各種規制措置が定めてあり、航空関係者はこれを遵守することにより航空災害の発生防止を図ってきている。

2 大阪航空局山口宇部空港出張所は、関係する航空会社に対し航空法の遵守並びに運航の監督及び必要な指導を強化するなどして、航空災害予防に努めるものとする。

第3項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止

1 特別防災区域における飛行制限に伴う行政上の措置

民間機並びに防衛出動、治安出動及び災害派遣を除く自衛隊は、特別防災区域の上空を離陸又は着陸を行う場合を除いて、航空法施行規則第174条に定める最低安全高度（300メートル）以下の高度で飛行してはならない。

2 空港事務所は、この規制について航空関係者が周知して厳守するように指導する。

3 高度制限違反航空機の監視体制

(1) 特別防災区域の上空を飛行する航空機の高度を記録するための航空機監視設備を関係企業と協議し設置するよう努めるものとする。

(2) 違反した航空機を発見した場合には、直ちに電話により進入、せん回、退出方向推定高度、機体番号その他の参考事項を広島空港事務所（広島県三原市本郷町善入寺字平岩64-34 TEL0848-86-8654）又は北九州空港事務所（北九州市小倉南区空港北町6 TEL093-474-0204）に通報し、あわせて県防災危機管理課に連絡する。

(3) 通報を受けた広島空港事務所及び北九州空港事務所は、違反者に対して厳重な注意その他適切な措置をとる。

第3節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路（県、市（道路整備課）、地方整備局、西日本高速道路株式会社）

1 現況

本市においては、現在、高速国道が2路線10.9km、一般国道が3路線64.4km、主要県道6路線、一般県道15路線126.1km、幹線市道（一級路線）104路線174.4kmの合計375.8kmの幹線道路があり、都市計画道路としては、44路線、延長113.52kmを計画決定し、これまで約61.0%にあたる69.3kmを整備してきている。

また、事業所専用道路（宇部伊佐専用道路）が本市の西部を南北に貫いている。

2 対策

一般県道・市道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。

これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画をたてるものとする。

一方では、長距離輸送、バス、トラック、ダンプカー等の運転者の労働管理を改善、指導し、運転者の過失、車両の整備不良等による交通災害を防止する。

3 自動車運転者の労働管理等の改善指導

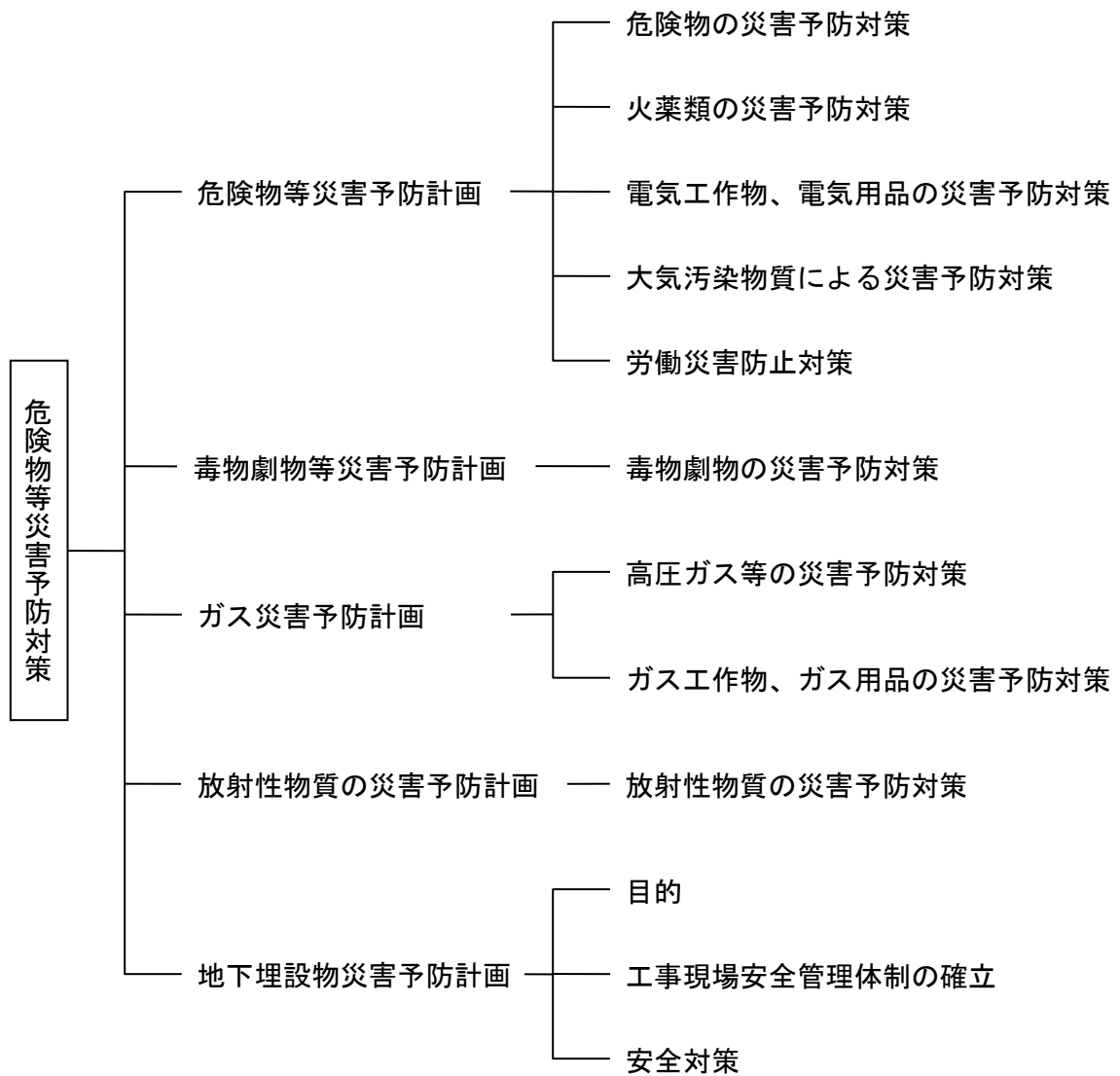
労働局等により、労働基準法の遵守徹底、労働管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第2項 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社）

1 現況

本市の鉄道は、山陽本線、宇部線及び小野田線があり、市民生活において重要な交通機関の一つとなっている。

第16章 危険物等災害予防対策



第 1 節 危険物等災害予防計画

第 1 項 危険物の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）（県消防保安課・労働基準局・消防局）

1 危険物の範囲（消防法別表第一、労働安全衛生法施行令）

消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

その主なものは次表のとおりである。

類別	性 質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引火性液体	特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素等） 第一石油類（アセトン、ガソリン等） アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール等） 第二石油類（灯油、軽油等） 第三石油類（重油、クレオソート油等） 第四石油類（ギヤー油、シリンダー油等） 動植物油類
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 石油類の危険物及び危険物製造所等の現況

市内には、給油取扱所（ガソリンスタンド）、一般取扱所、屋内貯蔵所、小規模な屋外タンク貯蔵所等が散在しているが、大規模な危険物施設は石油コンビナート等特別防災区域内に存在している。

[資料] 2-16-1 危険物施設

[資料] 2-4-2 宇部・小野田地区特別防災区域—宇部市

3 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策（消防法第 10 条、労働安全衛生規則第 2 編第 4 章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう、次の措置を行う。

ア 実施責任者（消防法第 11 条、労働安全衛生法第 88 条・91 条）

(ア) 消防組合管理者（市長）

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準（危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則）

製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査

消防組合管理者（市長）、労働局及び労働基準監督署は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者等は、危険物施設の自主点検及び定期点検等を実施し、定期点検記録の作成及び保存をするほか、必要に応じ施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生法第20条・91条）

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

(ア) 消防組合管理者（市長）

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 指導対策

(ア) 立入検査

消防組合管理者（市長）、労働局長及び労働基準監督署長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者等は、危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。

(ウ) 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28～30条の2で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第2項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法（以下本項において「法」という）・労働安全衛生法）（県・中国四国産業保安監督部・労働局・警察・消防局）

1 火薬類の範囲（法第2条）

(1) 火薬— 黒色火薬、無煙火薬、その他

(2) 爆薬— 雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

(3) 火工品— 工業・電気・銃用・信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管・火せん、煙火、その他

2 火薬類の販売・貯蔵の現況

[資料] 2-16-2 火薬類販売業者及び火薬庫

3 災害予防対策（県・中国四国産業保安監督部・労働局・警察・消防局）

火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

(1) 実施責任者（法施行令）

ア 経済産業大臣（中国四国産業保安監督部）

イ 知事

知事の権限に属する事項のほか、法施行令第16条の規定により経済産業大臣の権限に属する次の事項も行う。

(ア) 火薬もしくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する事。

(イ) 火薬庫に関する報告の徴収（法第42条）及び緊急措置等（法第45条）に属する事項

(ウ) 取扱保安責任者を選任しなければならない火薬類の大口消費者（法第30条2項）に関する報告の徴収（法第42条）及び緊急措置等（法第45条）に属する事項

(エ) 販売業者に関する報告の徴収（法第42条）及び緊急措置等（法第45条）に属する事項等

ウ 労働局（労働安全衛生法）

エ 市長（消防組合管理者）（山口県の事務処理の特例に関する条例第2条）

ただし、知事から市長（消防組合管理者）に権限が委任された上記イの事項のみ。

(2) 製造及び販売営業の許可の基準（法第7条、同法施行規則第4条、4条の2）

(3) 指導対策

ア 危害予防規程の設定（法第28条、同法施行規則第6条）

(ア) 経済産業大臣の認可を受ける者—製造業者

(イ) 規程の内容

災害の発生を防止するために、製造業者が当該製造所の事情に応じ、製造施設の構造、位置、設備、製造方法の技術上の基準（法第7条、同法施行規則第4条、4条の2）その他災害の発生を防止に関する必要事項の細目について定めるものである。

(ウ) 規程の変更

経済産業大臣は、災害の発生を防止のために、必要があると認めるときは、規程の変更を命ずることができる。

イ 保安教育計画の策定（法第29条、同法施行規則第67条の2～67条の7）

(ア) 経済産業大臣又は知事の認可を受ける者

製造業者、販売業者又は知事が指定する消費者（規則第67条の2）

(イ) 計画の内容

製造業者、販売業者又は指定消費者がそれぞれの区分に従って、保安意識の高揚、火薬類一般の性質の大要等についての保安教育の実施に関する計画を策定するものである。（施行規則第67条の4～67条の7）

ウ 保安責任者の措置（法第30条、32条、同法施行規則第70条の2～70条の6）

製造業者が火薬類製造保安責任者を、火薬庫の所有者若しくは占有者又は大口消費者が火薬類取扱保安責任者をそれぞれ選任し、火薬類の製造又は貯蔵若しくは消費に係る保安に関する職務を行わせるものである。

エ 保安検査の実施（法第35条、同法施行規則第44条の2）

火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設又は火薬庫がその構造、位置、設備の技術上の基準に適合しているかどうかについて、毎年定期的に経済産業大臣又は知事が行うものである。

オ 立入検査等の実施（法第43条、労働安全衛生法第91条）

経済産業大臣又は知事はその職員に、県公安委員会は警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官に、それぞれ製造業者、販売業者、消費者、又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入りその者の帳簿書類、その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。また、経済産業大臣又は知事は、その職員に試験のため必要な最小限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。

労働局長又は労働基準監督署長は、発破作業を行う事業場に立ち入り、発破技士の就業状況その他安全に関する措置の実施状況等について監督指導を行う。

カ 緊急措置等の実施（法第45条）

（ア）経済産業大臣又は知事の行う緊急措置（ただし、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他による運搬については県公安委員会が措置する。）

- ・緊急措置の内容 — 製造施設又は火薬庫の使用の一時停止
製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
火薬類の所在場所の変更又はその廃棄した火薬類の収去
- ・緊急措置を行う場合 — 災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要がある場合

（イ）警察官の行う緊急措置

- ・緊急措置の内容 — 自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対する運搬証明書への提示、運搬上の適否の検査、災害防止のための必要な応急措置
- ・緊急措置を行う場合 — 災害の発生を防止するため特に必要があると認める場合

キ 自主検査の実施（法第35条の2、同法施行規則第67条の8～67条の11）

（ア）実施者

製造業者、火薬庫の所有者又は占有者

（イ）自主検査の対象

危険工室、火薬類積替場、煙火等の製造所の製造施設、火薬庫、その他

（ウ）検査の方法

年2回以上毎年定期に実施する。（自主検査の計画、及び自主検査の終了については、経済産業大臣又は知事に届け出又は報告させるものとする。）

第3項 電気工作物、電気用品の災害予防対策（県（商政課）・中国経済産業局・労働局・中国四国産業保安監督部・中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社）

1 一般的事項

過去における災害の実情及び地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行うよう研究・検討を加え次の施策を漸次整備する。

（1）防災上必要な教育

（2）防災上必要な訓練

（3）電気工作物の災害予防

- ・強風対策
- ・洪水対策
- ・塩害対策
- ・高潮対策
- ・雪害対策
- ・地盤沈下対策
- ・土砂崩れ対策
- ・地震対策

- (4) 災害備蓄制度の運用
 - ・災害対策用資材　・輸送　・運用
- (5) 漏電等による災害の防止
 - ・お客さま電気設備　・送・配電設備

2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法）

- (1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う予防対策（電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条、52条、54条、55条、56条、67条、81条、107条）

経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）は、電気に起因する災害、障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査及び使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については溶接安全管理検査及び定期検査又は定期安全管理審査をあわせて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。

- (2) 事業用電気工作物設置者の行う予防対策（電気事業法第39条、42条、43条）

事業用電気工作物設置者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、主任技術者の選任及び保安規程の作成を通して自主保安体制を確立する。
- (3) 一般用電気工作物の予防対策（電気事業法第57条、57条の2、89条）

一般用電気工作物については、中国電力ネットワーク株式会社又はその委託を受けた（一財）中国電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。

3 電力の安定供給の災害予防対策

電力設備の形成にあたっては、主要地区に供給する送電系統の多ルート化等、信頼度の向上を図ったものとするが、これの災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また、台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止又は拡大防止に努める。

- (1) 強風対策

各設備とも設計時に、建築基準法、電気設備に関する技術基準等による強風対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。
- (2) 洪水対策
 - ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

また、特に次の箇所について、点検・整備を実施する。

 - (ア) ダム、取水口の諸設備及び調整池等、貯水池の上下流護岸
 - (イ) 導水路と溪流との交差点及びその周辺
 - (ウ) 護岸等

- (エ) 土捨場
- (オ) 水位計
- イ 送電設備
 - (ア) 架空電線路
 - 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所への支持物の構築を避けるとともに、支持物用地・擁壁・石積箇所の排水路を整備する。
 - (イ) 地中電線路
 - ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
- ウ 変電設備
 - 浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防災対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。
- (3) 塩害対策
 - 塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。
 - ア 火力発電設備
 - 活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。
 - イ 送電設備
 - 耐塩がいし、がいし増結又はシリコン塗布で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。
 - ウ 変電設備
 - 耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要な箇所は水洗装置を設置し、がいし洗浄を実施する。
 - エ 配電設備
 - がいし、変圧器、開閉器等には耐塩型を使用して対処する。
- (4) 高潮対策
 - 火力発電所における高潮対策は、各設備ごとに予防計画目標を設定し、必要箇所に角落としあるいは防潮壁等適切な対策を行いこれに対処する。
- (5) 雪害対策
 - 雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。
 - ア 送電設備
 - 鉄塔にはオフセットを採用し、必要によりがいし装置を耐張吊型にするとともに、難着雪リングを取付ける。また、新設・建替鉄塔は着雪に対する設備の強化対策を行う。
 - イ 配電設備
 - 配電線の太線化、縁線支持用ピンがいし増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪伝染の使用等を行うとともに、降雪期前の樹木伐採を行う。
- (6) 地盤沈下対策
 - 地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法）

（1）知事の行う予防対策（電気用品安全法第46条、同法施行令第5条）

ア 立入検査

知事の委託を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

（2）経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（電気用品安全法第3条、5条、11条、12条、42条の5（経済産業大臣のみ）、45条、46条、46条の2）

経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の提出、その他必要な措置を電気用品製造（又は輸入）事業者に命ずることができる。

5 感電事故等の防止対策

（1）経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う防止対策（電気関係報告規則第3条）

電気事業者及び自家用電気工作物設置者に対し、事故報告に基づき、事故の再発防止の指導を行う。

（2）労働局の行う防止対策（労働安全衛生規則第2編第5章）

停電作業、活線作業における災害の防止

第4項 大気汚染物質による災害予防対策（県環境政策課・中国四国産業保安監督部・労働局）

1 ばい煙の種類（大気汚染防止法第2条）

- （1）いおう酸化物
- （2）ばいじん
- （3）カドミウム及びその化合物
- （4）塩素及び塩化水素
- （5）弗素、弗化水素及び弗化珪素
- （6）鉛及びその化合物
- （7）窒素酸化物

2 特定物質の種類（大気汚染防止法第17条）

- （1）アンモニア
- （2）弗化水素
- （3）シアン化水素
- （4）一酸化炭素
- （5）ホルムアルデヒド
- （6）メタノール
- （7）硫化水素
- （8）燐化水素
- （9）塩化水素
- （10）二酸化窒素

- (11) アクロレイン
- (12) 二酸化硫黄
- (13) 塩素
- (14) 二硫化炭素
- (15) ベンゼン
- (16) ピリジン
- (17) フェノール
- (18) 硫酸（三酸化硫黄を含む）
- (19) 弗化珪素
- (20) ホスゲン
- (21) 二酸化セレン
- (22) クロルスルホン酸
- (23) 黄燐
- (24) 三塩化燐
- (25) 臭素
- (26) ニッケルカルボニル
- (27) 五塩化燐
- (28) メルカプタン

3 災害予防対策

ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように予防措置を実施する。

また、大気汚染の主要物質であるいおう酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

(1) 立入検査

知事又は中国四国産業保安監督部長は、必要に応じ工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。

(2) 常時監視

知事は、いおう酸化物自動測定器等により大気汚染状況を常時監視する。

常時監視測定局

測定器設置所	区分	所在地
岬街区公園	テレメーター化	宇部市松山町五丁目9番
厚南市民センター	〃	〃 厚南中央三丁目1番2号
原小学校	〃	〃 大字東須恵4267番地
宇部市役所	〃	〃 常盤町一丁目7番1号

(3) 緊急時の措置

知事は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い、又は命令する。

市内の協力要請又は勧告対象工場数は11か所である。

[資料] 2-16-3 特定物質を発生する施設を有する会社工場

[資料] 2-16-4 有害物質を発生する施設を有する会社工場

(4) 特定物質に関する事故等の措置

知事又は中国四国産業保安監督部長は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。

第5項 労働災害防止対策（労働局）

化学工場等における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討、協議する。

1 安全衛生基準の整備、改善に関すること。

(1) 共有設備等の安全衛生の確保

ア 共有施設、共有ユーティリティ等の共有設備及び事業場間原料需給設備の設置基準並びに運転基準の確立

(ア) 緩衝設備、遮断弁、排出装置、インターロック、安全弁、予備電源装置等の設置基準の確立

(イ) 事業場間を連絡する導管の敷設基準及び導管の付属設備の設置基準の確立

(ウ) 平常運転時の操作基準及び異常時の措置基準の検討

(エ) その他

イ 共有設備等の保守点検制度の確立

(ア) 共有設備（事業場間を連絡する導管及びその付属設備を含む。以下同じ）の保守点検のためのメンテナンス要員の確保

(イ) 共有設備の点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準の確立

(ウ) 共有設備の定期補修の時期、方法等の補修基準の確立

(エ) 事業場間送給受入原料、共有ユーティリティ等原料又は材料の圧力、温度及び流量の調節、漏えい検査等の基準の確立

(2) 事業場の安全衛生の確保

ア 危険場所の指定等

(ア) 工程別、危険物、有害物の取扱場所等による爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険場所の指定

(イ) 上記危険場所において使用する電気機械器具、その他の機械器具の使用基準の設定

(ウ) 上記危険場所における作業基準の設定

イ 運転操作基準及び点検基準の設定

(ア) 労働安全衛生規則第274条、第276条及び第277条の規定による具体的措置の検討

(イ) 化学設備、配管等の保守点検のためのメンテナンス要員の確保

(ウ) 平常運転時における配管及びその付属設備から危険物、有害物等の漏えいについての点検箇所、点検回数、点検方法等の点検基準及び異常時の措置基準の設定

(エ) 配管の腐しよく、損傷等に関する点検基準及び配管の交換基準の設定

ウ 補修作業時、設置増設工事時等の作業基準の確立

(ア) 爆発、火災、中毒等の災害の発生するおそれのある危険作業の指定

(イ) 作業着手前における危険物、有害物の排除又は漏えい防止、ガス検知、設備相互

間又は作業相互間の連絡等の基準の確立

- (ウ) 作業中における作業指揮者の職務、ガス検知、消火設備、防火設備、除害設備、安全衛生保護具、危険標識等の設置等の基準の確立
- (エ) 火気使用の手続、火気使用中のガス漏えい防止等の火気使用基準の確立
- (オ) 作業終了時における残留異物除去、運転開始時の事前点検、設備相互間の連絡等の基準の確立

2 事業場相互間の連絡調整に関すること

- (1) 隣接事業場の境界線付近にある化学設備等の新設時、補修時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (2) 原料需給工場間の送給設備又は受入設備の送給開始時、シャット時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (3) 共有設備の運転開始時、運転停止時、異常時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (4) 共有設備の使用時期、使用範囲、使用内容等に関する連絡の基準の確立
- (5) その他

3 排気、排液の処理に関すること

- (1) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出方法及び排出濃度の基準の確立
- (2) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出設備（安全弁、排気、排液処理装置等）の設置及び保守管理基準の確立
- (3) その他

4 構内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導に関すること

- (1) 構内下請事業場が行う補修作業、運搬作業等の総合安全衛生管理体制の確立
 - ア 親企業における総合管理を担当する者の選任
 - イ 協議組織の設置及び運営
 - ウ 作業間の連絡及び調整
 - エ 作業箇所の巡視
 - オ 合図、標識、警報等の統一
 - カ 消火設備、除害設備の設置及び点検、ガス検知器の設置及び点検等に関する責任権限の明確化
 - キ 1の(2)のアの措置及びウの基準の徹底
 - ク 安全衛生保護具の備付け、使用責任の明確化等
 - ケ その他
- (2) 危険場所に接近して行われる設備増設工事における総合安全衛生管理体制の確立
 - ア 親企業における総合管理を担当する者の選任
 - イ 元方事業者における統轄安全衛生責任者の選任
 - ウ 下請事業者における安全衛生責任者の選任
 - エ 4の(1)のイからクに掲げる事項についての親企業としての援助方法
 - オ その他

- (3) 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立
 - 1の(2)のウに掲げる事項に同じ。
 - (4) 安全衛生教育（消防及び救護の訓練を含む）の計画の策定
 - ア 実施の時期（補修作業時、設備の新設、改造時等）
 - イ 対象者（未熟練労働者、危険作業従事者等）
 - ウ 内容（取扱化学物質の危険有害性と取扱方法、設備の修理、清掃等の方法、火災時における消火方法、安全衛生保護具の使用方法、事故時における救護及び除害の方法等）
 - エ その他
- 5 緊急時における措置（夜間時を含む）に関すること
- (1) 危険有害性のガス、液体等の漏えい又は流出時（共有設備からの漏えい又は流出時を含む）の措置基準の確立
 - ア 応急体制及び応急措置の基準の確立
 - イ 火災、爆発、中毒等の被害波及防止の基準の確立
 - ウ 警報措置の基準の確立
 - エ その他
 - (2) 出火時等の措置基準の確立
 - ア 初期の消火、除害等の基準の確立
 - イ 延焼及び誘爆の防止の措置基準の確立
 - ウ 避難措置及び救護措置の基準の確立
 - エ その他
- 6 災害事例の分析及び検討に関すること
- 協議会の構成事業場における災害事故の事例について発生状況、発生原因等を分析検討し、基準又は指針となるべきものの検討、作成の参考とすること

第2節 毒物劇物等災害予防計画

第1項 毒物劇物の災害予防対策（県（薬務課））

1 毒物の種類

毒物及び劇物取締法別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物

[資料] 2-16-5 毒物

2 劇物の種類

毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物

[資料] 2-16-6 劇物

3 毒物劇物製造所等の現況

市内には、瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として毒物劇物製造所等が10箇所所在し、その施設の大半は石油コンビナート等特別防災区域内である。

[資料] 2-16-7 毒物劇物製造所

4 災害予防対策

(1) 毒物劇物取扱施設の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第11条）

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

ア 実施責任者 知事

イ 毒物劇物製造所の設備（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4）

製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条）

知事は、毒物劇物取扱施設が法令の規制に適合するよう、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 自主点検

毒物劇物取扱施設の所有者、管理者等は、毒物劇物取扱責任者又はこれに準ずる者に命じて、施設設備が法令の規制に適合しているか否かを自主的に点検し、必要に応じ施設設備の整備改善に努める。

(2) 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第16条第1項）

毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので、毒物及び劇物取締法の規程により予防対策を推進する。

ア 実施責任者 知事

イ 指導対策

(ア) 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条）

毒物劇物取扱施設に対し、必要に応じて立入検査を行い、毒物劇物の取扱い等について指導する。

(イ) 自主点検

毒物劇物取扱施設の所有者、管理者等は、毒物劇物取扱責任者又はこれに準ずる者に命じて、従業員講習会等を実施し、安全管理の徹底を図るものとする。

(ウ) 貯蔵対策

固体以外の毒物及び劇物を屋外・屋内及び地下に固定されたタンク（埋没タンク・工程タンクを除く。）に貯蔵する場合は、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に従うものとする。

(エ) 運搬対策

毒物劇物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について毒物及び劇物取締法施行令第40条の2、40条の3、40条の4、40条の5、40条の6、40条の7で定める技術上の基準及び「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準」に従って行うものとする。

(オ) 廃棄対策

毒物劇物の廃棄は、毒物及び劇物取締法施行令第40条で定める技術上の基準に

従って行うものとする。

第3節 ガス災害予防計画

第1項 高圧ガス等の災害予防対策（高圧ガス保安法（以下本項において「法」という。）、労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則）（県（消防保安課）、中国四国産業保安監督部、労働局、警察）

1 高圧ガスの範囲（法第2条、同法施行令第1条）

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で1メガパスカル以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの、または、温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く）。
- (2) 常用の温度で圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、または、温度15度において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス。
- (3) 常用の温度で圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、または圧力が0.2メガパスカルとなる場合の温度が35度以下である液化ガス。
- (4) その他、温度35度において圧力0パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン。

2 高圧ガスの製造、販売、貯蔵等の施設の現況

[資料] 2-16-8 高圧ガス製造、販売、貯蔵所

3 災害予防対策

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

(1) 実施責任者

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）、知事、労働局長、労働基準監督署長

(2) 許可の基準（法第8条、16条）

(3) 指導対策

ア 危害予防規程の制定（法第26条）

(ア) 規程の届出

第1種製造者（法第5条第1項の許可を受けたもの）は、危害予防規程を制定し、県知事に届け出るものである。これを変更したときも同様である。

(イ) 規程の内容

公共の安全の維持または災害の発生の防止のために、法第8条の第1号及び2号に定める製造の施設、方法に関する技術上の基準に適合するよう必要な事項について定める。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第27条）

（ア）計画の作成

第1種製造者は、保安教育計画を策定する。

（イ）計画の内容

高圧ガスによる災害を防止するために、高圧ガス保安協会が示す保安教育計画の基準に従い作成する。

（ウ）保安教育の実施

第1種製造者、第2種製造者、販売業者、第1種貯蔵所及び第2種貯蔵所の所有者又は占有者若しくは特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を施す。

ウ 保安統括者等の選任及び届出

（ア）種類

（ 保安統括者 保安技術管理者 保安主任者 保安係員 保安企画推進員 ）	（第1種製造者又は一定規模以上の第2種製造者が事業所ごとに選任）
高圧ガス販売主任者（販売業者が販売所ごとに選任）	
特定高圧ガス取扱主任者（特定高圧ガス消費者が消費事業所ごとに選任）	
ボイラー取扱主任者	
圧力容器取扱主任者	

（イ）職務

保安について監督を行う。

（ウ）届出

知事又は労働基準監督署長に対する届出

エ 保安検査の実施（法第35条、労働安全衛生法第38条）

（ア）検査の対象

高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）

（イ）検査の実施者

知事、労働局長、労働基準監督署長、指定保安検査機関又は高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会、ボイラクレーン安全協会

（ウ）検査の内容

特定施設又は製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期（1年～3年）に行う。

オ 定期自主検査の実施（法第35条の2）

第1種製造者又は、一定規模以上の第2種製造者は製造施設、特定高圧ガス消費者は消費施設について、その施設が製造施設は法第8条、消費施設は法第24条の3第1項で定める技術上の基準（耐圧試験にかかるものは除く）に適合しているかどうかについて毎年定期的に1回以上自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しておく。

カ 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第36条）

（ア）応急措置

- ・製造施設又は消費施設が危険な状態になったときにおいて、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは、退避させる措置

- ・販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときにおいて、直ちに充てん容器等を安全な場所に移す措置
- ・前記の措置を講じることができないときにおいて、従業員又は必要に応じて付近の住民に対し退避するよう警告する措置
- ・充てん容器等が外傷又は火災を受けたときにおいて、充てんされている高圧ガスを廃棄し又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める措置

(イ) 届出

前記のような事態を発見した者は、直ちに、その旨を県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出る義務がある。

キ 緊急措置の実施（法第39条）

(ア) 措置する場合

公共の安全の維持又は災害の防止のために緊急の必要があると認めるとき。

(イ) 実施者

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）又は知事

(ウ) 措置できる事項

- ・施設の全部又は一部の使用の一時停止
- ・製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
- ・容器の廃棄又は所在場所の変更

ク 立入検査の実施（法62条）

(ア) 経済産業大臣又は知事の委任を受けた職員の行う立入検査

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費等をする者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所、又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。

(イ) 警察官の行う立入検査

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は高圧ガス貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

(4) 高圧ガスの移動中における災害防止対策

高圧ガスの移動中における災害の発生を防止するため、山口県高圧ガス保安協会においてガス別に防災事業所を指定し、地域内で発生した事故等の応援活動を行う。

[資料] 2-16-9 高圧ガス防災活動実施要綱

第2項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策（経済産業局・中国四国産業保安監督部・県（消防保安課））

1 ガス工作物の災害予防対策（ガス事業法）

- (1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策（第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、96条、101条、172条、176条）

経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査及び随時の立入検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。

また、業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。

なお、ガス小売事業者登録については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。

- (2) ガス事業者の行う予防対策（ガス事業法第21条、24条、25条、30条、33条、34条、61条、64条、65条、66条、69条、71条、96条、97条、98条、99条、102条、104条）

ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。

2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）

- (1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（ガス事業法第140条、148条、157条、171条、172条、173条）

粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。

- (2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策（ガス事業法第145条・146号）

ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。

3 ガス事故等の防止対策

- (1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策（第171条）

ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。

- (2) ガス事業者の行う防止対策

ガス事業者は、次によりガス事故の未然防止に努める。

- ア 巡回点検
- イ 老朽管の取替
- ウ 漏えい検査
- エ 下請事業者の工事監督
- オ ビル、地下工事の際の事故防止
- カ 一般消費者への周知と調査
- キ 社員教育の徹底等

第4節 放射性物質の災害予防計画

第1項 放射性物質の災害予防対策 県（消防保安課・医務保険課及び関係課）・国（山口労働局）

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。

1 放射線同位元素（放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則）

（1）放射線障害予防規程の設定（同法第21条）

ア 届出

販売業者等は、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。

イ 規程の内容

（ア）取扱い従事者に関する職務及び組織

（イ）装置の使用

（ウ）汚染された物の詰替え、保管、運搬廃棄

（エ）放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存

（オ）従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練

（カ）障害を発見するために必要な措置

（キ）障害を受けた者等に対する保健上必要な措置

（ク）使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存

（ケ）危険時の措置

（コ）その他放射線障害の防止に関し必要な事項

ウ 規程の変更—原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規程の変更を命ずることができる。

（2）取扱いの制限（同法第31条）

18歳未満の者又は精神障害者に放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。

（3）危険時の措置（同法第33条、消防法第24条、同規則第5条）

ア 実施責任者

使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者

イ 応急措置の内容

（ア）火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市の指定した場所に通報する。

（イ）放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。

（ウ）放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。

（エ）汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。

（オ）安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。

（カ）その他必要な防止措置を講じる。

（キ）事故が発生した場合には線量等を記録する。

- (4) 健康診断（同規則第8章）
- (5) 計画の届出（同規則第61条）
- (6) 被ばく線量の測定（同法第20条）

2 放射性物質の所在状況

3 通報体制の整備

県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

[資料] 2-16-10 放射性物質

第5節 地下埋設物災害予防計画

第1項 目的（労働局・県・市・中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社・山口合同ガス・NTT西日本・工事施工者）

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2項 工事現場安全管理体制の確立

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関する指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第3項 安全対策

1 工事施工に係る安全対策

工事施工に当たっては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事施工者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。

なお、工事については、試験堀等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確

保に努める。

3 他の施行工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事において十分打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知する。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

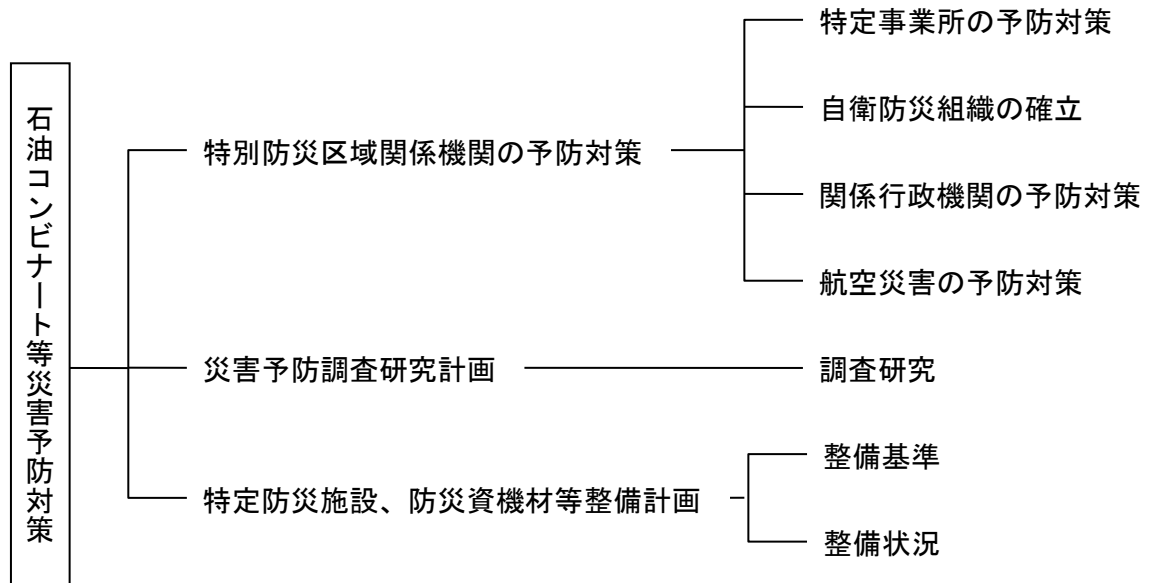
8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに電気・ガス・通信事故防止にあたっての注意事項の徹底を図る。

第17章 石油コンビナート等災害予防対策



第1節 特別防災区域関係機関の予防対策

第1項 特定事業所の予防対策

特別防災区域内に所在する特定事業所は、安全第一主義の立場に徹し次に掲げる事項を基本方針とした総合的予防対策を実施するものとする。

1 安全目標の設定

年度ごとの安全目標を設定し、事業所一体となった安全管理を実施し、安全思想の高揚に努めるものとする。

2 安全管理組織の整備、拡充

安全第一主義の思想及び実施すべき諸予防対策が首脳部から現場の末端まで徹底され円滑な実施が可能になるよう有資格者の適正な配置、各種委員会の設置、安全担当部門の強化など安全確保の自律的機能が発揮されるよう整備、拡充を図るものとする。

3 教育訓練の強化

災害原因の大部分が誤操作であることに鑑み、知識の欠如、錯覚、たるみ等誤操作の要因となるものを排除するため、各種基準類の周知徹底、安全技術の習得に力点を置く教育を強化するとともに、装置故障等の異常現象に迅速に対応できるようきめ細かな異常時処理訓練の実施に努めるものとする。

4 運転管理体制の強化

運転に係る各種基準類の簡易化、運転管理限界の明確化、指揮命令系統の明確化等と共に、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等の励行による作業体系の強化を中心とした運転管理の整備、強化を図るものとする。

5 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図るものとする。

6 安全設備の整備、強化

災害発生に伴う被害の程度を極小化するためブロック化設備、緊急移送処理設備、異常現象早期覚知設備等の安全設備の設置及び配置について整備、強化を図るものとする。

7 防消火設備の整備、強化

防護対象ごとの消火薬剤等の最適化、固定式及び移動式設備の併用、高圧ガス施設、その他の施設に対する既存防消火設備の総合的見直しによる整備、強化を図るものとする。

8 有毒性物質対策の強化

防御活動の困難性に鑑み、スクラップアンドビルド的考え方による設備の更新、容量の極限化、除害設備の強化、クローズドシステムの採用、保安法規を補完する厳正な設備管理の実施などの予防対策の強化を図るものとする。

9 異常時通報連絡体制の確立

内外部に対して直ちに通報連絡が行えるよう通報体制を整備するとともに、従業員、協力会社作業員に対する防災規程の周知等防災教育の徹底を図るものとする。

10 協力会社に対する安全管理の徹底

作業員に対する作業指示の内容の明確化、作業の際の立会、指示命令系統の明確化等による安全作業が行われるよう徹底した指導に努めるものとする。

11 各種基準類の整備

科学技術の進歩、設備の複雑化、大型化に即応した現場に密着する基準類となるよう定期的に整備するとともに、従業員に対し、周知徹底するよう努めるものとする。

12 新技術の開発に伴う新施設に対する予防対策の強化

未知の分野が多い点に鑑み、安全上のデータ等の蓄積に特段の配慮をするとともに、技術開発部門から積極的な応援を得るよう努めるものとする。

13 環境の整備

不安全作業の是正、作業雰囲気最適化、発火源の管理、空地保安距離の確保、耐火防爆構造の採用、産業廃棄物の処理方法の改善等環境の整備による労働安全衛生の強化に努めるものとする。

第2項 自衛防災組織の確立（中国四国産業保安監督部・県消防保安課・県薬務課・企業等）

特定事業所は、石災法第16条に基づき、自衛防災組織を設置しなければならない。

1 自衛防災組織の所掌事務

- (1) 災害時における統轄、指示に関する事項
- (2) 災害情報の収集に関する事項
- (3) 災害対策要員の非常招集に関する事項
- (4) 消火作業等応急措置に関する事項
- (5) 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する事項
- (6) 一般作業員の避難誘導に関する事項
- (7) 災害現場周辺の警戒、警備に関する事項
- (8) 負傷者の応急救護、収容に関する事項
- (9) 応急資材の調達支給に関する事項
- (10) 報道関係者、来訪者等の応援に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 宇部・小野田地区特別防災区域保安防災協議会

(1) 組織

ア 設立年月日

昭和54年7月30日

イ 会員数と名簿

No.	事業所名
1	UBE (株) 宇部ケミカル工場 東西地区
2	西部石油 (株) 山口製油所
3	セントラル硝子 (株) 宇部工場
4	太陽石油 (株) 山口事業所
5	UBE (株) 宇部ケミカル工場 藤曲地区
6	EJホールディングス (株) 宇部事業所
7	UBE三菱セメント (株) 宇部セメント工場
8	宇部マテリアルズ (株) 宇部工場
9	チタン工業 (株) 宇部工場
10	日興石油 (株) 沖の山油槽所
11	宇部MC過酸化水素 (株) 宇部工場
12	テクノUMG (株) 宇部事業所
13	宇部吉野石膏 (株)
14	宇部市東部浄化センター
15	宇部市環境保全センター
16	エムシー・ファーティコム (株) 宇部工場
17	UBEマシナリー (株)
18	UBE (株) 生産・技術本部宇部電子工業部材工場
19	(株) 宇部スチール
20	UBE (株) 宇部本社
21	UBE (株) 研究開発本部宇部研究所

ウ 特別会員

中国四国産業保安監督部
山口労働局
山口県
山口県警察本部
宇部海上保安署
宇部労働基準監督署
宇部市 (総務部)
山陽小野田市 (総務部)
山口県宇部健康福祉センター (山口県宇部環境保健所)
宇部警察署
山陽小野田警察署
宇部・山陽小野田消防局

エ 部会

- (ア) 高圧ガス部会
- (イ) 消防防災部会
- (ウ) 安全衛生部会

(2) 平常時における連携体制の整備

ア 組織の整備

- (ア) 化学工場地域の保安に関する自主基準の検討
- (イ) 地域内の設備配置の適正化に関する事項
- (ウ) 保安技術の共同研究
- (エ) 地域内の保安管理体制の整備に関する事項
- (オ) 地域内の災害を防止するための相互援助に関する事項
- (カ) 保安教育に関する共通事項
- (キ) その他化学工場地域の保安に関する必要事項
- (ク) 化学工場地域の災害事故を想定した共同防災訓練を1年に1回以上実施する。

イ 平常時における連絡協調

関係企業は、災害時における相互応援の円滑なる実施に資するため、次の事項に留意して保安上必要があると認められる場合、相互に通報、連絡するなど平常時から連絡協調に努めるものとする。

(ア) 相互通報に関する事項

- ・ 導配管による輸送時
- ・ 導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びその恐れのある場合
- ・ 隣接事業所に影響を及ぼす恐れのある多量の可燃性ガス等を放出する場合
- ・ ばい煙、ばいじん等を異常に発生させる恐れのある場合
- ・ 異常騒音の発生が予想される場合
- ・ 隣接事業所に影響を及ぼす恐れのある火災、爆発等の事故が発生した場合
- ・ 装置の稼働を停止又は再開することにより、関係事業所へ影響を与える可能性のある場合
- ・ 油の流出等、平常時と異なり保安上連絡を要すると考えられる場合

(イ) 設置設備の相互把握事項

隣接する事業所との間で、次の事項を記入した設備配置図等の必要な資料を相互に交換する。

- ・ 高圧ガス設備（貯槽を含む）を設置している区域
- ・ 危険物製造所等の設置されている区域
- ・ 前2号に掲げるもの以外の可燃性及び毒性のガス及び液体並びにその他危険性物質を貯蔵する区域
- ・ ベントスタック、充てん設備、その他可燃性ガス又は毒性ガスが放出される恐れのある設備を設置している区域と放出ガスの名称
- ・ 火気を使用する設備の位置
- ・ 保安施設の位置
- ・ 屋外消火栓、貯水槽、非常用通用門、障壁等の位置
- ・ その他危険施設又は保安施設で必要と思われるものの位置

(ウ) 相互了解に関する事項

関係企業は、概ね次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得るものとする。

- ・ 貯蔵能力10,000立方メートル以上（液化ガスにあつては100トン以上）の高圧ガス貯槽を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する

場合

- ・貯蔵能力10,000キロリットル以上の可燃性液体貯槽を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- ・毒性ガスの貯蔵設備を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- ・可燃性のガス又は酸素の製造設備を当該事業所の境界線から50メートル未満の位置に設置する場合
- ・前各号に掲げる設備以外の設備を当該事業所の境界線から20メートル未満の位置に設置する場合
- ・他事業所又は他事業所の導管に近接した導管の設置、撤去、修理等を行う場合
- ・導管を設置する場合
- ・フレアースタックを設置する場合
- ・その他必要な事項

ウ 資料等の相互交換に関する事項

第3項 関係行政機関の予防対策

特定事業所に係る保安法規には、石炭法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（関係機関）、消防法（県消防保安課、消防機関）、高圧ガス保安法（中国四国産業保安監督部、県消防保安課）、労働安全衛生法（労働局、監督署）、毒物及び劇物取締法（県薬務課、健康福祉センター）、大気汚染防止法（県環境政策課、健康福祉センター）、その他多数の法規があり、それぞれの観点において相違はあるが、災害の未然防止が第一主義的目的であることに一致点を見い出すことができる。

関係行政機関はそれぞれの法の趣旨に沿い、他機関と密接な連携を保ちながら、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を積極的に推進するものとする。

- 1 法の周知徹底
- 2 事前協議の徹底
- 3 立入検査等の実施
- 4 災害予防運動の展開
- 5 境界領域問題の連絡調整
- 6 合同査察の実施
- 7 特別防災区域協議会等に対する指導
- 8 災害事例の活用
- 9 災害予防指導

第4項 航空災害の予防対策（空港事務所）

<第2部第15章「交通災害予防対策」第2節参照>

第2節 災害予防調査研究計画

第1項 調査研究

災害予防対策が円滑に推進されるためには、参考となるべき文献、実験データ統計、報告資料、スライド、映画等視聴覚媒体、学術参考書、災害事例等の各種資料の収集は不可欠のものである。

このためには、防災本部、関係機関は次に掲げる事項を参考とする積極的な調査研究に努めるものとする。

- (1) 学会等への加入による専門誌の収集
- (2) 学会等の実施する講演会等への出席による参考資料の収集
- (3) 安全用機材メーカーとのタイアップによる参考資料の収集
- (4) 各種実験の実施若しくは参加、見学によるデータの収集
- (5) 情報交換による参考資料の収集
- (6) 共同技術研究による参考資料の収集
- (7) 他地区視察による参考資料の収集
- (8) 研究機関等への研究員派遣による文献、学術参考書の収集
- (9) 防災訓練の実施による参考資料の収集

第3節 特定防災施設、防災資機材等整備計画

第1項 整備基準

特定事業者は、石災法に定める防災施設、防災資機材等のほか特定事業所の特性に応じ災害防御活動に必要な次の防災資機材の整備を図るものとする。

- 1 無線車
- 2 救急車
- 3 運搬車
- 4 広報車
- 5 バキューム車
- 6 通信機器

7 照明機器

8 ガス検知器

9 土のう

10 その他必要な資機材

[資料] 2-17-1 特定事業所の防災資機材等整備基準表

第2項 整備状況

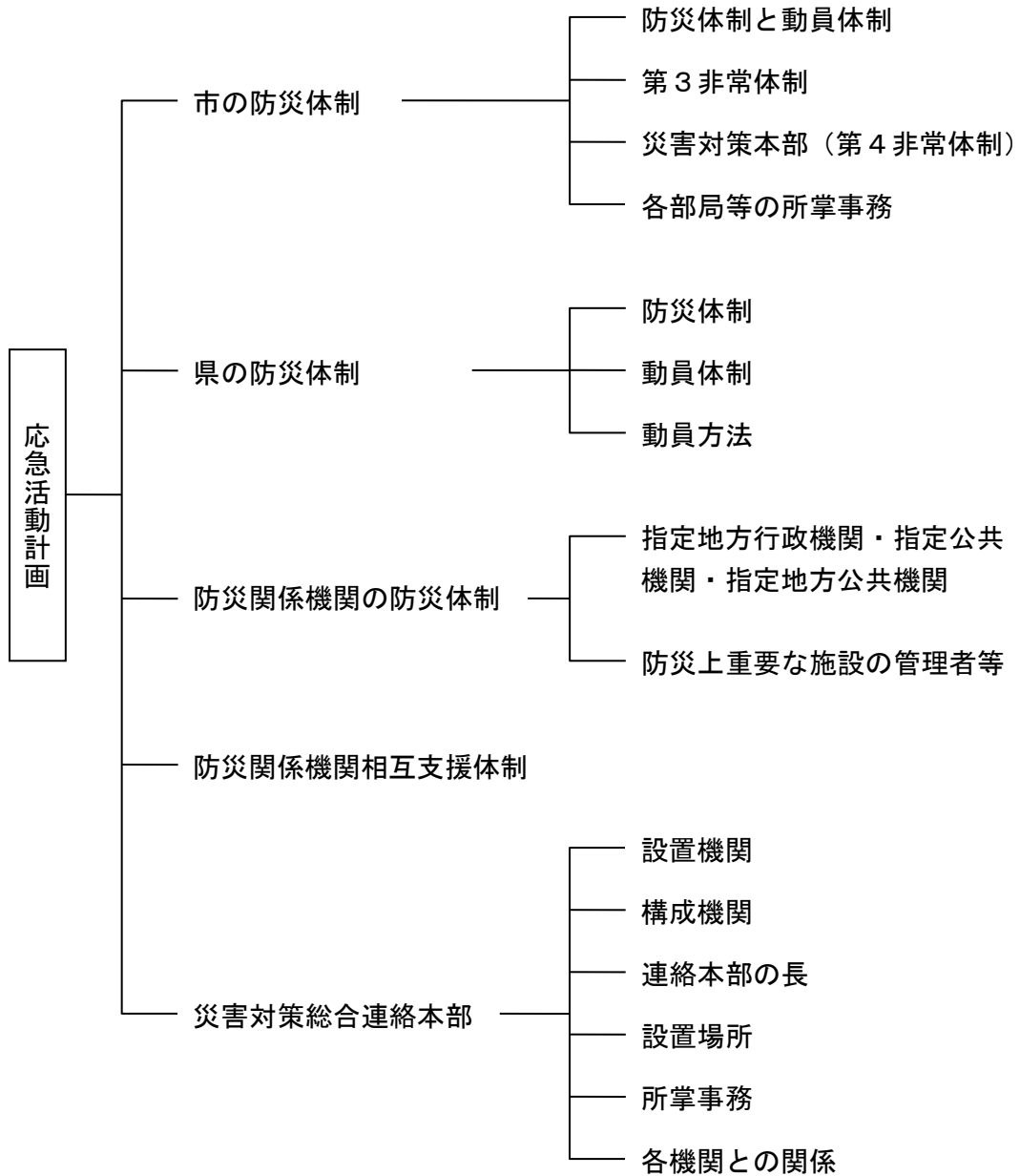
[資料] 2-6-5 1 特別防災区域の防災資機材等

第 3 部

災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画



第1節 市の防災体制

基本的な考え方

市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、地方公共団体防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

第1項 防災体制と動員体制

1 防災体制

(1) 火災・事故災害時の防災体制

防災体制	設置基準	体制の概要
第1警戒体制 (非常)	県、警察、消防局から連絡があった場合	防災危機管理課による情報収集活動または、防災危機管理課の指示により、防災関係課職員の自宅待機等
第2警戒体制 (非常)	防災危機管理課からの指示又は、消防局から連絡があった場合	防災関係課による災害予防対策を実施する体制、または災害応急対策を実施する体制
第3非常体制	相当規模の災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき	防災関係課を中心とし、災害予防・応急対策を実施する体制
第4非常体制 (災対本部体制)	大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれのあるとき	全庁体制による災害応急・復旧対策を実施する体制

※ すべての体制について、市長（防災危機管理課）は上記の基準に関わらず、体制の設置、廃止を命ずることができる。

※ 配備課については、第2部第6章災害応急体制の整備を参照

(2) 災害別設置基準

<火災>

防災体制	設置基準
第1警戒体制	火災が発生し、避難させるおそれのある場合
第2警戒体制	火災が発生し、避難させる必要がある場合
第3非常体制	火災が発生し、死傷者が多数（10人以上）発生するおそれのある場合
第4非常体制 (災対本部体制)	大規模な火災が発生し、応援要請が必要であると見込まれる場合

<海上交通災害>

防災体制	設置基準
第1警戒体制	船舶事故が発生し、沿岸へ流出油やその他の物が漂着する可能性がある場合
第2警戒体制	船舶事故が発生し、沿岸へ流出油やその他の物の漂着が見込まれる場合
第3非常体制	船舶事故が発生し、沿岸へ流出油やその他の物が漂着した場合
第4非常体制 (災対本部体制)	船舶事故が発生し、沿岸へ大量の流出油やその他の物が漂着した場合

< 航空災害 >

防災体制	設置基準
第1 警戒体制 (非常)	市域内で航空機が遭難又はアクシデント等により墜落するおそれのある場合。 または、市域外で山口宇部空港就航機が遭難又は墜落等した場合
第2 非常体制	航空機事故が発生し、火災等により避難させる必要がある場合
第3 非常体制	航空機事故が発生し、死傷者が多数(10人以上)発生するおそれのある場合
第4 非常体制 (災対本部体制)	大規模な航空機事故が発生した場合。または、応援要請が必要であると見込まれる場合

< 陸上交通災害・危険物等災害・石油コンビナート等災害 >

防災体制	設置基準
第1 警戒体制	事故等により、避難させるおそれのある場合
第2 警戒体制	事故等により、避難させる必要がある場合
第3 非常体制	事故等により、死傷者が多数(10人以上)発生するおそれのある場合
第4 非常体制 (災対本部体制)	大規模な事故が発生した場合。または、応援要請が必要であると見込まれる場合

2 職員の動員体制

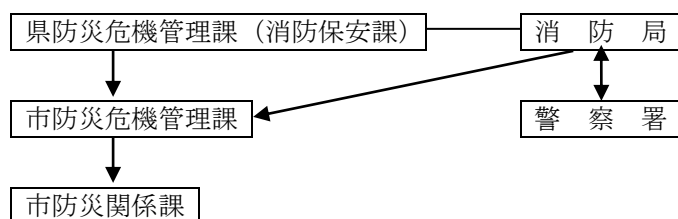
(1) 動員体制の確立

ア 災害対策本部設置時の本部員は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。

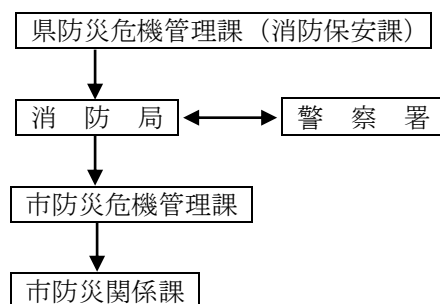
イ 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置時の活動に従事する職員について出勤時間を勘案しあらかじめ指名しておく。

(2) 動員系統図

ア 勤務時間内の場合



イ 勤務時間外の場合



第2項 第3非常体制

大規模な火災・危険物の爆発その他重大な事故が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって第3非常体制に入る。

この場合、災害状況の推移により、市長は本部体制を命ずる。

第3項 災害対策本部（第4非常体制）

1 災对本部の組織

災对本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各部局等をもって構成する。

本部長 市長		
副本部長 副市長		
本部員	総務部長 こども未来部長 教育部長 総合政策部長 産業経済部長 会計管理者 観光スポーツ 都市政策部長 議会事務局長 文化部長 土木建設部長 宇部中央消防署長 市民環境部長 北部総合支所長 交通局長 健康福祉部長 教育長 水道局長	事務局 防災危機管理課
総務部	総務課、職員課、デジタル推進課、契約監理課、財産管理課、市民税課、資産税課、収納課	
総合政策部	政策企画課、市史編さん室、移住定住推進課、行革推進課、連携共創推進課、財政課、秘書課、広報広聴課	
観光スポーツ文化部	観光交流課、ときわ公園課、スポーツ振興課、文化振興課	
市民環境部	市民活動課、人権・男女共同参画推進課、市民課、環境政策課、廃棄物対策課、環境保全センター施設課、東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野市民センター	
健康福祉部	地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者総合支援課、健康増進課、地域医療対策室、新型コロナウイルス感染症医療対策室、保険年金課	
こども未来部	こども政策課、こども支援課、保育幼稚園課	
産業経済部	商工振興課、企業立地推進課、成長産業創出課、地域ブランド推進課、農業振興課、農林整備課、水産振興課、卸売市場	
都市政策部	都市計画課、中心市街地活性化推進室、住宅政策課、新庁舎建設課、公園緑地課、建築指導課、営繕課	
土木建設部	土木河川課、道路整備課、下水道経営課、下水道整備課、下水道施設課、地籍調査課	
北部総合支所	北部地域振興課、市民生活課、	
出納室	出納室	
教育委員会	教育総務課、教育施設課、学校教育課、教育支援課、社会教育課、人権教育課、学校給食課、学びの森くすのき・地域文化交流課、図書館、小・中学校	

議 会	議事総務課
選挙管理委員会	選挙課
公平委員会	事務局
監 査 委 員	監査課
農業委員会	事務局
消 防 局	総務課、情報財政課、警防課、通信指令課、予防課、宇部中央消防署、宇部西消防署
水 道 局	総務企画課、財務課、営業課、上水道整備課、浄水課、水道広域推進室
交 通 局	交通事業課

2 現地災害対策本部

本部長が必要と判断したときは、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、被災地に現地対策本部を設置する。

3 市本部設置の報告及び周知

市本部を設置し、又は廃止した場合には直ちに、知事（防災危機管理課）にその旨を報告し、警察署、関係防災機関等に通報するとともに、報道機関、防災無線、広報車等可能な限りの手段を用いて市民に対して周知をはかるものとする。

4 市本部設置時の関係機関との連携

市本部を設置した場合には直ちに、警察署及び自衛隊に連絡して連絡員の派遣要請を行い、連絡員を通じて各機関と密接な連携を図るものとする。

第4項 各部局等の所掌事務

部局等	担当課	所掌事務
総務部	防災危機管理課	1 防災体制に関すること 2 通信機器・観測機器に関すること 3 気象情報に関すること 4 災害情報に関すること 5 被害報告に関すること 6 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること 7 厚東川ダム放流の通報連絡に関すること 8 防災関係機関に関すること 9 消防団の災害活動等に関すること
	総務課	1 災害時の情報収集の協力に関すること 2 自衛隊の派遣部隊との連絡に関すること 3 部内及び他部等への協力に関すること
	職員課	1 情報収集の協力に関すること 2 被災職員の救済に関すること 3 職員の応援動員に関すること 4 職員の派遣要請及び派遣職員等の受入れに関すること 5 職員の食料等の確保等に関すること

部局等	担当課	所掌事務
		6 職員の公務災害補償等に関すること 7 市災害ボランティアセンターとの連絡等地域福祉課への協力に関すること
	デジタル推進課	1 部内への協力に関すること
	契約監理課	1 部内への協力に関すること
	財産管理課	1 市有普通財産の被害調査等に関すること 2 来庁者の避難誘導、安全管理に関すること 3 市庁舎管理及び庁内電話に関すること 4 部内への協力に関すること
	市民税課 資産税課 収納課	1 家屋被害の被害調査に関すること 2 被災者に対する税の減免、猶予に関すること
総合政策部	政策企画課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 部内及び他部等への協力に関すること
	市史編さん室	1 部内への協力に関すること
	移住定住推進課	1 部内への協力に関すること
	行革推進課	1 部内への協力に関すること
	連携共創推進課	1 部内への協力に関すること
	財政課	1 災害対策に必要な財政措置に関すること 2 部内への協力に関すること
	秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 市長の対外事務（電報等）に関すること 3 市長会との連絡に関すること 4 災害視察者、見舞者の接遇に関すること
	広報広聴課	1 報道機関との連絡調整に関すること 2 災害に関する広報及び広聴活動に関すること 3 災害記録に関すること
観光スポーツ 文化部	観光交流課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 要配慮者（外国人）に関すること 3 山口宇部空港との連絡調整に関すること
	ときわ公園課	1 ときわ公園の安全対策に関すること
	スポーツ振興課	1 体育施設の被害調査等に関すること 2 陸上輸送拠点に関すること
	文化振興課	1 文化施設の被害調査等に関すること 2 被害彫刻の保護、修復に関すること
市民環境部	市民活動課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 市民・ふれあいセンターの動員に関すること 3 各ふれあいセンター（船木、万倉及び吉部を除く）管内の災害情報に関すること

部局等	担当課	所掌事務
		4 厚東川ダム放流の通報連絡に関する事 5 災害に関する市民相談に関する事 6 部内及び他部等への協力に関する事
	人権・男女共同参画推進課	1 環境改善施設の被害調査等に関する事 2 部内への協力に関する事
	市民課	1 市民の安否情報に関する事 2 埋火葬に係る諸手続きに関する事
	環境政策課	1 油濁等による公害の防止対策に関する事 2 遺体収容、埋火葬に関する事 3 仮設トイレ対策の応援に関する事
	廃棄物対策課	1 一般廃棄物の収集・運搬に関する事
	環境保全センター施設課	1 清掃施設の被害調査等に関する事 2 汚物取扱業者の応援作業に関する事
	東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野市民センター	1 各センター管内の災害情報に関する事 2 厚東川ダム放流の通報連絡に関する事 3 罹災届出証明書に関する事
健康福祉部	地域福祉課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用（罹災証明含む）に関する事 3 救助事務に関する事 4 義援物資に関する事 5 緊急避難場所及び避難所に関する事 6 日本赤十字社との連絡に関する事 7 市災害ボランティアセンターとの連絡に関する事 8 被災地における民生安定に関する事 9 社会福祉施設の被害調査等に関する事 10 避難行動要支援者（災害時避難支援制度）に関する事
	生活支援課	1 被災した生活保護者等の保護に関する事 2 部内への協力に関する事
	障害福祉課	1 障害者世帯等の保護に関する事 2 障害福祉施設の被害調査等に関する事 3 要配慮者（障害者）に関する事 4 部内への協力に関する事
	高齢者総合支援課	1 高齢者世帯等の保護に関する事 2 老人福祉施設の被害調査等に関する事 3 要配慮者（高齢者）に関する事 4 介護保険施設の被害調査等に関する事 5 部内への協力に関する事
	健康増進課	1 保健福祉専門職の活動調整に関する事

部局等	担当課	所掌事務
		2 宇部健康福祉センターとの連絡に関する事 3 防疫に関する事
		4 要配慮者（高齢者）に関する事 5 部内への協力に関する事
	地域医療対策室	1 救護所・応急医療に関する事 2 災害救助法による医療に関する事 3 医療機関との連絡に関する事 4 部内への協力に関する事 5 災害救助法による助産に関する事
	新型コロナウイルス感染症医療対策室	1 部内への協力に関する事
	保険年金課	1 罹災者に対する保険料の減免等に関する事 2 部内への協力に関する事
こども未来部	こども政策課	1 部内及び防災危機管理課への協力に関する事
	こども支援課	1 要配慮者（乳幼児、妊婦等）に関する事 2 部内への協力に関する事
	保育幼稚園課	1 保育園、幼稚園との連絡調整に関する事 2 要配慮者（乳幼児）に関する事 3 部内への協力に関する事
産業経済部	商工振興課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 商業施設の被害調査等に関する事 3 工業施設の被害調査に関する事 4 罹災商工業者に対する金融相談に関する事 5 中小企業の被害調査等に関する事 6 港湾及び海岸の被害調査等に関する事 7 港湾施設の幹旋等に関する事
	企業立地推進課	1 部内への協力に関する事
	成長産業創出課	1 部内への協力に関する事
	地域ブランド推進課	1 部内への協力に関する事
	農業振興課	1 農地、農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 2 部内への協力に関する事
	農林整備課	1 農林関係の被害調査等に関する事 2 山地災害危険地区の調査等に関する事 3 応急農林業対策に関する事 4 農林業の災害融資に関する事 5 危険ため池等の調査等に関する事 6 地すべり防止区域の調査等に関する事 7 部内への協力に関する事
	水産振興課	1 水産関係の被害調査等に関する事

部局等	担当課	所掌事務
		2 漁港施設及び漁港海岸保全施設の被害調査等に関する事 3 応急水産業対策に関する事 4 水産業の災害融資に関する事 5 部内への協力に関する事
	卸売市場	1 生鮮食料品の確保及び集荷対策に関する事 2 市場施設等の被害調査に関する事
都市政策部	都市計画課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 被災地の復興計画の作成に関する事 3 所管工事の災害応急対策に関する事
	中心市街地活性化推進室	1 部内への協力に関する事
	住宅政策課	1 被災者への公営住宅の提供等に関する事 2 市営住宅の被害調査等に関する事 3 危険家屋移転促進に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事
	新庁舎建設課	1 所管工事の災害応急対策に関する事 2 部内への協力に関する事
	公園緑地課	1 公園、街路樹等の被害調査等に関する事 2 都市公園等の安全対策に関する事
	建築指導課	1 開発行為に伴う防災に関する事 2 住宅修理等の災害復興融資に関する事 3 住宅政策課への協力に関する事
	営繕課	1 応急仮設住宅の建設の協力に関する事 2 市有施設の点検及び支援に関する事
土木建設部	土木河川課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 防災関係機関との連絡調整に関する事 3 地すべり防止区域の調査等に関する事 4 急傾斜地崩壊危険区域の調査等に関する事 5 土砂災害の応急対策等に関する事 6 砂防、土石流等に係る被害調査等に関する事 7 河川の被害情報等に関する事 8 浸水状況の把握及び報告に関する事 9 河川に係る応急対策等に関する事
	道路整備課	1 道路、橋梁等の被害情報等に関する事 2 通行止めの措置及び報告に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事
	下水道経営課	1 下水道の被害情報等に関する事 2 部内への協力に関する事
	下水道整備課	1 浸水状況の把握及び報告に関する事

部局等	担当課	所掌事務
		2 下水道施設等の被害調査等に関する事
	下水道施設課	1 下水道施設及びポンプ場に関する事 2 終末処理等の被害調査等に関する事
	地籍調査課	1 部内への協力に関する事
北部総合支所	北部地域振興課	1 防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 災害情報に関する事 3 今富ダム放流の通報連絡に関する事
	市民生活課	1 船木、万倉及び吉部の各ふれあいセンター管内の災害情報に関する事 2 罹災証明書に関する事 3 所内への協力に関する事
出納室	出納室	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害義援金の募集、受付に関する事 3 他部等への協力に関する事
教育委員会	教育総務課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 教育関係義援金品の受付、配布に関する事 3 教育関係の被害調査等に関する事 4 その他応急教育対策に関する事
	教育施設課	1 教育関係施設の被害調査に関する事 2 教育関係施設の安全対策に関する事
	学校教育課 教育支援課	1 児童、生徒の避難対策に関する事 2 災害時の応急教育対策に関する事 3 罹災児童等への学用品の配布に関する事 4 県費支弁職員の公務災害等に関する事 5 学校の衛生管理等に関する事 6 学校における避難者への協力に関する事 7 私立学校との連絡調整に関する事 8 要配慮者（児童、生徒）に関する事
	社会教育課 人権教育課 図書館 小・中学校	1 当該課等の災害対策に関する事 2 部内への協力に関する事
	学校給食課	1 学校給食施設の被害調査等に関する事 2 学校給食施設及び機器の使用協力に関する事
	学びの森くすのき・地域文化交流課	1 被災文化財の保護、修復に関する事 2 部内への協力に関する事
議会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会	議事総務課 選挙課 事務局 監査課	1 災害時における特命事項に関する事 2 他部等への協力に関する事

部局等	担当課	所掌事務
	事務局	
水道局	総務企画課 財務課 水道広域推進室	1 局内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 水道関係の被害状況のとりまとめに関すること 3 水道災害の広報活動に関すること
	営業課	1 応急の水道対策に関すること 2 緊急給水及び給水方法に関すること
	上水道整備課	1 水道の被害防止及び復旧に関すること
	浄水課	1 災害時の給水の確保に関すること 2 浄水場、配水池等の被害調査等に関すること
交通局	交通事業課	1 局内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 市営バス関係の被害調査等に関すること 3 交通災害の広報活動に関すること 4 災害時における交通及び輸送に関すること 5 避難者及び罹災者の輸送に関すること

第2節 県の防災体制

第1項 防災体制

1 防災体制

種別	体制の設置基準	体制の内容
第2警戒体制	大規模な火災交通災害、産業災害等が発生した場合 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 個別の事故災害対策において配備基準を定めている場合は、その配備基準による </div> } </div>	災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに災害対策本部体制に移行する体制とする
災害対策本部体制	1 県内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき 2 県内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき	災害の程度又は形態により、必要な体制をとる

2 災害別防災体制

(1) 油流出事故発生時の体制

＜第3部第19章「交通災害対策計画」第1節参照＞

(2) 航空機事故発生時の体制

＜第3部第19章「交通災害対策計画」第2節参照＞

第2項 動員体制

1 動員体制の確立

- (1) 災害対策本部設置時の部長にあてられる者は、それぞれの部の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- (2) 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

第3項 動員方法

- 1 勤務時間内にあつては、庁内放送、防災行政無線、電話及び携帯電話へのメール送信で呼出しを行う。

2 勤務時間外

第1・第2・特別警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話及び携帯電話へのメール送信で呼出しを行う。

3 非常参集

災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。

4 部相互間の応援動員

(1) 動員要請

県本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（職員班）に要請するものとする。

- ・ 応援を要する時間 ・ 応援を要する職種等
- ・ 勤務場所 ・ 集合日時、場所、携行品
- ・ 勤務内容 ・ その他参考事項

(2) 動員の措置

ア 総務部長（職員班）は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じるものとする。

イ 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し、所要の応援を行うものとする。

5 地方機関相互の応援措置

- (1) 管轄区域内の全部又は一部を同じくする地方機関は、災害応急対策の実施にあたり相互に協力するものとする。
- (2) 地方機関は、他の部に所属する地方機関の応援を受けようとするときは、県本部の所属部長にその旨要請するものとし、この場合の応援動員は、上記4により処理するものとする。

とする。

[資料] 3-1-1 山口県宇部災害対策地方本部

第3節 防災関係機関の防災体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県の地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又発生するおそれがある場合は法令、県・市の防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第4節 防災関係機関相互支援体制

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

<第3部第6章「応援要請計画」参照>

第5節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、次のとおり災害対策総合連絡本部（以下、「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

第1項 設置機関

- 1 市長
主として陸上災害の場合
- 2 知事
2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- 3 海上保安本部長
主として海上災害の場合
- 4 空港事務所長
主として航空事故の場合
- 5 西日本旅客鉄道（株）広島支社長又はその指名する者
JRの事故の場合
- 6 その他
主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

第2項 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

第3項 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

第4項 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

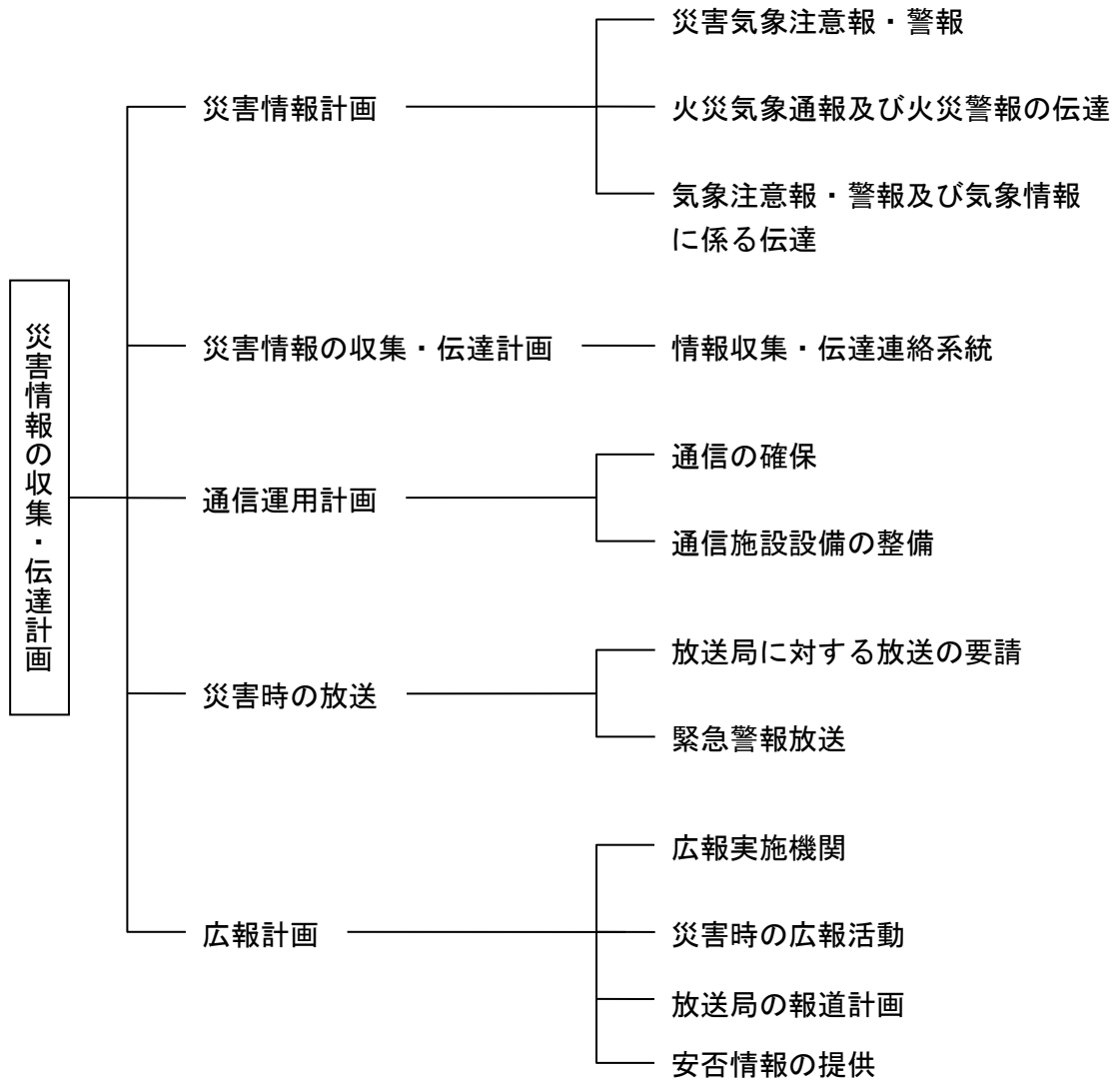
第5項 所掌事務

- 1 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- 2 災害情報の収集、分析、検討
- 3 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- 4 各機関の活動の連絡調整
- 5 その他災害応急対策実施についての必要な事項

第6項 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画



第1節 災害情報計画

第1項 災害気象注意報・警報

1 火災気象通報の発表基準

気象台が、県知事に対して火災予防止危険であるとして通報する場合の気象観測値は、おおむね次のとおりである。

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が40%以下で、かつ、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報(陸上))	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が10m/sをこえると予想される場合
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報(陸上))	(上段二つの条件に該当する場合)

※ ただし、日降水量1mm以上の場合を除く

※ 実効湿度：本日の実効湿度=0.3×本日の日平均湿度+0.7×前日の実効湿度

2 気象注意報・警報の種別、発表基準

火災・事故災害に特に関係のある気象注意報・警報は次のとおり。

その他については風水害編参照

種類	発表基準
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が10m/sをこえると予想される場合
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が20m/sをこえると予想される場合
波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3m(東部と西部の瀬戸内側は1.5m)をこえると予想される場合
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6m(東部と西部の瀬戸内側は3m)をこえると予想される場合
風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 降雪を伴い平均風速が10m/sをこえると予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が20m/sをこえると予想される場合(雪を伴う)
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で5cm、山地で15cmをこえると予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

	24時間の降雪の深さが平地で10cm、山地で30cmをこえると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で、かつ、実効湿度が65%以下になると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 濃霧によって視程が 〔陸上で100m以下〕のいずれかになると予想される場合 〔海上で500m以下〕

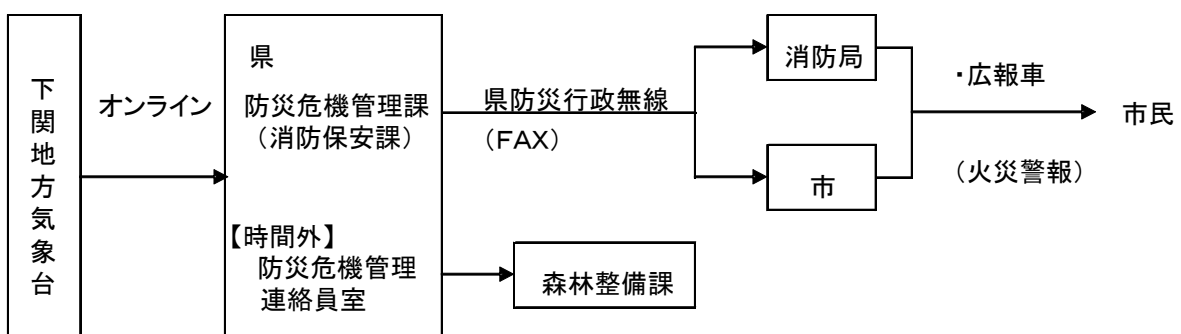
- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、山口県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を下関地方気象台で調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 発表基準欄に記載した数値は常に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

3 気象予報区分

1次細分区域	2次細分区域	市町名
山口県西部	下関	下関市
	宇部・山陽小野田	宇部市、山陽小野田市
山口県中部	周南・下松	周南市、下松市
	山口・防府	山口市、防府市
山口県東部	岩国	岩国市、玖珂郡
	柳井・光	柳井市、光市、大島郡、熊毛郡
山口県北部	萩・美祢	萩市、美祢市、阿武郡
	長門	長門市

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）

1 火災気象通報の伝達系統図



2 火災気象通報の伝達

(1) 下関地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

ア 定時に行う火災気象次報

気象台は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示は行わない。

イ 随時に行う火災気象通報

アで通報した内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時通報する。

(2) 知事（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台から気象概況通報及び火災気象通報があったときは直ちにこれを市町長に通報する。

3 火災警報の発令（宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例等施行規則第2条）

市長（消防長）は、県知事（防災危機管理課（消防保安課））から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

(1) 火災警報の発令基準は、次のとおりである。

実効湿度が80%以下で最大風速が17m/s以上のとき
実効湿度が65%以下で最大風速が13m/s以上のとき
実効湿度が58%以下のとき。

※ ただし、日降水量1mm以上の場合を除く。

(2) 火災警報発令中における火の使用制限（宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例第29条）

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。

カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(3) 火災警報の解除

市長（消防長）は、下関地方気象台長等の発する乾燥、強風注意報等の解除の通報を受けたとき又は当地の気象状況が火災発生の危険状態を脱したと認めたときに、火災警報を解除するものとする。

4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための住民への呼び掛け

ア 県（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市町及び消防局に防災行政無線（一斉ファックス）により伝達し注意を促す。

イ 市長（消防長）は、県から通報を受けた場合、防災行政無線、広報車等を活用して住民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

(2) 市は、火災警報を発令したときは以下の方法により（消防局と協力して）一般に周知を図る。

ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示

イ 主要地域における吹流しの掲揚

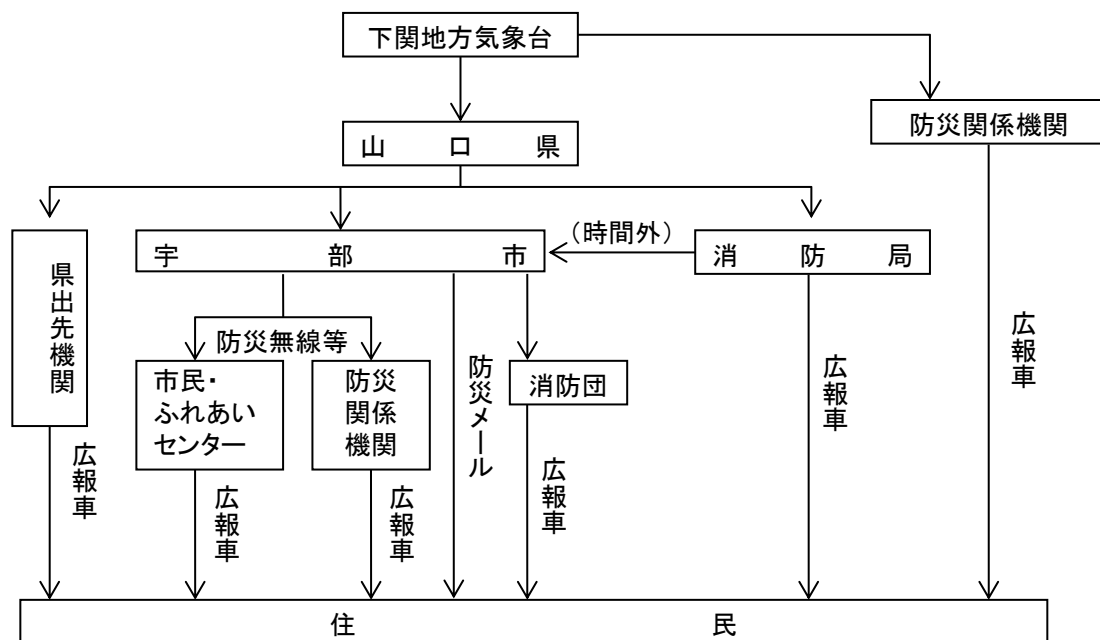
ウ 広報車による巡回広報

5 防火パトロールの実施

市は、火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報、警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を増強し、広報車等でパトロールを強化する。

第3項 気象注意報・警報及び気象情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図



2 気象注意報・警報及び気象情報の伝達

(1) 気象台

気象情報等を防災関係機関（NTT西日本山口支店、NHK山口放送局、NHK北九州放送局、山口県警察本部、山口県、門司海上保安部、中国地方整備局、国土交通省山口

河川国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、中国電力山口支店、山口放送株式会社、サンデン交通株式会社)に伝達する。

(2) 県

ア 気象注意報及び警報について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防局に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは通信統制を行い、他の通信に先立った取扱いを行うものとする。

イ 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防局に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。

通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。

(3) 警察本部

ア 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・駐在所に通知するとともに、県（防災危機管理課（消防保安課））に連絡する。

イ 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。

(4) 市（防災危機管理課）

ア 気象注意報及び警報について、県、NTT西日本から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。

イ 住民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。

また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。

(5) 消防局

ア 災害のおそれのある注意報及び警報について、県、市防災危機管理課等から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、消防団と協力し住民への周知を図る。

イ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

(6) 海上保安署

災害のおそれのある注意報及び警報等について、気象庁から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。

(7) 西日本電信電話株式会社

気象業務法に基づいて、下関地方気象台からNTT西日本山口支店に伝達された警報は、市防災危機管理課に連絡する。

(8) 報道機関

本章第4節に記述。

(9) その他の防災関係機関

気象台、県、警察、市、海上保安署等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

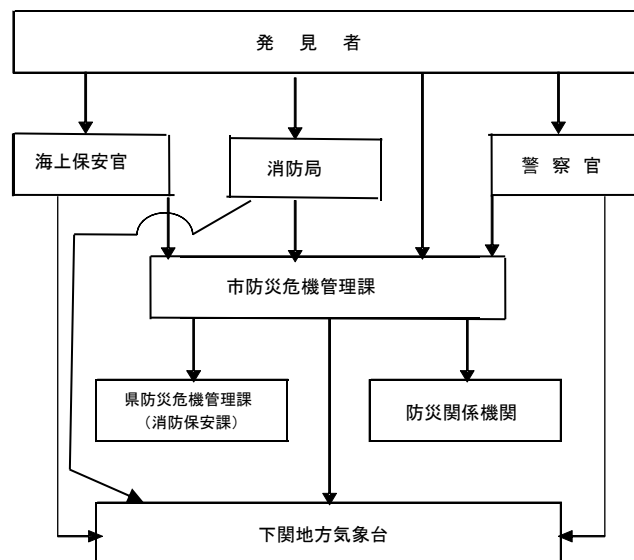
2 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別等

次の異常気象に関する気象予・警報が発表されていないときに、当該異常気象現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。

異常現象	通報する基準
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

(2) 通報系統



(3) 通報項目

- ア 現象名又は状況
- イ 発生場所
- ウ 発現日時分
- エ その他参考となる事項

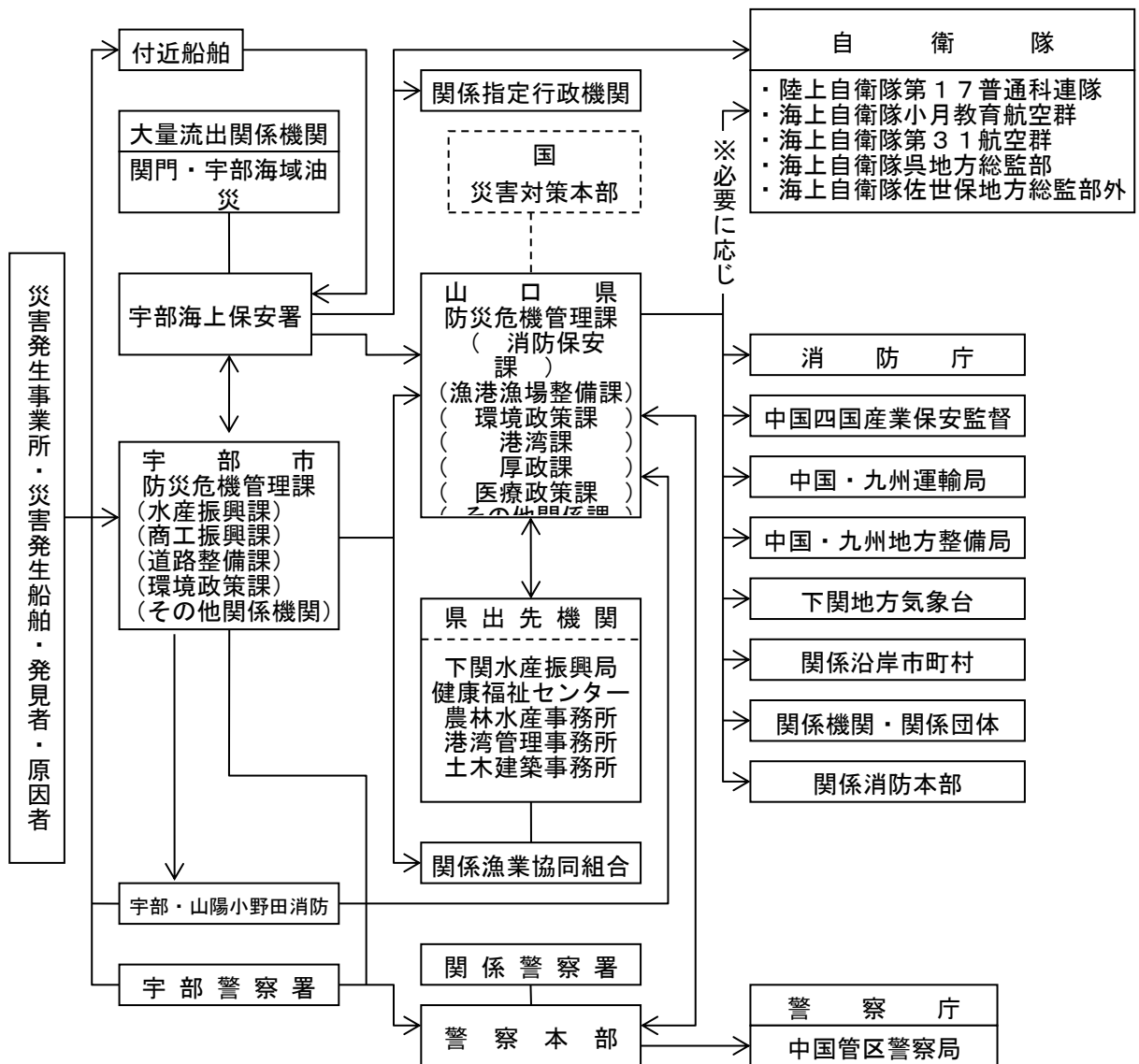
第2節 災害情報の収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

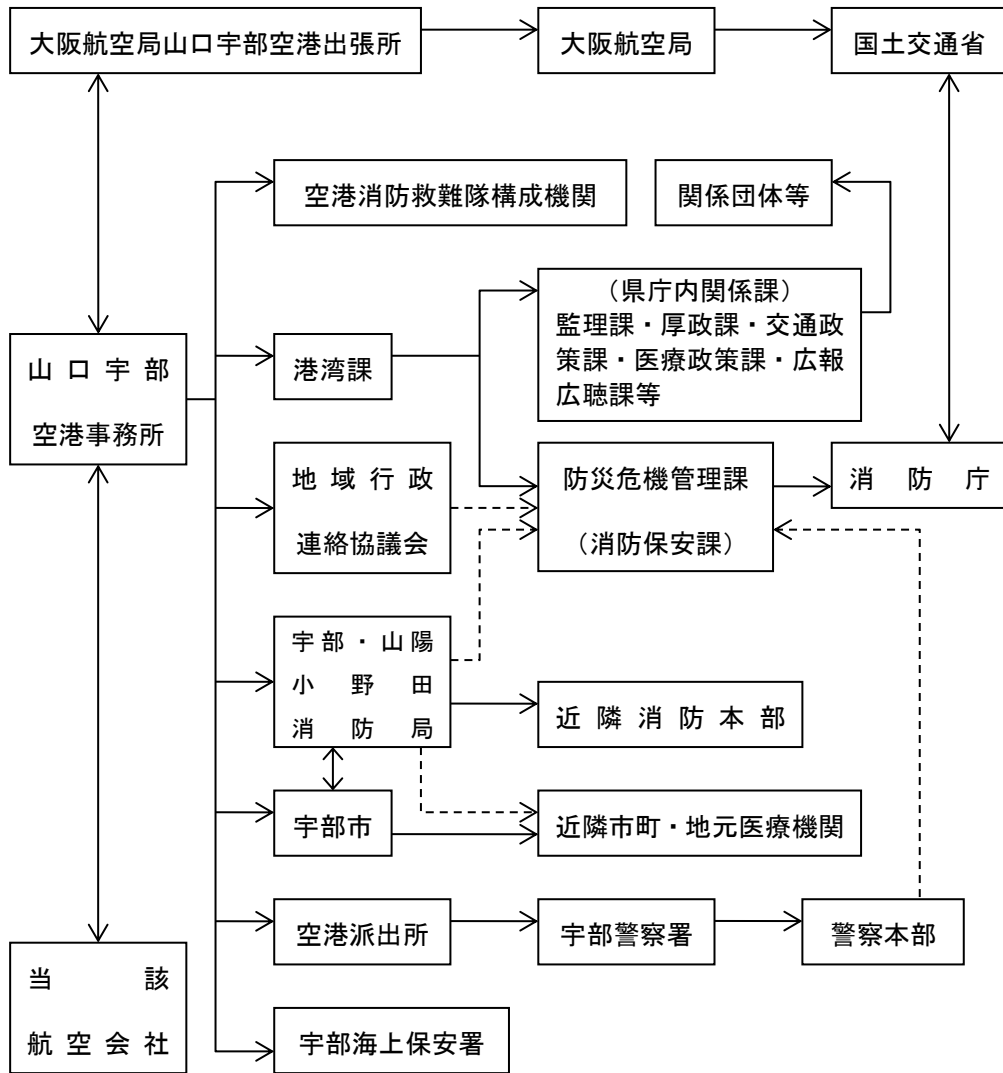
1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図

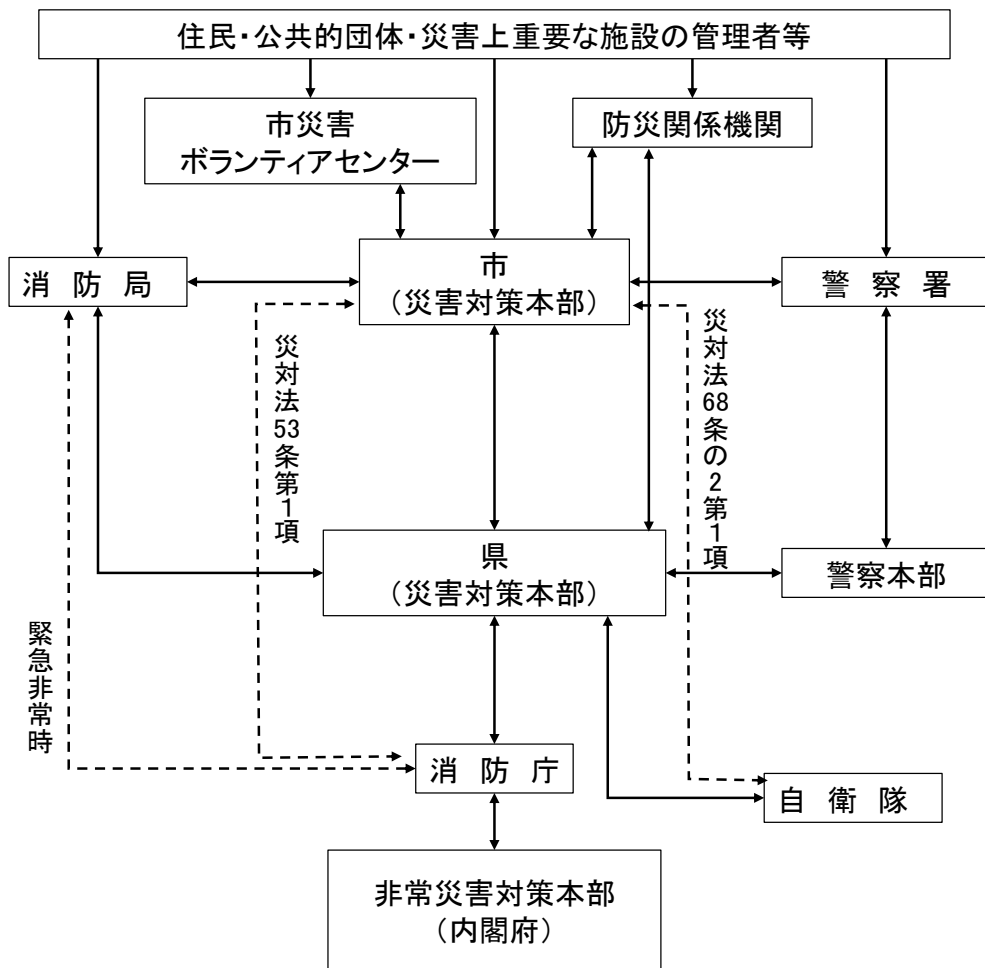
ア 海上災害が発生した場合



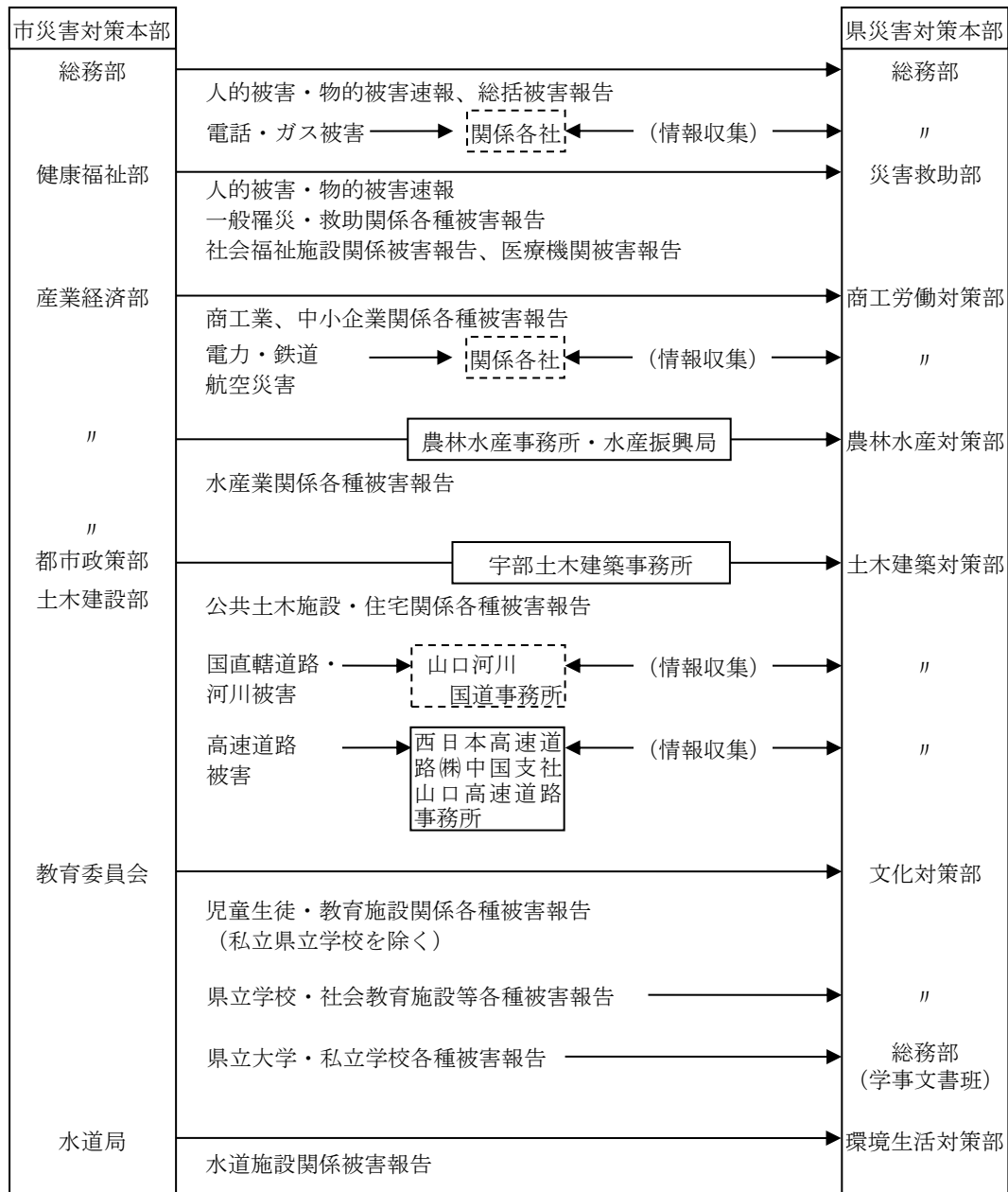
イ 山口宇部空港地内及び周辺地域で発生した場合



ウ その他の火災・事故災害が発生した場合



(2) 市から県への災害情報の報告



2 市の措置

(1) 情報収集体制

災害情報体制により、情報の収集・集約を行う。また、以下の点について留意し、実施する。

- ア 防災関係課は職員のパトロール等積極的な情報収集を行う。
- イ 情報収集の実施については、住民等からの通報のほか、消防局への出動指示(要請)、消防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。
- ウ 被害規模を早期に把握するため、消防局へ救急依頼が殺到する等の情報を消防無線や火災情報案内電話等により積極的に収集する。
- エ 火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、消防局は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。(消防局)

オ 宇部市総合気象システム(UWS)及び山口県土木防災情報システムを活用して、気象情報等を収集し、迅速かつ的確な災害発生の予測等を行う。

初期情報	中期情報
<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生の場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・住民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

(2) 情報伝達体制

災害情報体制により、情報の共有・発信を行う。また、以下の点について留意する。

ア 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、住民その他関係機関に伝達してはじめて効果が現れるものであり、その伝達については、防災メールをはじめ防災屋外スピーカー、電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じ、その伝達について関係機関の協力を要請する。

イ 市が収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に、人命に関わる場合や堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要であるため、未確認であっても早期に伝達を行う。

ウ 消防局は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予想等について関係機関(県、警察署、隣接市町)に対して速やかに伝達する。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

エ 消防局は、航空機事故が発生し、発見者、関係機関から通報を受けた場合は、直ちに県(防災危機管理課(消防保安課))、近隣市町(近隣消防本部)、医療機関等の防災関係機関に通報する。

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

(3) 被害報告

各被害状況調査担当課は、災害情報体制により災害対策本部事務局(防災危機管理課)へ被害報告するとともに、県の所管部局へ報告する。

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲内の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁に直接連絡するものとする。(災対法53条)

総務省消防庁電話 03-5253-5111

また、被害程度の認定基準については資料編に定める。

[資料] 3-2-1 被害程度認定基準

[資料] 2-5-2 宇部市災害情報体制

ア 火災・災害等即報

「火災・災害等即報要領について」(昭和59年10月15日消防災第267号)を準用し、報告する。

[資料] 3-2-2 火災・災害等即報要領

イ 災害報告

危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故については、消防局は、事故発生月の翌月10日までにその概要を「様式(事故報告)」により県石油コンビナート等防災本部(防災危機管理課(消防保安課))に報告する。

(4) その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。救助法に基づく報告については、第3部第8章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第3節 通信運用計画

第1項 通信の確保

1 通信連絡責任者・事務連絡従事者の選任

市(防災危機管理課)及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信連絡責任者(防災危機管理課長)及び事務連絡従事者(防災危機管理課職員)をあらかじめ選任しておくものとする。

通信連絡責任者は、通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市(防災危機管理課)は、情報連絡手段として防災屋外スピーカー、防災用移動系無線(デジタルMCA無線)、の確保に努める。また重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。

(1) 回線統制

全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。

(2) 割り込み及び強制切断

任意の話中回線に、割り込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。

- (3) 上記(1)及び(2)の措置をとる場合は、制限の内容その他必要事項について関係端末局の無線管理者に事前に通知し、混乱を回避するものとする。

3 通信手段の確保が困難な場合

災害により通信の確保が困難になったときは、他の機関の専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

(1) 電話・電報施設の優先利用

市(各課)及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達等を迅速に行なうため、電話もしくは電報施設を優先利用する。それらが使用できない場合は、他機関が設置する専用電話を使用する。

ア 一般電話及び電報

災害時における非常通話の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話の一部を「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、あらかじめ承認を受けている。

非常電話については、災害等の非常事態が発生した場合、すべての通話に優先して接続される。

使い方は、100番をダイヤルして「非常電話」又は「緊急電話」であること及び必要とする理由を伝える。ただし、やむをえない特別の理由がある場合を除き、災害時優先電話から申し込むものとする。

非常電話及び緊急電話の通話内容については、次による。

非常電話 非常電報	洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生の恐れがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 災害の予防又は救援のため必要な事項
緊急電話 緊急電報	火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全にかかわる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合においてその予防、救援、復旧に関し緊急を要する事項 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

非常電報については、すべての電報に優先して取り扱われる。

115番をダイヤルして「非常電報」又は「緊急電報」を申し込むか又は、NTT西日本山口支店に電報発信紙の欄外余白に「非常」又は「緊急」と朱書きして申し込むものとする。内容については上記のとおり。

イ 専用電話

防災関係機関が設置している専用電話には、警察電話等がある。災対法第57条により市長は防災関係機関及び市民に対し必要な通知及び警告ができる。

ウ 携帯電話

災害時等における非常通話の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、つぎの携帯電話をあらかじめ「優先群収容回線」として、株式会社NTTドコモ中国支社山口支店に申請し、承認を受けている。

防災危機管理課 (課長)	090-8999-4901
〃	090-3177-4904
〃	090-8999-4900
〃	090-8999-4902
〃	090-8999-4905
〃	080-8247-9066
〃	080-8247-9067
〃	080-8247-9068
〃	090-7130-3772

携帯電話の「優先群収容回線」の使い方は、通常と同じ操作でよく、特別な操作は必要ない。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災関係機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときには、代替無線設備の配備を県に要請し、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用するなどして必要な通信を確保する。

宇部市には、県防災行政無線局が市役所、消防局、宇部県民局、県税事務所、宇部土木建築事務所、山口宇部空港、宇部港湾管理事務所、厚東川ダム管理事務所、真締川ダム管理事務所、山口大学医学部附属病院にある。

ア 非常無線通信の発受

非常無線通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。

また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危機又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信実施の是非について判断の上発信する。

イ 非常通信協議会

非常通信の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。

名 称	機関数	会 長
中央非常通信協議会	38	総務省総合通信基盤局長
中国地方非常通信協議会	280	中国総合通信局長

ウ 非常無線通信利用に係る依頼文等

電報頼信用紙又は適宜の用紙に、宛先の住所、氏名、電話番号、本文、及び発信者の住所、氏名を記載し、最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。本文は、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめる。

エ 非常通報の発信を行なう無線局及び移動無線局の派遣等

(ア) 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。

(イ) 陸上移動無線局の派遣

有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、中国地方非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。

(ウ) 船舶無線局の利用

陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の

船舶無線局に対して発信を依頼することができる。

オ 非常無線・有線に共通する事項

(ア) 非常通信の電送に要する料金

- ・ N T T以外の無線局に依頼するときは、原則として有料である。
- ・ 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもN T T所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。

(イ) 非常通信として取扱う通信の内容

非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよい。

- ・ 人命の救助に関するもの
- ・ 天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの
- ・ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）第74条実施の指令及びその他の指令
- ・ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ・ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ・ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ・ 遭難者救護に関するもの
- ・ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ・ 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破損又は障害の状況及びその修復復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- ・ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ・ 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

カ 防災相互通信用無線

(ア) 大規模災害時に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として「防災相互通信用無線」をそれぞれが整備しなければならない。

この防災相互通信用無線は、150MHz帯と400MHz帯とがあり、どちらも整備する必要がある。

(イ) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模な災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においてはその機動力を活用しての情報収集・伝達活動等に威力を発揮することができる。

このため、市（防災危機管理課）は通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとしてこれらの円滑な協力が得られるよう検討する。

第2項 通信施設設備の整備

1 市の対策

市（防災危機管理課）では、楠地域との非常時の無線手段を確保するため新たに防災用移動系無線（デジタルMCA無線）システムを導入し、次の2系統の通信網となる。今後は、防災行政無線（同報系）について、整備促進に努める。

(1) 防災用移動系無線800MHz（デジタルMCA無線）

ア 親局1局 半固定局1局

イ 携帯局100局

※令和4年4月1日現在の状況

(2) 携帯電話（防災関係課連絡系統で運用）

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請

1 市の措置

災害時において、市（防災危機管理課）は災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害

大規模な火事もしくは爆発等又は暴風等の自然現象による災害発生時。

(2) 放送手続

市（防災危機管理課）が、放送要請書により県に対して放送要請を行なう。

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は放送機関に対して直接要請を行なうことができる。この場合、市長は事後速やかに県に報告するものとする。

また、株式会社エフエムきららに対しては、協定に基づき市が直接放送要請を行うものとする。

[資料] 3-2-5 放送要請書

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3737
山口放送株式会社	報道部長	0834-32-1110
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535
山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111
株式会社エフエムきらら	防災担当ディレクター	0836-35-1231

第2項 緊急警報放送

大災害の危機が迫っているときに、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を専用の受信機又はこれを内蔵しラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるものである。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次のいずれかに該当するときで災害情報の伝達に特に緊急を要しかつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 放送機関

緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関は、日本放送協会（NHK山口放送局）である。

3 利用方法

市長（防災危機管理課）は、知事を通じて放送局に対し、緊急警報信号の放送を行うことを求める。

4 緊急警報受信機等の普及

緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機又は内蔵したラジオ・テレビ等が必要であるが、その普及はまだ十分でなく、今後市及び防災関係機関は、災害予防の観点からこれの普及に努めるものとする。

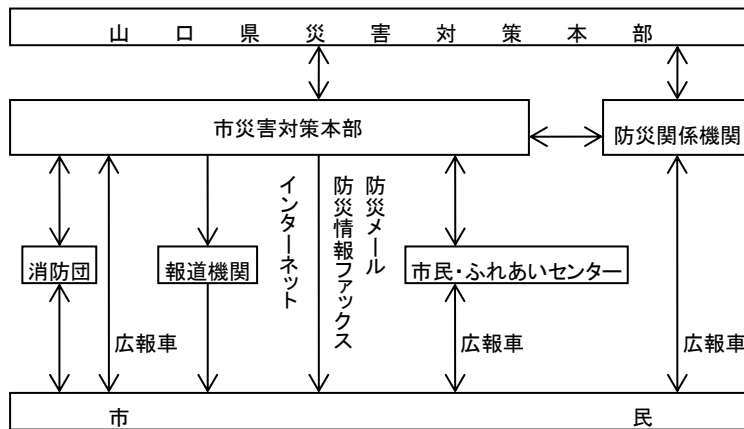
第5節 広報計画

第1項 広報実施機関

担当課	広報広聴課	市民活動課
対象	報道機関・市民	市民

第2項 災害時の広報活動

1 災害広報連絡系統図



2 情報の収集及び広報資料の作成

(1) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	収集対象機関
気象情報	情報の出所 情報発表の日時 情報の内容 住民の心構え及び対策	防災危機管理課
災害情報及び資料	情報の出所 災害発生の日時場所 災害の対象、範囲、程度 災害発生経過	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関
避難等の措置の状況	情報の出所 避難措置の実施者 避難した地域、世帯、人数 緊急避難場所・避難所、避難日時 理由及び経過	地域福祉課
消防団、自衛隊等の出動状況	情報の出所 出動機関又は出動要請者 出動日時、出動対象、目的 出動人員、指揮者、携行機械器具等経過	消防局 防災危機管理課
応急対策の情報及び資料	情報の出所 応急対策実施日時 応急対策の内容 実施経過及び効果	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関
商業施設や金融機関の営業状況、医療機関の診療情報	営業店舗の所在地・営業時間 診療を実施している医療機関の診療科目・所在地・診療時間	商工振興課 出納室 地域医療対策室

その他災害に関する各種措置の状況	情報の出所 措置の実施者 措置の内容、対象、実施機関 実施理由、経過、効果	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関
美談などの災害関連情報	情報の出所、日時、場所 内容、経過、連絡先	防災危機管理課 各防災関係課 防災関係機関

(2) 災害広報の実施方法

広報対象	広報事項	実施担当	広報手段
市民	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知 避難指示等の周知 商業施設や金融機関の営業状況 医療機関の診療情報	市民活動課 広報広聴課 商工振興課 出納室 地域医療対策室 消防機関 防災危機管理課	広報車巡回 報道機関へ依頼 防災関係機関へ依頼 防災メール・防災屋外スピーカー・エリアメール・緊急速報メールなど
防災関係機関	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知 避難指示等の周知	防災危機管理課	防災用移動系無線
報道機関	気象情報等の周知 防災上の注意事項 応急対策状況の周知 避難指示等の周知 商業施設や金融機関の営業状況 医療機関の診療情報	広報広聴課 防災危機管理課	Lアラート配信、FAX送信

3 消防局の災害広報活動

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

この場合、情報の混乱をきたさないよう、市（防災危機管理課）と情報の一元化、役割分担について協議する。

(1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難指示等により不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

- (ア) 気象情報
- (イ) 被害状況
- (ウ) 危険区域の状況、警戒区域の設定状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 道路交通情報

- (カ) その他必要事項
- イ 避難広報
 - (ア) 避難指示の出された地域の範囲等
 - (イ) 避難先（緊急避難場所等の所在地、名称）
 - (ウ) 避難経路
 - (エ) 避難の理由（危険切迫の理由）
 - (オ) 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
 - (カ) 避難順位
 - (キ) その他必要事項

(2) 報道広報

警察、消防局、市（広報広聴課）と調整の上、次の事項について、発表する。なお、市対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

ア 被災状況等

- (ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- (イ) 災害危険区域等
- (ウ) 避難、警戒区域設定状況
- (エ) 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報は、有線放送、広報車、航空機、口頭伝達、テレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

イ 住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。

第3項 放送局の報道計画

1 法令に基づく放送送出

(災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条)

要請者	放送機関	要請受理窓口	措置
知事 市長 日本赤十字社 等	NHK	放送部長	NHK、KRY、TYS、 FMY、YABは、緊急 放送の要請を受けたと きは、検討の上、次の事 項等に留意して、その都 度決定し、放送を実施す る ・放送送出内容 ・要請側の連絡責任者 ・優先順位 ・その他必要な事項
	日本放送協会山口放送局		
	KRY	報道部長	
	山口放送株式会社		
	TYS	報道制作局長	
	テレビ山口株式会社		
FMY	編成制作部長		
株式会社エフエム山口			
YAB	報道制作部長		
山口朝日放送株式会社			

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種 類	放送要領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす。 (2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出。
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり。
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出。

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

- ア JNNニュース、TYSニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) エフエム山口

- ア JFNニュース
- イ 天気予報の利用による放送
- ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクにニュース速報として放送
- エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送

(5) 山口朝日放送

- ア ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

(6) エフエムきらら

- ア 災害発生時又は発生の恐れがある場合に災害情報を放送

(7) 山口ケーブルテレビジョン

- ア L字画面に切替え、文字放送による放送

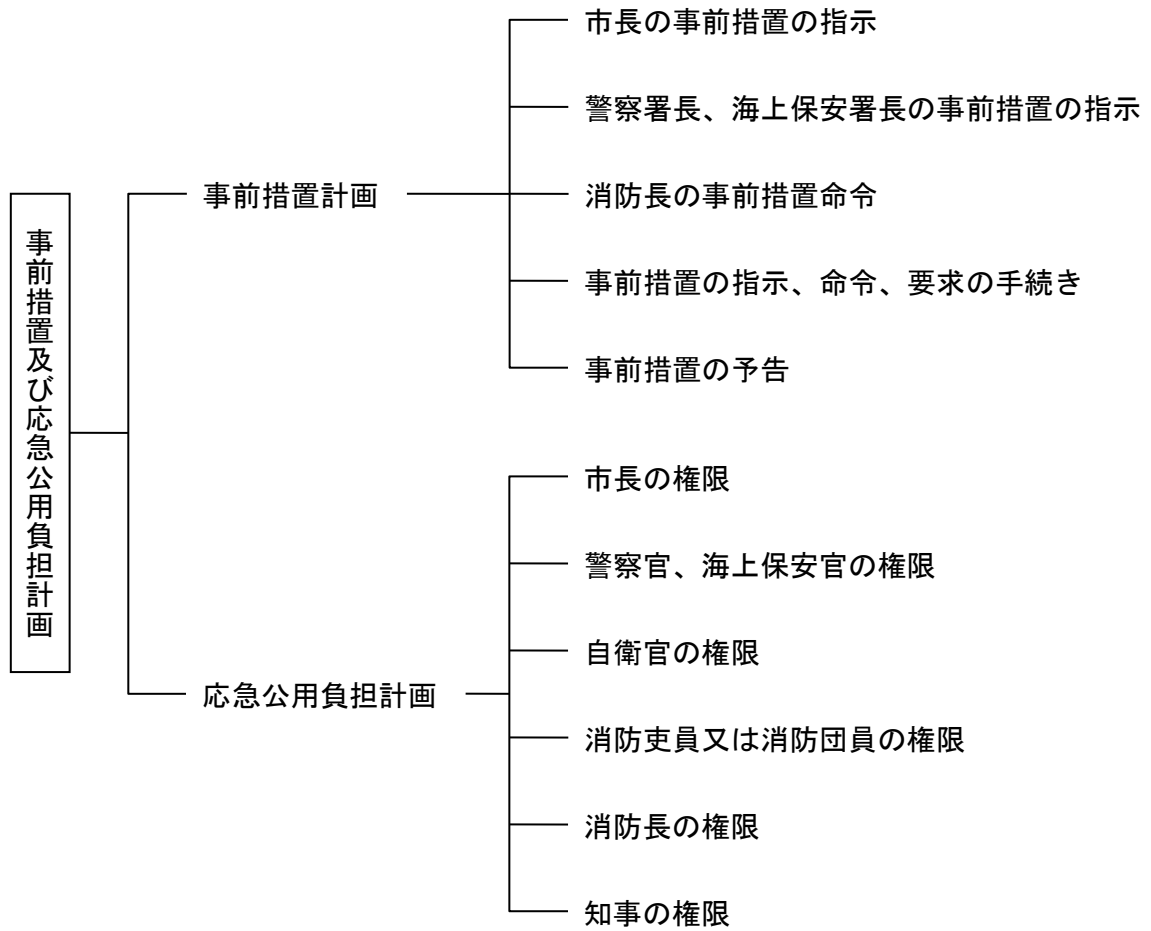
第4項 安否情報の提供 【県（防災危機管理課（消防保安課））・市】

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報

の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画



第1節 事前措置計画

第1項 市長の事前措置の指示（災対法第59条1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

この措置は、災害の発生するおそれのあるとき以外の平常時において、とることはできない。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）
- (2) 警告をしたとき（災対法第56条）
- (3) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）
- (5) 地震、台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者、占有者又は管理者

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

4 代執行

指示事項を履行しない場合は、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。（第2節応急公用負担関連）

第2項 警察署長、海上保安署長の事前措置の指示（災対法第59条2項）

警察署長、海上保安署の長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

ただし、指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 消防長の事前措置命令（消防法第3条）

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件もしくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者。

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、溶接その他これらに類する行為の禁止もしくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置されもしくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) みだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第5項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時に管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して次の様式により予告を行うものとする。

[資料] 3-3-1 事前措置予告通知書

第2節 応急公用負担計画

第1項 市長の権限（災対法第64条、65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

- ア 土地建物その他の工作物の一時使用
- イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

- (2) 人的公用負担（災対法第65条）
住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

- (1) 物的公用負担
公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す。（災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条、6条）
- (2) 人的公用負担
相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条1項、84条1項の規定による。

第2項 警察官、海上保安官の権限（災対法第64条7項、65条2項、63条2項）

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限（災対法第64条8項、65条3項、63条3項）

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限（消防法第29条）

火災のみならず、水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と権限の内容

- (1) 物的公用負担
消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。
- (2) 人的公用負担
緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第29条3項、36条の3の規定による。

第5項 消防長の権限（消防法第29条、30条、36条）

火災のみならず、水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と内容

- (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して、延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
- (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。
- (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第29条3項、36条の2の規定による。

第6項 知事の権限（救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

1 救助法を適用した場合（救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

(1) 従事命令

ア 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

イ 命令の対象（救助法施行令第4条）

(ア) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

(イ) 土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

(ウ) 輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従事者

ただし、内閣総理大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

ウ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

エ 命令の手続き（救助法第7条第4項）

オ 実費弁償

災害救助法7条5項の規定による。

カ 扶助金の支給

災害救助法第12条の規定による（協力命令についても同様）。

(2) 協力命令（救助法第8条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（救助法第9条）

ア 権限行使の要件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき

イ 権限の内容と対象（救助法施行令第6条）

（ア）病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

（イ）土地、家屋、もしくは物資の使用

（ウ）物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取扱う物資の保管又は収用

ウ 公用負担の手続き

公用令書により命じる。（救助法第9条第2項）

エ 損害補償

救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において、次の事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認められるとき。

ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

イ 施設及び設備の復旧に関する事項

ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

オ 緊急輸送の確保に関する事項

カ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 権限の対象と内容

救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）

(3) 命令の手続き

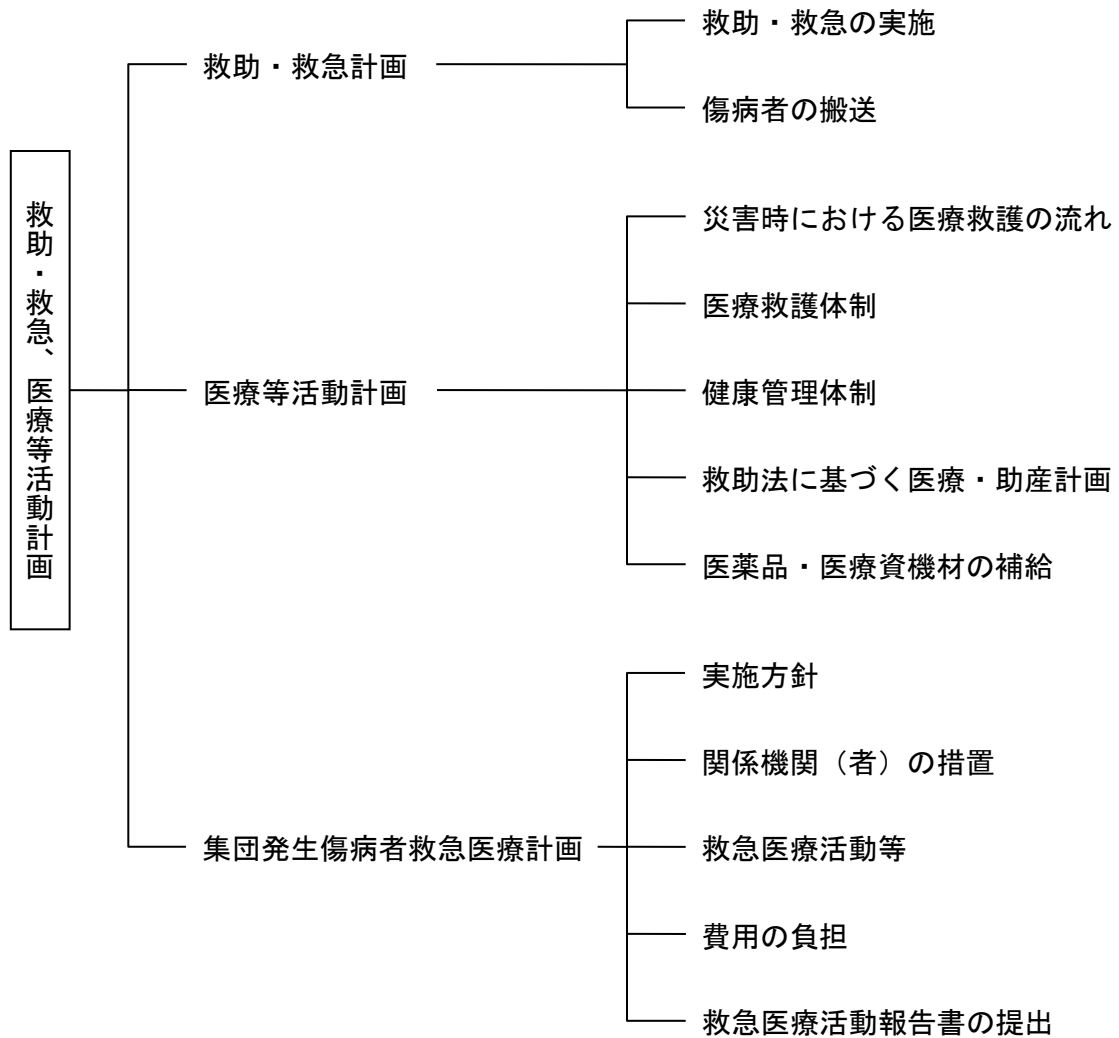
公用令書により命じる。（災対法第81条）

(4) 損失補償及び損害補償

災対法第82条、84条の規定による。

[資料] 3-3-2 公用令書

第4章 救助・救急、医療等活動計画



第1節 救助・救急計画

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

(1) 消防局

ア 大規模な災害事故発生により多数の傷病者等が発生した場合、宇部・山陽小野田消防組合救急業務規程によるほか、この計画により消防署、消防団の全機能をあげて救出、救護、搬送の救急業務を行う。

大規模災害事故とは、次に掲げる場合で、死傷者が多数に及ぶとき。

- (ア) 火災、水災、地震、陥没、崖崩れ、地滑り等によるもの
- (イ) すべての陸上の交通機関及び航空機等の事故によるもの
- (ウ) 旋風、突風等及び船舶の転覆、浸水によるもの
- (エ) 爆発物等の爆発及びガス・危険物の漏洩等によるもの
- (オ) その他によるもの

イ 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。

ウ 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、状況に応じて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。

エ 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

オ 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達する。

カ 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。

キ 救急活動にあたっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関・消防団・ボランティア等と連携し、負傷者の救護にあたる。

ク 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

(2) 市（地域医療対策室）

ア 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。

イ 救急活動にあたっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関・消防団・ボランティア等と連携し、負傷者の救護にあたる。

(3) 警察

ア 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。

イ 市、消防局・消防団、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し負傷者の救出・救助に万全を期する。

ウ 関係機関と協力して、行方不明者の捜索にあたる。

(4) 海上保安署

ア 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。

- イ 必要に応じ、本部に対し船艇、航空機及び特殊救難隊等の派遣を要請する。
- ウ 負傷者の搬送・救護にあたっては、県、市、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。
- エ 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。
- オ 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

(5) 自衛隊

県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索にあたる。

2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

この場合の実施機関は、市長に委任されており、消防局が行う。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者
 - ・地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
 - ・行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

- ア 災害発生の日から3日以内。
- イ 災害の状況により内閣総理大臣の承認を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- ア 借上費… 船艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費
- イ 修繕費… 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
- ウ 燃料費… 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

(4) 整備保存帳簿

消防局は下記の書類を防災危機管理課に提出し、防災危機管理課は内容を確認した後、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県（厚政課）に報告、保存するものとする。

- ア 救助実施記録日計票（様式5-2）
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払証拠書類

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送手順の判定

医療救護責任者及び救急隊は、救助隊等から運び込まれた傷病者に救命処置等を行ったのち、医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 消防局又は医療機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市又は関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県又は関係機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて山口大学、自衛隊、海上保安署等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（健康福祉センター）は、広域災害救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

[資料] 3-4-4 病院

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。（道路整備課、警察署）

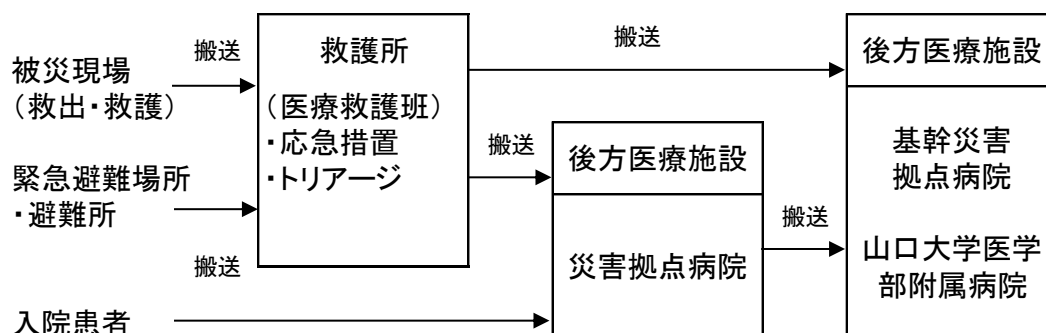
(4) トリアージ・タグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（地域医療対策室、消防局）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの整備を図る。

[資料] 3-4-5 標準トリアージ・タグ

第2節 医療等活動計画

第1項 災害時における医療救護の流れ



第2項 医療救護体制

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 市（地域医療対策室）は、状況に応じ、県（健康福祉センター）の広域災害救急医療情報システムと連携を図り必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、医師会等の協力を得て、災害時の医療救護班（歯科医療救護部隊を含む。）を確保する。

イ 医療救護班の編成基準

医師・歯科医師	2～3名	
薬剤師	1名	必要に応じて編入
看護師・歯科衛生士	4～6名	うち1名は師長
事務職員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手1名		

※ 医療救護班はおおむね1救護所1班を目安に編成する。

(2) 市（地域医療対策室）の活動内容

ア 宇部市医師会等の協力を得て、医療救護班を設置する。

イ 市のみでは十分でない判断した場合は、県（健康福祉センター）に応援要請を行う。要請は電話等によいが後日正式に文書をもって行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。

- ・医療救護班の派遣要請場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考になる事項

ウ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後県（健康福祉センター）にその状況を報告するものとする。

(3) 救護所の設置

ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、原則として、緊急避難場所、避難所、災害現場とするが、災害の状況により必要と認めるときは、関係機関の協力を得て、発災地周辺の医療施設を救護所とする。

イ 医療救護班の業務内容は、病院その他の医療施設で本格的な治療を開始するまでの応急的処置で概ね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定

(ウ) 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、死体の検案・処理

(4) 避難所救護センターの設置

ア 避難生活が長期にわたる場合、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置、運営は、医療機関の稼働状況を勘案して県が行う。この場合、市（地域医療対策室）、市医師会と協議して設置する。

イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切替える。

2 後方医療体制

(1) 災害拠点病院

県（医務班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護活動を行う。

(3) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療措置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(4) 現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は県（医務班）が実施する。

(5) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

3 個別疾病対策

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じる挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

- イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、消防局に提供する。
- ウ これらの情報をもとに、県（医務班）及び市（地域医療対策室）は、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確な情報を提供し、診療の確保を図る。
- エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。
- オ 県（医務班）は、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

（2）難病

県（健康福祉センター）は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例：ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には市（健康増進課）が実施する。

保健福祉専門職活動の一元化が必要な場合、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康増進課長の指示により、市の保健福祉専門職で構成された「健康管理班」が行う。

県（健康福祉センター）は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市からの応援要請、また、自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

1 健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。）を行う。

（1）健康管理班の編成

1班あたりの構成は「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、保健師・栄養士を中心とした、保健福祉専門職2名程度とし、状況に応じて、医師・看護職員等を編入する。

（2）市（保健福祉専門職）の活動

ア 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導・栄養指導）を行う。

イ 市のみでは十分対応できないと判断した場合は、県（健康福祉センター）に応援要請を行う。

ウ 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後県（健康福祉センター）にその状況を報告するものとする。

（3）健康管理活動の内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談・健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策

カ 関係機関との連絡調整

第4項 救助法に基づく医療・助産計画

1 実施機関

(1) 市

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市長（地域医療対策室）が医師会長等の協力を得てその対策を実施する。

(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要がある時は、救助法施行細則第2条第1項の規定により、市長が着手することができる。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

[資料] 3-4-7 山口県赤十字奉仕団

(4) 宇部市医師会

救助法が適用されたときは、市長の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。

イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。

ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩（死産及び流産含む）した者で助産の途を失った者

イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかも問わない。

3 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

4 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ア 原則として、救護班により実施する。
- イ 重傷患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療所機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
- イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

5 措置手続等

(1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受け付け、診療記録により処理する。
次の帳簿等を整備し、市（地域医療対策室）に提出しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票（様式5-2）
- イ 医療品衛生材料受払簿
- ウ 救護班活動状況（様式12）

(2) 医療機関による場合

- ア 市（地域福祉課、市民活動課）は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
- イ 市（地域福祉課、市民活動課）は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。
- ウ 市（地域医療対策室）は、次の帳簿等を整備し防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は確認の上、地域福祉課に提出する。地域福祉課は県（厚政課）に提出し、保存する。
 - (ア) 救助実施記録日計票（様式5-2）
 - (イ) 医療衛生材料受払簿
 - (ウ) 救護班活動状況（様式12）
 - (エ) 病院、診療医療実施状況（様式13）
 - (オ) 助産台帳（様式14）
 - (カ) 診療報酬に関する証拠書類
 - (キ) 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類

6 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

- ア 救護班の費用
 - (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
 - (イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第34条の定めによる補償費の中に含まれる。

(ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする）

イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診察報酬の額以内（救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。）

ウ 施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用の基準

ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く）等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

7 費用の請求

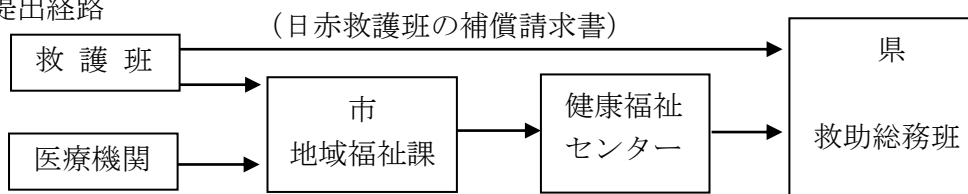
(1) 救護班の費用の請求

救護班又は医療、助産に要した経費請求書を健康福祉センターを通じて知事（県救助総務班）に提出する。

(2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの）に所要事項を記載して、社会福祉事務所を通じて知事（県救助総務班）に提出する。

(3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

8 実施期間

(1) 医療の期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、市（地域医療対策室）は県（医務班）に特別基準（期間の延長）を行う。

(2) 助産の期間

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者に対し、分娩の日から7日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、市（地域医療対策室）は県（医務班）に特別基準（期間の延長）を行う。

第5項 医薬品・医療資機材の補給

1 医薬品等の供給体制

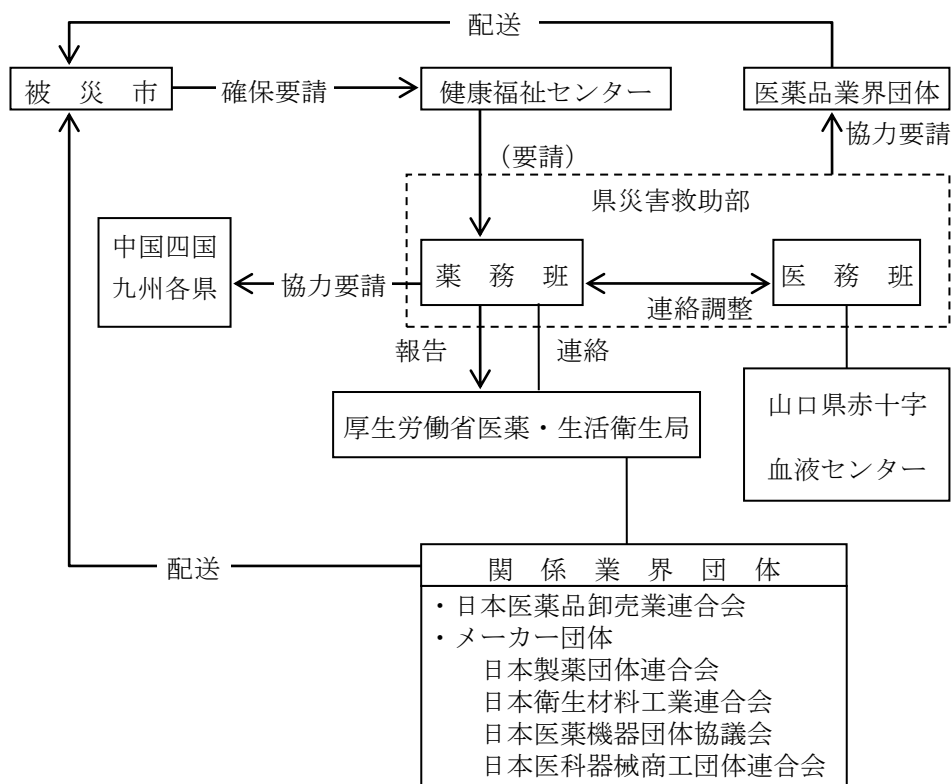
(1) 薬剤師の派遣要請

必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持品を繰替使用する。

イ 補給体制



[資料] 3-4-10 医薬品、防疫剤主要調達先

2 血液製剤等の確保

(1) 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という）に供給を要請する。

(2) 血液センター

血液センターは、自センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

ア 血液センターは、輸血用製剤の備蓄場所である3施設（県中央部：血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の備蓄量を調査するとともに、被災のない地域へ移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。

イ 血液センターは、血液製剤が不足する場合は、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの血液製剤の確保を図る。

ウ 血液センターは、医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

[資料] 3-4-11 輸血用血液

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送にあたっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通・産業災害等により、集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

2 対象

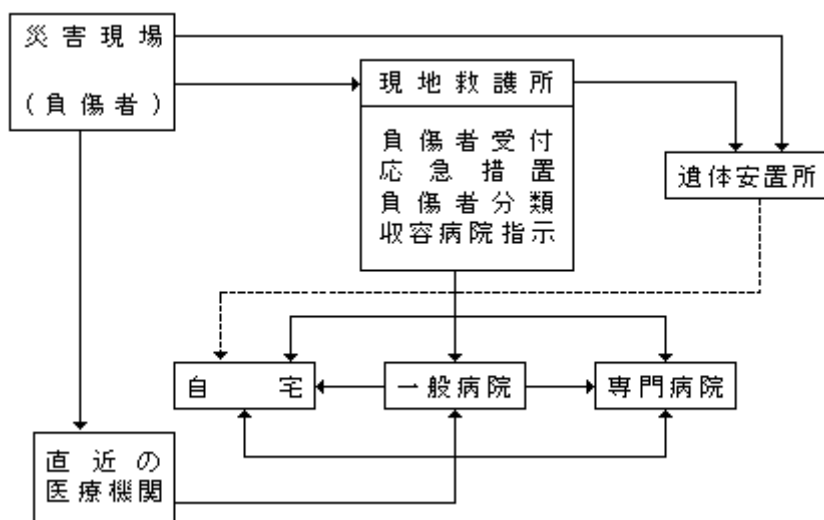
大規模な火事もしくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故等で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置

(8) 救急医療活動の範囲図



4 この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は、関連法令及び県又は市の防災計画に定めるところによるものとする。

第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安署又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関、海上保安署又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安署又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送道路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出动させるほか適切な措置を講じるものとする。

3 市の措置（災対法第62条等）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて、市医師会又は日本赤十字社山口県支部その他の関係機関に出动を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

市と市医師会は、集団発生傷病者救急医療対策に関する協定を結んでいる。

[資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

4 県の措置（災対法第70条等）

知事は、災害の状況等から当該市のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて県立病院救護班の出动を命じ、

自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

5 日本赤十字社山口県支部の措置（日本赤十字社法第27条2項、28条、33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めるときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

6 医師会等の措置

県及び市医師会等は、知事又は市等からの出動要請があったとき又は自らその必要を認めるときは、直ちに管下の医師及び看護職員その他の医療関係者（以下、「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

7 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安署長又は空港事務所長から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めるときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

8 その他の協力（災対法第65条、災害救助法第7条、8条、9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は、知事、市長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり効果的な活動ができるよう努めるものとする。

2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制の下に受け付け、応急措置及び救命初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現場における救急医療活動

(1) 総括活動

- ア 情報収集
- イ 連絡通報
- ウ 全般計画

- エ 人員把握
- オ 各部隊活動指示調整
- カ 救護所設置
- キ 人員、物資の配分、補給計画
- ク 報道
- (2) 防災活動
 - ア 現場危険排除
 - イ 続発傷病者の防止
- (3) 治安活動
 - ア 現場治安、秩序の維持
 - イ 交通規制
- (4) 救出活動
 - ア 被災者の救出
 - イ 傷病者の担架搬送
- (5) 医療活動
 - ア 現場傷病者の応急処置
 - イ 傷病者の分類
 - ウ 収容病院指示
 - エ 救護所における応急医療
- (6) 輸送活動
 - ア 傷病者の病院搬送
 - イ 搬送間の傷者管理
 - ウ 医薬品、医療器具の輸送
- (7) 遺体処理活動
 - ア 搜索
 - イ 検案
 - ウ 洗浄、縫合、消毒
 - エ 仮安置所の設営
 - オ 身元確認、通報、引渡し
 - カ 埋葬

4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

第4項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は、市(地域医

療対策室)

- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し、国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上定めるものとする。

2 実費弁償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当ては、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額（救助法施行細則第11条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害補償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、救助法施行令中扶助にかかる規定の例により、補償するものとする。

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等にかかる物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

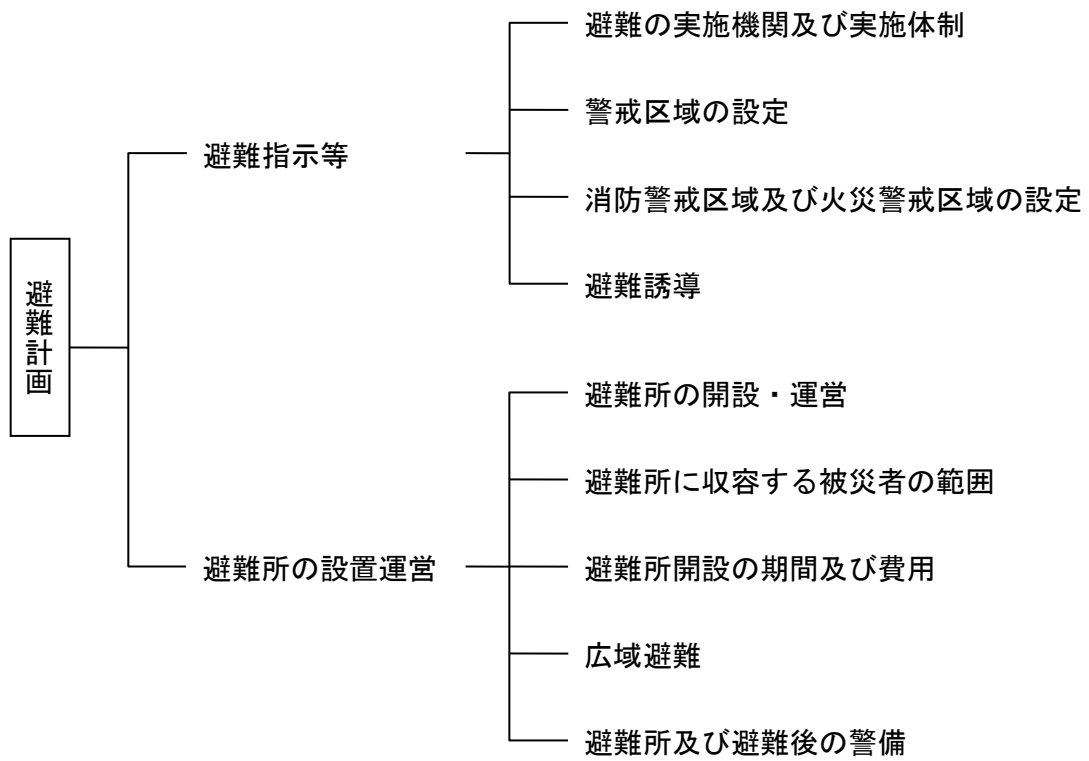
第5項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長（地域医療対策室）に提出するものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- 3 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

[資料] 2-6-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

第5章 避難計画



第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 高齢者等避難

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、特に避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

2 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた職員、または消防職員)	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生の恐れがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者滞在者その他の者	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置	県知事に報告(県防災危機管理課)
知事 (委任を受けた職員)	災対法 第60条 第6項	全災害 ・災害が発生した場合において当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要	同上	立退きの指示 緊急安全確保措置 警告を発すること	災対法第61条による場合は市長に通知(市長は知事に報告)

		する場合において危害を受けるおそれのある場合		必要な限度で避難の指示（特に急を要する場合）	
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合にあつて、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者滞在者その他の者 船舶、船舶の乗組員、旅客その船内にある者	立退きの指示 緊急安全確保措置 船舶の進行、停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他必要な措置	同上
自衛官	自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	必要と認める地域の必要と認める居住者滞在者その他の者	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規定の準用

3 避難指示等の基準

(1) 市長（防災危機管理課等）の行う避難の指示の基準は、一般的には次の事態をあげることができる。ただし、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

ア 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき

イ 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき

ウ 大規模な火災で、風下に拡大するおそれがあるとき

エ 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき

オ 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき

カ その他危険が切迫していると認められるとき

(2) 海上保安署は、台風、津波等の気象災害がある事態に際して、港内在泊船舶を対象として避難の勧告を行う。この場合の避難の勧告の概要は、一般的には次のものをあげることができる。

ア 台風

台風の進路方向により、錨地を選定して移動するよう勧告する。

イ 津波

台風に合わせて安全な場所に避難するよう勧告する。

<第3部第19章「交通災害対策計画」第1節第4項関連>

4 避難の指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。また、指示等のタイミングは要配慮者に十分配慮するものとする。

種別	事前避難 【高齢者等避難】 【避難指示】	緊急避難 【緊急安全確保】	収容避難
概要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	緊急安全確保等を突発的に行うケースが多いので、速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	(1) 収容にあたっては、輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

5 避難の指示等の伝達

(1) 避難の指示を行った市長（防災危機管理課等）は、速やかにその内容を防災メール、防災屋外スピーカー、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあ

- らかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。
- (2) 避難の伝達に当たっては、市のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるの
で、防災関係機関、特に警察、消防団、放送局等の協力支援を得るものとする。
 - (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員に
よる伝達方法をとる場合には、伝達の徹底を図るものとする。

6 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長（防災危機管理課等）は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長（防災危機管理課）からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長（防災危機管理課）に通知するものとする。

なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入を許可するか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 消防警戒区域及び火災警戒区域の設定

1 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があった場合）は、火災現場において、生命又は身体への危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者への退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

- (1) 消防警戒区域に出入りできる者
 - ア 消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者
 - イ 消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の勤務者
 - ウ 電気、ガス、水道、通信、交通等の業務に従事する者で、消防作業に関係がある者
 - エ 医師、看護師で救護に従事しようとする者
 - オ 法令の定めるところにより消火、救護等の業務に従事する者
 - カ 報道に関する業務に従事する者
 - キ 消防長があらかじめ発行する立入許可の証票を有する者
- (2) 消防隊員は、現場の状況により必要がある場合は、前記(1)ア、イ、カ、キに掲げる者の全部又は一部に対して出入りを禁止し又は制限することができる。
- (3) 消防隊員は、現場の状況が著しく危険であると認める場合は、前記(1)ア、イに掲げる者の全部又は一部に対して退去を命ずることができる。
- (4) 設定・指示要領等
 - ア 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。
 - イ 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名(災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長)を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、機関等を付加する。
 - ウ 警戒区域には、関係者以外の立入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

2 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長(消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき)は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大きく、かつ火災が発生したならば人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

- (1) 火災警戒区域に出入りできる者
 - ア 火災警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者
 - イ 事故が発生した消防対象物又は船舶の勤務者で、当該事故に係る応急作業に関係がある者
 - ウ 電気、ガス、水道等の業務に従事する者で、当該事故に係る応急作業に関係がある者
 - エ 医師、看護師等で救護に従事しようとする者
 - オ 法令の定めるところにより消火、救護、応急作業等の業務に従事する者
 - カ 消防長又は消防署長が特に必要と認める者
- (2) 消防長又は消防署長は現場の状況により、必要があると認める場合は、前記(1)の各号に掲げる者の全部又は一部に対して、火災警戒区域からの退去を命じ又はその区域

への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第4項 避難誘導

避難の指示が出された場合、市は警察署、消防局及び消防団の協力を得て一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとにより避難させる。

- 1 避難誘導にあたっては、緊急避難場所及び避難路や災害発生区域、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある緊急避難場所等に誘導する。
この場合、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。
火災の場合は、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。
- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
火災の場合は、消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。また、火災現場付近は極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。
- 4 危険な地点には、標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- 5 高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 6 誘導中は、事故防止に努める。
- 7 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難所の設置運営

第1項 避難所の開設・運営

- 1 避難所の開設
 - (1) 避難所は、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、市（地域福祉課）が開設する。
また、地域福祉課から連絡を受けた場合又は自ら必要と認めた場合には、あらかじめ任命された避難拠点要員は、避難所を開設することができる。
また必要に応じ、あらかじめ協定締結した施設やそれ以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者等の同意を得て避難所として開設する。
なお、開設にあたっては、建築物の安全を確認した上で開設する。

- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（健康福祉センター、警察署、消防局等）に連絡する。

2 避難所の管理・運営

- (1) 市（地域福祉課）は、管理責任者を任命するとともに、連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

- (2) 管理責任者は、負傷者、高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意し、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。避難者の中に障害者や難病患者がいるときは、定期的な治療の有無、必要な配慮についても確認する。この名簿は安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。

また、救助法が適用された場合、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存する。

ア 救助実施記録日計票（様式5-2）

イ 避難所用物資受払簿

ウ 避難所設置及び収容状況（様式7）

エ 避難所設置に要した支払証拠書類

オ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

- (5) 生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

- (6) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (8) 管理責任者は、地域福祉課又は防災危機管理課と連絡不能の場合は、市民の生命の安全を第一に考え行動する。

- (9) 感染症対策について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現実に災害を受けた者

自己の住家の直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難指示が発せられた場合
- (2) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりとする。

1 期間

災害の発生から7日間以内。災害の状況により、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗機材費
- (3) 建物器物等使用謝金
- (4) 燃料費
- (5) 仮設炊事場及び便所の設置費等

救助法対象経費については、100人1日当たり31,000円以内。ただし、冬季（10月～3月）については別に定められた加算額がある。

第4項 広域避難

1 県内広域避難

市長は、市の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、災対法第60条第1項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を市の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、県内の他の市町の市町長に協議するものとする。

なお、他の市町長に協議をするときは、あらかじめ、その旨を県知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

協議を受けた市町長（以下、「協議先市町長」という。）は、居住者等（以下「要避難

者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町長は、滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。

協議先市町長は、要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知し、速やかに、その内容を協議した市長に通知するものとする。

市長は、その通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事に報告するものとする。

市長は、広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町長及び内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、県知事に報告するものとする。

協議先市町長は、その通知を受けたときは、速やかに、その旨を内閣府令で定める者に通知するものとする。

2 県外広域避難

市長は、県知事と協議を行い、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在(以下、「都道府県外広域避難」という。)させる必要があると認めるときは、県知事に対し、他の都道府県知事と要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

この要求があったときは、県知事は、要避難者の受入れについて、他の都道府県知事に協議するものとする。

なお、市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村長に協議するものとする。市長は協議をするときは、あらかじめ、その旨を県知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

3 県知事による広域避難の代行

県知事は、災害が発生し、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、要避難者の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該要避難者について広域避難の必要があると認めるときは、その全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。

県知事は、前項の規定により市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するものとする。

県知事は、災害が発生し、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、要避難者について都道府県外広域避難の必要があると認めるときは、要求がない場合であっても、他の都道府県知事による協議をすることができるものとする。

4 広域避難の受入

県知事等から要避難者の受入について協議を受けた場合、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。

5 要避難者の他地区等への移送について、市が行う事項

- (1) 市（地域福祉課）は、市内の避難所に要避難者を収容できないときは、県内の他の市町への移送について県に要請する。
- (2) 他市町への移送を要請した場合は、市（地域福祉課）は避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から要避難者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
- (4) 移送された要避難者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、要避難者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

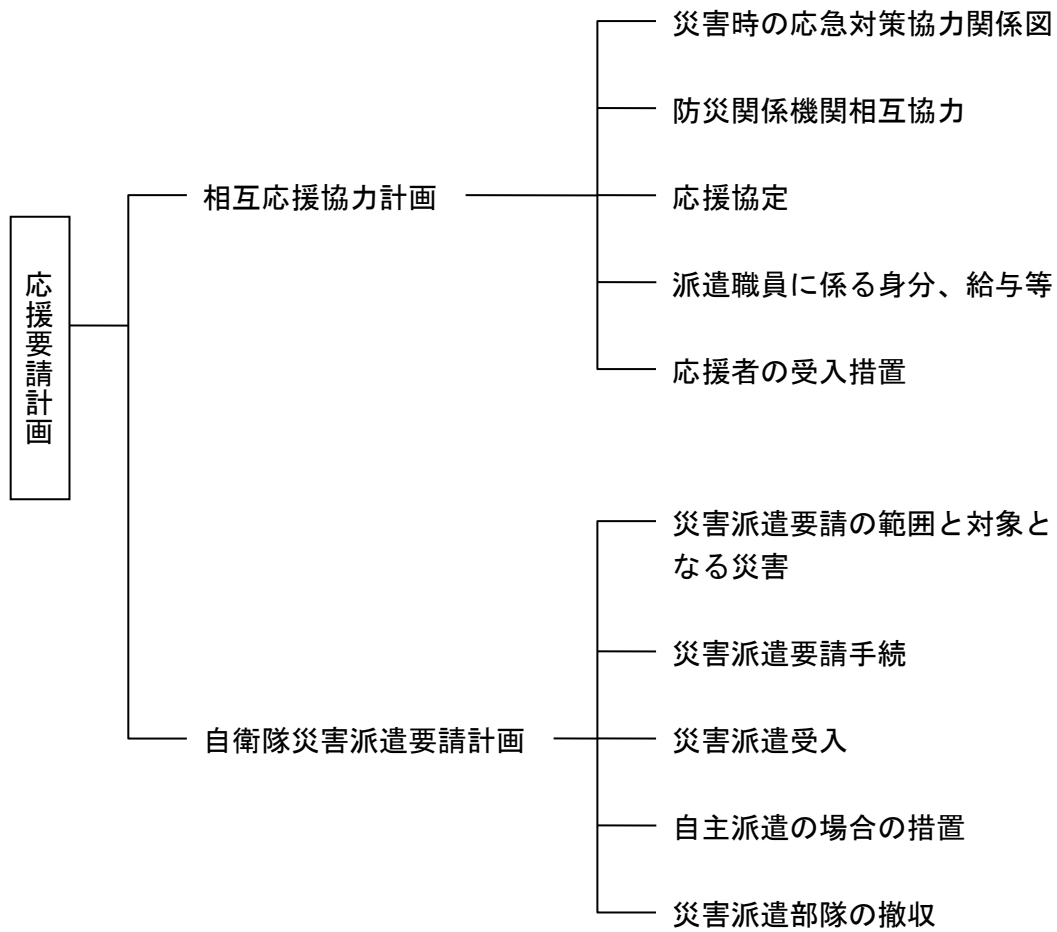
6 移送方法

要避難者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

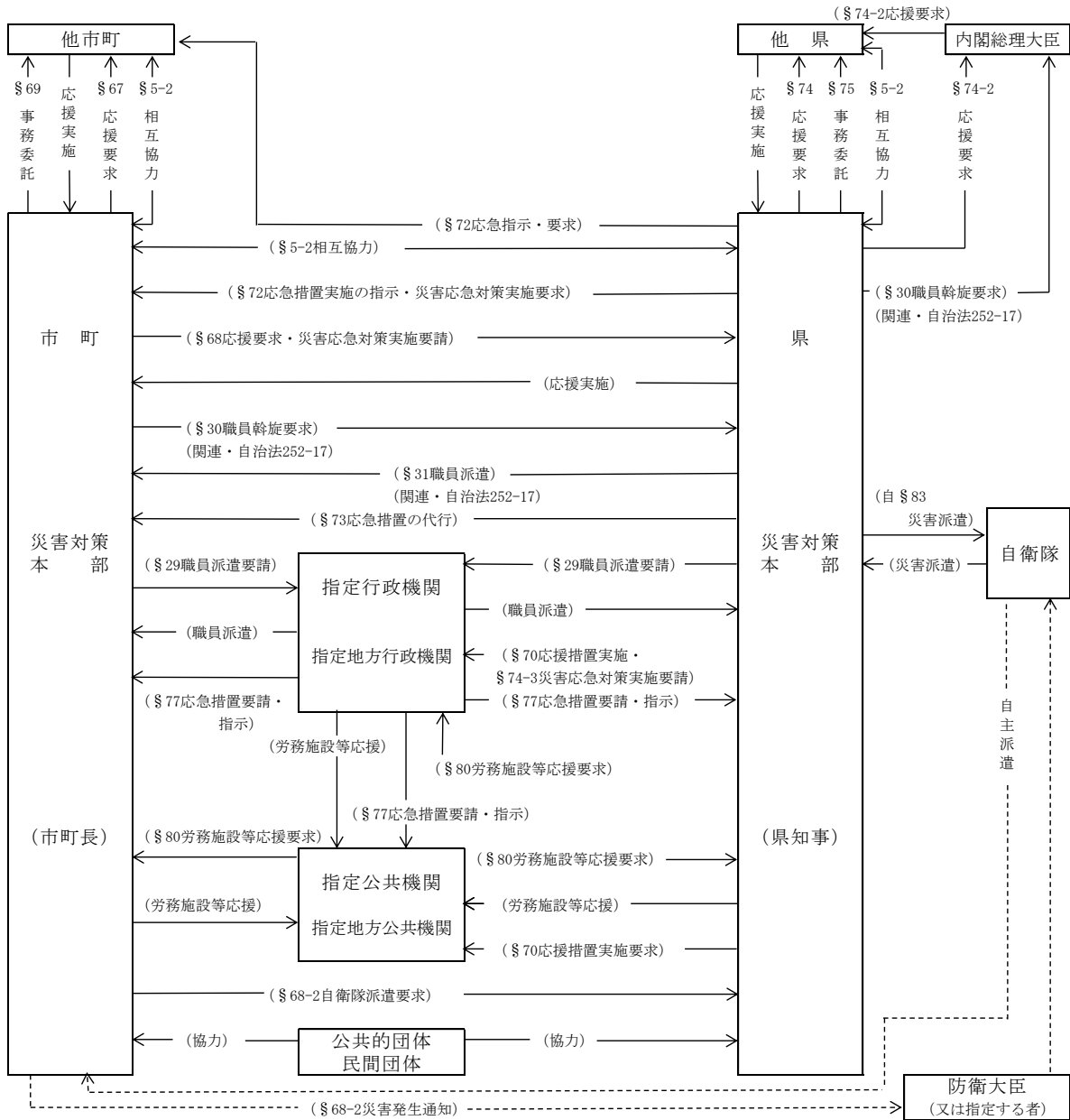
第6章 応援要請計画



第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

災害対策基本法による場合



第2項 防災関係機関相互協力

1 相互協力体制

(1) 他の市町村への応援要請 (災対法第67条)

市長 (防災危機管理課、職員課) は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援要請を行うものとする。

(2) 県への応援要請又はあっせんの要請（災対法第68条、29条、30条）

ア 市長（防災危機管理課、職員課）は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ 市長（防災危機管理課、職員課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

相手方	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法 第252条の17	自治法 第252条の17	災対法 第29条第2項
応援要請	災対法 第67条	災対法 第68条	—
派遣あっせん要求	災対法 第30条第2項	災対法 第30条第2項	災対法 第30条第1項
あっせん要請先	知事 (防災危機管理課)	知事 (防災危機管理課)	知事 (防災危機管理課)

ウ 県への要請は、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他市の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は応急措置の実施要請	1 災害の状況 2 応援を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材等の品目及び数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災対法 第67条 災対法 第68条
自衛隊災害派遣要請 <本章第2節参照>	1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由 2 派遣を必要とする期間 3 派遣を希望する勢力 4 派遣を希望する区域及び活動内容 5 その他参考となるべき事項	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関又は都道府県職員の派遣のあっせんを求める場合	1 派遣のあっせんを求める理由 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法 第30条 自治法 第252条の17
他県消防の応援のあっせんを求める場合	1 災害の状況及び応援を要する理由	消防組織法 第44条

<第3部第18章参照>	2 要請する人員、車両等の種類、 資機材の数量 3 応援隊の活動内容 4 応援隊の到着希望日時及び集結 場所 5 その他必要な事項	
放送機関への災害時放送 要請 <第3部第2章参照>	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 放送日時 4 放送系統 5 その他	災対法 第57条

エ 自主防災組織との協力体制の確立

市（防災危機管理課・市民活動課）は、避難誘導、緊急避難場所・避難所での救助・介護業務等への協力、被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力、被災地域内の社会秩序への協力等の協力が得られるよう自主防災組織との連携に努める。

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- (ア) 派遣職員の旅費相当額
- (イ) 応急措置に要した資材の経費
- (ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- (エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費
- (オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 国の応援協定

海上保安署は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するため、相互に支援・協力する体制を整えている。

協定事項等	協定者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定締結に関する覚書	海上保安庁長官 …… 消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官 …… 防衛庁長官

海上における災害派遣協力に関する細目協定	第七管区海上保安本部長 …………… 海上自衛隊佐世保地方総監
----------------------	-----------------------------------

2 地方公共団体の応援協定

(1) 県の相互応援協定

県は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施できない場合に、他県に応援要請するための相互応援協定を締結している。(中国、九州・山口、中国・四国、関西広域連合、全国)

(2) 市の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防局は、山口県内広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

<第3部第18章「火災対策計画」第1節第5項参照>

[資料] 2-6-1 山口県内広域消防相互応援協定

イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道及び山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

[資料] 3-6-1 中国自動車道及び山陽自動車道消防相互応援協定締結状況

ウ 石油コンビナート等の消防活動に関する相互応援

特別防災区域に係る消防活動に関して、関係市町等は、関係企業と相互応援協定を締結している。

[資料] 3-6-2 特別防災区域に係る消防相互応援協定締結状況

エ 海上保安署との業務協定

船舶火災に係る消火活動について、消防局は宇部海上保安署と業務協定を締結している。

<第3部第19章「交通災害対策計画」第1節第2項参照>

[資料] 3-6-3 宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との船舶火災に関する業務協定

(3) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

3 防災関係機関との協定

(1) 県

協定の目的	協定の相手先
災害時の医療、助産、遺体の処理	日本赤十字社山口県支部
災害時の医療、救護	山口県医師会 山口県歯科医師会 山口県薬剤師会
災害時の放送	日本放送協会山口放送局 山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社
災害時の通信施設利用	山口県警察本部長 西日本旅客鉄道株式会社
海上における捜索活動	北九州救助調整本部 (管区警察局、海上保安本部他地方機関) 広島救助調整本部 (管区警察局、海上保安本部他地方機関)

(2) 市

協定の目的	協定の相手先
山口宇部空港及びその周辺における消防救難活動	山口宇部空港
災害時の医療救護活動の協力	宇部市医師会、宇部歯科医師会
災害時における被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供	宇部市医師会 宇部薬剤師会 山口県宇部健康福祉センター
物資の集積場所の提供等	宇部市内郵便局
緊急放送	株式会社エフエムきらら

4 民間団体との協定

(1) 県

協定の目的	協定の相手先
山口宇部空港消防救難活動	空港に所在する民間団体の長
応急仮設住宅の建設	一般社団法人プレハブ建築協会
災害救助に必要な物資の調達	食料等関係団体 消費生活協同組合 日本百貨店協会 日本チェーンストア協会
災害時における報道要請	新聞社
緊急輸送車両の誘導、避難場所等の警備等	山口県警備業協会

人命救助、障害物の除去等	山口県建設業協会
仮設トイレの供給	山口県衛生仮設資材事業協同組合
災害時の情報収集等	(一社)日本アマチュア無線連盟山口県支部 山口県赤十字アマチュア無線奉仕団
災害廃棄物の処理等の協力要請	(一社)山口県産業廃棄物協会
物資等の緊急・救援輸送	(一社)山口県トラック協会
石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者支援	山口県石油商業組合

(2) 市

協定の目的	協定の相手先
災害時の福祉避難所運営	宇部市内社会福祉法人等
災害時における倒木処理	宇部・小野田植木造園業組合宇部市造園研究会の各会員
災害時における燃料油の供給	富士商株式会社
船舶による災害時等の協力	西部マリン・サービス株式会社
災害時における救援物資の調達及び供給	西中国国分株式会社 生活協同組合コープやまぐち 山口県LPガス協会宇部・山陽小野田支部、厚狭支部
災害対応型自動販売機の運用	コカ・コーラウエスト株式会社 サントリーフーズ株式会社 アサヒカルピスビバレッジ株式会社

第4項 派遣職員に係る身分、給与等

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員の身分については、災対法第32条、同施行令第19条に規定されている。

派遣職員に係る災害派遣手当については、「宇部市災害派遣手当に関する条例」に定める。

第5項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町からの応援者の受け入れについては、応援を求めた市において受け入れに必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

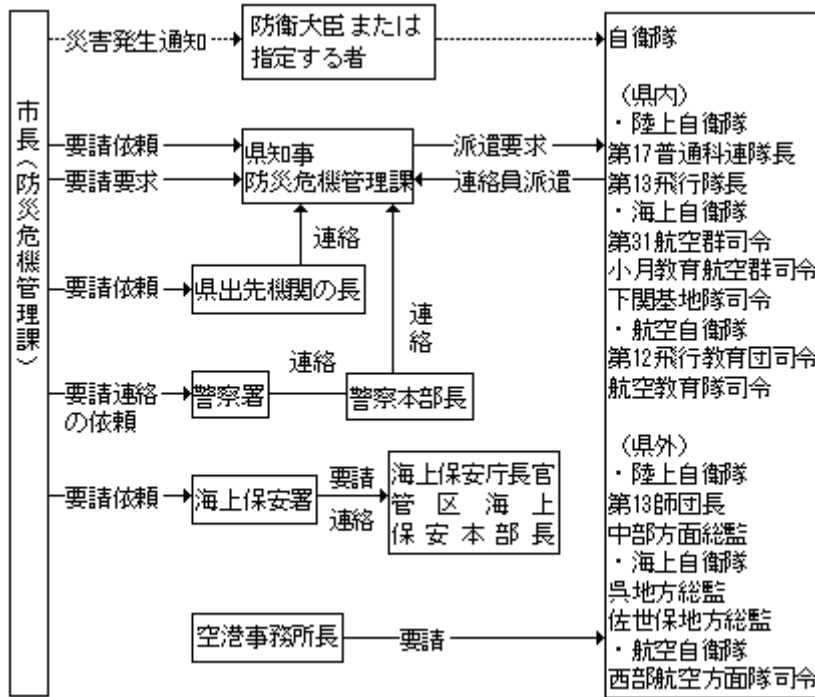
2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市長、又は知事の下に活動するものとする

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。

イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため要請をし、やむをえない事情と認めた場合。

ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。

この場合の判断基準は、次のとおりである。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。

(エ) その他の災害に際し、上記の(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握
避難の援助	避難指示が発令され、避難・立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導・輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者・負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって消防機関に協力しての消火活動
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づく被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請にあたっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。

なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性（緊急性）があること。

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。

ウ 救援活動の内容が、自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請手続

1 要請権者

(1) 要請権者（自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条）

ア 知事 … 主として陸上災害の場合

イ 管区海上保安本部長 … 主として海上災害の場合

ウ 空港事務所長 … 主として航空機遭難の場合

(2) 市長の措置

ア 市長（防災危機管理課）は、災害の状況を踏まえ、要請権者に派遣要請の要求をするものとする。

イ 市長（防災危機管理課）は、事態が切迫し、速やかに派遣を要すると認めたときは、もよりの部隊等に直接通知することができる。

2 要請手続

市（防災危機管理課）は、自衛隊災害派遣要請依頼書により県本部（防災危機管理課）へ要求する。緊急を要する場合は、電話等による要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長（防災危機管理課）は知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣に通知することができる。この場合において、事後速やかにその旨を知事に通知すること。

[資料] 3-6-4 自衛隊災害派遣要請依頼書

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊	第17普通科連隊長	山口市 083-922-2281	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町 082-822-3101	
	中部方面総監	兵庫県伊丹市 0727-82-0001	
海上自衛隊	第31航空群司令	岩国市 0827-22-3181	艦艇又は航空機をもてする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
	小月教育航空群司令	下関市 083-282-1180	
	下関基地隊司令	下関市 083-286-2323	
	呉地方総監	広島県呉市 0823-22-5511	
	佐世保地方総監	長崎県佐世保市 0956-23-7111	
航空自衛隊	第12飛行教育団司令	防府市 0835-22-1950	主として航空機による偵察・人員・物資輸送、急患搬送等
	航空教育隊司令	防府市 0835-22-1950	
	西部航空方面隊司令	福岡県春日市 092-581-4031	
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 093-223-0981	
	防衛省	東京都 03-3408-5211	

3 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

(2) 集結地

東部体育広場

第3項 災害派遣受入

1 部隊の受入準備

派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、市（総務課）から連絡担当員を指名する。連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法、資機材等について計画しておく。部隊が集結した後、直ちに指揮官と作業計画について協議し、調整の上必要な措置をとる。

2 自衛隊活動等に関する報告

市（防災危機管理課）は、派遣部隊の指揮官から当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、県本部室（防災危機管理課）に報告するものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置における災害派遣部隊の受入措置は、市の場合に準じて行うものとする。

4 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊の直接必要な経費

(2) 派遣を受けた市が負担する経費

(1) に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

1 市長（防災危機管理課）は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。

2 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、市（防災危機管理課・総務課）は前記第3項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

1 撤収要請の時期

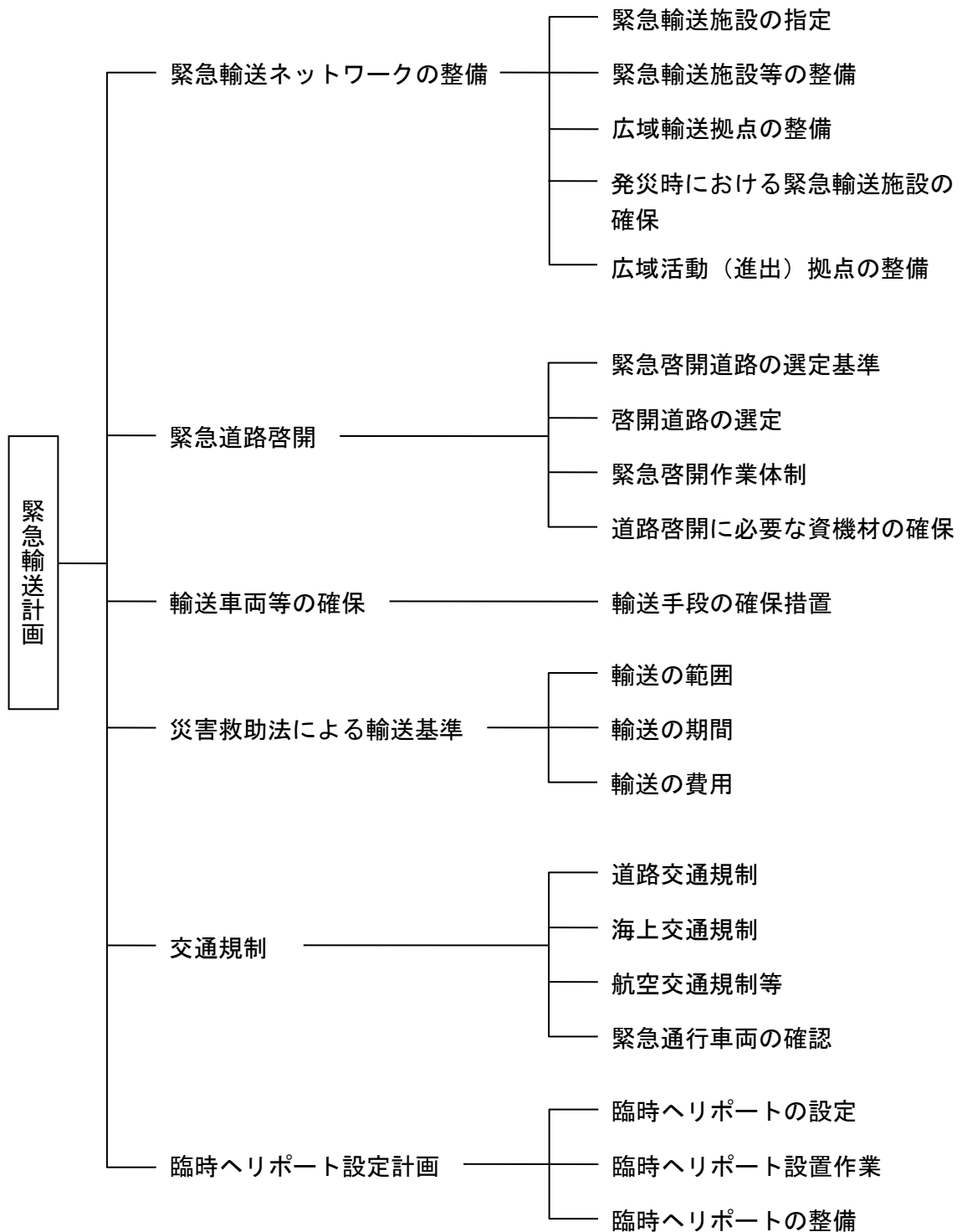
- (1) 要請権者が、災害派遣の目的が達成され、その必要が無くなったと認めるとき。
- (2) 市長（防災危機管理課）から災害派遣撤収依頼があったとき。
- (3) 知事は、市長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっても、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して撤収要請を行うものとする。

2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

[資料] 3-6-5 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第7章 緊急輸送計画



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送施設の指定

1 道路

県は、県庁、広域輸送拠点、市町村庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

[資料] 3-7-1 緊急輸送道路路線

2 港湾

海路による救援物資等の受け入れ港として、またそれを補完する港として港湾（漁港）を指定している。

3 空港等

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また臨時ヘリポートとして山口宇部空港等を指定する。

また、大規模災害時の災害応急対策活動を支援するために、必要に応じて県内自衛隊基地を活用する。

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点の整備

市（防災危機管理課）は、県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管並びに各地避難所等への配分等の拠点としての輸送基地を次のように定める。また県は、高潮や液状化等による沿岸地域の輸送基地の被災等に備え、バックアップのための施設・用地を県内内陸部を中心に確保し、拠点ヤードとして活用する。

区分	施設名称	管理者
陸上輸送拠点	恩田運動公園 (物資集積場所は宇部市野球場)	宇部市
海上輸送拠点	宇部港芝中西岸壁	山口県
航空輸送拠点	山口宇部空港	山口県
臨時ヘリポート	山口宇部空港	山口県
	恩田運動公園陸上競技場	宇部市
	小野スポーツ広場	宇部市
	楠中学校	宇部市
	宇部市楠体育広場	宇部市

	旧吉部小学校グラウンド	宇部市
	真縮川ダム南側広場	宇部市
	アクトビレッジおの多目的広場	宇部市
	厚東川二俣瀬桜つつみ公園	山口県
	山口大学医学部附属病院	山口大学

※山口宇部空港と宇部港芝中西岸壁は、県の輸送岸壁にも指定されている。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

- 1 大規模災害時には、県は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、市は輸送拠点を開設し、緊急輸送施設の確保を図る。
- 2 県災害対策本部内に、災害救助部を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。
- 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するために職員等を確保する。
- 4 広域輸送拠点施設の運営等については、山口県支援物資物流マニュアルによるものとする。

第5項 広域活動（進出）拠点の整備

県は、被災地における他県等からの応援部隊の活動拠点を確保する間などに、その集合拠点として活用する広域活動（進出）拠点を整備する。

第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合には代替路線を詮索する。

第2項 啓開道路の選定

1 啓開道路の選定

県及び市は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

2 災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

【各道路管理者】

各道路管理者は、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が（1）の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2) 又は (3) の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通省、県知事からの指示

国土交通省（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市町又は港湾管理者に対し、県（土木建築部）は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から、必要に応じて上記2の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者等が行う。

なお、道路啓開にあたっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

市（道路整備課）は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については啓開作業を実施する。

- (1) 市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の被害を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受け入れ体制の確保に努める。
- (5) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界、高速道路株式会社等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

第1項 輸送手段の確保措置

1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する課が行うこととするが、災害が激甚でこれらの課において輸送力の確保ができないときは、防災危機管理課が調整を行い、県へ要請する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

2 輸送方法

(1) 車両による輸送

ア	公用車、市営バス	
イ	日本通運株式会社 宇部支店	TEL 21-5135
ウ	防長交通株式会社 小郡営業所	TEL 083-973-0022
エ	サンデン交通株式会社 小野田営業所	TEL 83-2409
オ	中国ジェイアールバス株式会社 山口支店	TEL 083-922-2519
カ	山口県トラック協会	TEL 083-922-0978
キ	船木鉄道㈱	TEL 67-0321

(2) 列車による輸送（西日本旅客鉄道株式会社）

災害時における市からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は中国統括本部で対応し、輸送力の確保及び運賃減免等を行う。

(3) 船艇による輸送

- ア 海上保安署所属船艇への支援要請
- イ 運輸局に対する海上輸送措置の斡旋又は調整の要請
- ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

[資料] 3-7-2 宇部海上保安署所属船艇

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊派遣要請の要求をする。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

[資料] 3-7-3 船舶運送事業者及び運送力

[資料] 3-7-4 港湾事業者及び従業者数

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送（交通局）
市長（各課）、警察官等避難指示者の指示に基づき、避難等を行う場合の輸送
- 2 医療及び助産のための輸送（地域医療対策室）
 - (1) 重傷患者で救護班が処置できない場合等の病院又は産院への輸送
 - (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
 - (3) 救護班の人員輸送
- 3 被災者の救出のための輸送（交通局、消防局）
救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送
- 4 飲料水供給のための輸送（水道局）
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送
- 5 救済用物資の輸送（地域福祉課）
被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
- 6 遺体捜索のための輸送（地域医療対策室、環境政策課）
 - (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
 - (2) 遺体を移動させるための輸送及びこれに伴う人員の輸送
- 7 輸送の特例
応急救助のため輸送として上記1～6以外の措置を必要とする場合は、市（地域福祉課）は知事（厚政課）に依頼し、知事は内閣総理大臣に対して特別基準の申請を行う。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間とする。
- 2 各救助の期間が延長されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、当市における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。
- 5 各救助を実施する各担当課は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県（厚政課）に提出し、保存するものとする。
 - （1）救助実施記録日計票（様式5-2）
 - （2）燃料及び消耗品受払簿
 - （3）輸送記録簿（様式22）
 - （4）輸送関係支払関係書類

第5節 交通規制

第1項 道路交通規制

- 1 交通規制の内容
 - （1）規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

（ア）被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。

（イ）避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

（ウ）救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・

誘導を実施する。

イ 第二次交通規制

(ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。

(イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。

(ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法 第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1箇月未満のものについて実施するとき	同上	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として必要があると認めるとき	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法 第46条第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機、車両、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

ア 被災地域への流入交通の抑止

(ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

(イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

(ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行障害となっている物件を除去する。

(イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(ウ) 規制地点については、検問を実施し、一般車両と緊急車両を区分けし、一般車両については他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

(ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

(イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近接県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては別に定める。

イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか信号機の早期機能回復を講ずる。

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において次の措置を行うことができる。

区分	項目	内容	根拠条文 (災対法)
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられたものが措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるためやむをえない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	
自衛官・消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	<p>ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、別記様式により行うものとする。</p> <p>イ 措置に係る通知をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して別記様式により行うものとする。</p> <p>(ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときはその理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。</p>	第76条の3第6項

	(イ)破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積もりを貼付の上、通知の際送付するものとする。	
--	--	--

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等がおこなわれたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐在しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動等の命令に対する受任義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の2 第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

ア 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、住民等に対して規制内容等の周知措置を行うものとする。

イ 県（交通安全対策班）は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び住民への災害時交通安全について、周知措置を行うものとする。

[資料] 3-7-5 措置命令・措置通知書

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第2節第2項2参照）。

第2項 海上交通規制

1 情報の収集及び情報連絡

海上保安部署は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害等にあつては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況

- ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- エ 石油コンビナートの被害状況

- オ 流出油等の状況
 - カ 水路、航路標識の異常の有無
 - キ 港湾等における避難者の状況
- (2) 陸上における被害状況

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

- ア 海上保安署長、港長は在港船舶の安全を確保するため、港則法に基づき在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。
- イ 港長は、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 航行規則

- ア 海上保安署は、被災地域の港湾に入出港する船舶に対し、港則法に従い、必要な交通管制を行い航行規制を実施する。
- イ 状況に応じて、所属巡視艇により航行の制限、禁止、避難指示等所要の措置を講ずるとともに港内の船舶が輻輳する航路等において交通整理を行う。

第3項 航空交通規制等

広島空港事務所又は北九州空港事務所は、災害が発生した場合、航空機の安全を図る観点から以下の対策を講じる。

1 飛行規制措置

- (1) 一定空域での飛行の注意喚起
- (2) 救援機等の飛行経路の周知等による飛行空域の一般航空機との分離のための協力要請
- (3) 救援機以外の航空機の一定空域での一定期間の飛行自粛の協力要請
- (4) 関係機関から場外離着場について協議があった場合の必要な指導

2 その他の応急措置

- (1) 情報の収集、伝達及び報告並びに関係行政機関、航空会社その他の機関との連絡調整を行う。
- (2) 空港長及びその他の関係機関に対して、航空機とその輸送能力の報告を求め、常にその状況を把握する。
- (3) 施設の点検、整備等必要な保安措置及び航空機による二次災害防止措置、その他の応急救護活動等の措置を行う。
- (4) 航空会社と常に連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の協力を求める。

第4項 緊急通行車両の確認

1 確認実施機関

- (1) 県が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については知事が確認を行う。
- (2) 県が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会が行う。

2 確認対象車両

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 緊急車両通行証明書等の交付

緊急車両通行証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急輸送車両の標章及び証明書を交付する。

4 事前届出・確認制度

市及び指定地方行政機関、指定公共機関等は、保有する車両について、あらかじめ公安委員会（警察署）に届出をし、事前届出済証の交付を受け、車両に携行しておく。

災害が発生し、交通規制が行われたときは、事前届出済証を警察署へ提出し、緊急車両通行証明書の標章及び証明書の交付を受ける。

[資料] 3-7-6 緊急通行車両等の事前届出手続要領

第6節 臨時ヘリポート設定計画

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの設定

- (1) 市は、災害時の対応に備え、山口宇部空港、恩田運動公園陸上競技場、小野スポーツ広場、楠中学校、宇部市楠体育広場、旧吉部小学校、真締川ダム南側広場、アクトビレッジおの多目的広場、厚東川二俣瀬桜づつみ公園、山口大学医学部附属病院を臨時ヘリ

ポートとする。

- (2) 県は、大規模災害時の物資輸送等に対応するため、市町が確保した予定地のうちから、広域市町圏内に1カ所の広域臨時ヘリポートを選定する。

2 臨時ヘリポートの選定

災害派遣時における臨時ヘリポートの予定地については、市長（防災危機管理課）が県（防災危機管理課）経由により陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

3 ヘリポートの選定条件

具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、設置面が土の場合は散水等しておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・着陸地点中心から半径50m以内は平坦で障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径100m以内は高さ1.2m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径150m以内は高さ2.0m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者はヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識

[資料] 3-7-7 ヘリポートの標識

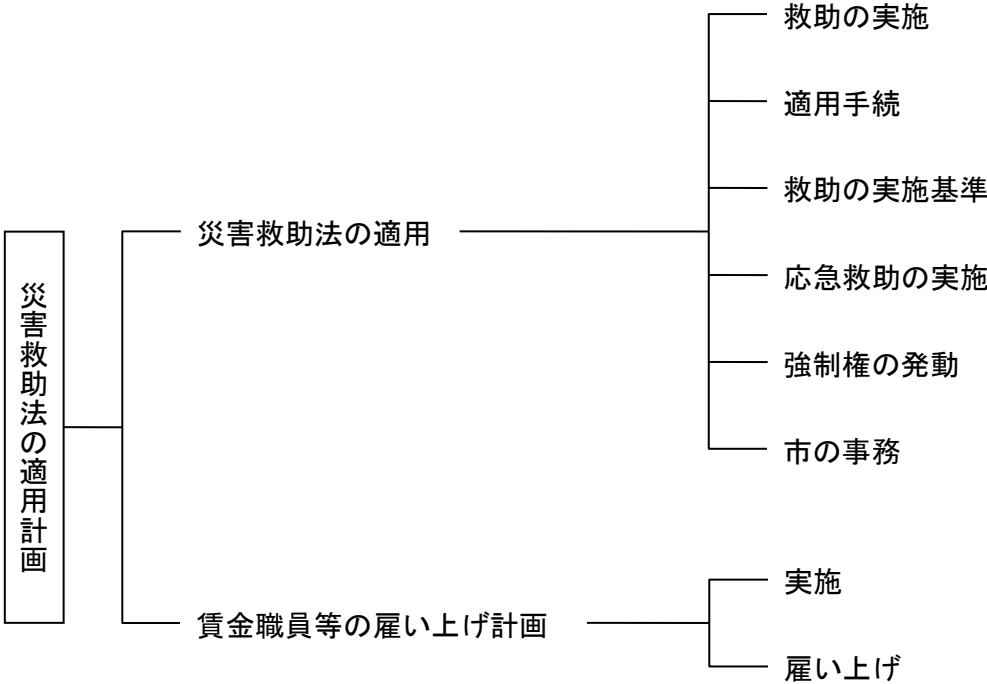
(2) 標示方法

標示場所の区分	具体的事項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を標示する。 ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので吹き飛ばされやすいものは使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を標示する。 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。 このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積の雪を取り除き、周囲を踏み固める。
風向認識の標示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹き流しを掲揚する。ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。 この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

市及び県は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

第8章 災害救助法の適用計画



第1節 災害救助法の適用

第1項 救助の実施

1 実施機関

- (1) 知事は国の機関として救助の実施にあたる。
- (2) 市長は知事からあらかじめ委任を受けた応急対策について実施する。

救助実施内容	実施機関
1 避難所の設置	地域福祉課
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 敷地の選定 (3) 入居予定者の選考	県 住宅政策課 〃
3 炊き出しその他による食品の給与	地域福祉課
4 飲料水の供給	水道局
5 被服、寝具、その他の生活必需品 の給与又は貸与	地域福祉課
6 医療及び助産	県、地域医療対策室
7 被災者の救出	消防局、警察、海上保安署
8 被災した住宅の応急修理	住宅政策課、営繕課
9 生業に必要な資金の貸与	県、地域福祉課
10 学用品の給与	県、学校教育課
11 埋葬	環境政策課
12 遺体の捜索	消防局、警察、海上保安署
13 遺体の処理	環境政策課、警察、海上保安署
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県、土木河川課

- (3) 実施区分については、各種の救助を迅速に実施するため、通常市が処理すべき業務の範囲の基準を救助法第30条に基づき委任することとして、「市町村長に対する事務の委任に関する規則」によりあらかじめ定めたものである。

(4) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長（地域福祉課）は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事（厚政課）に報告するものとする。

2 適用基準

- (1) 市内の人口に応じて次に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。
人口100,000人以上300,000人未満の場合は、住家が滅失した世帯の数が100以上。
ただし、半壊・半焼は1/2、また床上浸水は1/3に換算する。
- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、市内の被害住家のうち、滅失した世帯の数が上記の基準の1/2以上に達した場合。
- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が7,000世帯以上であって、市内の被害世帯数が多数の場合。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。

特別な事情とは、災害にかかった者食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

- ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。
- イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。
- ウ 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。(4号適用)

この適用については、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- ア 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- イ 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは具体的には、次のような場合であること。
 - (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合。

- (1) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
- (2) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
- (3) 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

※ (3) ~ (5) の被害程度の「多数」については、適用基準に関わらず、被害の態様、四囲の状況に応じて、市の救護活動が困難であるかどうかの被害程度によって判断するものとする。

※ 適用基準の算定方法 (単位：世帯)

適用基準 = (全壊・全焼・流出等)

+ {(半壊・半焼等) × 1 / 2} + {(床上浸水・土砂の堆積等) × 1 / 3}

例えば、全壊等0、半壊等0、床上浸水等300の場合は基準に達する。

第2項 適用手続

1 適用手続に係る処理事項

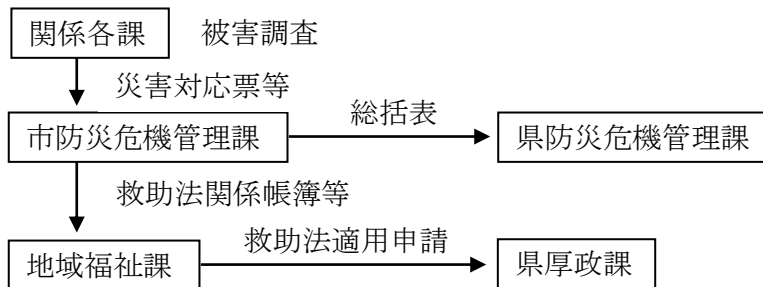
(1) 報告

- ア 被害が発生した場合、防災危機管理課は地域福祉課に報告するものとする。
- イ 市長(地域福祉課)は、市内の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事(厚政課)に報告する。

ウ 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告をするものとする。

エ 報告内容は、被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害とする。

オ 報告系統は、関係各課→防災危機管理課→地域福祉課→県厚政課とする。



(2) 適用の公告

救助法を適用したときは、知事は速やかに公告する。

2 適用時における市長の措置

市長（地域福祉課）は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施にあたって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取り扱いについては、厚生労働省社会・援護局監修の「災害救助の実務」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助の種類	第3部該当章	県担当部局	市担当部局等
救助の総括	第8章	健康福祉部	地域福祉課
被害状況等の調査	第2・8章	健康福祉部	関係各課
被害状況等の報告	第2・8章	健康福祉部	地域福祉課
避難所の設置	第5章	健康福祉部	地域福祉課
応急仮設住宅の供与 被災した住宅の応急修理	第11章	健康福祉部 土木建築部	地域福祉課、 住宅政策課、営繕課
炊き出しその他による食品の給与	第9章	健康福祉部 農林水産部	地域福祉課
飲料水の供給	第9章	環境生活部	水道局
被服、寝具、その他の生活必需品 の給与又は貸与	第9章	健康福祉部 商工労働部	地域福祉課
学用品の給与	第15章	教育庁	学校教育課

救助の種類		第3部該当章	県担当部局	市担当部局等
医療及び助産		第4章	健康福祉部	地域医療対策室
被災者の救出		第4章	健康福祉部 警察本部	消防局
遺体の捜索		第10章	健康福祉部 警察本部	消防局
遺体の処理・埋葬		第10章	健康福祉部 環境生活部 警察本部	環境政策課
障害物の除去		第10章	健康福祉部	土木河川課
業務協力	輸送協力	第7章	会計管理局	防災危機管理課
	労務協力	第8章	商工労働部	企業立地推進課

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助事務を遂行するにあたり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第24条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第25条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は次に掲げる場合において、施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し、又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第26条第1項）

(ア) 救助を行うため特に必要があると認めるとき。

(イ) 救助法第31条の規定による厚生労働大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限。

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり、土地、家屋物資を物的に利用する権限。

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。

オ 収用

災害の時に、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地、家屋もしくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第26条第2項)

第6項 市の事務

1 救助事務の処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

市（地域福祉課）は、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存しなければならない。関係各課は、台帳、帳簿及び関係書類の作成に協力するものとする。救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、厚生省社会・援護局監修の「災害救助の実務」による。

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
避難所の設置	5-2 ・ 7 ・ ・	救助実施記録日計票 避難所用物資受払簿 避難所設置及び収容状況 避難所設置に要した支払証拠書類 避難所設置に要した物品受払証拠書類	管理主管課又は避難拠点要員	防災危機管理課	地域福祉課
応急仮設住宅の供与	5-2 8 ・ ・ ・	救助実施記録日計票 応急仮設住宅台帳 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書等 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類	住宅政策課	防災危機管理課	地域福祉課
炊出しその他による食品の給与	5-2 ・ ・	救出実施記録日計票 炊出しその他による食品給与物品受払簿 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等	地域福祉課 避難拠点要員	防災危機管理課	地域福祉課

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
		支払証拠書類 ・ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類			
飲料水の供給	5-2 6 10 ・	救助実施記録日計票 給水用機械器具燃料及び浄水器薬品資材受払簿 飲料水の供給簿 ・ 飲料水供給のための支払証拠書類	水道局	防災危機管理課	地域福祉課
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	5-2 ・ ・ 11 ・ ・	救助実施記録日計票 ・ 物資受払簿 ・ 物資の配分計画表 11 物資の給与状況 ・ 物資購入関係支払証拠書類 ・ 備蓄物資払出証拠書類	地域福祉課	防災危機管理課	地域福祉課
学用品の給与	5-2 ・ 18 ・ ・	救助実施記録日計票 ・ 学用品の配分計画表 18 学用品の給与状況 ・ 学用品購入関係支払証拠書類 ・ 備蓄物資払出証拠書類	教育委員会	防災危機管理課	地域福祉課
医療	5-2 ・ 12 13 ・ ・	救助実施記録日計票 ・ 医療品衛生材料受払簿 12 救護班活動状況 13 病院、診療医療実施状況 ・ 診療報酬に関する証拠書類 ・ 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類	地域医療対策室	防災危機管理課	地域福祉課
助産	5-2 ・ 14 ・	救助実施記録日計票 ・ 衛生材料等受払簿 14 助産台帳 ・ 助産関係支払証拠書類	地域医療対策室	防災危機管理課	地域福祉課
災害にかかった者の救出	5-2 ・ 15 ・	救助実施記録日計票 ・ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 15 被災者救出状況記録簿 ・ 被災者救出用関係支払証拠書類	消防局	防災危機管理課	地域福祉課
遺体の搜索	5-2 ・	救助実施記録日計票 ・ 搜索用機械器具燃料受払簿	消防局	防災危機管理	地域福祉課

救助の種類	様式	整備保存帳簿	作成課	提出先	整備保存課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	遺体の捜索状況記録簿 炊出しその他による食品給 与のための物品受払証拠書 類		課	

[資料] 3-8-1 救助法関係様式

2 罹災者台帳の作成

市（地域福祉課）は、関係課による被害調査により、各世帯別の被害を確認したときは、「罹災者台帳」を速やかに作成するものとする。資産税課、市民税課、収納課は、協力応援を行うものとする。

3 罹災証明書

市長は、災害が発生した場合、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付するものとする。火災については、消防局が発行し、その他については地域福祉課が発行する。

災害の混乱時又は被災現場の確認をしていない場合においては「罹災届出証明書」を発行し、後日必要に応じ「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

市長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、災害による被害調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[資料] 3-8-2 被害家屋損害割合判定表

[資料] 3-8-3 罹災証明書

[資料] 3-8-4 罹災届出証明書

4 被災者台帳

(1) 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとする。

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用す

ることができるものとする。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下、「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとする。

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

第1項 実施

第3部第6章「応援要請計画」による応援をもってしても、また、第3部第14章「ボランティア活動支援計画」による活動をもってしても、災害応急対策を実施できない場合について定めるものとする。

第2項 雇い上げ

1 方法

公共職業安定所を通じて行う。

2 公共職業安定所管内別紹介可能見込者数

宇部管内50名

3 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

4 救助法による雇い上げ

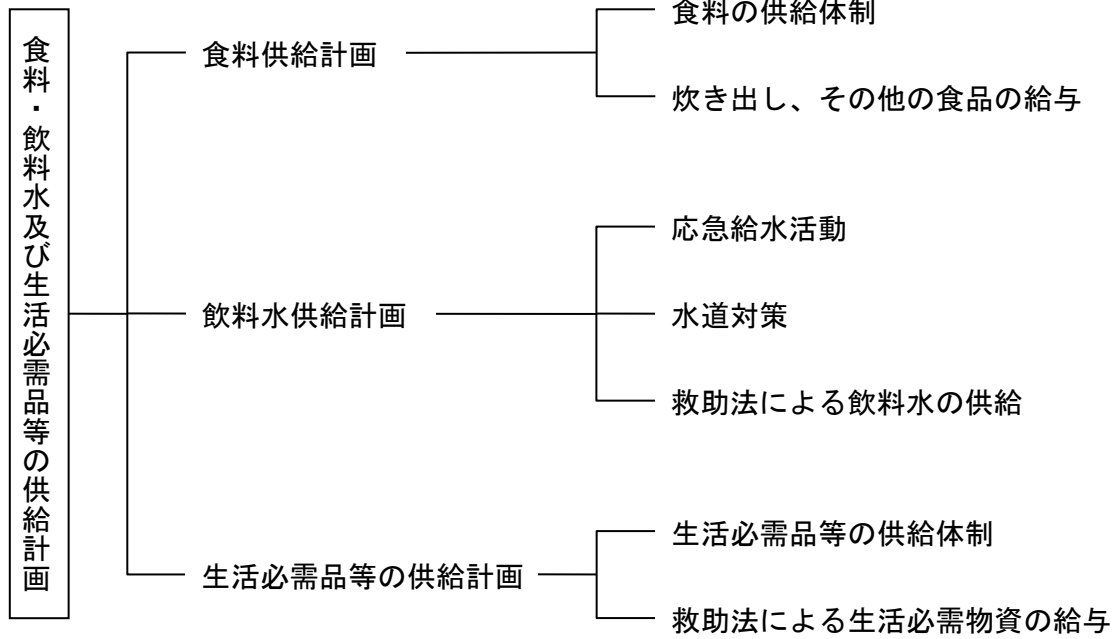
(1) 賃金職員等雇い上げの範囲

対象種別	内 容
罹災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受ける恐れのあるものを安全地帯に避難させるため、市長（防災危機管理課）等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(1) 救護班によることができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 (2) 救護班に属する医師、助産婦、看護婦等の移動に伴う賃金職員等 (3) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
罹災者の救出	(1) 罹災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 (2) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	(1) 飲料水そのものを供給するために必要な賃金職員等 (2) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 (3) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(1) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 (2) 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の搜索	(1) 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 (2) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理（埋葬は除く）	(1) 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための賃金職員等 (2) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特例（特別基準）	上記の他、次の場合は内閣総理大臣の承認を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 (1) 埋葬のための賃金職員等 (2) 炊き出しのための賃金職員等 (3) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の承認を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画



第1節 食料供給計画

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市（地域福祉課）が実施するものとする。県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省政策統括官が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを市に引き渡し、市長が供給の実施にあたるものとする。

(ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は県に災害救助用米穀の供給を要請する。

(イ) 県は被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

(ウ) 農林水産省は、受託事業体に対し、県又は県の指示する者（原則として被災市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

(エ) 県又は県の指示する者は、受託事業体より、応急用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じその供給を行う。

(オ) 市は、交通・通信の途絶のため上記の手続きをとることができない場合で緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省に直接その引渡しを要請することができる。

2 副食等の供給

県は、次の食料について被災市から要請を受けたときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉、鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

1 実施機関

- (1) 炊き出し等による食品の給与は、市長（地域福祉課）が行う。
- (2) 救助法が適用された場合、救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長（地域福祉課）が行う。
- (3) 知事は、市長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めるときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者。
- イ 住家の被害が全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。
なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

- ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。
適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。
- イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。
- ウ 食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても良い。
- エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(3) 給与のための費用

- 救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費（1人1日当たり1,020円以内）は県が負担する。
- ただし、市において定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の費用については、全て市が負担することになる。

(4) 給与の期間

- 災害発生の日から7日以内。
- ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

(5) 整備保存帳簿

- 地域福祉課又は炊出し実施者は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出するものとする。

- ア 救出実施記録日計票（様式5-2）
- イ 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ウ 炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- エ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第2節 飲料水供給計画

第1項 応急給水活動

1 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、水道局が実施する。
- (2) 県は、被災市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

2 実施場所

水道局があらかじめ定めた場所を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

3 給水の方法

(1) 災害時における供給量の基準

- ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当り 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	1人1日当り 14リットル	飲料水、雑用水 (洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	1人1日当り 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	1人1日当り 35リットル	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、非常用浄水装置により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要がある時は、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し、又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

4 給水体制

(1) 水道局

- ア 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- イ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

5 給水の応援要求

市において飲料水の確保及び供給ができないときは、水道局は次により応援の要求を健康福祉センター（保健所）に行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接近隣市町に行うことができるものとする。また、応援要求を行った場合、水道局は速やかに防災危機管理課に報告するものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

ア 市長から応援要求を受けた健康福祉センターは、管内の市町に応援要請を行うとともに、県災対本部（生活衛生班）に報告するものとする。

イ 県災対本部（生活衛生班）は、健康福祉センター管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、生活衛生班は、直ちに県災対本部本部室班（防災危機管理課）に対し連絡するとともに、受け入れ体制を健康福祉センターに指示する。

6 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 水道局長は、水道施設・設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。

また、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）を要する施設の管理者は、災害時の断水へ対処できるよう所要の措置を講ずるものとする。

(2) 給水拠点の整備

市は、災害時の円滑な給水活動を確保するため、避難所あるいはその周辺地域に給水設備、貯水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

水道局は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

[資料] 3-9-1 応急給水用機器材

[資料] 3-9-2 浄水剤（消毒剤）主要取扱業者

第2項 水道対策

1 水道水の緊急応援（水道法第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

2 市における対策

- (1) 災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生した場合における水道応急対策は、水道局が行う。
- (2) 水道施設被害報告
水道局長は、「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」を健康福祉センターを通じて県生活衛生課に報告するものとする。また、速やかに防災危機管理課に報告するものとする。
水道局長は、「水道事故報告書」を健康福祉センターを通じて県生活衛生課に報告するものとする。

第3項 救助法による飲料水の供給

1 飲料水供給の措置

- (1) 対象者
災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。
- (2) 飲料水供給の方法
ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。
イ 飲料水の供給という中には、非常用浄水装置等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。
- (3) 給水量の基準
1人1日最大概ね3リットル（飲料水としてのみ）
- (4) 飲料水供給のための費用
県が負担する。ただし、知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外分についての費用は、全て市の負担になる。
ア 非常用浄水装置その他給水に必要な機器
イ 浄水用の薬品及び資材費
ウ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。
- (5) 飲料水供給の期間
災害発生の日から7日以内。ただし、災害が大規模でこの基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができる。
- (6) 整備保存帳簿
水道局は次の帳簿類を整備し、防災危機管理課へ提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存するものとする。
ア 救助実施記録日計表
イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
ウ 飲料水の供給簿
エ 飲料水供給のための支払証拠書類

第3節 生活必需品等の供給計画

第1項 生活必需品等の供給体制

1 生活必需品等の給与

(1) 給与基準

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限の家財を喪失し、資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者。

(2) 被災者への物資の給与又は貸与

ア 被災者に対する物資の給与又は貸与の措置は、地域福祉課が行う。

イ 市において給与又は貸与の実施が困難な場合は、市長（地域福祉課）は知事（厚政課）に応援要請を行う。

ウ 市（地域福祉課）は、被災者に生活必需品等を給与又は貸与する場合、その配分方法等について、県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

2 調達体制

個人からの支援物資については、持ち込まれる物資の規格等を統一し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、受入品目・梱包・規格・表示等に関する指針を作成し、十分な周知を行うものとする。

3 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、その他一般等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要があるため、具体的に、第3部第7章「緊急輸送計画」に定める。

第2項 救助法による生活必需物資の給与

1 対象者

(1) 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受けた者であること。

(2) 災害により被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

(3) 災害により被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入計画

県は、市（地域福祉課）からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を立てる。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において緊急に物資の手配をする必要があるときは、その被災市の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入計画

市内において調達可能な物資については、地域福祉課の指示により、契約監理課が確保するものとする。

市内で調達不可能の場合は、地域福祉課は県厚政課に応援要請をするものとする。この場合、地域福祉課は速やかに防災危機管理課にその旨を報告するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

原則として県災対本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、被災市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうるものとする。

(2) 割当て及び配分

地域福祉課は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に則した割り当てを行うものとする。

被災者に対する物資の直接支給の配分は、地域福祉課が実施する。

現物支給で行い、下表金額の範囲内とする。

(単位：円) 夏季（4～9月） 冬季（10～3月）

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算する額
全壊 全焼 流出	夏	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
	冬	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400
	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400

4 被服、寝具その他の生活必需品の品目

品目	内容
寝具	タオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶碗・皿・箸等の類
日用品	石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・ごご等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

また、調達については要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

5 物資給与の期間

災害発生の日から10日間以内に対象世帯に対する物資の給与を完了するものとする。

ただし、この期間内で給与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の許可を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

6 整備保存帳簿

地域福祉課は、次の帳簿類を整備し、防災危機管理課に提出しなければならない。防災危機管理課は内容確認の上、地域福祉課に提出し、地域福祉課は県厚政課に提出し、保存するものとする。

ア 救助実施記録日計票（様式5-2）

イ 物資受払簿

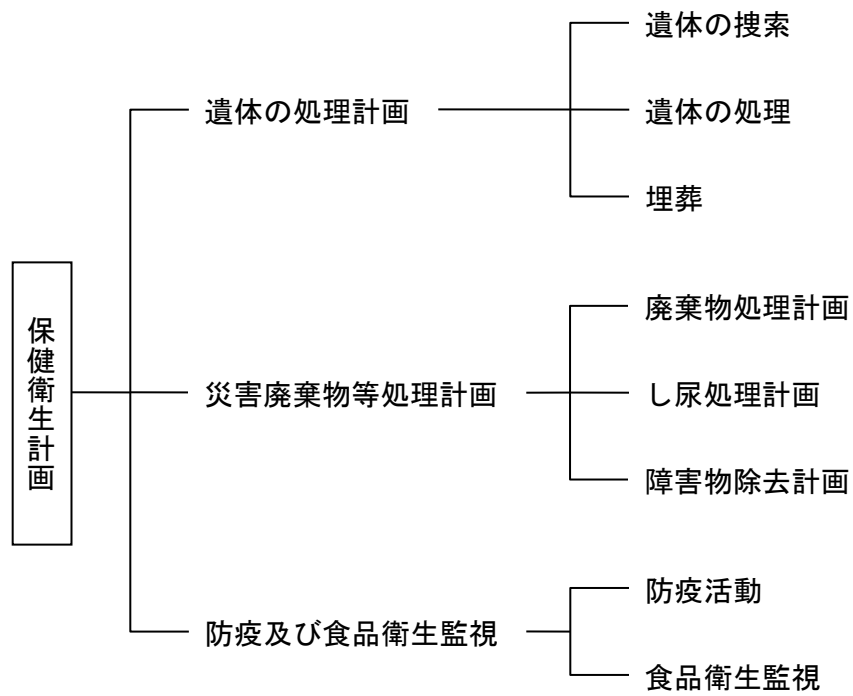
ウ 物資の配分計画表

エ 物資の給与状況（様式11）

オ 物資購入関係支払証拠書類

カ 備蓄物資払出証拠書類

第10章 保健衛生計画



第1節 遺体の処理計画

第1項 遺体の搜索

1 実施機関

市及び消防局が、警察、海上保安署、日赤奉仕団等の協力を得ながら、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施するものとする。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の者で四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。なお、災害発生後、3日を経過した者は一応死亡したものと推定する。

3 遺体の搜索期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長の申請を行うものとする。

4 救助法対象経費

(1) 借上費

船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索作業に使用したものに
限る。

(2) 修繕費

搜索のために使用した機械器具の修繕費。

(3) 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等。

第2項 遺体の処理

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

市（地域医療対策室、市民課、環境政策課）

ア 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）は救護班又は医師により行う。

- イ 遺体の収容及び一時保存
被害現場付近の適当な場所に遺体収容所を開設し、収容する。この場合、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備をする。
 - ウ 警察、海上保安署による検視及び救護班による検案を終えた遺体を、遺体収容所に輸送する。
 - エ 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、埋火葬許可証を発行する。
- (2) 遺体処理期間
災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し、期間の延長を申請する。
- (3) 遺体の処理に関する費用の範囲
- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用（遺体1体当たり2,800円以内）
 - イ 遺体の一時保存のための費用（遺体1体当たり5,000円以内）
 - ウ 検案に要する費用
ただし、通常の場合は救護班により実施するので費用は支出しない。
- (4) 救助法適用地域以外の遺体の処理
救助法適用地が社会的混乱のため遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。
- ア 遺体の身元が判明している場合
 - (ア) 県内の他の市町に漂着した場合
当該地の市長（地域医療対策室）は知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
 - (イ) 他の県内の市町村に漂着した場合
漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規定により求償を受ける。
 - イ 遺体の身元が判明していない場合
 - (ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は上記アと同様に取り扱うものとする。
 - (イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋葬

1 実施機関

市（環境政策課）

2 埋葬の要件等

(1) 埋葬の要件

- ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば直接災害により死亡した者に限らない。災害発生以前に死亡した者であってもまだ葬祭が終わっていないものも含まれる。）
- イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
 - (ウ) 経済機構の一時的混乱のため、棺、骨壺等が入手できないとき。
 - (エ) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
- (2) 埋葬の方法
- 埋葬は市長（環境政策課）が現物給付することを原則とし、棺、骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。
- 埋葬は原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。
- ア 市は遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- イ 市は遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。
- ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。
- (3) 身元不明遺体の取扱い
- ア 身元不明の遺体については、警察官と連絡し調査にあたりとともに、埋葬は土葬とする。
- イ 身元不明遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。
- ウ 事故等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、埋葬する。
- エ 遺留品は、所定の場所に保管し、身元の判明に努める。
- (4) 埋葬の実施期間
- 救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打ち切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し期間の延長を申請する。
- (5) 救助法対象経費
- ア 大人1体当たり149,000円以内（満12才以上）
小人1体当たり119,200円以内
- イ 棺、骨壺及び火葬又は土葬の価格は、その地方の通常の際の市価による実費とし、埋葬の際の人夫賃及び輸送費についても限度額に含まれる。
- ウ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。
- (6) 必要施設の確保
- 市（環境政策課）は、災害時に近隣の市町に協力依頼ができるよう火葬場の把握に努める。
- (7) 体制の確保
- 市（環境政策課）は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

[資料] 3-10-1 近隣火葬場

第2節 災害廃棄物等処理計画

第1項 廃棄物処理計画

1 実施機関

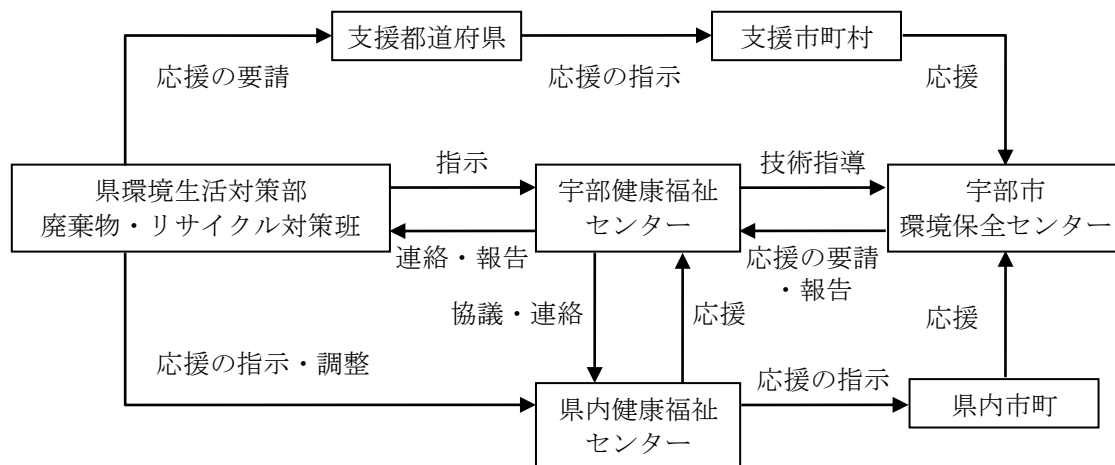
市（廃棄物対策課・環境保全センター施設課）

2 処理体制の整備

市（廃棄物対策課）は、臨時雇い上げ等による応援体制を確立し、必要に応じ、県（健康福祉センター）を通じて近隣市町等から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市はあらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

なお、被害が甚大で、市が自ら処理することが困難であり地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託を行った場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。



3 災害廃棄物等の処理対策

(1) 収集運搬体制

市は、一般家庭から排出される生ゴミ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするゴミについては、収集可能となった時点からできるかぎり早急に収集する。

(2) 仮置場の選定・確保、仮設焼却場の設置

市は、焼却施設が被災することも考慮に入れ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。

その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場とするなどの対策を講じる。

また、災害時には、粗大ゴミ、不燃ゴミをはじめ、多様な廃棄物が大量に排出されることから、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

(3) 環境対策

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(4) 倒壊家屋等の解体・撤去

鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物については、(1)及び(2)の対策終了後、速やかに処理をする。

また、解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

(5) 有害性・危険性廃棄物

市は、有害性・危険性がある廃棄物を業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

(6) 土砂及び津波堆積物の処理

市は、水害に伴う土砂や津波堆積物の取扱いについて、悪臭等により人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

(7) 思い出の品等の取扱い

市は、写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、市で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。

(8) その他

ア 死亡獣畜処理

(ア) 牛、馬、豚、山羊、綿羊の死体処理は、事業者が死亡獣畜取扱場で処分する。

(イ) 死亡獣畜取扱場で処分することが困難な場合は、県（健康福祉センター）の指示により処分するものとする。

イ 放射線物質の処理

放射線物質の処理については、消防局が、県が別途定める処理要領等により処分するものとする。

第2項 し尿処理計画

1 実施機関

市（環境政策課、廃棄物対策課）

2 仮設トイレの要請

市（環境政策課）は、災害により仮設トイレが必要となった場合、県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課（083-933-2983）に要請をする。

また、必要に応じて、障害者用トイレの確保についても要請する。

3 仮設トイレの設置

市環境政策課は、地域福祉課、公園緑地課等関係課と調整の上、避難所又は断水地域の公園等に設置する。

設置の数量については、おおむね次によるものとする。

[資料] 3-10-2 宇部市災害廃棄物処理計画

項 目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	$[\text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口})] \times \text{断水率} \times 1 / 2$
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の一人1日平均排出量／収集頻度
仮設トイレ容量	400Lとする。
し尿の一人1日平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口
収集頻度	3日／1回

4 収集体制

大規模災害発生時においては、市の収集機能が停止することも想定されることから、市（廃棄物対策課）は、民間業者及び県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課並びに近隣市町に応援を求め、速やかに収集・運搬体制を整えるものとする。

5 収集対策

避難所、仮設トイレのし尿収集は、衛生環境確保の上から優先的に行うものとする。

[資料] 3-10-3 清掃施設・器材等

第3項 障害物除去計画

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施機関

救助法による障害物の除去は地域福祉課が土木河川課に依頼し、土木河川課がこれを実施する。

(2) 障害物除去の対象者

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障害者

(3) 障害物除去の戸数

- ア 救助法適用市の区域において、半壊、床上浸水戸数の15パーセント以内とする。
- イ 上記の基準（15%）を超えて実施する必要があると認められるときは、知事は適用市町間の戸数の融通を行うことができるものとする。
- ウ 上記の適用市町間の融通によっても基準を超えている場合は、市（土木河川課）が行うものとする。

(4) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

防災関係課、資産税課、市民税課、収納課は、半壊及び床上浸水した全世帯を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況、市民税課税状況、被害状況を調査し、防災危機管理課へ報告する。

防災危機管理課は、取りまとめた罹災台帳を地域福祉課へ提出する。地域福祉課は、

罹災者台帳を基に「障害物除去対象者名簿」を作成し、土木河川課に依頼する。

イ 除去作業の実施

土木河川課は、賃金職員等、技術者を動員し、機械器具等を借り上げて実施する。

ウ 救助法対象経費

1世帯当たり141,100円以内とする。

(5) 障害物除去の実施期間

ア 災害発生の日から10日以内とする。

イ 上記の期間に実施することができないときは、知事は内閣総理大臣に対し特別基準の申請を行うものとする。

(6) 救助法の適用がない場合の処理（災対法第62条）

市（土木河川課）が、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障害者を対象として、地域福祉課の依頼を受けて実施する。

2 その他の障害物の除去

(1) 道路関係障害物の除去

市（道路整備課）は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築事務所に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。

(2) 河川・港湾関係障害物除去

所管する施設に関わる障害物を除去する。

一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。

(3) 汚物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第3節 防疫及び食品衛生監視

第1項 防疫活動

1 市の防疫措置

(1) 防疫組織

災害地における防疫は、市（健康増進課）が行い、災害の規模により必要な人員を防災危機管理課が各部に指示して編成する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とする。

※検病調査班は、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康増進課長の指示により、市の保健福祉専門職で編成し、状況によって医師等を編入するなど弾力的な班編成とする。

検病調査班	保健師又は看護師2名程度
防疫班	職員2名

(2) 防疫活動

検病調査班	ア 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。
-------	--------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・滞水地域 … 週1回以上 ・避難所等 … 状況に応じた回数 イ 健康診断を実施する。 ウ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。
防疫班	ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 イ 避難所等の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ウ 井戸の消毒を実施する。 エ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 オ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 カ 被災地域の清掃を実施する。 キ 感染症発生予防の広報。

2 県の防疫措置

(1) 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び健康福祉センターに防疫活動を統括する医師1名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

検病調査班	保健師又は看護師2名
防疫班	衛生技術者1名・事務職員1名・作業員1名

(2) 措置事項

ア 市町指導

健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第27～29条により、災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市町が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 応援の措置

(ア) 災害救助部長は、市町から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合、又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。

(イ) 健康福祉センター所長は、市町から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について、調整指示を行う。

(ウ) 健康管理・防疫班は、健康福祉センター所長から防疫措置についての応援要請にかかる連絡を受けた場合は、直ちに次の措置をとる。

- ・区域外の健康福祉センター等で編成する県直轄防疫班及び検病調査班の派遣
- ・区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整

(エ) 被災地を管轄する健康福祉センター所長の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

検病調査班	ア 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・滞水地域 … 週1回以上 ・避難所等 … 状況に応じた回数 イ 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。
-------	---

	ウ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 エ 健康診断を実施する。 オ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。 カ 就業制限を実施する。
防疫班	ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 イ 避難所等の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ウ 井戸の消毒を実施する。 エ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 オ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 カ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 キ 被災地域の清掃を実施する。 ク 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う）

ウ 市町に対する指示及び命令

(ア) 感染症予防法に基づく指示

- ・物件に係る措置に関する指示
- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
- ・ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示
- ・生活用水供給の指示

(イ) 予防接種法に基づく実施又は指示

- ・臨時予防接種に関する命令（予防接種法第6条）

エ 代執行

市町における被害が甚大であるため、又は市町の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市町長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、感染症予防法により代執行を行うものとする。

オ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。（感染症予防法）

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

3 防疫薬剤の使用基準等

(1) 防疫薬剤の使用基準

種別		単位	使用薬剤	使用量	
一般防疫	井戸等飲料水施設の消毒	1個当り	クロース石灰	水量の1/500	
			次亜塩素酸ナトリウム	水量の1/1500	
	浸水家屋 便所等の 消毒	床上浸水家屋	一戸当り	クレゾール	200グラム以内
		床下浸水家屋	一戸当り	クレゾール	50グラム以内
	全浸水家屋	一戸当り	生石灰	6キログラム以内	
鼠族昆虫 駆除	全浸水家屋	一戸当り	ダイアジン	4リットル	
			殺蛆剤	1.8リットル	

(2) 代替薬剤と使用目的

- ・クレゾール水（家屋、便所、手指の消毒）
- ・塩化ベンザルコニウム（家屋、便所、手指の消毒）
- ・生石灰（便所、溝の消毒）
- ・5%ダイアジノン乳剤（はえ、蚊、のみ、ごきぶりの駆除）
- ・オルソジクロールベンゾール剤（含有量50%以上）（はえの幼虫の駆除）

(3) 所要薬剤の状況把握

健康福祉センターは、災害発生時の防疫活動に備えて、管内業者の薬剤在庫量を把握し、所要の資料を整備しておくものとする。

第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視活動を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

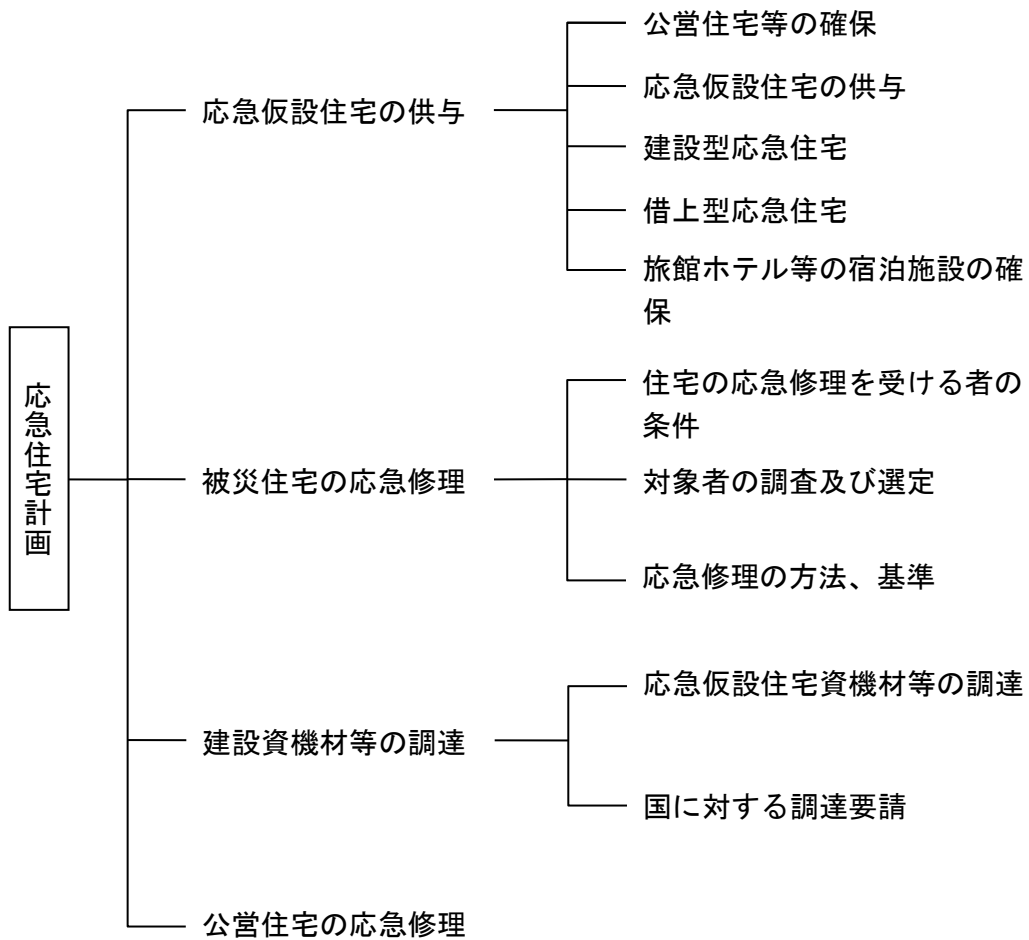
1班あたりの構成は、2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、健康福祉センター所長の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第 1 1 章 応急住宅計画



第1節 応急仮設住宅の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

【県（厚政課・住宅課）・市】

第1項 公営住宅等の確保

1 公的住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市町は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び宇部市営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として市町が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市町長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「借上型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者等

- (3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。
- (2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者世帯に配慮すること。
- (3) 市町長は、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

(1) 建設型応急住宅

- ア 県（厚政課）が市町に委託し、市町長が公営住宅に準じて維持管理する。
- イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

(2) 借上型応急住宅

- ア 県（厚政課）が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
- イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
- ウ 県（厚政課）は、入居契約等転貸借に関する事務を市町に委任する。

第3項 建設型応急住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市町長に委任して実施する。

2 建設場所の選定

- (1) 建設場所は、あらかじめ市町が選定した建設候補地から建設地を決定する。
- (2) (1) の候補地で不足する場合には、市町が公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市町との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

3 建設方法

- (1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 県が建築業者に請負わせて建設する。
- (3) 県は、市町において建設することが適当と認めたときは、市町に対し設計図書等を示すものとする。
- (4) 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

(1) 延べ床面積

1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。
入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（救助総務班と住宅班が協議して定める。）

6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第4項 借上型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(一社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設整備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

第2項 対象者の調査及び選定

市(地域福祉課)が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明書に基づき、県が選定する。場合によっては、当該市に選定事務を委任する。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 市(営繕課)が、建設業者に請け負わせる。
- (2) 応急修理は、日常生活に必要欠く事のできない部分(居室、炊事場、便所等)及び屋根の応急対応に限るものとする。
- (3) 他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が貸家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から3ヵ月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項

に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)以内に完成させるものとする。

(2) 期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準の申請を行う。

第3節 建設資機材等の調達

第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

- 1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体((一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会)の協力を得て調達する。
- 2 用材の確保については、県災対本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体((一社)山口県木材協会)又は生産工場を通じて確保する。

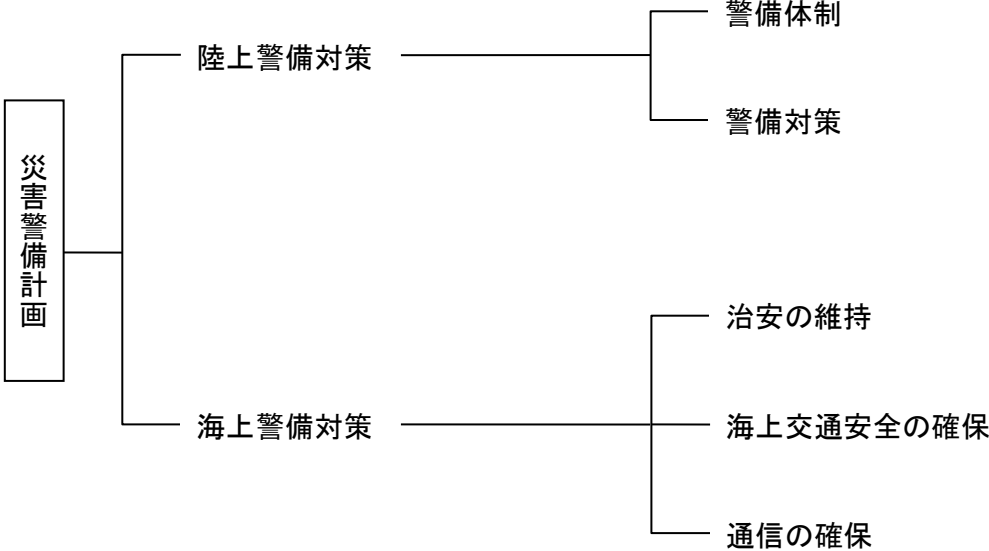
第2項 国に対する調達要請

第1、2項によつてもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請するものとする。

第3節 公営住宅の応急修理

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

第 1 2 章 災害警備計画



第1節 陸上警備対策（警察）

第1項 警備体制

1 職員の招集・参集

職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想される時。

(2) 第2次体制

災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想される時。

(3) 第3次体制

大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時。

3 警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集にあたる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の捜索等

行方不明者の捜索等及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険区域等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。

また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認められる場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険区域等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。

また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事件等の取締まり等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、被災者等のニーズに応じた情報を部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第2節 海上警備対策（海上保安署）

第1項 治安の維持

海上保安署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

[資料] 3-12-1 海上保安部・署の管轄区域

第2項 海上交通安全の確保

海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

1 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。

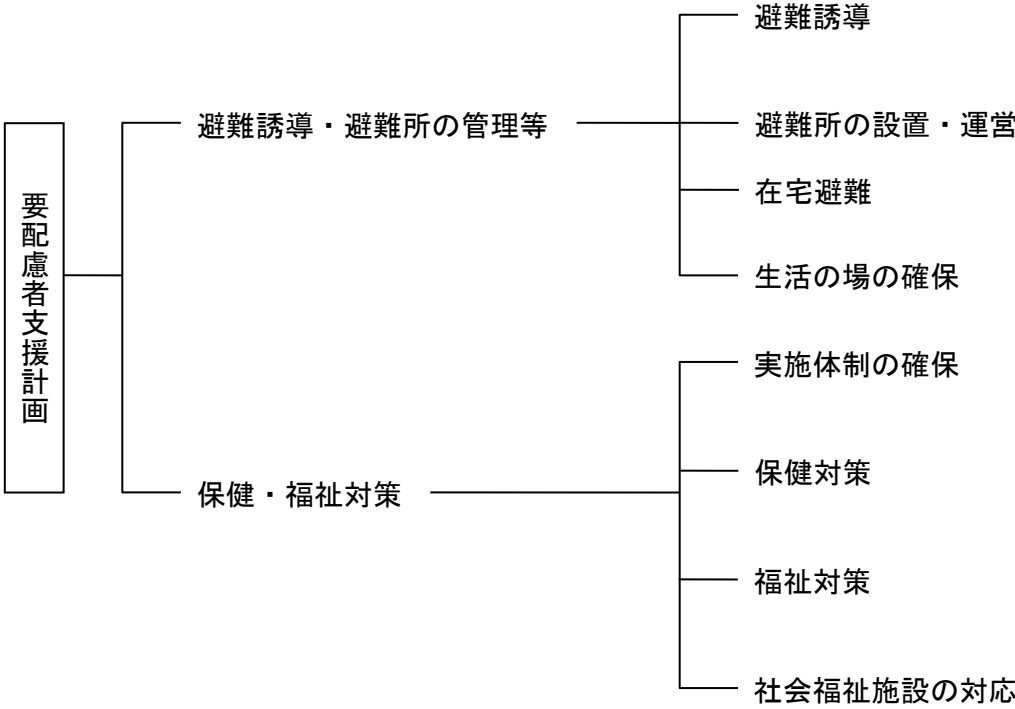
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危機が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

海上保安署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守を行い、またその施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配備を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第 1 3 章 要配慮者支援計画



第1節 避難誘導・避難所の管理等

第1項 避難誘導

1 避難の指示の伝達

避難の指示を行う市長（防災危機管理課）及び消防局は、情報の伝わりにくい高齢者（高齢者総合支援課）、障害者（障害福祉課）、外国人（観光交流課）、妊産婦や乳幼児のいる世帯（こども支援課）等への伝達や夜間における伝達には特に配慮し、地域の避難支援者等の協力を得るなどして伝達するものとする。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。

2 避難誘導の方法

避難指示が出された場合、市は、警察署、消防局、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を緊急避難場所に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等優先して避難誘導する。

3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両等による移送に配慮する。

4 避難行動要支援者名簿等の活用

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2項 避難所の設置・運営

1 避難所の管理

(1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿の作成にあたり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努める。また、民生・児童委員など福祉関係者等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

市（障害福祉課、高齢者総合支援課）は、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、一人暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして安否確認を行う。

(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護職員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護支援専門員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

(3) 避難所において高齢者、障害者等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

(4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とり

わけ一人暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

- (5) 避難所においては、感染症対策マニュアルにより、感染症対策を行う。
- (6) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアの協力を得ながら高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。
- (7) 県は、市町等からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行う。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

第3項 在宅避難

- (1) 避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。
- (2) そのため、避難所は、在宅避難者を含めた被災者に対する情報発信の場所となるとともに、被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の機能を有する地域の支援拠点として位置付けるものとする。

第4項 生活の場の確保

高齢者、障害者等にとって厳しい避難生活となるハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急仮設住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、県及び市はその確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

第1項 実施体制の確保

1 市の体制

市（健康福祉部）は、災害救助事務等に平行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、不足する場合は市（職員課）を通じて県又は他の市町等に応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市町からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市（健康増進課）は、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、保健師・栄養士等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

1 巡回健康相談・栄養指導

保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康相談・栄養指導を行う。

2 メンタルヘルスケア

県精神保健福祉センター、健康福祉センター等によるメンタルヘルスケアを行う。

3 在宅保健サービス

訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスを早期に実施する。

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市（障害福祉課、高齢者総合支援課）は県等の応援職員、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者に対し遅くとも1週間以内をめどに組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市（障害福祉課、高齢者総合支援課、健康増進課、こども支援課）は、発災後直ちに職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、市社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う見守り活動等との連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 市（障害福祉課、高齢者総合支援課）は介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 県は市と連携して、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受け入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。
また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。
- (3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

県及び市は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付テレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

視覚障害者、聴覚障害者については、聴覚障害者用FAX等により緊急通報をする。また、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である県社会福祉協議会と連携した周知など適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

1 入所者等の安全確保

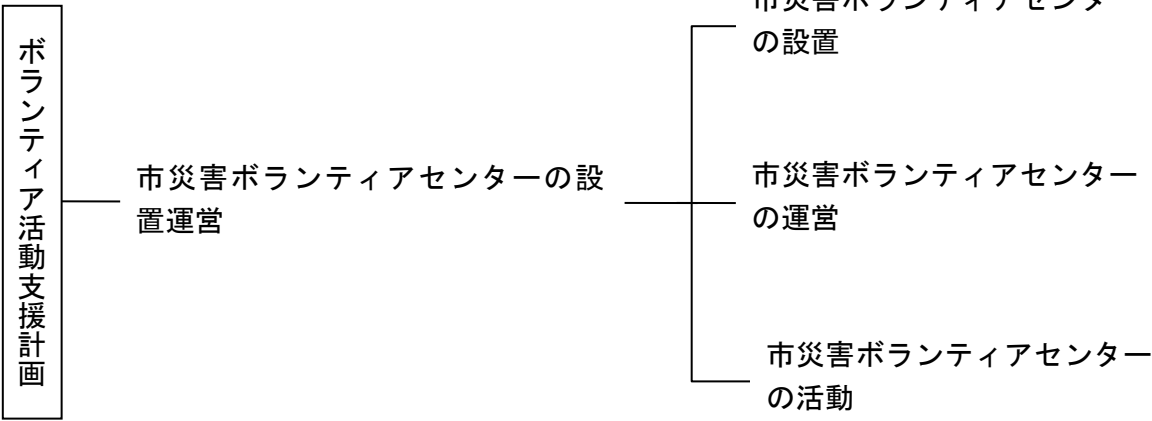
- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、発電、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 県及び市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペース等を活用して、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。
なお、不足する生活必需品等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市に対し支援を要請する。

- 県及び市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。
- (2) 被災地以外の地域の施設は、県又は市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受け入れに協力するものとする。

第14章 ボランティア活動支援計画



第1節 市災害ボランティアセンターの設置運営

第1項 市災害ボランティアセンターの設置

- 1 市（地域福祉課）は、被害の程度が災害救助法の適用に達すると判断した場合や自主防災会の共助の能力を超えるおそれがあると判断した場合は、市社会福祉協議会に対して、市災害ボランティアセンターの設置を助言する。
- 2 市社会福祉協議会は、地域住民からの情報等から住民共助の能力を超える（ボランティアの力を必要とする）と判断した場合に、市災害ボランティアセンターの設置を判断する。
- 3 市社会福祉協議会は、被災地域等を十分考慮して、市の災害対策・受援状況等を確認・相談し、速やかに市及び施設管理者の了解を得て、市災害ボランティアセンターの設置準備を進める。
- 4 市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの開設を決定した場合は、市並びに県社会福祉協議会に報告するとともに広報を行う。その場合、各種支援団体、企業経済団体及び個人ボランティア等からの支援の問合せ窓口を設置するとともに、被災者への周知を行う。
- 5 感染症が懸念される状況下では、感染症の情報提供体制、感染が発生した場合の行政、保健所、医療機関等の支援体制を、県、市の協力により確保する。また、必要に応じて保健師、医師会、感染症に詳しい専門家等から助言を得ながら、衛生管理を徹底する。

第2項 市災害ボランティアセンターの運営

- 1 市災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会が中心となり、本来の地域福祉推進、福祉サービス提供者としての強みを生かし、「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として、県内外の社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）、ボランティア団体、地域住民等の協力を得て行う。
- 2 市災害ボランティアセンターの役割は、被災世帯調査及び被災者ニーズの把握、ボランティアの募集、ボランティア活動の支援（受付、オリエンテーション、活動調整（マッチング）、資機材の調達、安全衛生管理）、情報発信、災害対策本部や関係機関との連絡調整、ボランティア活動保険や高速道路無料化等の事務などがある。
- 3 市災害ボランティアセンターを運営するにあたっては、市社会福祉協議会は、市（地域福祉課）、宇部市民活動センター青空、県社会福祉協議会、県共同募金会、日本赤十字社山口県支部及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）との連携に努める。

4 被災規模が大きい場合には、市災害ボランティアセンターの主な活動以外に、NPO等の多様な主体による様々な支援活動も行われることがある。これらのNPO等の活動が円滑になるように、支援者間の情報共有と支援環境の整備（コーディネート）等を行う「市被災者支援団体連絡会議」を、県社会福祉協議会や特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）との協力を得て、原則として市災害ボランティアセンターに併設する。その場合、市（市民活動課）は、原則として会議に出席し、連絡調整を行う。

5 市災害ボランティアセンターの開設運営資金は、原則として、社会福祉法第118条に基づく共同募金会による災害等準備金の助成で行う。ただし、災害等準備金対象外のボランティア活動経費（NPO等共有会議活動経費を含む）については、原則として市（地域福祉課）が協力する。

第3項 市災害ボランティアセンターの活動

1 一般ボランティアによる主な活動としては、被災家屋内外の片づけ、救援物資の仕分け・配布、炊き出し等の避難所運営、避難者や在宅被災者に対する生活関連情報等の情報提供、仮設住宅への引越支援、復興期における地域おこしの手伝いなどがある。

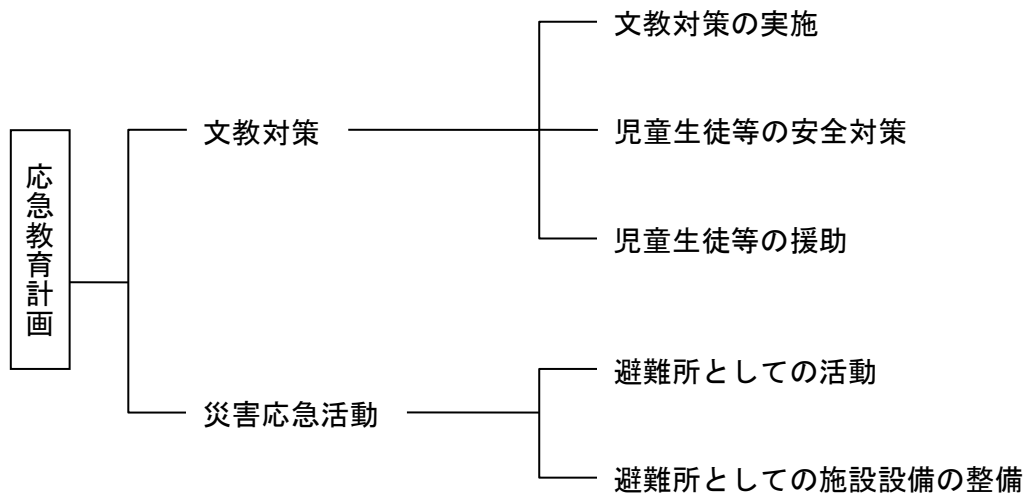
2 支援活動を行う多様な主体には、特定非営利活動法人（NPO法人）、難民支援などを行うNGO（国際協力分野で活躍する非政府組織）、ボランティア団体、市民活動団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、協同組合、企業・労働団体・経済団体などがある。

また、看護師、通訳、弁護士、行政書士などの士業や、士業以外でも重機の操縦や手話通訳など専門的な知識や技術能力を生かした活動がある。

3 市被災者支援団体連絡会議の主な活動としては、多様な支援活動を行うボランティアの自主性を尊重しつつ、各支援団体の活動方針、活動状況及び活動を通しての気づきや課題等を共有し、各支援団体間における活動の重複や過不足等の気づきを促し、連携・協働を促進します。

[資料] 3-14-1 主なボランティア団体の連絡先

第15章 応急教育計画

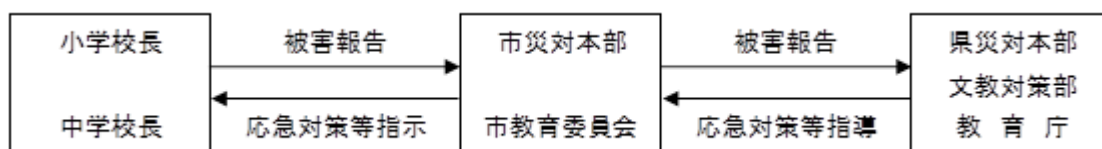


第1節 文教対策

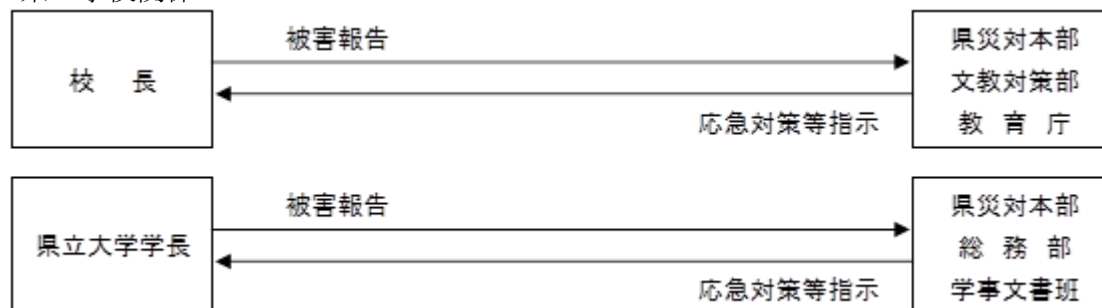
第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

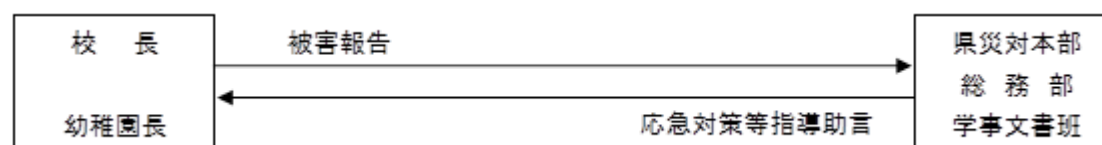
(1) 市立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別

- ・災害速報
- ・公立学校人的被害に関する報告
- ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等）
- ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告
- ・県立学校生徒等被害調査報告
- ・総合支援学校児童生徒被害調査報告
- ・私立学校人的被害に関する報告
- ・私立学校物的被害に関する報告
- ・学校給食関係被災状況調査報告
- ・教職員住宅被害報告

(2) 学校施設の被害判定基準

「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」による。

ア 全壊（全焼、流出）

建物が滅失するか又は建物の垂直材の全部若しくは一部が水平状態となり、かつ屋根の全部又は一部が地上に落ちた状態程度以上の被害

イ 半壊（半焼、半流出）

全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁、小屋組等が破損し、又は仕口、継手が

はずれたもので、傾斜直し、歪み直し又は補強を行った程度では復旧できない状態の被害

ウ 大中破

建物構造部分（土台、柱、梁、胴差等の軸組、小屋組、床組、壁体）が破損し、かつ傾斜直し又は補強、補修すれば復旧できる状態の被害

第2項 児童生徒等の安全対策

県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

(1) 事前対策

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

県及び市教育委員会は、学長、校長又は園長（以下「校長」という）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画の策定及びその計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

県教委及び市教委は、上記について校長に指導する。

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・市教育委員会、警察署、消防局、消防団及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 総合支援学校及び寄宿舍を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡）

方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料・飲料水の確保等)

イ 防災訓練の実施

校長は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練等への参加又は自ら防災訓練を実施するものとする。

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

[資料] 3-15-1 学校施設の点検事項

(2) 災害時の対応

ア 県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会は、所管する学校において作成した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

また、学校教育施設の確保を図るため、下記（4）に記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

イ 校長の措置

校長は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、各校において策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における伝染病予防上の措置

(ウ) 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県（学事文書課）又は市教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により、把握の都度報告する。

また、被害状況については写真等で記録すること。

[資料] 3-15-2 学校被害状況報告

(エ) 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な処置をとる。

(オ) 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

(カ) 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し速やかに応急教育計画を作成し、県又は、市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を児童生徒等及び保護者に連絡する。

(キ) 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは市（地域福祉課）に応援を求める。

ウ 県教育委員会及び市教育委員会の措置

(ア) 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。

(イ) 災害が大規模または広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について市町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム(リーダー：義務教育課)を設置し、異校種間の調整や市町域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

(ウ) 県教委及び市教委は、ふれあいセンター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況(収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等)について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア 県及び市教育委員会は、授業再開に必要な対策について所管する学校を指導及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保

(ウ) 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 市教育委員会は、災害の規模等により必要があると認められるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市に対して行うことができるものとする。

エ 県(教育庁各課、学事文書課)及び市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市教育委員会に依頼するものとする。

カ 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県(教育庁各課、学事文書課)及び市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努める等、教育再開に向けての体制を整備する。

キ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ク 校長は、避難所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保の斡旋依頼を行う。

ケ 校長は、災害復旧の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について保護者及び関係者に連絡する。

コ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧

(ア) 災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示

(イ) 応急復旧計画の樹立等の措置

(ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置

- (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等）
- (オ) 現地指導員の派遣
- イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準
 - (ア) 応急的な修理で使用できる場合、当該施設の応急復旧により使用する。
 - (イ) 学校施設の一部が使用できない場合、特別教室、屋内体育館等を利用する。
 - (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合、ふれあいセンター等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。
 - (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、被災を免れたふれあいセンター等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮設校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又は棄損した場合における教科書の供給等について」(昭和52年4月8日付け文初管第211号)によるものとする。

2 救助法適用時の学用品の給与

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（総合支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）

(2) 給与実施者

知事から委任を受けた市長が教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

市教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、県（教育庁学校安全・体育課）の指導により次の措置を行う。

(1) 災害時における給食物資の確保

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と応急対策

学校又は共同調理場の設置者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委または市教委へ報告する。県教委及び市教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水濡れ等の防止

学校又は共同調理場の設置者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 物資の調達措置

学校又は共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校又は共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校又は共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

県教委及び市教委は調理員及び調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理業者を確保する。また、調理従業者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校又は共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校または市町で対応できない場合は、県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

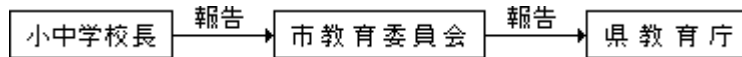
イ 県教委及び市教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費等

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※ 寄宿舍入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費等

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料及び聴講料の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料及び聴講料の減免等（山口県使用料手数料条例等）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

県立大学→県（学事文書課）

イ 減免措置

県（学事文書課）は、減免を決定し、関係学校に通知する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとつくり財団（旧山口県奨学会）及び日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 災害応急活動

第1項 避難所としての活動

学校が避難所となる場合、避難所の開設・運営は市（地域福祉課又は避難拠点要員）が行うものとする。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、地域防災無線、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備に努める。

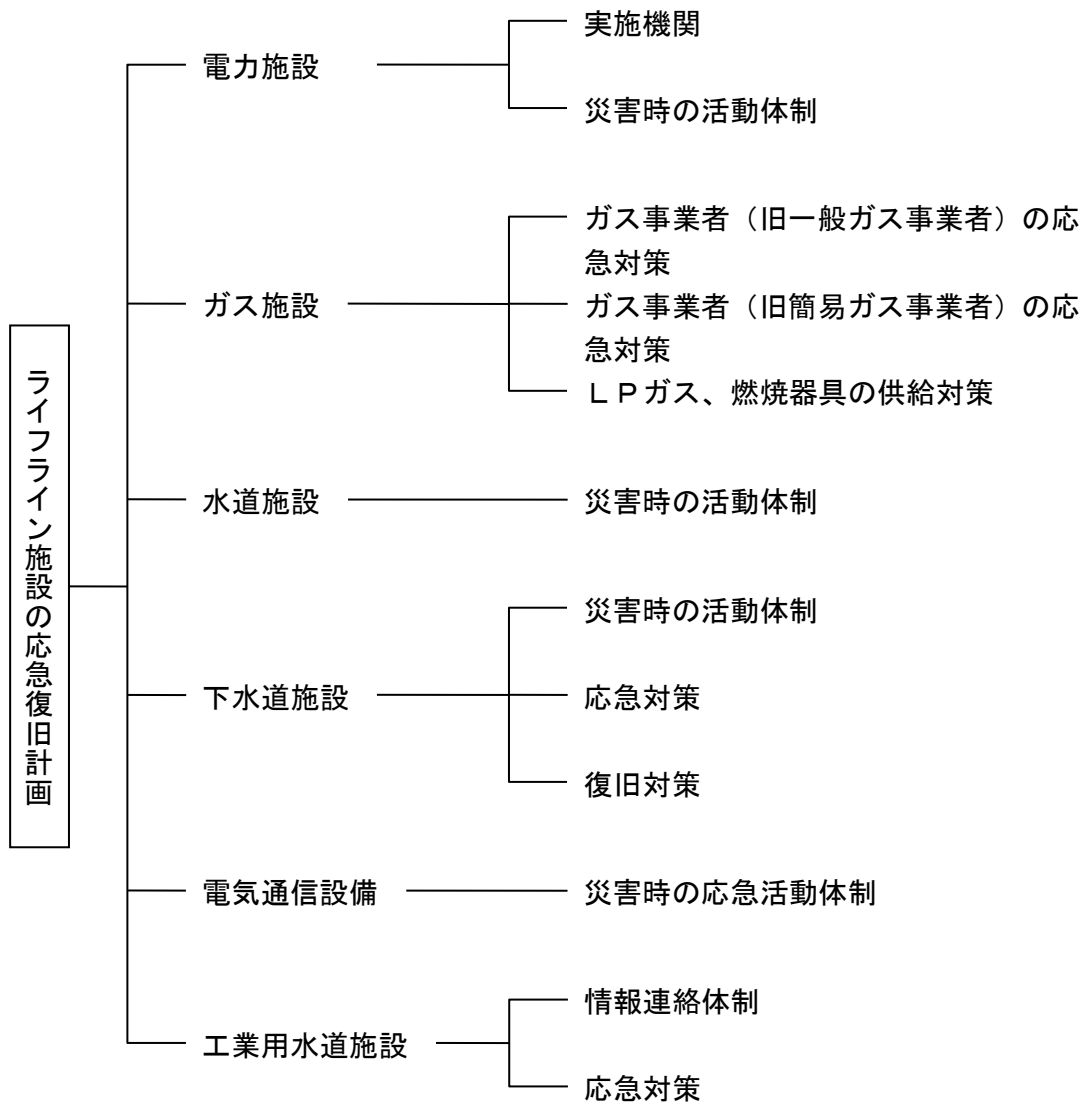
2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備に努める。

3 必要な資機材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災対本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資機材等の備蓄に努める。

第16章 ライフライン施設の応急復旧計画



第1節 電力施設

第1項 実施機関

- 1 中国電力ネットワーク株式会社宇部ネットワークセンター

第2項 災害時の活動体制

1 災害対策の基本方針

所管する電気施設に係る災害への対応及びその復旧に関する事項については、非常災害対策規程により実施する。

電力施設に係る災害への対応及びその復旧のため、各職位は、この規程に基づき対策の万全を期するものとするが、緊急やむを得ないときは、臨機の措置をとり、非常災害の防護・復旧に努めなければならない。

2 防災体制

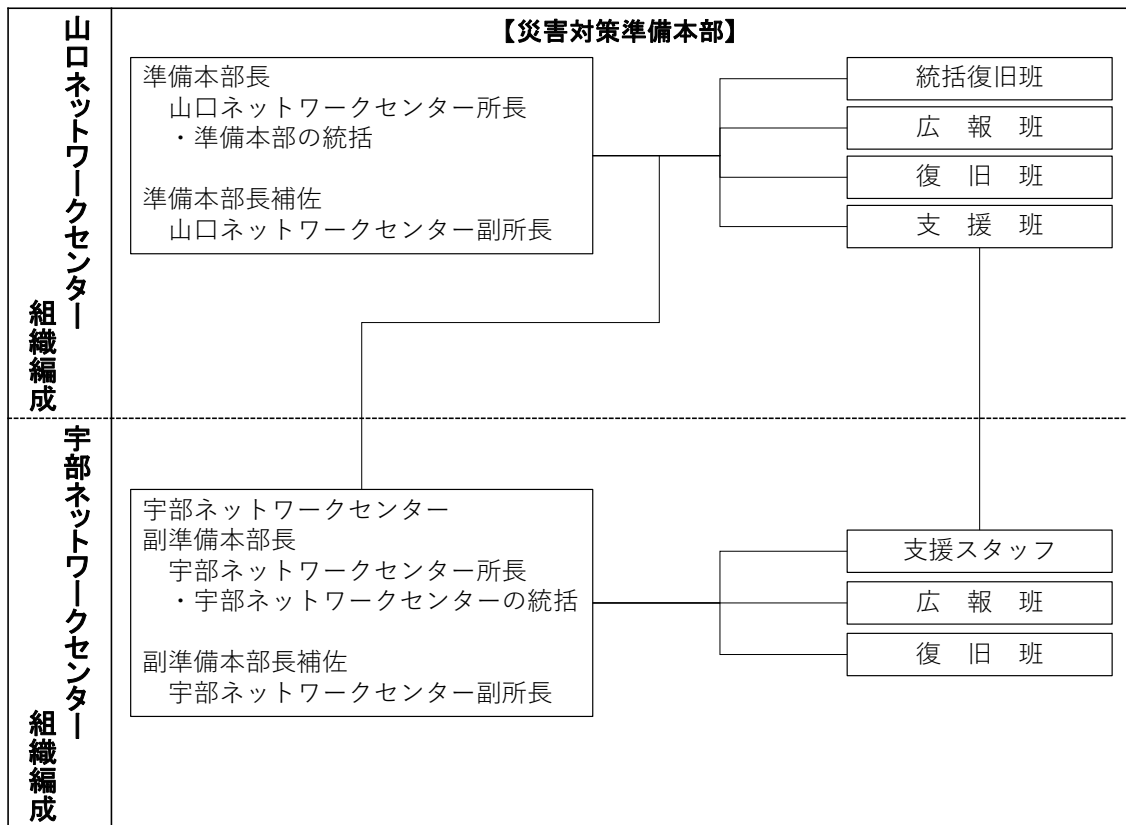
- (1) 非常災害が発生し、又は発生することが予測される場合は、その状況に応じて防災体制を発令する。
- (2) 防災体制は、警戒体制・非常体制および特別非常体制に区分する。
 - a 防災体制の発令の考え方

区 分	発令基準
警戒体制	・台風等が接近し、担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非常体制	・担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制	・担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど、社会的影響が非常に大きい場合

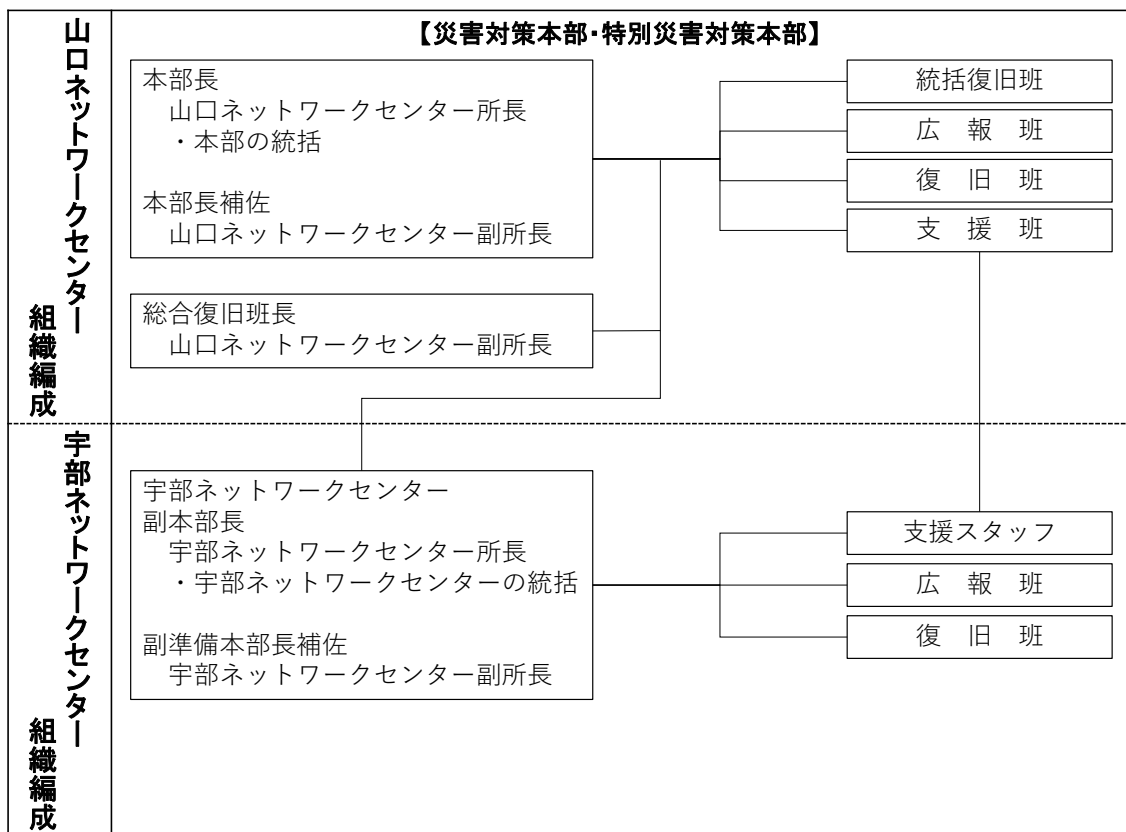
3 各体制の組織編成等

- (1) 各体制の組織編成等は原則として、「事業所（支社を除く）における各体制の組織編成および本部長・副本部長の役割」によるものとする。

ア 警戒体制



イ 非常体制・特別非常体制



- (2) 各班の編成については、各班のマニュアルに定めるところによる。
- (3) 防災体制が発令された場合、各班長は前(2)項により指名された班員を招集し、防災体制の組織を編成する。
- 4 防災体制時の増員
防災体制が発令され、災害の規模、その他の状況により本部・副本部要員の増員を必要とするときは、本部長・副本部長は、各班長の要請に基づき、所要人員の動員を指示する。
- 5 復旧目標の設定
総括復旧班長は、被害状況を把握し被害規模・動員能力を勘案のうえ、復旧目標を策定する。
- 6 復旧対応
復旧作業は、復旧班長の指揮の下に行う。対応については、気象状況、避難指示等の状況を勘案するなど、二次災害の防止に配慮しつつ、「復旧班運営マニュアル」を標準として処理する。
- 7 応援の要請
本部長等は必要により近隣事業所の本部長等に各班員の応援を依頼することができる。この場合の応援依頼ならびに応援者の受入れについては各班のマニュアル等に定めるところによる。
- 8 官公庁・自治体・外部機関への応援要請、要員派遣
本部長は、必要により官公庁、自治体、外部機関へ応援要請、要員派遣を行う。
- 9 官公庁・自治体・外部機関への情報提供
広報班は、広報班マニュアルに定めるところにより官公庁、自治体、外部機関へ停電状況等の情報提供を行う。

第2節 ガス施設

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

- 1 実施機関
山口合同ガス株式会社（宇部支店）
- 2 災害時の活動体制
災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者はあらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。
- (1) 山口合同ガス株式会社（宇部支店）
ア 災害対策本部組織

イ 緊急出動（動員）体制

災害時における出動体制は、山口合同ガス株式会社（宇部支店）緊急出動組織による。

3 応急対策

(1) 災害時における初動措置

- ア 県、市、防災関係機関及び事業所等から被害情報等の情報収集
- イ 供給設備等の点検
- ウ 供給設備における送出入量の調整又は停止
- エ 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置
- オ その他状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 本社・各地区対策本部の指示に基づき各事業所は有機的に連携を図り、施設の応急復旧措置に当たる。
- イ 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。
- ウ 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。
- エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地区の供給を停止する。
- オ ガス貯蔵設備が被災した場合は直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡を取るとともに、必要に応じて避難誘導を行う。

(3) 復旧対策

ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。

ア ガス設備の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。

(ア) 供給設備における復旧作業

(イ) 中圧導管の復旧作業

(ウ) 低圧導管と需要家設備の復旧作業

イ 供給再開時における事故発生防止措置

ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取り扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。

(ア) 供給設備

ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、二次災害を防止するため各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、供給を開始する。

(イ) 需要家設備

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別復帰試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認した後使用を再開する。

(4) 供給を停止した場合の需要家への周知措置

- ア ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。

- (ア) ガスの供給を停止したこと。
- (イ) ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。
- (ウ) ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。

イ 市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。

ウ 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。

(5) 資機材の調達・応援体制

ア 資機材の調達

復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかより確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各事業所間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

イ 応援体制

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、地震発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。

4 中国四国産業保安監督部

ガス事業者（旧一般ガス事業者）に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導、助言を行う。

5 ガス事業者は、経済産業省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づき災害の発生の防止に関し、相互に連携・協力を努めるものとする。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）（山口合同ガス株式会社（宇部支店））

- (1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努めるものとする。
- (2) (社)日本コミュニティガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

2 中国四国産業保安監督部

ガス事業者（旧簡易ガス事業者）に対し災害時における応急措置、応急対策について必要な指導・助言を行う。

第3項 LPガス、燃焼器具の供給対策

1 調達・供給確保

- (1) 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。

- (2) 県災対本部は、L P ガス、ガス器具等の供給について、(一社) 山口県L P ガス協会に要請する。
- (3) (一社) 山口県L P ガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を県災対本部に連絡する。
- (4) 県災対本部は、要請市町に連絡するとともに、物資の引渡し場所について要請市町と調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた当該市町は、当該事業者に連絡し、必要なL P ガス等を調達するものとする。また、引渡しに当たっては、県災対本部又は要請市町は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第3節 水道施設

第1項 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

- ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ各事業所別に職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。
- イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属事業所又は最寄りの事業所に参集し、応急対策に従事する。
- ウ 水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部(生活衛生班)へ応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

- ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。
この場合、市内業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部(生活衛生班)に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。
- イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部(生活衛生班)に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

- ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に、収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段(防災無線等)、受持地区等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。
- イ 大規模な火災等による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指名するなどしておく。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

- 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに整理をしておく。

(2) 施設の点検

- ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。
- ウ 次の管路等については優先して点検を行う。
 - (ア) 主要送水管路
 - (イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路
 - (ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路
 - (エ) 河川、鉄道等の横断箇所

(3) 応急措置

被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。

ア 取水、導水、浄水施設の給水所

取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送水・配水管

(ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

この場合、道路管理者、警察に直ちに通報連絡を行い、速やかに救助活動等への支障とならないように努める。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるために、速やかに配水調整を行う。

3 復旧対策

(1) 取水・導水の施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切り替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最も上がる管路から順次行う。

イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。

ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位

(ア) 第一次指定路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

(イ) 第二次指定路線

重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

エ 給水装置の復旧活動

(ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。

(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先

して行う。

(4) 広報活動

- ア 災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。
- イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

第4節 下水道施設

第1項 災害時の活動体制

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を明らかにしておく。
この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。
- (2) 職員が不足する場合は、部内で調整する。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業者と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。
- (2) 大規模災害発生の場合、市内業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発電機、バール等）等について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

- (1) 処理施設、ポンプ場等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場、ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講ずる。
- (3) 工事施行中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、下水道整備課は環境政策課に対し、避難所に仮設トイレの設置を要請する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水柵、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備

第1項 災害時の応急活動体制

1 災害対策本部の設置

(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、西日本電信電話(株)職制(以下、「職制」という。)の規定に関わらず、山口支店に災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

(1) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策組織は、各支店の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本災害対策組織に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

(ア) 県（災対本部又は防災危機管理課）への報告は、情報連絡班（本部を設置していない場合は安全・災害対策担当）が行う。

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(ウ) 県へ伝達を要する場合

- ・ 重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
- ・ 気象警報発表中における一般電話のり障状況

エ 災害予報

災害の発生又は発生が予想される場合で、電気通信設備に被害を与えると予想される場合には電気通信施設の被害の有無にかかわらず「災害予報」を行うものとする。

オ 災害速報

(ア) 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明次第災害概況を取りまとめ報告する。

(イ) 報告様式

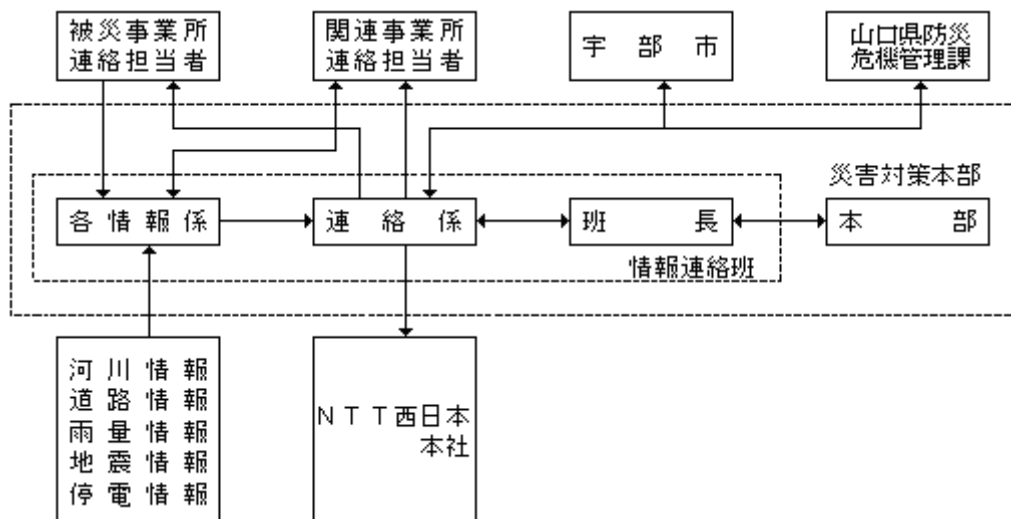
[資料] 3-16-4 電気通信設備被害速報

(ウ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがおぼなくなるまで行うものとする。

(エ) 速報の経路

災害速報経路図



カ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正副各1名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。

キ 社内外への災害情報の周知

(ア) 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

(イ) 社外

- ・総務厚生班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬型収容装置類

災害により、N T Tの交換機等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

イ 無線装置

通信途絶のおそれがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、移動電源車を主要支店に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

(2) 災害時臨時電話・電報受付場所設置

ア 臨時電話・電報受付所の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）は、当該地域を受け持つ支店の窓口、救助活動拠点、避難所、救護所等に臨時電話、電報受付所を開設する。

イ 特別災害用公衆電話の設置

災害時は、硬貨を使用せず通話が可能な特別災害用公衆電話を必要に応じ設置する。

(3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等疎通確保

エ 災害応急用無線電話機等の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

4 復旧対策

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画
 - ア 応急復旧工事
 - イ 現状復旧工事
 - ウ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等
被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第6節 工業用水道施設

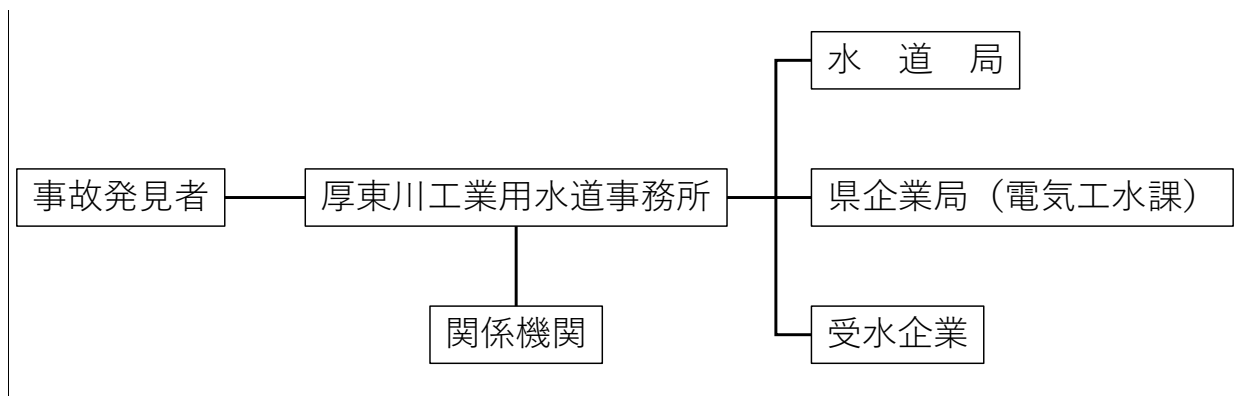
工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいことから、県（企業局）では、災害発生時における応急・復旧対策について必要な事項を定めている。

第1項 実施機関

県（企業局）厚東川工業用水道事務所

第2項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため、管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、本局、出先及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしながら関係機関及び住民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。



第3項 応急対策

1 発生直後の保安

工業用水道施設は配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき応

急措置を講じ、被害を最小限に止める。

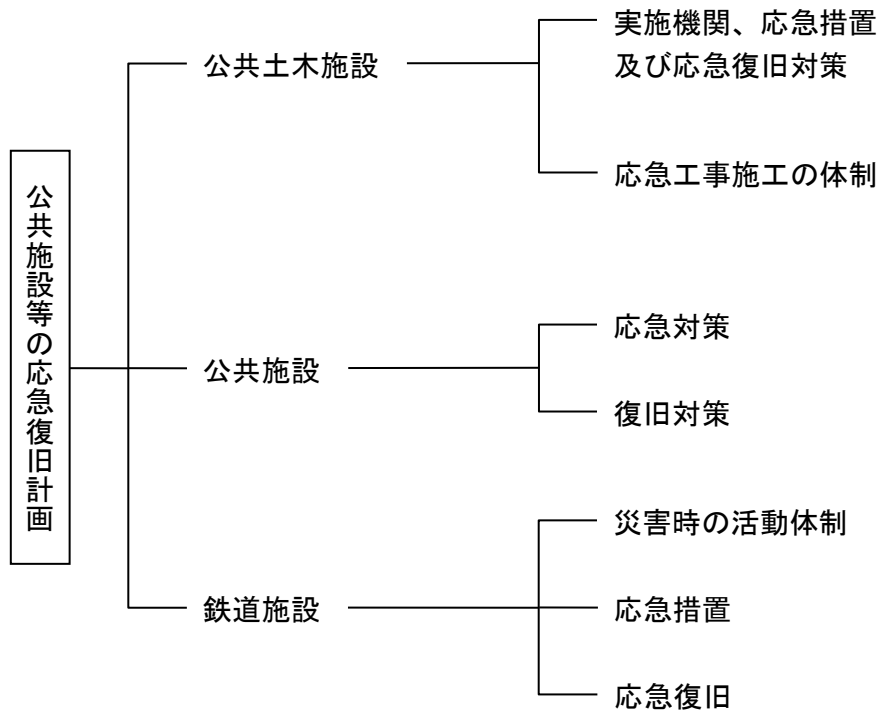
2 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な対応がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。

3 広域支援

災害により被災自治体だけでは対応が困難な場合は、「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」に基づき、相互支援体制を確立するものとする。

第17章 公共施設等の応急復旧計画



第1節 公共土木施設

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁（道路整備課）

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

＜第3部第7章「緊急輸送計画」参照＞

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。

イ まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講ずる。

ウ 次に、二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急復旧作業は、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。

イ その後、一般道路のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、隆起、決壊等）の応急復旧工事を実施する。

ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。

エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設（施設の管理担当課）

(1) 管理する施設が、火災・事故による被害を受けたときは、直ちに防災危機管理課及び県に報告するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設（商工振興課、水産振興課）

港湾・漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

火災・事故により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

(1) 応急措置・応急復旧対策

ア 港湾施設

県は、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、海上保安署等に連絡する。

イ 漁港施設

水産振興課は、漁業協同組合等の協力を得て、被害状況の把握と施設の点検を実施する。

ウ 海上輸送基地として指定された宇部港芝中西岸壁については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。

エ 港湾・漁港に係る応急工事

(ア) 後背地に対する防護

火災・事故による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施行する。

(イ) 航路、泊地の防護

土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋塞し、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

(ウ) 係留施設

岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

[資料] 2-4-1 港湾

4 海岸保全施設（商工振興課、水産振興課）

海岸施設が、火災・事故により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

管理する施設が火災・事故の被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。

5 空港施設

災害により、滑走路、エプロンその他空港施設が被災した場合は、輸送機能の確保の観点から、被災施設の応急復旧に努める。

(1) 空港施設の被害状況の点検調査を実施し、被害の有無を直ちに関係者及び県（港湾課・交通政策課）に連絡する。

(2) 空港閉鎖について利用客への周知措置を行う。

(3) 施設に被害を受けた場合は、空港業務を部分的でも再開するため、必要な応急復旧に努める。

特に、緊急輸送物資の臨時航空基地としての機能の維持及び確保に必要な措置を講じる。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

(1) 技術者の現況把握及び動員

市防災関係課は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別、人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講ずるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

市防災関係課は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時には、緊急動員できるように適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、防災危機管理課を通じて県に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

また、自衛隊の派遣を要請する場合も、防災危機管理課を通じて県に要請するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 現況把握

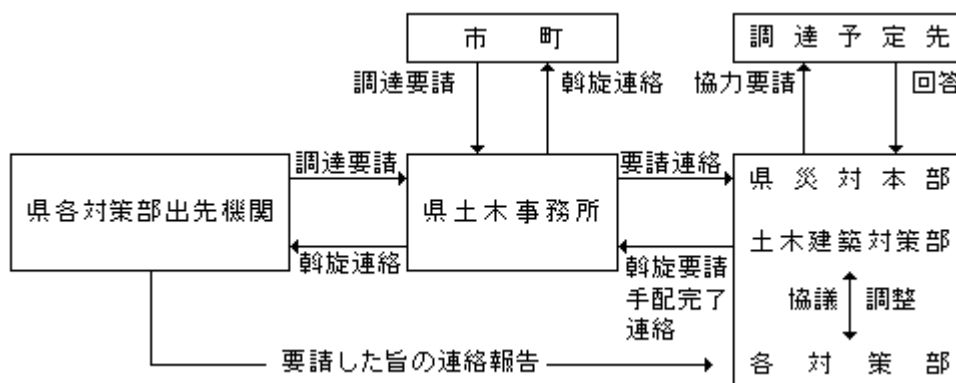
公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が地域別に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、もしくは建設機械が不足するときは、県（土木建築対策部）が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

第2節 公共施設

第1項 応急対策

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は、次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

- ア 被災当日及びその後における施設の運営
- イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
- ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

ア 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また、被災現場に現地対策本部を設置する。

イ 現地対策本部を開設するにいたらない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。

ウ 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引き継ぐものとする。

エ 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、概ね次のとおりとする。

(ア) 事故対策本部

- ・ 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。
- ・ 併発事故、災害の未然防止に関すること。
- ・ 被害の拡大防止に関すること。
- ・ 運転事故、災害の復旧に関すること。
- ・ 応急輸送に関すること。

(イ) 現地対策本部

- ・ 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。
- ・ 運転事故及び災害の情報に関すること。
- ・ 被害の拡大防止に関すること。
- ・ 応急輸送に関すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社

災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して、同様の業務を行う。

2 警戒体制（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

(1) 中国統括本部又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。

特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。

(2) 広島支社長等は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。

(3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。

(4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

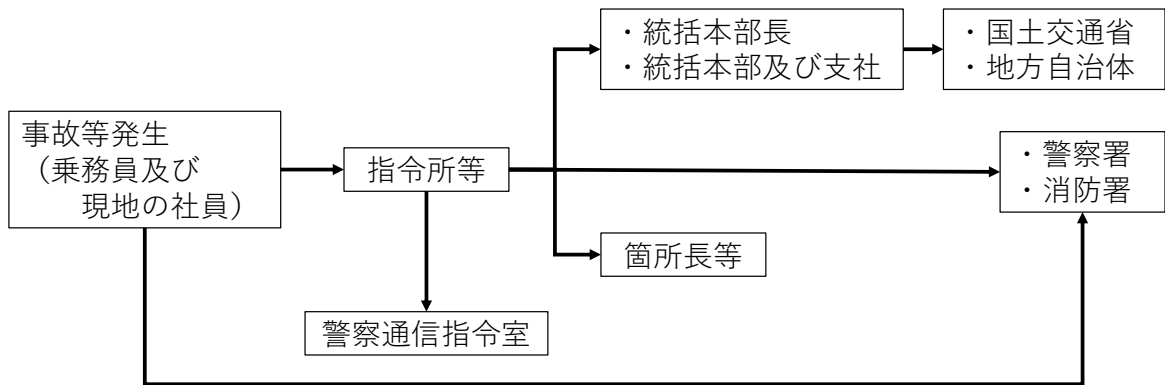
3 通信連絡体制

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

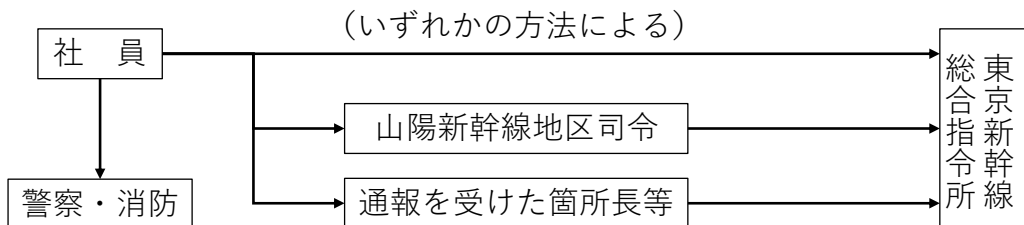
ア 災害情報及び応急連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

イ 通報経路は、次のとおり。

(ア) 在来線における事故発生時の速報体制



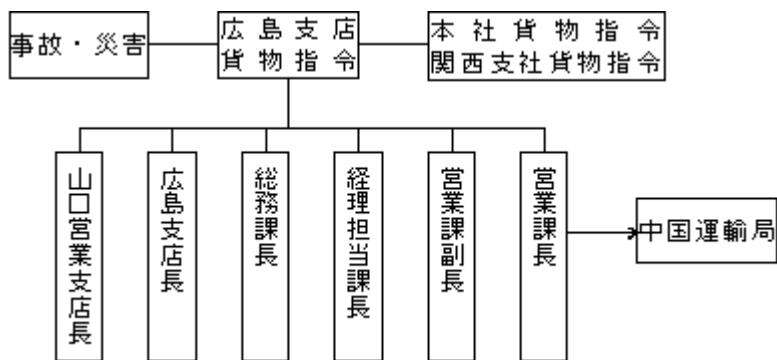
(イ) 新幹線異常時の連絡体制



※社員から事故等の連絡を受けた箇所長等は、警察・消防への連絡の有無を確認すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社

ア 事故・災害発生時の部内連絡体制



第2項 応急措置

災害が発生したとき、又は発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。

また、事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。

第3項 応急復旧

1 西日本旅客鉄道株式会社

(1) 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

(2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。

ア 関係行政機関（市町及び県・国の機関）

イ 警察署

ウ 消防局

エ 地方交通機関

オ NTT

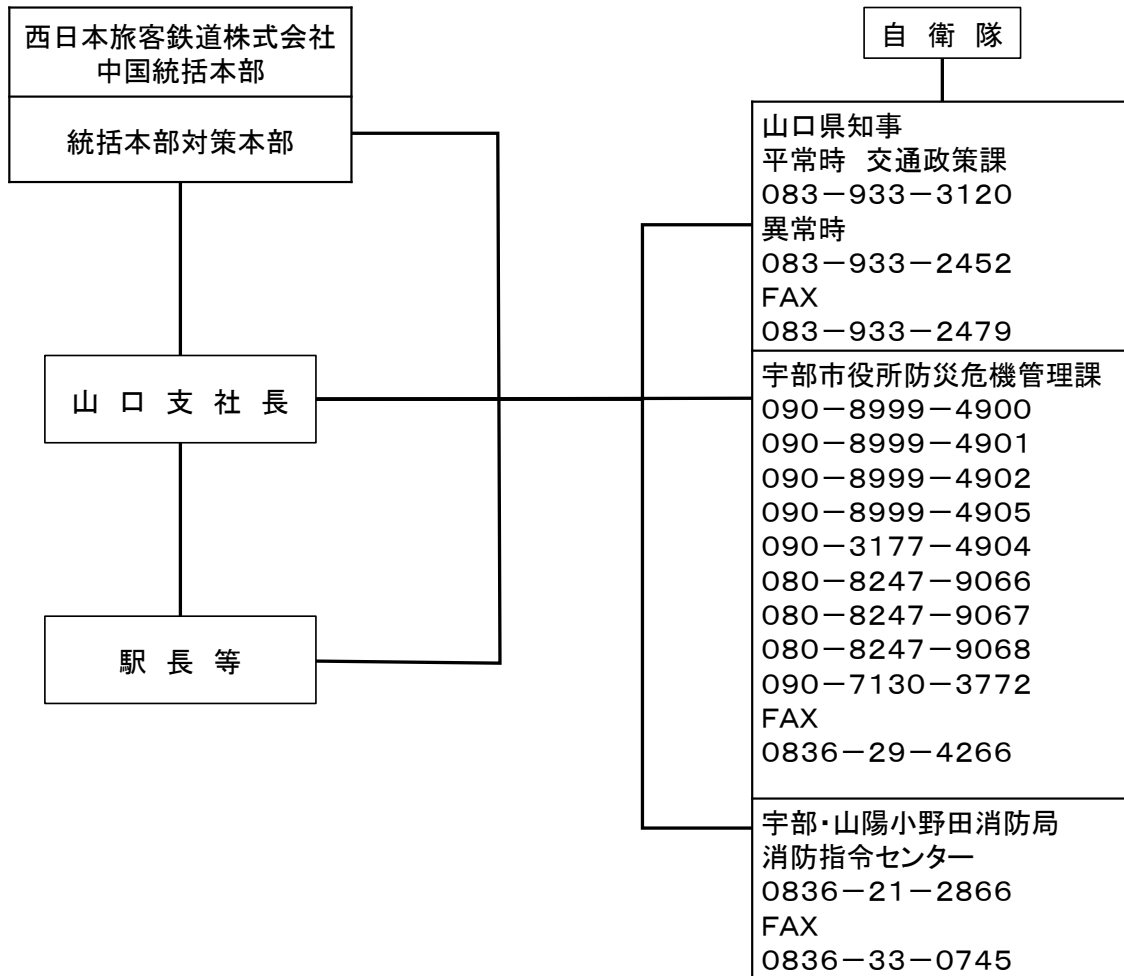
カ 自衛隊

キ クレーン車所有者

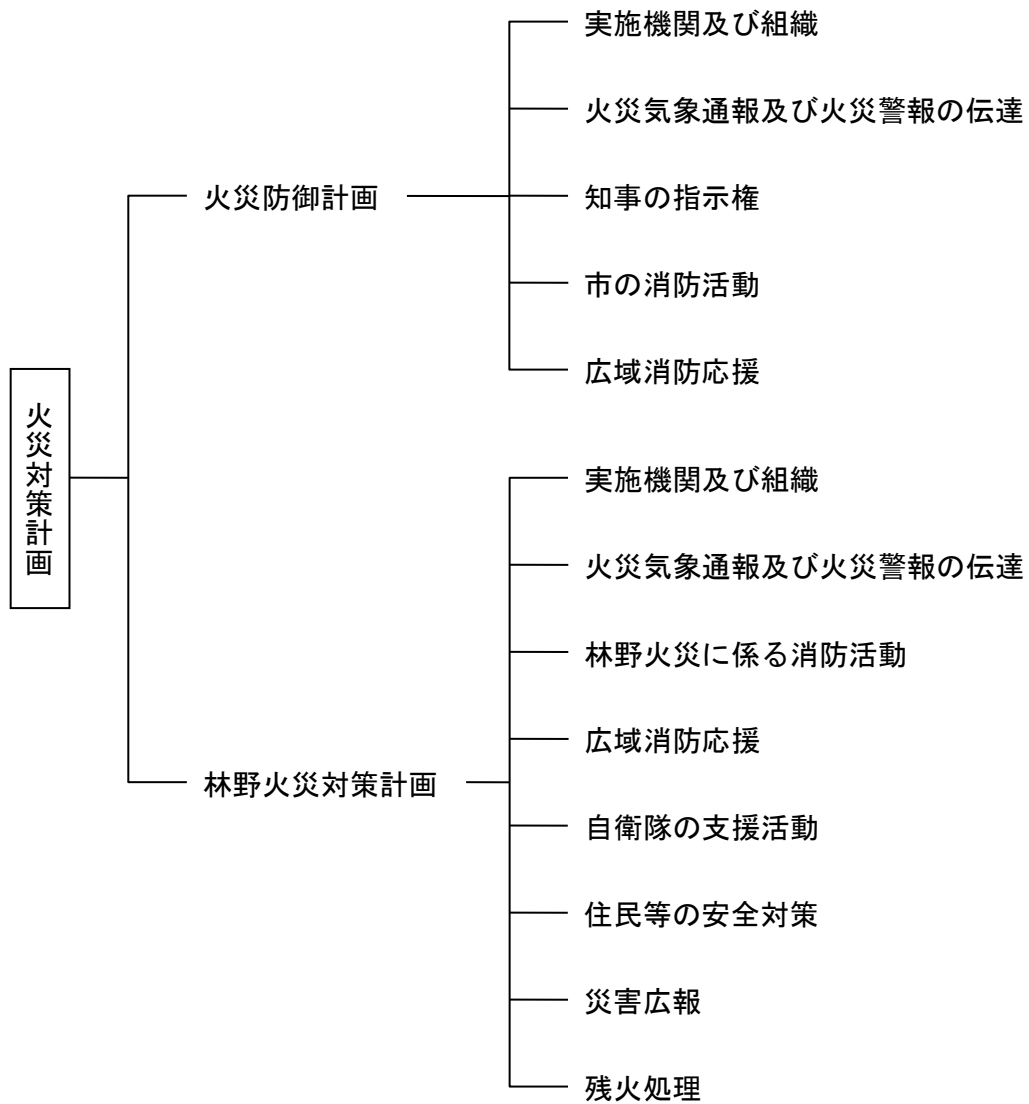
ク アマチュア無線士

(3) 事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

(4) 部外機関との連絡系統図



第18章 火災対策計画



第1節 火災防御計画

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害時による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。(消防組織法第1条)

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 市(消防局)

現行の消防組織は市町村組織が原則であり、従って区域内における建物、山林、船渠又は埠頭に係留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防御活動を実施する。

(2) 海上保安署

海上における船舶等の火災にかかる防御活動の実施

(3) 県

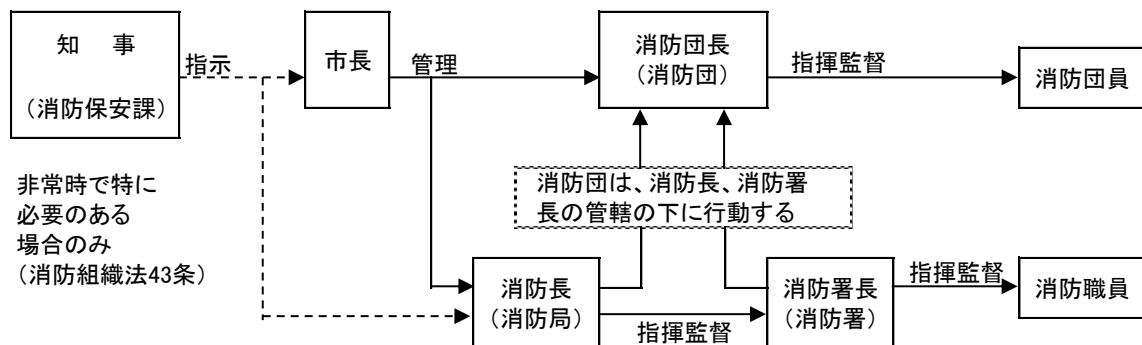
大規模火災で必要がある場合、または被災市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防御のための必要な指導、助言若しくは勧告等を行い市町を支援する。

(4) 警察本部

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防御に必要な措置(交通規制等)を行う。

2 消防の組織体制

消防局の系統及び県との関係は下記のとおりである。



3 消防の組織

[資料] 2-14-1 消防組織及び人員

4 消防機械資機材等の現況

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

[資料] 2-6-47 消防水利

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

[資料] 2-14-4 県農林事務所(森林部)所有林野火災対策用資機材

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第1節第1項、第2項参照＞

第3項 知事の指示権（消防組織法第43条）

知事は、地震、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市長、消防長又は水防法に規定する水防管理者（市長）に対して、災害防御措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して、人的被害の防止に努める。

1 指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市町長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり知事の指示権は、市町の機能では適切な防御措置を講じることができない場合に発動する。

(1) 指示の範囲

- ア 対策要員の応援派遣
- イ 災害防御、鎮圧の措置
- ウ その他災害防御措置に関し必要と認める事項

(2) 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市町と協議のうえ、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動 災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接の市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/3の人員を派遣することを指示する。

第2次指示権の発動 災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。

第3次指示権の発動 災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の1/2の人員を派遣することを指示する。

第4項 市の消防活動

1 非常災害時の部隊編成

消防隊の運用、指揮、統制、連絡及び現場における情報の収集並びに防御対策を樹立するため、災害の状況に応じて警防本部を設ける。

警防本部の長は消防長とし、その下に総務班、情報財政班、警防班、通信指令班、予防班及び消防署所を置く。

2 動員体制

(1) 招集

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、宇部・山陽小野田消防組合警防規程の非常招集計画の定めるところにより必要な人員を招集する。また消防団員の招集については、第1次では地元分団とし、第2次以降は災害の状況又は応援指令（要請）に基づき招集するものとする。

(2) 災害警備

地震、洪水、高潮その他の非常時下の水火災（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、宇部・山陽小野田消防組合警防規程に基づいて次のとおり警防体制を確立し、災害警備活動の効果的な運用を図る。

ア 第1次警備体制

(ア) 警防本部の設置

(イ) 広報隊の配置

(ウ) 分遣隊又は補強隊の配置

イ 第2次警備体制

(ア) 警防本部の強化

(イ) 警戒隊の編成及び出場

(ウ) 第1次消防部隊の重点的増強

なお、各警備体制において、その総力を必要としないときは、必要度に応じた人員の招集を行い、警備体制の適正を期す。

3 出場計画

宇部・山陽小野田消防組合警防規程の定めるところにより所要の隊が出場するものとし、火災の場合の出場方法は、第1次出場、第2次出場、第3次出場及び特命出場とする。また、消防団の出場については、第1次は地元分団とし、第2次以降は災害の状況又は応援指令（要請）に基づき出場するものとする。

4 火災警防計画

火災現場における警防活動を迅速的確に行い、人的物的被害の軽減を図るための計画であり、当市の実態に即応した計画を作成する。

(1) 一般火災警防計画

平常時の一般建物及び建物以外の火災に対しては、火災防御要綱の定めるところによる。

(2) 火災危険区域警防計画

建築物の密集度が高く火災が発生した場合、人命危険及び延焼拡大のおそれが大である区域を対象とする。

(3) 特殊建物警防計画

多数の者を収容し、又は多数の者が出入りする建築物で火災の際多数の人命損傷の危険があるものを対象とする。

(4) 危険物施設警防計画

危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所並びに高压ガスその他引火性、爆発性物件の存在する施設で火災発生のおそれが大で、かつ、消火困難なものを対象とする。

- (5) 異常時警防計画
断、減水時、強風時又は地震発生時等における火災に対しては、火災防御要綱の定めによるほかこの計画による。
- (6) 林野火災警防計画
山林原野における火災を対象とする。

5 火災防御対策

- (1) 火災危険区域の火災防御
 - ア 自主活動
地域住民による初期消火活動及び要配慮者の避難誘導
 - イ 消防機関
 - (ア) 火災通報時の状況により延焼拡大の危険があると判断した場合、第1次、第2次出場を同時に指令し、又は特命出場によって消防隊を出場させる。
 - (イ) 関係機関に通報する。
 - (ウ) 火災の状況により現場指揮本部を設置する。
 - (エ) 人命検索及び救助活動
 - (オ) 火災の規模に応じたの防御線の設定
 - (カ) 消防警戒区域の設定と住民への避難指示
 - (キ) 飛火に対する警戒隊の配置
 - (ク) 現場広報
 - (ケ) 火災の原因及び損害の調査
- (2) 特殊建物火災防御
 - ア 自主活動
消防対象物の関係者による初期消火活動及び避難誘導等の実施
 - イ 消防機関
 - (ア) 出場計画により覚知と同時に第1次出場を指令し、火災の状況により第2次又は特命出場を指令して消防隊を出場させる。
 - (イ) 関係機関に通報する。
 - (ウ) 火災の状況により現場指揮本部を設置する。
 - (エ) 人命検索及び救助活動と併せての防御活動
 - (オ) 消防警戒区域の設定
 - (カ) 飛火に対する警戒隊の配置
 - (キ) 現場広報
 - (ク) 火災の原因及び損害の調査
- (3) 危険物施設の火災防御
 - ア 自主活動
 - (ア) 消防対象物の関係者、自衛消防隊等による初期消火及び延焼阻止活動
 - (イ) 危険物の未然排除
 - (ウ) 化学消火剤の確保
 - イ 消防機関
 - (ア) 危険物の種類、火災の状況に応じ、第1次、第2次及び特命出場によって消防隊を出場させる。
 - (イ) 関係機関に通報する。

- (ウ) 火災の状況により現場指揮本部を設置する。
 - (エ) 化学消火剤の確保、搬送手配
 - (オ) 火災警戒区域、消防警戒区域の設定
 - (カ) 消防隊（自衛消防隊を含む。）の防御活動
 - (キ) 危険区域外への避難指示
 - (ク) 火災の規模によっては応援協定締結市町等に応援要請
 - (ケ) 現場広報
 - (コ) 火災の原因及び損害の調査
- (4) 異常時の火災防御
- ア 自主活動
 - 地区住民の初期消火活動及び要配慮者の避難誘導
 - イ 消防機関
 - (ア) 火災の状況により、第1次、第2次出場を同時に指令し、又は特命出場によって消防隊を出場させる。
 - (イ) 関係機関に通報する。
 - (ウ) 火災の状況により現場指揮本部を設置する。
 - (エ) 消防隊の防御活動と消防警戒区域の設定
 - (オ) 水利統制と増水対策
 - (カ) 地域住民への避難の指示
 - (キ) 火災の規模によっては応援協定締結市町等に応援要請
 - (ク) 現場広報
 - (ケ) 火災の原因及び損害の調査

6 水利統制対策

火災現場における消防水利の運用は、火災防御上極めて重要である。水利統制は、その地域内の水利の実情によってあらかじめ計画しておく計画統制と、その都度現場において指揮者が必要に応じて臨時に実施する活動方針及び一時的に行う臨時統制に区分する。

(1) 計画統制

事前の計画統制は、平素水量の不足地域内の水道水圧を調査し、さらに配水系統、配管口径、制水弁の位置、配管経過年数、増水手配及び増圧までの時間等を検討し、これを警防計画に活かし、消防隊の水利部署を定める。

(2) 戦術統制

火災現場において指揮者が火災の状況に応じて水利部署の制限、水利の移動、指定等を指示する。

(3) 臨時統制

渇水期又は消火栓等の故障、工事等により一時的に水道が断水する地域について事前に計画する。

[資料] 2-6-47 消防水利

7 飛火警戒対策

飛火によって第2、第3の火災が続発して大火を導引するおそれがある場合、飛火警戒隊を編成し、飛火の警戒に当たらせる。

(1) 飛火防御部隊の編成

飛火警戒隊は、主として消防団員によって編成する。拡大火災の場合は、地域住民の協力を求める。

(2) 飛火警戒の実施

ア 通常風速5 m以内においては、おおむね風下500 m以内

イ 風速10 m以内においては、おおむね風下1,200 m以内

(3) 配置

風下方面400 m以内は消防団を主体とし、その他の地域は地域住民をもって警戒に当たらせる。

8 消防警戒区域の設定

<第3部第5章「避難計画」第1節第3項参照>

9 火災警戒区域の設定

<第3部第5章「避難計画」第1節第3項参照>

10 救急業務実施計画

<第3部第4章「救助・救急、医療等活動計画」第1節第1、2項参照>

11 危険物保安計画

(1) 保安措置

危険物製造所等及び火薬類R I（放射性物質）等の保管施設の災害においては、これらの責任者と緊密な連絡をとって安全な取り扱いを指導し、必要に応じ取締まりを行い、災害の拡大防止に努める。

(2) 応急措置

ア 危険物製造所等の施設

災害が発生し、又は災害発生のおそれのあるときは、次により応急保安措置を講ずる。

(ア) 関係者に対し危険物の集荷及び取扱いの禁止、移動搬出、防御対策その他自主的応急措置の実施について緊急命令を発する。

(イ) 災害の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に対して消防職員を派遣し、保安措置の実施について現地指導を行う。

(ウ) 災害が発生した場合は、直ちに所定の消防部隊を出動させるとともに消防局職員を派遣し、施設の管理責任者と連絡をとり、警戒区域の設定、従業員の避難及び被災者の救出、救護、付近住民の避難誘導その他必要な防災措置を講ずる。

(エ) 各危険施設における化学消火剤を相互に提供する援助体制を整える。

イ R I（放射性物質）貯蔵施設

(ア) 当該施設の火災その他これに類する災害においては、他施設への延焼阻止を主眼に防御活動を行い、汚染区域の拡大防止に努める。

(イ) 警戒区域を設定し、立入禁止を行い、危険場所内所在者の避難誘導を行う。

(ウ) 放射線の種別を確認し、検知器所有者に対して検出を依頼し、必要な汚染防止措置を講ずる。

(エ) 危険区域内に立ち入った者の個人別時間の記録をとる。

＜第3部第20章「危険物等災害対策計画」第1節関連＞

ウ 大規模な油流出事故対策

岸壁に係留中の油タンカー又は陸上貯油施設等の事故により多量の油が流出した場合は、被害を最小限度に防止するため次の応急措置を講ずる。

- (ア) 関係機関に通報する。
- (イ) 火災が予想される場合における人命救助
- (ウ) 火災警戒区域の設定
- (エ) 付近住民に対する広報及び状況に応じた避難指示
- (オ) 関係事業所及び関係機関と協力しての油拡散防止措置並びに出火防止措置
- (カ) 火災発生に備えての防衛隊出場並びに化学消火剤の確保及び搬送手配

＜第3部第19章「交通災害対策計画」第1節関連＞

1.2 警戒体制の確立

火災警報発令時及び台風の接近その他災害の発生が予想され、警戒の必要があるとき消防長は、次の区分により警戒を発令し、警戒体制を強化して警戒を実施、災害の未然防止と被害の軽減に努める。

(1) 特別警戒の種別

ア 火災警報発令時特別警戒

火災警報が発令されたとき行う警戒

イ 非常災害時特別警戒

地震、暴風雨その他これらに準ずる事故により災害発生の危険があると認められるとき行う警戒

ウ 特命時特別警戒

歳末、火災期、水害期、特殊行事その他消防長において、特に必要と認めたときに行う警戒

(2) 警戒対策

ア 火災警報発令時特別警戒

(ア) 状況により公休及び休暇職員の補充を行い、警防体制の強化を図る。

(イ) 機械器具の特別点検整備を実施し、災害出動に万全を期する。

(ウ) 隊員の徒歩巡回による警戒又は車両及び防災行政無線により、市民に対して火災予防条例の規制事項の徹底その他防火意識の高揚を図る。

(エ) 地理、水利の特別調査を行い、消防車の通行障害となる物件の排除や水利の確認に努める。

(オ) 随時通信施設の試験を行い、機能保持に努めるとともに事故時等の処置を講じる。

イ 非常災害時特別警戒

(ア) 状況により非番消防職員及び消防団員の一部又は全部を招集し、警防体制の強化を図る。

(イ) 消防署、消防団ごとに警戒隊を編成し、災害発生の早期発見と被害の軽減に努める。

(ウ) 上水道の使用不能を考慮し、自然水利の確保に努める。

(エ) 強震以上の地震時、消防車の安全地移動

(オ) 優先電話の途絶を考慮し、無線局の効率的運用に努める。

ウ 特命時特別警戒

歳末、火災期、水害期等において、火災その他の災害発生のおそれがあるとき、当務消防職員で徒歩又は車両による巡回を実施し、災害予防及び災害発生時の応急措置方法の徹底に努める。

1 3 情報収集活動

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節第1項2参照＞

1 4 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先の状況）
- (5) 資機材等の使用期間

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

[資料] 2-6-47 消防水利

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

[資料] 2-14-2 消防局・署、団及びポンプ配置図

[資料] 2-14-4 県農林水産事務所（森林部）所有林野火災対策用資機材

1 5 情報伝達

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節第1項2参照＞

1 6 避難指示

＜第3部第5章「避難計画」参照＞

1 7 災害広報

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第5節参照＞

第5項 広域消防応援

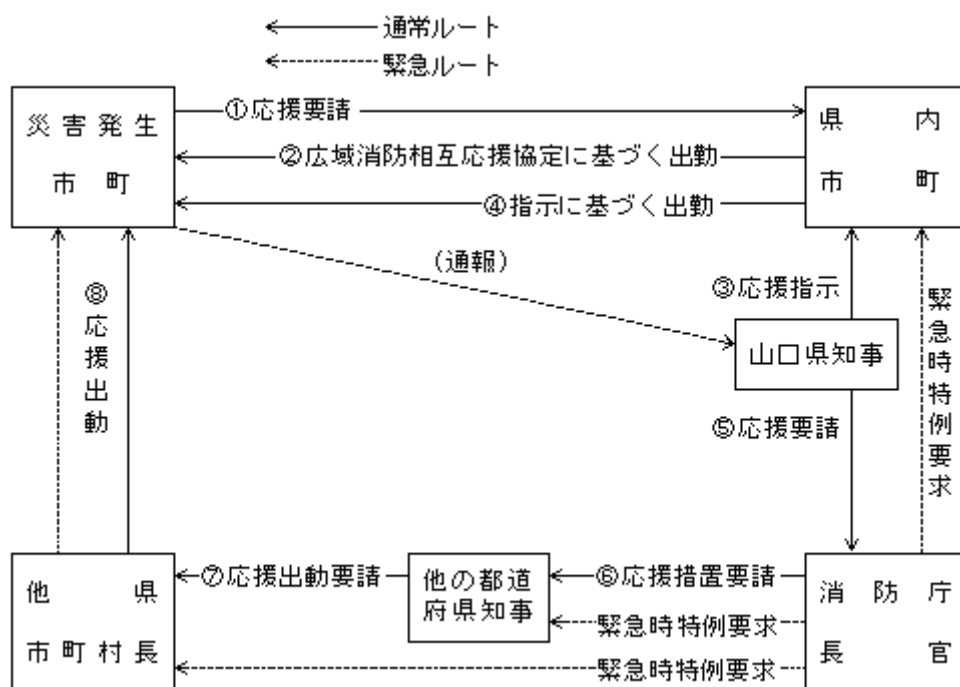
1 広域消防応援の基本

火災等災害発生時に際して、市は所有する消防力の総力を挙げて被害の軽減、拡大防止を図ることになるが、市の全力を挙げても対応出来ないと判断される場合は、市長（消防長）は県内及び他の都道府県の消防隊の応援を受けて消防の任務を遂行する。

2 広域消防応援活動

- (1) 山口県内広域消防相互応援によるもの（消防組織法第39条）
- (2) 消防組織法第44条の規程に基づく消防広域応援については山口県知事に応援を要請する。

(3) 消防相互応援系統図



3 県内広域消防相互応援協定

(1) 応援準備体制の整備

応援要請が迅速かつ的確に行われるようあらかじめ応援可能な隊、資機材及び連絡先等必要事項を他の協定市町等に届け出ておくものとする。

(2) 要請手続

ア 応援要請は災害の規模を勘案して次の区分により行うものとし、原則として第一、第二要請の順に行うものとする。

応援を求められた市町等の長は特別な理由がない限り応援要請に応じる。

第一要請	隣接市町等に対して要請する
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して要請する

イ 要請方法

県内の市町長に要請する場合は、山口県内広域消防相互応援協定（第5条第2項）に基づき、次の事項を明確にして要請を行い、県（防災危機管理課・消防保安課）に対しては、要請したことを電話等で通報する。

- (ア) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
- (イ) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (ウ) 応援隊の活動内容
- (エ) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (オ) その他必要な事項

4 緊急消防援助隊

大規模な災害発生時において人命救助活動、支援等の必要を認めた場合にあっては、緊急消防援助隊の要請を災害対策本部長を通じて要請する。部隊の編成、出動については、消防長が定める緊急消防援助要綱に基づき編成出動がなされる。

[資料] 3-18-2 緊急消防援助隊出動計画

[資料] 3-18-3 山口県大隊組織等

5 大規模災害消防応援実施計画

大規模災害が発生した場合において、他の都道府県等による広域応援体制が機能しはじめるまでの間、消防組織法第39条の精神のもといち早く被災地の消火、救急、救助等の応援活動を展開するため、全国消防長会の総意に基づき「大規模災害消防応援実施計画」が樹立され、必要な対応をとることになっている。

(1) 大規模災害消防応援実施計画の位置付け

ア 実施計画による応援体制は消防組織法第39条で立ち上がり、緊急消防援助隊出動等の消防庁長官の措置が実施されるまでの間のものである。

イ 消防庁長官の措置による体制が機能しはじめると、当初から立ち上がっていた本実施計画による応援体制は、消防組織法第44条に基づくものに移行する。

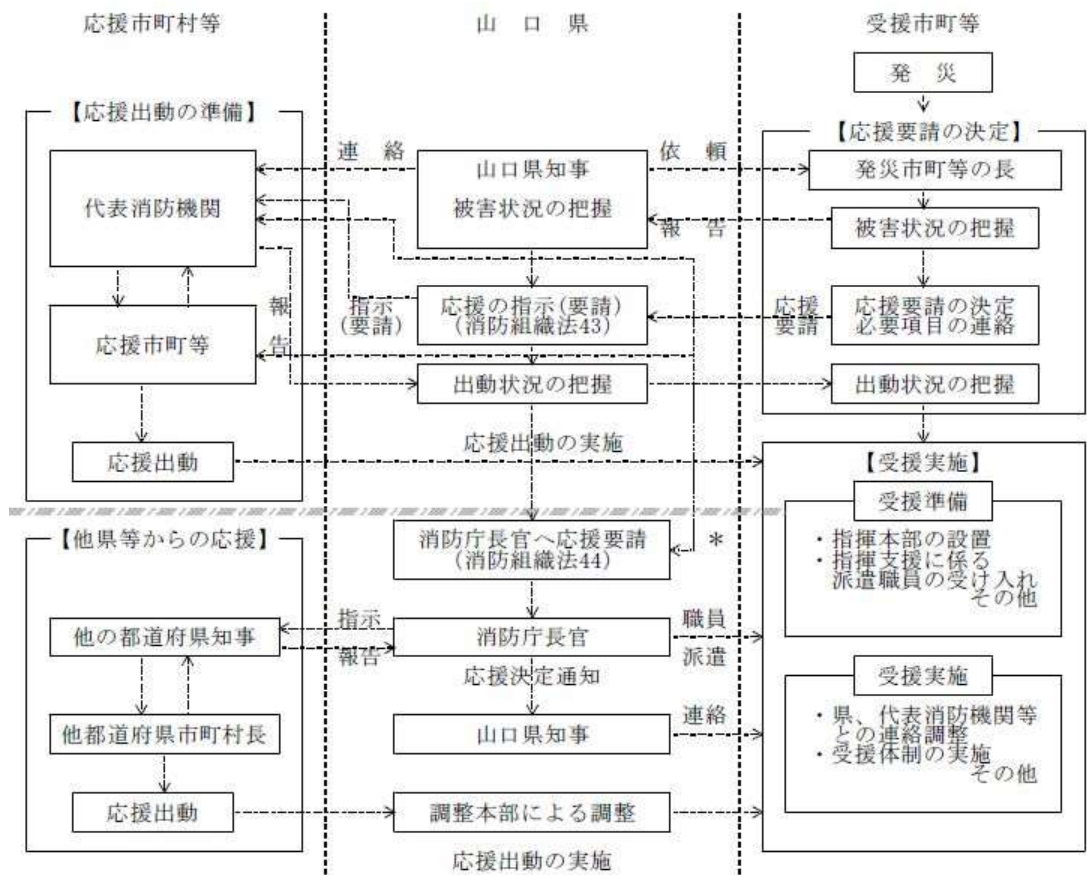
ウ 応援の根拠が消防組織法第39条から第44条に変わっても、具体的な応援活動は基本的に変わらない。

(2) 部隊編成

応援部隊の編成は、都道府県大隊指揮隊、救助中隊、消火中隊、救急中隊、後方支援部隊、特殊災害中隊、特殊装備中隊で構成される。

(3) 応援要請

応援要請手続きの概略は以下のとおり。



* : 県と連絡が取れない場合

※ 〃 線より上が県内広域消防応援に係る部分で、下は他都道府県からの広域消防応援に係る部分。

(4) 応援要請先・連絡事項等

要請連絡は、電話、FAXを利用して行う。

ア 要請時の連絡事項

- (ア) 災害発生時、場所
- (イ) 被害状況
- (ウ) 人的、物的被害の状況
- (エ) 必要応援部隊種別、隊数、必要資機材等
- (オ) 応援部隊集結場所（活動拠点）及び当該地へのルート等
- (カ) 緊急避難場所以外のヘリコプター離発着場所の位置、名称
- (キ) 応援活動に利用可能な港湾施設を有する場合は、当該港湾施設の位置、名称等

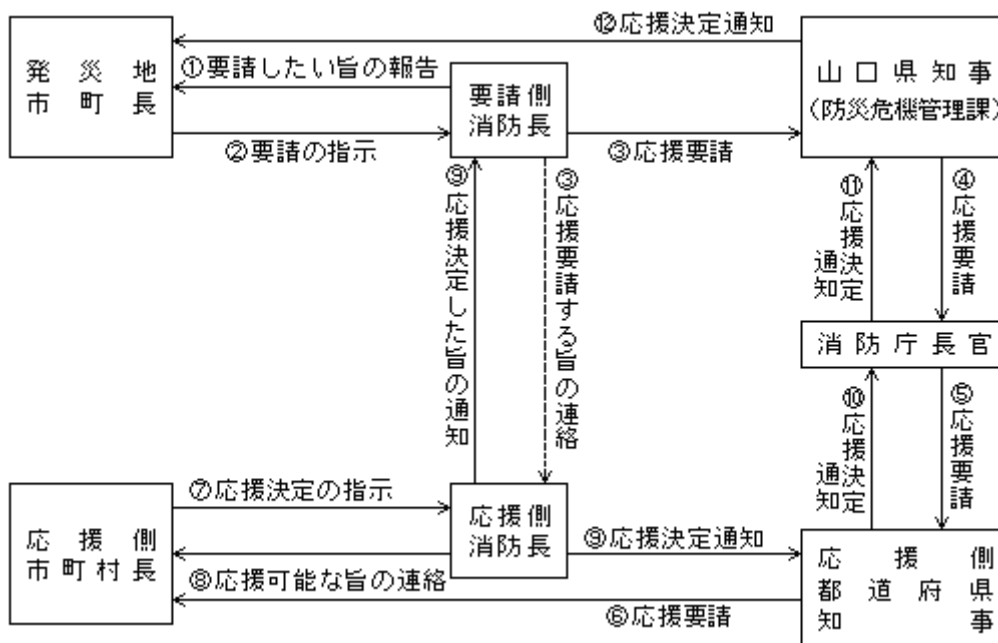
イ 応援要請・連絡先

連絡要請窓口				電話番号	FAX番号
県会長	下関市消防局	平日	警防課	083-233-9112	083-224-0119
		休日夜間	情報指令課	083-233-9119	
中国支部長	広島市消防局	平日	警防部警防課	082-546-3451	082-249-1160
		休日夜間	警防部警防課 (指令係)	082-546-3456	082-542-1007
山口県	消防保安課 (防災危機管理課)	平日	消防救急班	083-933-2399	083-933-2408
		休日夜間	当直専用電話	083-933-2390	

6 広域航空消防応援

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート等の特殊災害が発生した場合、迅速な対応を図るため、消防機関が所有する消防ヘリコプター（消防防災ヘリコプターを含む）を活用する。

(1) 応援要請の手順



(2) 要請の方法

- ア 消防長は、広域消防応援が必要になったときは、応援側消防本部等の保有するヘリコプターの応援可能地域を勘案し、要請先を決定する。
- イ 知事への要請は、次のことを明らかにして行う。
 - (ア) 要請先市町村
 - (イ) 要請者、要請日時
 - (ウ) 災害の発災日時、場所、概要
 - (エ) 必要な応援の概要
- ウ 応援隊への連絡事項
 - (ア) 必要とする応援の具体的内容
 - (イ) 応援活動に必要な資機材等
 - (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制
 - (エ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法
 - (オ) 離発着場所における資機材の準備状況
 - (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
 - (キ) 他の消防本部にヘリコプターを要請している場合の本部名
 - (ク) 気象状況
 - (ケ) ヘリコプターの誘導方法
 - (コ) 要請側消防局の連絡先
 - (サ) その他の必要事項

[資料] 3-18-4 広域航空消防応援要請先

7 広域消防応援に係る担当窓口

(1) 県の窓口

- ア 消防保安課消防救急班 083-933-2399 (平日)
- イ 当直専用電話 083-933-2390 (休日・夜間)

(2) 国の窓口

- ア 消防庁防災課 (平日)
 - 電話 03-5253-7525
 - (衛星) 048-500-7525
 - FAX 03-5253-7535
- イ 消防庁宿直室
 - 電話 03-5253-7777
 - (衛星) 048-500-7782
 - FAX 03-5253-7553

8 広域応援要請に係る受援体制

応援要請を決定した場合は、次の事項について受入れのための準備を行う。

(1) 一般活動要請時

- ア 消防部隊集結場所の確保
- イ 誘導員の配備
- ウ 必要資機材の確保
- エ 補給物資の確保
- オ 指揮体制及び通信体制の確保

カ その他必要事項

(2) ヘリコプター要請時

＜第3節第7章「緊急輸送計画」第6節参照＞

ア 飛行場外離着陸場を指定する場合は、次の要件を満たすようにする。

(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路がない場所を選定する。

(イ) 重荷重状態（消火剤を吊り下げたとき）では、離着陸方向にこだわらず、風向きに正対して着陸することが多いので、離着陸方向以外の方向にも障害物が無い場所を選定する。

(ウ) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものは撤去し、砂塵の舞い上がるおそれがあるときは十分散水する。

また、積雪がある場所は除雪又は展圧をする。

(エ) 離着陸時には、風圧等による危険があるので、関係者以外の者の接近をさせない。

(オ) 気流の安定した場所を選定する。

(カ) 安全進入方向を示すため、吹流し又は旗、発煙筒を用意する。

(キ) 連絡要員及び作業要員を待機させる。

(ク) 夜間時の使用の場合に備え、照明等の設備及び警戒要員を確保する。

イ 補給用燃料の確保

応援側消防本部と連絡を取り、使用燃料の種類を確認し、取扱業者を確保するとともに必要数量を手配する。

燃料輸送に当たっては、必要に応じてパトロールカーによる誘導を警察に依頼する。

第2節 林野火災対策計画

第1項 実施機関及び組織

＜本章第1節第1項参照＞

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第1節第1項、第2項参照＞

第3項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

(1) 消防組合管理者（市長）は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消防活動について全力を傾注して実施する。

(2) 県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、市が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任にあたる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要があるときは、市町長、消防長に対して知事は災害防御措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。知事の指示権に係る具体的事項については、第1節第3項知事の指示権参照

2 消防活動の組織体制

＜本章第1節第1項参照＞

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防対応については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">異常気象</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">出 火</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">火災拡大</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">鎮 圧</div>	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員(消防団員)の招集準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 (1) 防災危機管理課(消防保安課) 市・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林水産事務所) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
	覚知(通報受信) 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防御体制 ア 非番職員、消防団員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市町からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援出動準備 ・ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
	1 広域応援要請(隣接・他県消防) 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定・設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 ア 消防庁への要請 イ 近隣県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課(消防保安課)職員を連絡調整員として派遣
	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊派遣部隊先 2 派遣部隊撤収要請

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">鎮 火</div>	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 出火原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊派遣部隊先 警察の対応 1 火災原因の究明等
--	--	--

4 消防資機材の貸付け

(1) 県（防災危機管理課・農林水産事務所）が保有する林野火災対応資機材

県（防災危機管理課）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう等の整備を進め関係先に寄託している。

また、農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

(2) 貸付け手続き

ア 借受側（市）の手続き

「災害対策用資機材貸付け申請書」を、空中消火用資機材にあつては県防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内 山口県防災危機管理課 (TEL083-933-2367 又は 2360)
岩国農林水産事務所 (TEL0827-29-1565)
周南 〃 (TEL0834-33-6461)
山口 〃 (TEL083-922-6700)
美祢 〃 (TEL0837-52-1071)
萩 〃 (TEL0838-22-3366)
下関農林事務所 (TEL083-766-1182)

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課長宅（連絡員室経由）、農林水産事務所森林部長宅（森林整備課長宅）

ウ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、「資機材借用証（様式第2号）」を、防災危機管理課長又は農林水産事務所森林部長（以下、「貸付者」という。）あてに提出する。

エ 貸付け条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付けたものとする。

この場合の借受手続は（2）の手続による。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。

ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

(オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

[資料] 3-18-5 災害対策用資機材貸付申請書

[資料] 3-18-6 災害対策用資機材借用証

(3) 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消火薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤）に係る運用については「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

[資料] 2-14-6 県林野火災用空中消火資機材運用要綱

[資料] 2-14-7 林野火災用空中消火資機材運用基準

第4項 広域消防応援

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、第1節第5項参照

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項について定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

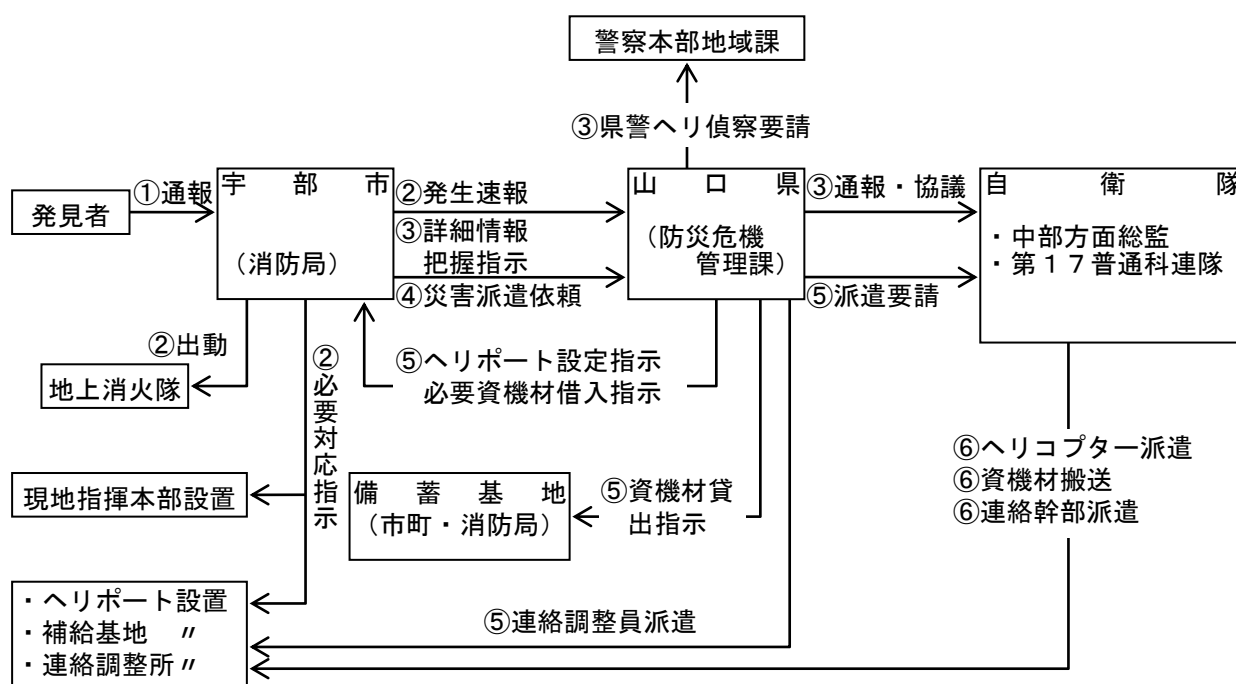
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第3部第6章第2節参照

2 ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防御戦術の実施に際して、各消防隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

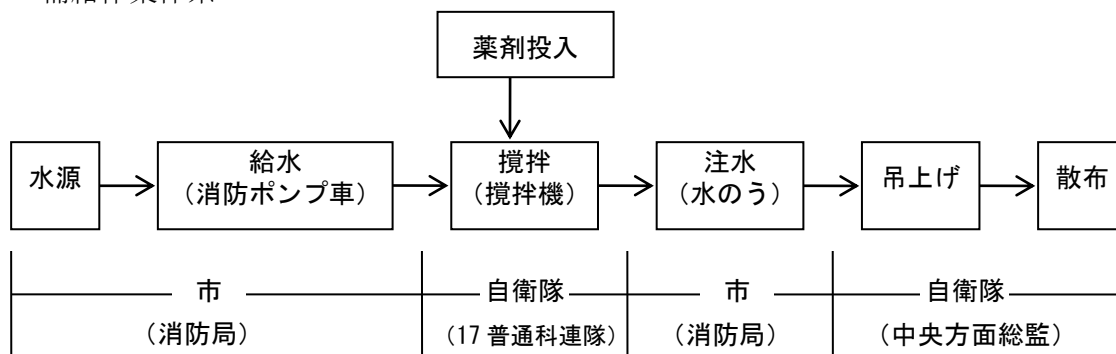
(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

(イ) 消火剤吊り下げ時は風向きに正対して離陸することが多いので、離着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

(ウ) 気流の安定した場所であること。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系



イ 補給作業の内容

- (ア) 給水作業
- (イ) 薬剤準備・投入作業
- (ウ) 攪拌作業
- (エ) 消火剤注水作業

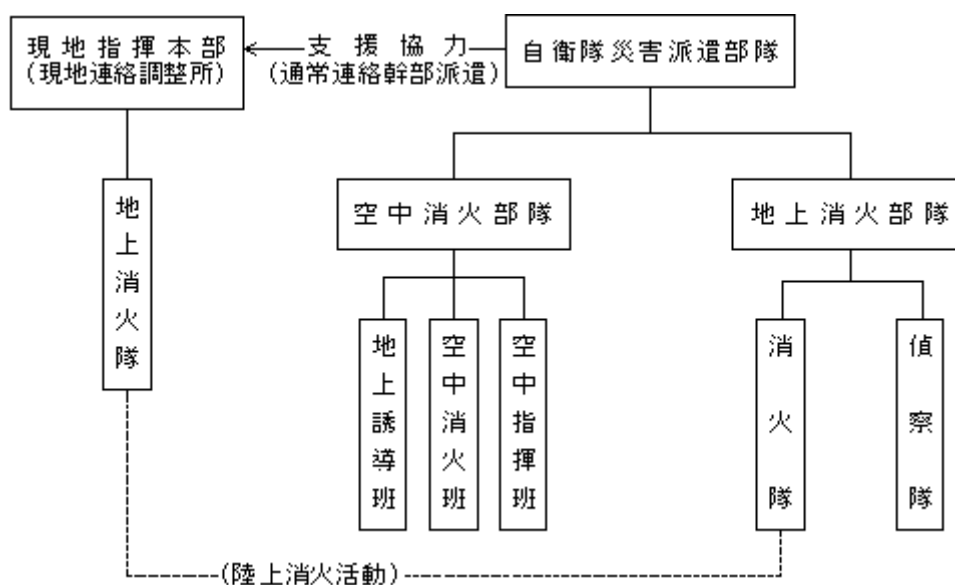
ウ 作業1個班の人数

市（消防局）が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。
要員の確保にあたってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班長	給水係	薬剤 注入係	連絡 警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（1台）・ 防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマ イク・手旗等用意

5 自衛隊派遣部隊の現地組織

自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行えるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連絡をとり、空中消火薬剤の散布状況と効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合わせた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立入禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意思の疎通を図ること。

イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。

ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第6項 住民等の安全対策

1 避難指示、警戒区域の設定

(1) 市長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命 safety に危険が及ぶとき、又は予想されるときは、法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体 safety の確保を図る。

避難指示及び警戒区域の設定に係る事項については、第3部第5章「避難計画」第1節参照)

- (2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難についての措置すべき事項は、第3部第5章「避難計画」第1節及び第2節参照

第7項 災害広報

県、市及び消防局は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は下記のとおり。

火災時における広報活動等に関しては第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第5節参照

1 災害広報事項

- (1) 気象予警報発表状況
- (2) 災害危険区域等に関する事
- (3) 避難、警戒区域設定に関する事
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関する事
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 防災メール、Fネット、エリアメール・緊急速報メールなど
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理

林野火災の場合は消失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。

また、注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。

- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。

- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急措置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

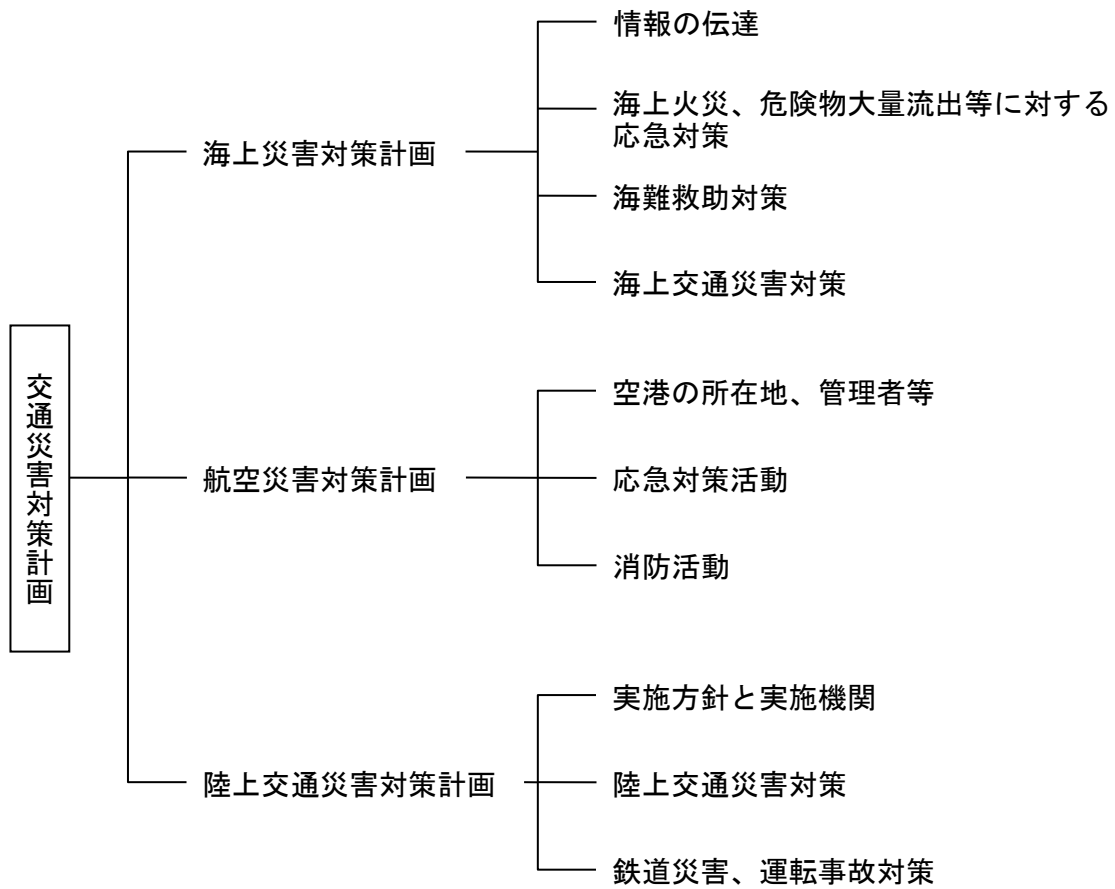
ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

イ 火災防御鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻
- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- (エ) 防御活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- (オ) 広域応援部隊の活動状況
- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防御指揮及び防御作業の経過概要
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

第19章 交通災害対策計画



第1節 海上災害対策計画

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。

なお、宇部地域における大量油流出事故等の連絡系統は、「関門・宇部海域排出油等防除協議会」で定める連絡系統による。

＜第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節参照＞

[資料] 2-15-1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則・活動要綱

第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安署、地方整備局、県、市（消防団）、消防局、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求めるものとする。

- 1 災害発生事業所の措置（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者）
 - (1) 海上保安署、消防局、市等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。

なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。
 - (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。

 - ア 大量の油の流出があった場合
 - (ア) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施
 - (イ) 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施
 - (ウ) 損壊タンク内等における残油の抜取り、移替え等の措置の実施
 - (エ) 流出した油の回収の実施
 - (オ) 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施
 - (カ) 関係機関への情報連絡・報告
 - イ 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合
 - (ア) 損傷箇所の修理の実施
 - (イ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移し替え等の措置
 - (ウ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施
 - (エ) 火気の使用制限及びガスの検知の実施
 - (オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等
 - (カ) 自衛消防隊による消火活動の準備
 - (キ) 必要に応じ付近住民への避難指示

ウ 海上火災が発生した場合

- (ア) 放水、消火薬剤による消火活動の実施
- (イ) 事故付近の可燃物の除去
- (ウ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施
- (エ) 火点の制御活動の実施
- (オ) 船舶にあつては安全な海域への移動等

エ 消防機関、海上保安署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安署の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。

2 海上保安署の措置

- (1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達
- (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助
- (3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送
- (4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒
- (5) 船舶交通安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、進入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。
- (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。
- (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があつた場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。
- (8) 船体並びに流出油の非常処分の実施
- (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、関係市町村、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。
- (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。
- (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。

3 県の措置

- (1) 海上保安署、関係市町村（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。
- (2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部・署、地方整備局又は関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。
- (3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。
- (4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。
- (5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対して自衛措置を指導する。

- (6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。
- (7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。
- ア 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援
 - イ 化学消火薬剤等の調達確保
 - ウ 他市町、他県、国等への応援要請
 - エ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請
 - オ 市町が実施する医療・救護活動等への支援
- (8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。
- (9) 大量油流出事故発生時における県の応急活動実施体制

<p>第1警戒体制 (連絡調整会議)</p>	<p>○山口県近海で大量油流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき</p> <p>○沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき</p> <p>1 体制 応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する(構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災危機管理課、消防保安課、環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課、厚政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、河川課、港湾課 ・関係出先機関(下関水産振興局、農林水産事務所、港湾管理事務所、土木建築事務所) <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 海上保安部・署、警察、自衛隊、その他関係機関からの情報収集 イ 県所有船舶による情報収集 ウ 県関係出先機関への早期情報収集体制の指示 エ 市町(消防機関)への早期情報収集体制の指示 オ 漁協への早期情報収集体制の指示 <p>(2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理材、吸着材等)の所在地、数量の確認及び点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県、市町保有分 イ 民間企業等(特防協、油災協、漁協等)保有分 <p>(3) 漂着油回収資機材(蓋付き空ドラム缶等)の調達先数量の確認</p> <p>(4) 他県からの応援要請への対応</p>
<p>第2警戒体制 (警戒本部)</p>	<p>○山口県近海で大量油流出事故が発生し、県沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき</p> <p>○県の沿岸域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき</p>

	<p>1 体制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する (構成) ・第1警戒体制の構成課に次の課を加える 広報広聴課、県民生活課、自然保護課、医療政策課、農林水産政策課、監理課、物品管理課、県警警備課 ・出先機関については、地域行政連絡協議会としての対応とする。</p> <p>2 実施する活動の概要 (1) 海上保安署、自衛隊、その他関係機関からの情報収集 (2) 県所有船舶による警戒、防除活動 (3) 油防除資機材(オイルフェンス、処理材、吸着材等)の現地への搬送(保管場所、輸送手段の確保等) (4) 漂着油回収資機材の現地への搬送(保管場所、輸送手段の確保等) (5) 不足資機材の確保 (6) 他県への応援要請事項等の整備及び窓口、手順等の確認 (7) 防除活動要員(ボランティアも含む)の確保 (8) 状況により自衛隊の派遣要請</p>
<p>災害対策本部体制</p>	<p>○流出油が大量に本県に漂着すると認められるとき</p> <p>1 構成 知事を本部長とし、全課、全出先機関により災害対策本部を設置する。この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは現地に「現地災害対策本部」を設置する</p> <p>2 実施する活動の概要 (1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施 (2) 自衛隊の派遣要請 (3) 他県、他関係機関への応援要請 (4) 復旧・復興対策</p>

4 市の措置(消防機関を含む)

- (1) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安署、県等関係機関に通報伝達する。
- (2) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要とあると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。
- (3) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに市内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の指示を行う。
- (4) 事故貯油施設の所有等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。
- (5) 消防隊を出動させ、海上保安署と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。

- (6) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。
- (7) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
- (8) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。
- (9) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用等への被害防止に必要な措置を行う。
- (10) 大量油流出事故等発生時における市の応急対策活動実施体制
＜第3部第1章「応急活動計画」第1節第1項参照＞

5 警察の措置

- (1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動
- (2) その他陸上災害に準じての応急対策活動
 - ア 警戒区域の設定、避難誘導
 - イ 海上保安署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施
 - ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等

6 九州地方整備局の措置

油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。

7 その他の企業、関係機関・団体、住民等の措置

消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。

8 応援協力関係

- (1) 海上保安署、市町、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

＜第3部第6章「応援要請計画」第1節第3項参照＞

- (2) 排出油防除協議会等

機関の名称：関門・宇部海域排出油等防除協議会

会 員：国、県、市町村、事業所、漁協等

[資料] 2-15-1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則・活動要綱

- (3) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業は消火剤の共同備蓄を行っている。

[資料] 3-6-3 宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防局との船舶消火に関する業務協定

9 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安署、県、市、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行っている。

- [資料] 2-6-48 空ドラム缶
- [資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等
- [資料] 3-19-2 海上消防力
- [資料] 3-19-3 オイルフェンス展張船
- [資料] 3-19-4 油回収能力を有する船舶
- [資料] 3-19-5 流出油処理剤等販売製造業者

10 海上災害防止センター

(1) 海上災害防止センターの業務

- ア 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。
- イ 船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること。
(昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施)
- ウ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。
- エ 海上防災訓練に関すること。
- オ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

(2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国29箇所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、小野田、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

ア 備付資機材の状況

[資料] 3-19-6 海上災害防止センター備付資機材

イ 現地業者との契約締結状況

基地名	基地業務代行	防除作業手配	保管、管理	陸上輸送	海上輸送
岩国	山九(株)岩国支店	同左	同左	同左	日本海事興業(株) 岩国出張所
徳山下松	山九(株)周南支店	同左	山九(株)周南支店 (株)シーゲートコーポレーション	山九(株)周南支店	(株)シーゲートコーポレーション 熊谷海事興業(株) 日本海事興業(株) 徳山出張所
小野田	西部マリンサービス(株)	同左	同左	富士運輸(株)	西部マリンサービス(株)

関門	西部マリンサー ビス(株)	同左	同左	—	仁徳海運(株) 関門タグ協会 洞海タグ協会
----	------------------	----	----	---	-----------------------------

1 1 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用するものとする。

[資料] 3-19-7 流出油用処理剤の使用基準

第3項 海難救助対策（海上保安署、県、市（消防団）、消防局）

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調査本部（RCC）」が各管区海上保安部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町村長が実施する（水難救護法）ことになっており、市長は海上保安署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

(1) 海難捜索救助

海難捜索救助に関して海上保安署、県、市及び防災関係機関が実施する応急対策活動は「海上における捜索救助に関する協定」及び県・市地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

<第3部第4章「救助・救急、医療等活動計画」第1節参照>

[資料] 3-19-8 海上における捜索救助に関する協定

(2) 医療救護活動

<第3部第4章「救助・救急、医療等活動計画」第2節参照>

第4項 海上交通災害対策（海上保安署（港長）、海事事務所、地方整備局、県・市（港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、海岸管理者）、船舶所有者等）

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

1 被災区域の交通規制等

災害により交通障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没等航路障害物の処理

漂流物、沈没等により航路の障害となる事態が発生した場合は次の措置を講ずる。

- (1) 障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ、応急措置を必要とするものについては関係機関が協力し除去する。
- (2) 除去した障害物等の処理は状況により次の措置をとる。
 - ア 水難救護法の規定により、市長に当該物件を引き渡す。
 - イ 災害対策基本法の規定により海上保安署に保管し、また公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

- (1) 台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは及ぶ事態が生じたときは、必要に応じて港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。
- (2) 市内港湾の状況及び避難港、避泊地としての適正等の状況
 - ア 市内港湾の状況

[資料] 2-4-1 港湾

[資料] 3-19-9 避難港及び避泊地としての適正、収容能力

5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難指示	台風の進路方向により、錨地を選定して移動するよう勧告する。 風速15m/sec以上の場合、危険物荷役を中止させる。
津波	避難指示	台風に合わせて安全な場所に避難するよう勧告する。
火災	曳船移動による消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳船により移動し消火にあたる。 (2) 曳船不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

＜第3部第5章「避難計画」第1節参照＞

6 その他の防災上の措置

海上交通災害に関連しておおむね以下の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推選
- (4) 必要に応じ、係留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令及び航泊制限の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の指示、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 航空災害対策計画

山口宇部空港及びその周辺における航空機の墜落事故並びに空港における火災その他の災害が発生したときは、迅速かつ適切な応急対策を実施するものとする。

第1項 空港の所在地、管理者等

1 所在地

山口県宇部市沖宇部625番地

2 空港の名称

山口宇部空港（特定地方管理空港）

3 管理者

山口県知事

第2項 応急対策活動

1 実施機関

(1) 県

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を指示する。

- ウ 大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班の出動要請を行う。
- エ 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- オ 市から指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。
また、特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求める。
- カ 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。
- キ 山口宇部空港事務所がとる措置
 - (ア) 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報する。
 - (イ) 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「山口宇部空港消防救難隊設置業務要領」、「山口宇部空港消防救難隊についての業務協定」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。
 - (ウ) 空港内及び周辺地域での大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所等を確保する。
 - (エ) 空港事務所長は、災害の状況に応じて知事（港湾課又は防災危機管理課）に自衛隊の災害派遣に係る要請を行う。
 - (オ) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

[資料] 3-19-11 山口宇部空港消防救難隊設置業務要領

[資料] 3-19-12 山口宇部空港消防救難隊についての業務協定

(2) 市（消防機関）

- ア 航空機の墜落炎上、避難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。
- ウ 空港事務所、地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。
この場合、発災地消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。
<第3部第18章「火災対策計画」第1節第5項参照>
- エ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。
山口宇部空港内での災害にあっては、空港事務所と協力して救護所、収容所の設置を行う。
<第3部第10章「保健衛生計画」第1節参照>

- オ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。
また家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。
- カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
- キ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の派遣要請をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。
- ク 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。

(3) 警察

- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める連絡系統により県および関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。
- ウ 市職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し一般住民の立入制限、退去等を命じる。
- エ 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施
- オ 遺体の検視及び捜査活動の実施
- カ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施
- キ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援

(4) 海上保安署

- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び救護班の緊急輸送を実施する。
- ウ 事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施
- エ 関係機関が実施する救助活動及び普及活動の支援

(5) 地元医療機関・日赤山口県支部・県医師会等

- ア 市町又は県の要請により医療救護班を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受け入れを行う。
＜第3部第4章「救助・救急、医療等活動計画」第3節参照＞
- イ 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動の実施。

(6) 自衛隊

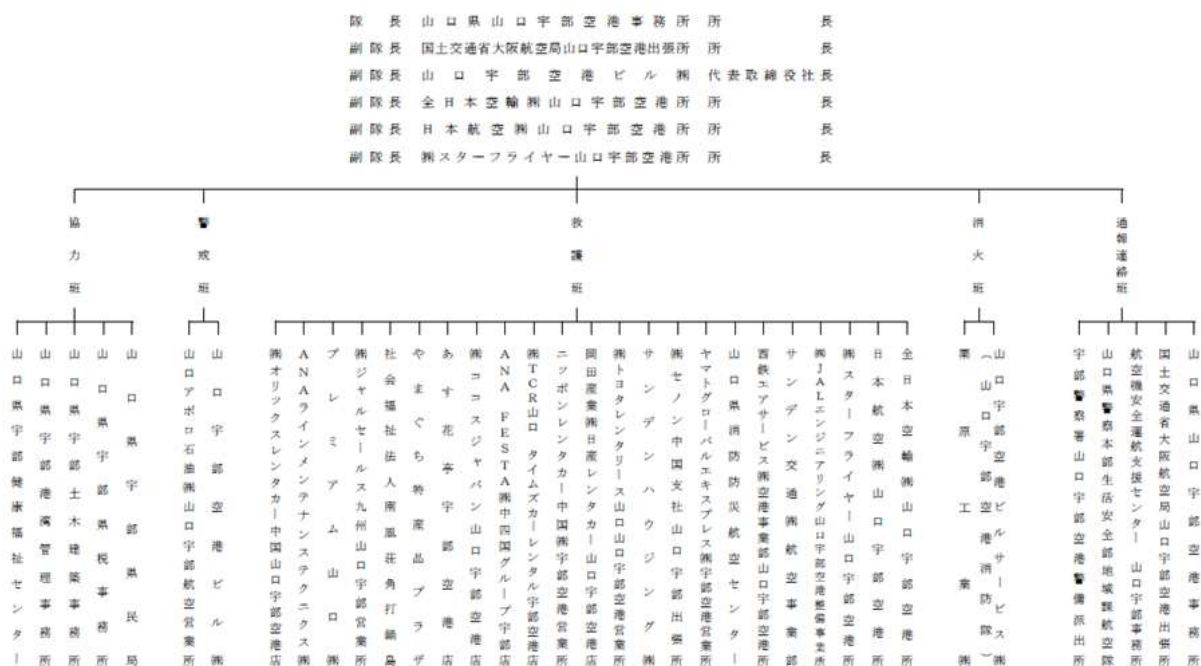
空港事務所長又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用して遭難機の捜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の捜索等について地元消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

2 関係機関に対する通報連絡

山口宇部空港地内及び周辺地域で発生した場合の連絡系統については、第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節第1項を参照。

3 組織及び動員体制

山口宇部空港消防救難隊



4 航空機事故等発生時

災害事象	県の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等
1 山口宇部空港就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合	<p>第1非常体制</p> <p>(1) 土木建築部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。</p> <p>(2) 構成課及び出先機関</p> <p>ア 港湾課</p> <p>イ 監理課</p> <p>ウ 防災危機管理課</p> <p>エ 消防保安課</p> <p>オ 交通政策課</p> <p>カ 広報広聴課</p> <p>キ 出先機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口宇部空港事務所 宇部県民局 	<p>遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現場等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。</p> <p>《応急対策活動の概要等》</p> <p>(1) 情報収集活動</p> <p>ア 捜索救難調整本部、大阪航空局（広島・岩国・北九州空港事務所）との間の連絡調整</p> <p>イ 消防庁を通じての情報収集</p> <p>ウ 警察庁を通じての情報収集</p> <p>エ その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集</p> <p>オ 航空会社を通じての情報収集</p> <p>(2) 利用客、家族等への広報活動</p> <p>ア 遭難者数及び住所、氏名</p> <p>イ 遭難発生（見込み）場所情報</p> <p>ウ 航空会社、国、県等の対応状況</p>

		エ 事故後等の運航状況 オ 住民等への協力依頼 カ その他必要事項
2 山口宇部空港 又は周辺地域 において航空 機事故発生し た場合	第2非常体制 (1) 土木建築部内に次の課 で構成する「航空機事故 連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア 港湾課 イ 監理課 ウ 防災危機管理課 エ 消防保安課 オ 医療政策課 カ 厚政課 キ 交通政策課 ク 広報広聴課 ケ 出先機関 ・山口宇部空港事務所 ・宇部地域行政連絡協議 会 (3) なお、災害の状況によ っては「災害対策本部」 を設置する。	航空機のトラブル、アクシデント等による 山口宇部空港への緊急着陸等の情報が入 った場合で、空港内又はその周辺地域にお ける墜落炎上等緊急事態に備える体制で、 情報の収集、人命の確保、被害の軽減に必 要な体制の確立及び事前の応急対策を実 施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア トラブル、アクシデントの状況 イ 乗客・乗務員数及び住所・氏名 ウ その他必要事項 (2) 防災関係機関への通報連絡 (3) 初期対応事項 ア 利用者の避難指示・誘導 イ 空港施設への立入禁止措置 ウ 空港周辺道路の交通規制措置 エ 空港周辺海域航行船舶への注意の呼 びかけ等 オ 必要に応じて周辺地域、利用者への 広報 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">—広報事項として考えられる事項—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル、アクシデントの状況 ・緊急着陸予定時刻 ・乗客・乗務員数及び住所、氏名 ・航空会社、国、県、市町村等の対応 状況の概要 ・今後の空港の利用、航空機の運航予 定状況 ・住民等への協力依頼（避難、救助活 動等） ・その他必要事項 </div> (4) 防災関係機関への要員、資機材の派 遣要請等 ア 地元医療機関 イ 県医師会 ウ 近隣消防本部 エ 自衛隊 オ 海上保安部・署 カ その他関係防災機関 (5) その他必要事項

	<p>第3 非常体制</p> <p>(1) 知事は直ちに次の部からなる「災害対策本部」を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p> <p>(2) 構成対策部</p> <p>ア 総務部</p> <p>イ 総合政策部</p> <p>ウ 東京連絡部</p> <p>エ 災害救助部</p> <p>オ 商工労働対策部</p> <p>カ 土木建築対策部</p> <p>キ 公安部</p> <p>ク 災害の規模によってはその他の部の設置もある。</p> <p>(3) 災害応急活動を円滑に実施する上で関係機関の調整が必要になったときは、現地災害対策本部内に応急対策機関の長を構成員とする「災害対策総合連絡本部」を設置する。</p>	<p>山口宇部空港内又はその周辺で航空機の墜落炎上等の災害が発生した場合で、山口県が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組む体制。</p> <p>なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。《応急対策活動の概要等》</p> <p>(1) 発災初期の救助消火活動</p> <p>ア 山口宇部空港事務所長が指揮を執り、山口宇部空港消防救難隊をもって、初期消火、救助活動及び利用客等の避難誘導活動等を実施する。</p> <p>イ また関係機関への通報連絡を行い、早期に消火、救助体制を確立する。</p> <p>(2) 応急対策活動</p> <p>ア 利用者の避難指示・誘導</p> <p>(ア) 実施本部宇部・山陽小野田消防局</p> <p>(イ) 実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防車、化学消火剤等による消火活動を重点的に実施する。 ・消防長又は消防署長は、必要に応じて空港利用者及び付近住民の安全確保を図るため警戒区域を設定する。 ・災害の規模が大きく、宇部・山陽小野田消防局の消防力では対処できないと判断される場合は、相互応援協定に基づき空港周辺市町、消防援助隊及び他県の消防機関に応援を求める。 <p>また、状況によっては宇部小野田地区特防協の西部石油(株)に協力を要請する。</p> <p>イ 救助救出及び遺体の捜索</p> <p>(ア) 実施機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空会社 ・県（本庁関係課及び関係出先機関） ・宇部市、宇部・山陽小野田消防局 ・地元医療機関、山口大学医学部附属病院 ・県警察本部(宇部警察署、近隣警察署) ・県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社山口県支部 ・宇部海上保安署、門司海上保安部 ・周辺市町消防機関 ・自衛隊（防府北基地、小月教育航空群、第17普通科連隊） ・地元漁協等その他の機関 <p>(イ) 実施事項</p> <p>航空機の乗客、被災者住民の救出、救護、収容等について以下の対策を主体に実施することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救出班の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 救助実施機関は救出班を編成し、担架等救助工作資機材を投入し、迅速に救助活動を実施する。 ・救護班の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 負傷者の医療救護は、地元医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤山口県支部及び県立総合医療センターが編成する救護班の派遣を受け、応急措置を施した後あらかじめ指定された市内、近郊の医療機関に搬送する。 ・救護所の開設 <ul style="list-style-type: none"> 負傷者救護のための救護所は、山口宇部空港事務所長が、あらかじめ定めた空港内の場所に開設する。 ・遺体の一時収容所等の設置 <ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容は、空港施設内の適当な場所又は市内の公共施設、寺院等に設置する。 ・その他の救護活動 <ul style="list-style-type: none"> 被災者、家族等に対して必要に応じて食料、飲料水の供給等を実施する。 <p>ウ 交通規制</p> <p>(ア) 実施機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県警察（宇部警察署）、宇部海上保安署 <p>(イ) 実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路、空港周辺道路等について必要な規制を行う。 ・海上保安部・署は空港周辺海域への船舶の航行規制等必要な規制を行う。
--	--	---

		・前記の交通規制を実施したときは、その旨を地域住民、交通関係者、一般利用者等に広報し協力を求める。
--	--	---

5 災害情報の収集伝達

大規模航空機災害事故が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

(1) 山口宇部空港事務所長

- ア 発見者、航空会社、関係機関等から事故等の通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡システムにより港湾課及び関係機関に通報する。
- イ 発災初期の情報収集伝達にあたっては、災害の規模により必要に応じて、宇部県民局に職員の応援を要請し、必要な体制を確立するものとする。
- ウ 事故等発生時の県への報告は、次の事項について電話、防災無線その他最も迅速な手段でおこなうものとする。
 - (ア) 日時
 - (イ) 場所
 - (ウ) 状況
 - (エ) 事故機の国籍、登録番号、形式、所属
 - (オ) 便名、出発地及び目的地
 - (カ) 機長の氏名及び旅客数
 - (キ) 事故の概要
 - (ク) その他判明している事項

(2) 市・消防機関

- ア 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡システムにより県（防災危機管理課）、近隣市町（近隣消防本部）、医療機関等の防災関係機関に通報する。
- イ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。
- ウ 県への通報は国が定めている「火災・災害等速報要領」の様式により行うことになる。

＜第3部第2章「情報の収集・伝達計画」第2節参照＞

(3) 県

- ア 港湾課は、山口宇部空港事務所長から災害発生 of 通報を受けたときは、直ちに第2項2に定める通報連絡システムにより関係各課に連絡する。
この場合において、港湾課は必要に応じて情報収集要員を山口宇部空港に派遣し、必要な情報の収集にあたる。
- イ 関係各課は、応急活動を実施するために必要な関係機関、団体等に対して通報連絡する。
- ウ 防災危機管理課は、市町、港湾課、関係機関等からの通報連絡を整備し、様式により国（消防庁防災課）に通報するとともに、警察本部、自衛隊、海上保安部・署、県内消防機関、隣接県等に連絡する。
- エ 山口宇部空港及び周辺地域以外における航空機事故等発生 of 情報を入手した場合は、消防防災ヘリコプターによる捜索を行い、必要に応じ警察航空隊、自衛隊に対して直ちに航空機による捜索の要請を行い、必要な情報の把握に努める。

(4) 警察

- ア 発見者からの通報、中国四国管区警察局、関係機関等から事故発生 of 情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。
- イ 県内地域で、航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

(5) 海上保安署

- ア 発見者からの通報、又は海上保安庁、関係機関等から事故発生 of 情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。
- イ 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、巡視船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

第3項 消防活動（空港管理者、市（消防機関））

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び消防機関は、化学消防車、化学消火剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、消防機関の消防力では十分な対応が出来ない場合は直ちに隣接消防機関等に対して応援要請を行い必要な消火活動を行う。

[資料] 3-19-13 空港事務所が保有する化学消防車、化学消火剤等

[資料] 2-6-6 消防ポンプ自動車等

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資材機材等

第3節 陸上交通災害対策計画

第1項 実施方針と実施機関

1 実施方針

多数者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保について防災関係各機関は、本節及び県地域防災計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

2 実施機関

企業体

市

県

警察

道路管理者：国土交通省、県（土木建築事務所）、市（道路整備課）

空港事務所

西日本高速道路株式会社

防災関係各機関

第2項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

道路・・・自動車運輸業者、道路管理者、警察署

2 交通規制措置

(1) 規制の実施種別

＜第3編第7章「緊急輸送計画」第5節参照＞

(2) 標識等の設置

ア 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

イ 災対法第76条の規定に基づく規制（公安委員会）

ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長）

同法施行令第3条の2に定める標識を設置する。

エ 道路法第46条の規定に基づく規則（道路管理者）

(3) 広報、連絡

ア 警察本部（交通規制課）は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び回路線の状況等を関係機関及び一般に周知させるものとする。

イ 道路管理者は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合にはその内容等を当該地域に管轄する警察署長に通知するものとする。

(4) 交通整理

警察署長は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の必要な地点において交通規制を実施する。

第3項 鉄道災害、運転事故対策

＜第3部第17章「公共施設等の応急復旧計画」第3節参照＞

1 応急対策実施機関

(1) 軌道 … 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部

(2) 鉄道 … 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部

2 県の措置

(1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは第3編第17章第3節に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

(2) 国土交通省から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

(3) 地元市町の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに他の市町に対して応援を指示する。

(4) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県

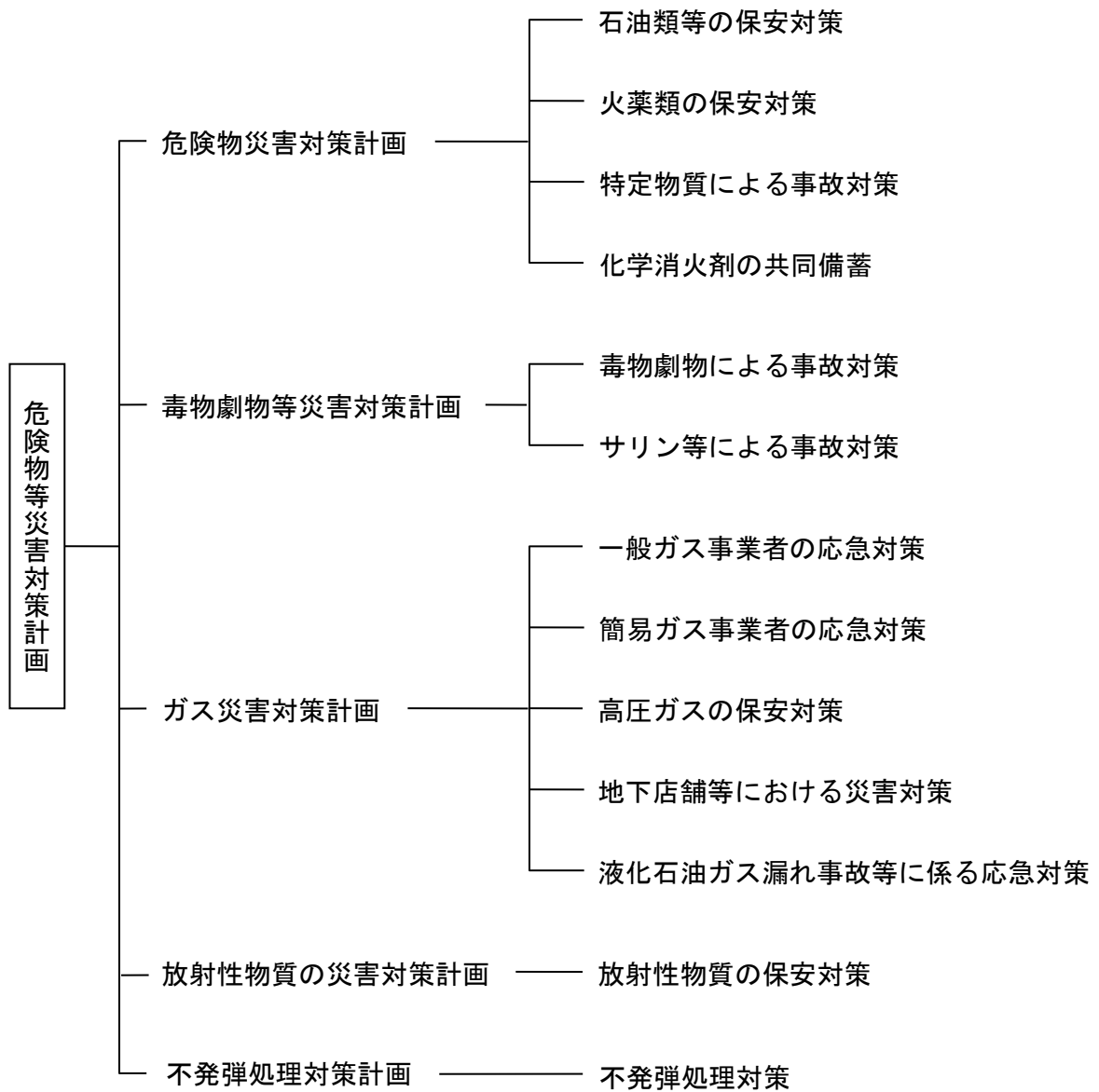
医師会等の医療機関に対して救護班の出動要請を行う。

- (5) 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の機関に対してあつせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

3 市（消防機関）

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第20章 危険物等災害対策計画



第1節 危険物災害対策計画

第1項 石油類等の保安対策（県消防保安課、警察、海上保安署、市）

1 実施機関

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）

[資料] 2-16-1 危険物施設

[資料] 2-4-2 宇部・小野田地区等特別防災区域—宇部市

(2) 市

ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）

消防局・署が実施する。

イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）

消防局、防災関係課

(3) 県

ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）

消防本部及び消防署を置かない市町の区域について知事が実施する。

イ 危険物災害応急対策全般（災対法）

(4) 警察（災対法、警察官職務執行法）

(5) 海上保安署（港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）

ア 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安経路を除いて切断する。

イ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに自然発火性物質に対する保安措置を講じる。

(2) 県又は市（消防局・署、防災関係課）の措置

ア 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3）

イ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設置並びに区域内住民に対する避難、立退き指示をする。

ウ 火災の防御は、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。

エ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の禁止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

(3) 警察の措置

ア 県及び市（防災危機管理課）、消防局と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

イ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（事前措置）

(4) 海上保安署の措置

ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。

イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な措置を行う。

ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。

3 化学消防車及び化学消火剤の所在状況

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

第2項 火薬類の保安対策（中国経済産業局、県商政課、警察、海上保安署、市）

1 実施機関（火薬類取締法）

(1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者

[資料] 2-16-2 火薬類販売業者及び火薬庫

(2) 中国経済産業局

(3) 県（ただし、火薬類取締法施行令第16条により権限委任されたもの）

(4) 警察

(5) 海上保安署

(6) 市、消防局

2 応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（指導方針）

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕が有る場合は、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。

イ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。

ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。

エ 吸湿、変質、不発、反爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(2) 県の措置（商政課）

- ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。
- イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。
- ウ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
- エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

(注) 緊急措置命令（火薬類取締法第45条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。

(3) 市の措置

消防局からの連絡により、住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

(4) 警察の措置（第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。）

(5) 海上保安署の措置（第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。）

第3項 特定物質による事故対策

1 実施機関

- (1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場）
- (2) 県（環境政策課）

[資料] 2-16-3 特定物質を発生する施設を有する会社工場

2 応急措置

(1) 企業の措置

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときには、直ちにつぎの措置をとる。

ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置

イ 知事に対する事故状況の届出

(2) 知事の措置

(1) イの届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。

第4項 化学消火剤の共同備蓄

1 化学消火剤共同備蓄等

消防機関及び関係企業は、危険物火災、その他特殊火災の消火を有効適切に行うため、化学消火剤の共同備蓄を行っている。

[資料] 2-6-50 化学消火剤共同備蓄

2 化学消火剤、油処理剤等の調達先

[資料] 2-6-51 特別防災区域の防災資機材等

[資料] 3-19-5 流出油処理剤等販売製造業者

第2節 毒物劇物等災害対策計画

第1項 毒物劇物による事故対策

1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- (2) 県（薬務課）
- (3) 市、消防局
- (4) 警察
- (5) 海上保安署

2 応急措置対策

- (1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）
 - ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。
 - イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
 - ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）
- (2) 県又は市の措置
 - ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断された場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退き指示をする。
 - イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あつせんを行う。
 - ウ 消防局からの連絡により、住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。
また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。
- (3) 警察の措置
県及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
- (4) 海上保安署の措置
 - ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
 - イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
 - ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
 - エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第2項 サリン等による事故対策（サリン等による人身被害の防止に関する法律）

1 実施機関

- (1) 知事（薬務課）
- (2) 市長、消防局
- (3) 警察
- (4) 海上保安署

2 応急措置対策

- (1) サリン等又はサリン等である疑いがある物質の発散により人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、直ちに、その被害に係る建物、車両、船舶、その他の場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品その他のその被害に係る物品を回収し、又は廃棄し、被害の拡大を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 警察、海上保安署、消防局は相互に緊密な連携を保ち、(1)の措置に関し、それぞれ、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、技術的知識の提供、装備資機材の貸与、その他必要な協力を求める。
- (3) 市は、消防局からの連絡により住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。
- (4) 市民は、サリン等若しくはサリン等である疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見した場合は、速やかに警察等に通報するよう努めるものとする。

[資料] 3-20-1 サリン等

第3節 ガス災害対策計画

第1項 一般ガス事業者の応急対策

1 実施機関

山口合同ガス株式会社（宇部支店）

2 一般ガス事業者の応急対策

ガス事業者が実施する応急対策は、おおむね次のとおりとする。

(1) 緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておくものとする。

出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し直ちに出勤し、適切な処置がとれる体制を整えておくものとする。

(2) 消防、警察、関係官署への連絡、通報

事故の状況、内容により消防局、警察、関係官署に連絡し協力、指示を求めるものとする。

市は、消防局からの連絡により、住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行

う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

(3) 事故発生時の措置

ア 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。また常に適切な措置がとれるよう訓練しておかなければならない。

イ ガス事故により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。

(4) 供給停止の場合の措置

ア やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り二次災害の防止に努めなければならない。

イ 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

第2項 簡易ガス事業者の応急対策

1 実施機関

簡易ガス事業者

2 応急対策

(1) 一般ガス事業者に準じた応急対策をとるものとする。

(2) 日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第3項 高圧ガスの保安対策（県消防保安課、警察、中国四国産業保安監督部、海上保安署、市）

1 実施機関（高圧ガス保安法）

(1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者もしくは占有者（以下「製造業者という。」）

[資料] 2-16-8 高圧ガス製造、販売、貯蔵所

(2) 県（消防保安課）

(3) 警察

(4) 中国四国産業保安監督部

(5) 海上保安署

(6) 市、消防局

2 応急措置

(1) 製造業者等の措置（指導方針）

ア 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移す。

ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中もしくは地中に埋める。

(2) 県の措置（消防保安課）

ア 製造もしくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

(注) 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

(3) 警察（第1項石油類等の安全対策における措置に準じる。）

(4) 海上保安署（第1項石油類等の安全対策における措置に準じる。）

(5) 市の措置

住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

第4項 地下店舗等における災害対策

1 実施機関

(1) 施設管理者（ガス使用者）

(2) ガス供給業者（地下店舗等へガスを供給するものをいう。以下同じ。）

(3) 市、消防局

(4) 警察

(5) 県（消防保安課）

2 「地下店舗等」の範囲

(1) 消防法施行令別表第1（16の3）項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上で、かつ、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

(2) 消防法施行令別表1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(3) 消防法施行令別表1（16）項イに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

3 対応対策

(1) 施設管理者（ガス使用者）の措置

ア ガス漏れ等、消費設備に事故が発生したときは、ガスの消費を中止し、ガス供給業者又は消防機関に通報するとともに、必要に応じ、応急措置に必要な人員以外は待避

させるものとする。

イ 事故によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア 事故が発生したときは、事故状況を的確に把握し、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ 事故の状況、内容により、関係機関に連絡し、必要に応じ協力、指示を求めるものとする。

ウ 災害が拡大し、波及するおそれがあるときは、関係機関と連絡をとり、避難、立入制限等の措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

エ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 市の措置

ア 事故が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき速やかに初動措置を講じなければならない。

イ 事故の状況により災害が拡大、波及するおそれがあるときは、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

ウ 住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

(4) 警察の措置

事故の状況により、関係機関との連携をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり、被害の拡大防止に努めるものとする。

4 事前対策

(1) ガス供給業者と関係機関との協議

ガス供給者と消防機関は事故に備え、あらかじめ次の各事項について協議し、防災体制を確立しておくものとする。

ア ガス供給業者の初動体制

イ 連絡通報体制

ウ ガス漏れ等の現場におけるガス供給業者と消防機関との連絡体制

エ 初動時におけるガス供給停止

(2) 共同点検の実施

ガス供給者は、地下店舗等の定期点検の実施にあたっては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地下店舗等に対する予防査察について協力するものとする。

(3) ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び共同訓練の実施

ガス供給業者及び関係機関は、ガス漏れ等の緊急時におけるガス供給業者及び消防機関への連絡方法について地下店舗の管理者、ガスの使用者その他関係者に対し周知徹底を図るとともに、協力して随時、これらの者を含めたガス防災訓練を行うものとする。

(4) 連絡協議会等への参加

消防機関等が主催する地下店舗等のガス保安対策についての連絡協議会に、ガス供給

業者は積極的に参加し、関係機関との連携、強化に努めるものとする。

第5項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給事業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。）

[資料] 3-20-2 液化石油ガス製造事業所

- (3) 市（防災関係課）、消防局
- (4) 警察
- (5) 県（消防保安課）
- (6) 中国四国産業保安監督部

2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防機関）と協議された事項に基づいて、市（消防機関）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 市の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関

と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

ウ 住民を避難させる必要がある場合は、避難指示を行う。また、多数の傷病者が発生した場合、集団発生傷病者救急医療計画を行う。

(4) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努めるものとする。

(5) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

4 事前対策

ガス供給業者と市（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

(1) 連絡通報体制

(2) 出動体制

(3) 現場における連携体制

(4) 任務分担

(5) 事後の措置

(6) 共同訓練等の実施

(7) その他必要な事項

第4節 放射性物質の災害対策計画

第1項 放射性物質の保安対策 県（消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課）

1 実施機関

(1) 施設の所有者及び管理者

[資料] 2-16-10 放射性物質

(2) 市、消防局

(3) 県

(4) 警察

(5) 海上保安部・署

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者の措置

ア 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働

基準監督署、海上保安部・署等)、警察、市等に通報する。

- イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
- (2) 市の措置 (消防局)
- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。
 - イ 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示を行う。
 - ウ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
 - エ 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
- (3) 県の措置 (消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課)
- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国 (消防庁) へ通報する。
 - イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。
 - ウ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。
 - エ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
- (4) 警察の措置
- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。
 - イ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
- (5) 海上保安部・署の措置
- ア 第1節 第1項 (4) ア～エの措置に準じた措置を講じる。
 - イ 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第5節 不発弾処理対策計画

第1項 不発弾処理対策

1 基本方針

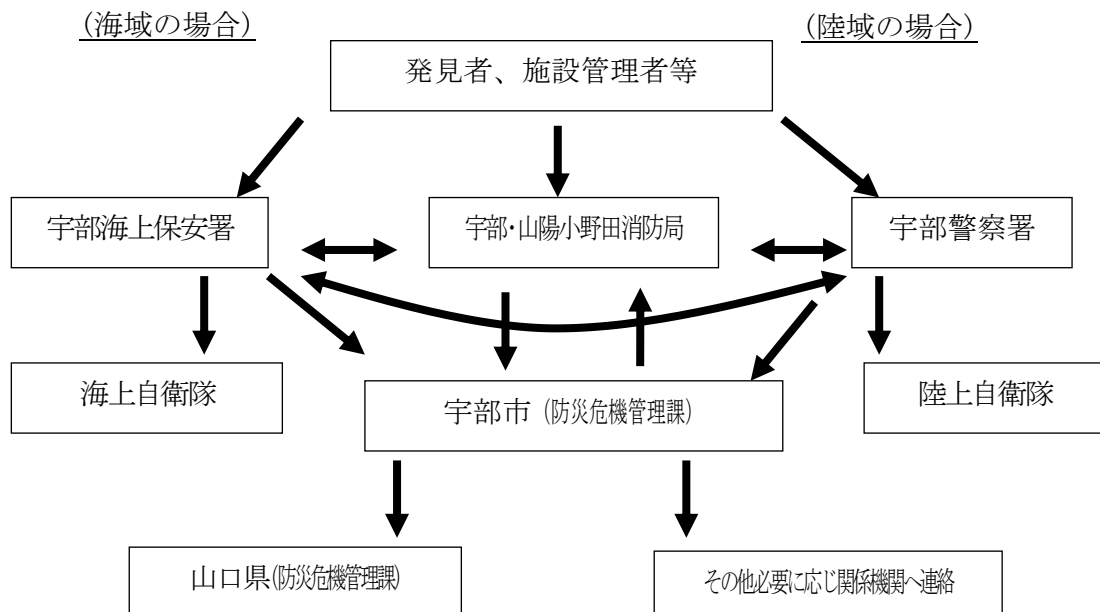
市内 (市の海域を含む) で不発弾等の爆発物が発見された場合、地域住民等の安全確保を最優先に、防災関係機関は迅速・的確に対処する。

不発弾等そのものの除去・処理は、国 (自衛隊) の責務によって実施される。

処理作業に伴い不発弾等が爆発するおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、市は、関係機関を構成員とする「不発弾処理関係機関連絡調整会議」、「市不発弾処理対策本部」を設置し、円滑な住民避難その他の安全確保対策を実施する。

2 情報収集・連絡経路（初動時）

- (1) 警察、海上保安署は、不発弾等の発見の通報があった場合は、現地確認し、自衛隊、市に連絡する。その場合、通報者や現場近隣の安全確保を最優先に対応する。



- (2) 市は、不発弾等発見の連絡があった場合、防災危機管理課長を情報統括責任者とし、警察、海上保安署、消防、自衛隊等関係機関からの情報収集や連絡調整を行う。
不発弾等が爆発のおそれがない場合、自衛隊等により撤去され、市の対応は終了する。

3 爆発の恐れがある場合

不発弾等が爆発するおそれがあり住民避難等の対応が必要となる場合、関係機関等による不発弾処理対策連絡室体制、不発弾処理対策本部体制に移行し、対応していく。

(1) 市不発弾処理対策連絡室の設置

ア 副市長を室長として市不発弾処理対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。
室員は発見場所の状況等により室長が指名する。

イ 連絡室は次の事項を所掌する。

- (ア) 処理までの警戒体制
- (イ) 避難計画及び避難先、現地対策本部の設置場所等の調整
- (ウ) 住民広報、マスコミ対応
- (エ) その他不発弾等の処理に必要な事項
- (オ) 不発弾処理実施計画書（案）の作成

(2) 不発弾処理関係機関連絡調整会議

ア 市は、自衛隊、警察、海上保安署、消防局、県、交通機関、その他の関係機関等による不発弾処理関係機関連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

イ 調整会議は次の事項を協議する。

- (ア) 不発弾等の処理日時に関すること
- (イ) 立入禁止区域の範囲に関すること
- (ウ) 交通規制に関すること
- (エ) 防護壁等の構築方法に関すること
- (オ) その他不発弾等の処理に必要な事項

(3) 自衛隊との協定締結等

ア 調整会議を踏まえ、不発弾等の処理にあたって本市と自衛隊とで締結する協定の主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
- (イ) 本市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民避難等）
- (ウ) 不発弾等の処理を実施する期間等
- (エ) その他処理に際して必要な事項

(4) 市不発弾処理対策本部及び現地対策本部の設置

ア 市長を本部長とし、不発弾等の処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、市不発弾処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

イ 対策本部は、自衛隊による処理日時、処理方法等が決定された後に設置する。

ウ 現地対策本部は、処理をする地点付近の適切な場所に、処理当日に設置する。本部員は処理場所の状況等により本部長が指名する。

エ 対策本部は次の事項を所掌する。

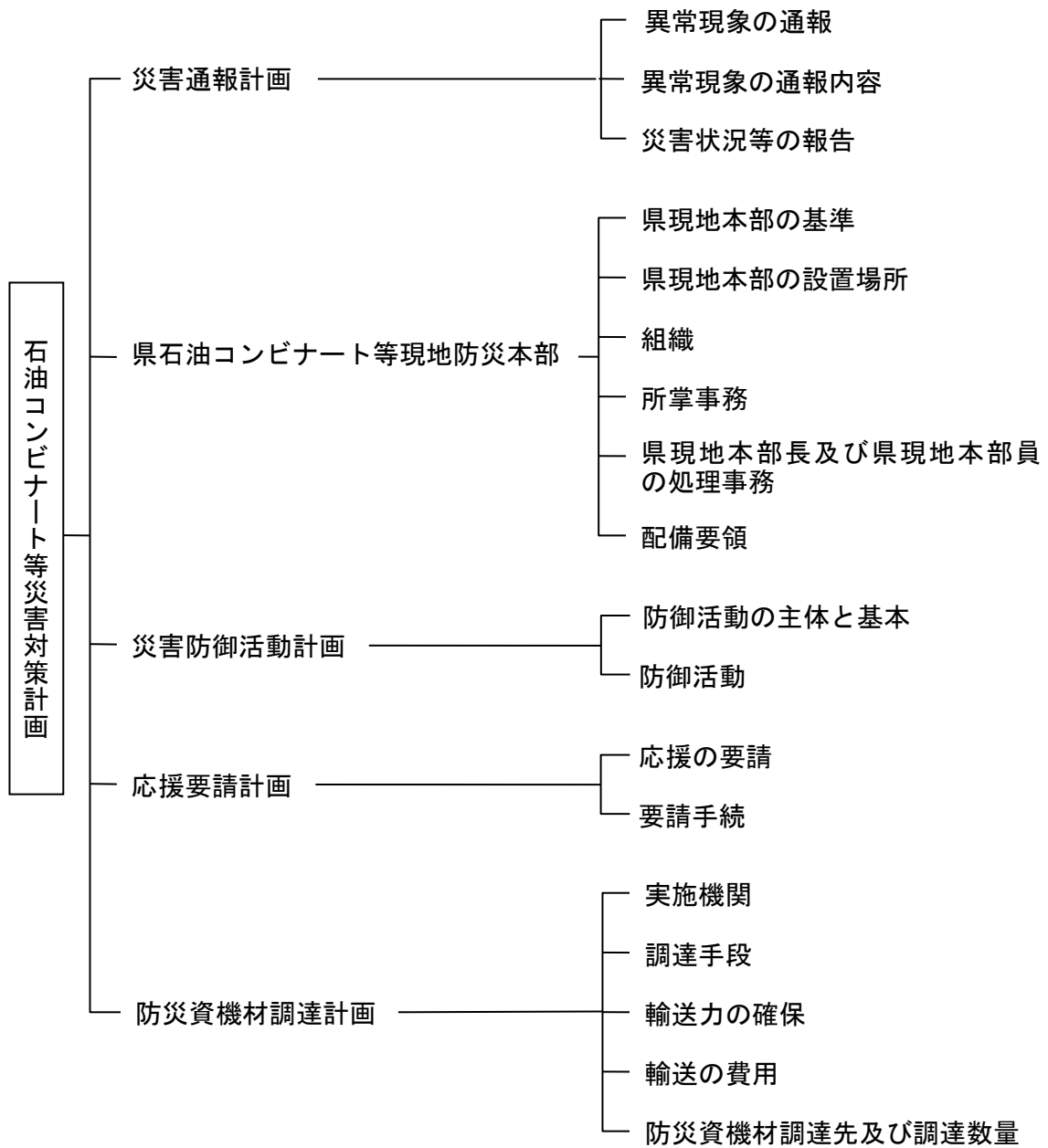
- (ア) 不発弾処理実施計画書の作成
- (イ) 立入禁止区域の設定及び維持の決定
- (ウ) 調整会議の内容の確認
- (エ) 連絡室から引き継いだ所掌事項
- (オ) その他不発弾等の処理に必要な事項

オ 現地対策本部は次の事項を所掌する。

- (ア) 避難の広報
- (イ) 住民等の避難誘導、残留者の確認
- (ウ) 避難場所に関する事項
- (エ) 交通規制の実施
- (オ) 爆発等不測の事態への対応
- (カ) その他不発弾等の処理に必要な事項

(5) 対策本部は、不発弾等の処理が無事終了し、安全が確認されたときに、廃止する。

第21章 石油コンビナート等災害対策計画



第1節 災害通報計画

第1項 異常現象の通報

1 防災管理者の通報

防災管理者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他異常な現象について通報を受け、又は自ら発見したときは直ちにその旨を消防局に通報しなければならない。

2 異常現象の範囲

異常現象の範囲は次のとおりとする。

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のもを除く。

(ア) 施設又は設備（以下、「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

(イ) 発見時に漏洩箇所が特定されたものであつて、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下、「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの。

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下、「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であつて、上記1から4に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

3 消防局の通報

1により通報を受けた消防長は、災害の状況により次の基準によって種別の判断を行い、関係機関に通報する。

(1) 第1種通報

特定事業所において、異常現象が発生し、当該特定事業所の自衛防災組織等又は消防

署の一部の防災力により短時間かつ迅速に応急対策が完了し異常現象がなくなる場合の
通報

(2) 第2種通報

第1種通報の基準を越える異常現象が発生し、上記(1)以上の関係機関が応急対策を
実施する必要がある場合の通報

4 関係機関の通報

(1) 消防長から通報を受けた関係機関は、次の通報系統図により、遅滞なく情報を通報し
なければならない。

(2) 通報系統図

[資料] 3-21-1 特別防災区域の異常現象発生時の通報系統

第2項 異常現象の通報内容

1 防災管理者の通報内容

防災管理者から消防局に通報される第1報は、判明した範囲において行うこととし、そ
の後の状況は逐次報告するものとする。

2 消防長の通報内容

消防長から関係機関に通報される内容は、次の第3項2、災害即報で示す即報様式の内
容に準じて判明したものから逐次行う。

第3項 災害状況等の報告

1 災害情報の収集及び伝達

関係機関及び特定事業者は、災害時における災害情報を積極的に収集し、相互に交換す
るとともに、防災本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）に逐次報告するも
のとする。

なお、現地本部はこの災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

（災害情報の内容）

(1) 災害の状況

(2) 災害応急措置の実施状況

(3) 今後予想される災害の態様

(4) 今後必要とされる措置

(5) 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

(6) その他必要な事項

2 災害即報

消防局は、次の即報基準に該当する事故を覚知したときは、直ちに第1報を県石油コン
ピナート等防災本部（県消防保安課）を通じて消防庁に報告し、以後、即報様式「第2号
様式（特定の事故）」に定める事項について、判断したもののうちから逐次報告するもの
とする。

<第3部第2章「災害情報の収集・伝達計画」第2節参照>

第2節 県石油コンビナート等現地防災本部

第1項 県現地本部の基準

県現地本部の設置及び廃止の基準はおおむね次に該当する場合とする。

1 設置の基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、特別の必要があるとき。

2 廃止の基準

災害防衛活動が完了し、又はおおむね完了の見込みがついたとき。

3 設置及び廃止の手続

(1) 県防災本部長は、県現地本部を設置するときは災害の事象に応じ、市長、消防長又は海上保安部長の意見を聞く。

(2) 県防災本部長は、県現地本部を廃止するときは県現地本部長の意見を聞くものとする。

第2項 県現地本部の設置場所

1 設置場所

(設置の住所 設置場所) 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市役所内

2 本部室

現地本部が設置されたとき、すみやかにかつ、円滑な運営をするため、現地本部に次の物品を備え付ける。

- (1) 机
- (2) 椅子
- (3) 黒板
- (4) 現地本部標示板
- (5) 腕章
- (6) 電話
- (7) テレビ、トランジスターラジオ
- (8) 企業配置図
- (9) 製造工程図
- (10) その他応急対策に必要な物品等

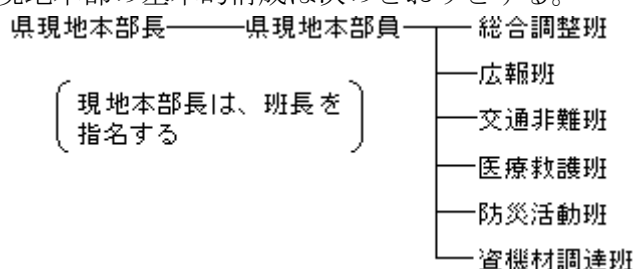
第3項 組織

1 県現地本部長及び県現地本部員

- (1) 県防災本部長は、次の者を県現地本部長及び県現地本部員としてあらかじめ指名しておく。ただし、県防災本部長は、災害の形態及び被害の範囲により、その都度必要に応じて、次の者以外の現地本部員を追加指名する。

県現地本部	県現地本部員
宇部市長	中国四国産業保安監督部長 中国経済産業局長 門司海上保安部長 山口労働局長 山口県警察本部長 山口県総務部長 山口県環境生活部長 山口県健康福祉部長 宇部・山陽小野田消防局消防長 宇部小野田地区特別防災区域保安防災協議会長

- (2) 県現地本部員は代理出席を認める。
(3) 現地本部の基本的構成は次のとおりとする。



2 事務局

- (1) 県現地本部の運営を円滑にするため、事務局を設け、県現地本部の庶務を行う。
(2) 事務局に事務局長を1名と事務局員若干名を置く。
(3) 事務局長は、宇部市防災危機管理課長とし、事務局員は事務局長の所属する課及び消防局の職員とする。

3 連絡員及び派遣者

(1) 連絡員

- ア 県現地本部員は県現地本部員の業務を補佐させるため、自機関の職員のうちから連絡員を選出し、県現地本部に同行させることができる。
イ 連絡員は、災害の情報及び自機関のとっている措置等について把握し、その内容を自機関の県現地本部員並びに事務局に対し報告すること。
ウ 連絡員は、県現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自機関に連絡すること。
エ 連絡員は、県現地本部員の諸指示事項について連絡すること。

(2) 派遣者

- ア 災害発生特定事業所の災害状況及び各施設についての説明のため、災害発生特定事

業者から派遣者を県現地本部に出席させること。

イ 派遣者は、県現地本部に対し災害状況を報告し、現地本部の質問事項に答えること。

ウ 派遣者は、県現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自特定事業所に連絡すること。

エ 特定事業所は、県現地本部が設置された時、すみやかに派遣者を派遣させるため、あらかじめ指名しておくこと。

第4項 所掌事務

- 1 災害状況の把握をすること
- 2 関係機関等の活動状況の把握に関すること。
- 3 関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡及び調整をすること。
- 4 調整事項を災害応急対策を実施する現地活動関係部隊に対し、連絡すること。
- 5 1～3について防災本部に逐次報告すること。
- 6 必要のある場合は記者発表を行うこと。
- 7 その他防災本部が指示したことを実施すること。

第5項 県現地本部長及び県現地本部員の処理事務

現地本部長及び現地本部員は主として次の事務又は業務を処理し、総合的な災害応急対策の実行を期するよう努める。

- 1 現地本部長
 - (1) 防災本部長の命令伝達及び現地本部員との総合調整に関すること。
 - (2) 災害応急対策の総合調整に関すること。
 - (3) 記者発表に関すること。
- 2 中国四国産業保安監督部長
報告の徴収、情報の収集、伝達に関すること。
- 3 海上保安部長
 - (1) 海上災害の災害応急対策に関すること。
 - (2) 防災資機材の調達及び輸送に関すること。
- 4 山口労働局長
労務災害の防止に関すること。

5 中国経済産業局長
防災資機材の調達、斡旋に関する事。

6 山口県警察本部長
(1) 交通規制及び警戒区域に関する事。
(2) 地域住民の安全対策に関する事。
(3) 被害者の救出、救護に関する事。

7 山口県総務部長
(1) 県防災本部長との連絡調整に関する事。
(2) 災害情報及び被害状況のとりまとめに関する事。
(3) 各関係機関との連絡調整に関する事。

8 山口県環境生活部長
公害の防止対策に関する事。

9 山口県健康福祉部長
(1) 救急医療機関の出動要請その他医師会等との連絡に関する事。
(2) 医療品等の確保に関する事。

10 消防長
(1) 災害の鎮圧及び救急搬送に関する事。
(2) 火災警戒区域の設定に関する事。
(3) 避難指示及び誘導に関する事。
(4) 災害情報の収集、伝達、広報及び被害調査報告に関する事。

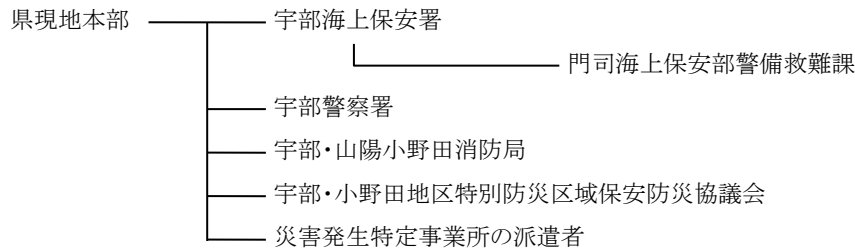
11 市長（現地本部長）
(1) 消防機関等の応援要請に関する事。
(2) 周辺住民への広報に関する事。

12 特定事業者
特定事業者等への応援要請に関する事。

第6項 配備要領

1 連絡方法

県防災本部（県防災危機管理課・消防保安課）及び県現地本部の事務局（防災危機管理課）は、県現地本部員及び派遣者に対し、次の系統図により県現地本部に配備するよう連絡し、あわせて県現地本部の設置日時及び設置場所を通知する。



第3節 災害防御活動計画

第1項 防御活動の主体と基本

1 防御活動の主体

- (1) 陸上における防御活動は主として消防機関及び自衛防災組織等が担任する。
- (2) 海上における防御活動は主として海上保安署及び自衛防災組織等が担任する。
- (3) 岸壁（ふ頭、棧橋）に係留された船舶の災害の防御活動は、海上保安署と連携をとりながら主として消防機関及び自衛防災組織等が担任する。
- (4) 消防機関並びに海上保安署は、常に密接な連携協力をするものとする。

2 防御活動の基本

関係機関の活動の基本は次のとおり。

(1) 自衛防災組織等

異常現象の発生を直ちに消防機関に通報するとともに防災規程の定めるところにより初期防御活動を開始し、消防機関及び海上保安署の現場到着後は、この指揮下において、消防機関及び海上保安署と一致協力し総力を挙げて防御活動を実施する。

(2) 消防機関

異常現象の発生通報を受報すると同時に関係機関に連絡通報をし、直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織等及びその他の関係機関と連絡調整を密にしながら総力を挙げて有効適確な防御活動を実施する。

(3) 海上保安署

災害発生の情報入手すると直ちに船艇等を現場に出動させるとともに、消防機関、自衛防災組織等及びその他の関係機関と緊密な連絡調整を図りながら有効適確な防御活動を実施する。

(4) その他の関係機関

消防機関、海上保安署等と緊密な連絡をとりながら、それぞれの防御活動を実施する。

第2項 防御活動

1 火災、爆発

(1) 防御活動の開始にあたり消防隊員等の現場における把握事項

ア 災害対象事物に共通する事項

- (ア) 対象物における燃焼物質の種別、品名、残存数量等
- (イ) 圧力の有無と状況

- (ウ) 燃焼拡大方向と遮断物件、設備等の有無
- (エ) 有毒性ガスの発生の有無と危険可能性
- (オ) 燃焼物の化学的特性と化学変化、二次爆発発生危険性の有無
- (カ) その他必要な広報事項の内容の設定

イ ア以外で対象物ごとに必要な把握事項

[危険物タンク]

- (ア) 液面（燃焼表面）レベルの確認とタンク底板までの長さの確認
- (イ) 固定泡消火設備の正常程度の確認と設備チャンバーの数、位置等
- (ウ) 変形の有無状況と予想
- (エ) 注入、払出し配管の状況とバルブの位置
- (オ) 油槽、製品種別による油中ドレンの推測
- (カ) 防油堤の状況と排水口、排水弁の状況
- (キ) その他

[装置]

- (ア) 遮断孤立の手段の確認
- (イ) 脱圧可能の有無と脱圧手段の確認
- (ウ) 注水危険部位の確認
- (エ) 装置に接近するバルブの群の状況と多方面からの流れ込み危険物、ガス等の状況
- (オ) 不活性ガスヘッダーの位置と使用可能の有無の確認
- (カ) ストラクチャー内の高圧、特殊危険性のある塔槽類の位置の確認
- (キ) その他

[高圧ガス施設]

上述の装置の把握事項に準ずるほか、必要な事項の把握確認

(2) 防御方法

ア 防御活動にあたり、消防隊員等が実施すべき共通事項はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 必要に応じ耐熱服、呼吸器等を着用する。
- (イ) 水、消火薬剤等による直接鎮圧作業並びに付近施設への冷却注水活動をする。
- (ウ) 消防警戒区域の設定をする。
- (エ) 人命捜索と救出救助活動をする。

イ 災害施設の種別ごとの原則的活動要領はおおむね次のとおりとする。

[危険物タンク火災]

- (ア) 泡消火薬剤及び防災資機材の必要量の推定と補給の手配をする。
- (イ) 固定消火設備及び冷却散水設備の作動措置をする。
- (ウ) 火災タンクの油抜き取り作業を実施する。
- (エ) 火災タンク及び隣接タンクの冷却不足部分に対する冷却注水隊の配備運用を図る。
- (オ) 泡放射隊の編成、配備運用を図る。
- (カ) 泡消火薬剤等の現場補給作業を実施する。
- (キ) 防油堤の点検、補強及び排水作業を実施する。
- (ク) 堤内流出油の消火又は泡被覆処理を行う。
- (ケ) 燃焼表面の位置とヒートウエーブの進行度合を常に注目し、スロップオーバー、ボイルオーバー現象を起こさせないように適切な冷却を行う。
- (コ) その他必要な事項

[装置火災]

- (ア) 装置の緊急遮断及び危険物の除去を行う。
- (イ) 固定、半固定消火設備及び冷却散水設備の作動措置をする。
- (ウ) 冷却及び援護注水隊の配備運用を図る。特にストラクチャー内の特別高圧容器類への集中冷却を図る。
- (エ) 流出油に備え、泡放射隊の編成、配備運用を図る。
- (オ) 点火の隣接のタワー類の脱圧を図る。
- (カ) N2 注入を図り、このための必要な仮配管作業の実施を図る。
- (キ) 装置火点の直上部配管群すべての遮断孤立を図る。
- (ク) 大量冷却水の効果的な排水を図る。
- (ケ) 装置の爆発、油の流出に備えるため、要所に土のうを配備する。
- (コ) 無人放水銃の補充、集中配備を図る。
- (サ) 注入危険箇所の表示及び周知徹底を図る。

[高圧ガス施設火災]

- (ア) 未然ガスの緊急遮断をする。
- (イ) 災害発生施設の固定消火設備又は冷却散水設備の作動措置を図る。
- (ウ) 隣接する施設の冷却散水設備の作動措置を図る。
- (エ) 無人放水銃の補充、集中配備を図る。
- (オ) 誘爆等の危険がある場合は、放水砲車等で遠隔放水を実施する。
- (カ) N2 による置換措置をし、常に低圧を維持させるとともに消火活動を実施する。
- (キ) 可燃性ガス漏洩の有無及び濃度の測定並びに排除措置をする。
- (ク) 有毒性又は刺激性ガスの発生を伴う場合は、呼吸器具の補充配備を図る。
- (ケ) スチームによるガス拡散の防止と希釈を図り、同時にスチームカーテンによる火焰ののびを抑制する。
- (コ) その他必要な事項

[係留中等の船舶及び海面火災]

- (ア) 栈橋等の閉鎖と周辺海域の船舶の避難措置をする。
- (イ) 消防艇その他消防能力を有する船艇による海上からの泡消火活動等の消火活動を行う。
- (ウ) 陸上部から泡消火活動等の消火活動を行う。
- (エ) 未然、流出油面に対し、予備泡放射を実施する。
- (オ) 沿岸至近施設に対する予備注水等の防護措置をする。
- (カ) 泡消火薬剤、防災資機材の補給作業をする。
- (キ) オイルフェンスの展張等による油の拡大防止措置をする。
- (ク) 必要に応じ、災害発生船舶の沖出しを実施する。
- (ケ) その他必要な事項

2 漏洩

- (1) 施設の緊急遮断をする。
- (2) 残ガスの減量、回収措置をする。
- (3) 可燃性ガス等の漏洩拡散範囲を測定する。
- (4) 避難命令及び火災警戒区域の設定をするとともに風向、風送の状況から必要な広報事項を定める。

- (5) 有毒ガス、刺激性ガス発生源の薬剤中和処理をする。
- (6) 可燃性ガス拡散のため、強力噴霧一斉放水を実施する。

3 流出

[防油堤（防止堤を含む）内の流出油]

- (1) 堤の弱体箇所の点検補強をする。
- (2) 流出破損箇所の応急修理をする。
- (3) 石油タンク内残油の抜き取りを実施する。
- (4) 重質油はバキューム車等で回収するほか、導流溝による防災ピットへの導流を図るとともに、防災ピットから専用ポンプで他のタンクに緊急移送する。
- (5) 軽質油は泡放射および中和剤等を投入したのち、引火のおそれのない方法で回収する。
- (6) 軽質油の場合は泡放射隊を配備する。
- (7) その他土のう等必要な準備をする。
- (8) 防油堤を越えた流出油については、次の防除活動を図る。
 - ア 防止堤の補強を行う。
 - イ 応急誘導溝を構築する。
 - ウ 警戒及び油の回収をする。
 - エ 油の回収は、堤内流出油に準じる。
 - オ 防災上重要施設等に消火隊を配備する。
 - カ 流出防止資機材の補充配備をする。

[海上流出]

- (1) 防御活動開始にあたり、次の事項を調査する。
 - ア 船名、停泊係留の状況又は、施設の状況及び付近停泊船舶の状況
 - イ 船体の状況又は流出油容器の損傷状況
 - ウ 流出状況及び火災発生の危険性及び人体への影響の有無
 - エ 当面とっている措置
 - オ 品名、性状、重量、容積
 - カ 積載又は管理状況
 - キ 船舶所有者、荷送人、荷受人、代理店又は施設の設置者、管理者の住所氏名又は名称
 - ク 現場付近の気象・海象
- (2) 防御方法
 - ア 潮流、風向、風力等を勘案して危険のある海域（範囲）を判断する。
 - イ アにより警戒区域を設定し、火気及び船舶航行の制限、禁止措置を講じ、警戒を実施する。
 - ウ 船舶所有者、船長、荷送人、荷受人等に対し流出油拡散防止又は除去を命じる。
 - エ 専門技術者、作業員の動員及び所有資機材の輸送の手配をする。
 - オ 付近の住民、船舶等の避難命令及び広報を実施する。
 - カ 必要に応じ、災害発生船舶の安全海域への曳航をする。
 - キ 流出箇所の応急修理（専門技術者等）、瀬取船による瀬取り又は他のタンクへの移動をする。
 - ク オイルフェンス等による拡散防止措置をする。
 - ケ 中和剤、油処理剤等により中和処理を行う。

- コ 回収船、回収器具等による回収処理を行う。
- サ 吸着剤等による回収処理を行う。
- シ 消防艇、消防能力を有する船艇を配備する。
- ス 沿岸パトロール及び広報を実施する。

第4節 応援要請計画

第1項 応援の要請

1 特定事業所及び関係企業に対する応援要請

災害発生特定事業所は応急措置の実施のため必要があると認めるときは、関係特定事業所及び関係企業間の応援協定等に基づき他の特定事業所及び関係企業等に対し応援の要請を行う。

[資料] 3-21-2 宇部地区共同防災規程

2 市町に対する応援要請

- <第3部第6章「応援要請計画」第1節第3項参照>
- <第3部第18章「火災対策計画」第1節第5項参照>

3 都道府県に対する応援要請

- <第3部第6章「応援要請計画」第1節参照>

第2項 要請手続

応援を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって要請し、協議のうえ行うこと。ただし、緊急をやむを得ない場合は、口頭、電話、又は電信等によるものとし、事後において文書により処理する。

- <第3部第6章「応援要請計画」第1節第3項4項参照>

第5節 防災資機材調達計画

第1項 実施機関

- 1 災害時における資機材等の調達輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が自ら又は協定等に基づき行うものとする。
- 2 災害応急対策実施機関において資機材等の調達及び輸送ができないときは関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2項 調達手続

資機材等を調達する場合は、調達先に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする資機材等の数量
- (3) 輸送方法及び区間
- (4) その他必要な事項

第3項 輸送力の確保

1 輸送方法

次の方法のうち、資機材等の種類及び災害状況等を総合的に判断して最も適切な方法によるものとする。なお輸送の迅速化を図るため、警察は必要に応じて警察の緊急自動車による先導を行うものとする。

- (1) トラック等による輸送
- (2) 船艇による輸送
- (3) 人夫等による輸送

2 輸送力の確保基準

(1) 車両の確保

実施機関が所有するトラック等の車両による輸送の確保が出来ないときは、次の車両について、借上げ等の措置を講ずる。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業者所有の車両
- ウ 中国運輸局山口陸運支局に対する陸上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- エ その他自家用車両

(2) 船艇の確保

実施機関は、海上輸送を必要と認めるときは、適宜次の措置を講ずるものとする。

- ア 海上保安部、署所属船艇の出動要請
- イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- ウ 公共的団体等所有船舶による輸送の協力要請

(3) 自衛隊災害派遣による輸送力の確保

自衛隊災害派遣要請権者は、必要と認めるとき、自衛隊に対し次の措置を講ずるものとする。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属船艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

(4) 日本通運株式会社の輸送力の確保

ア 防災に関する組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下関特定支店に総括本部を、宇部支店の防災本部を設けるものとする。

イ 防災本部間の関連

下関特定支店総括本部は、各支店防災本部の総合的統制調整を行う。

ウ 災害時における県、市への協力体制

(ア) 県からの輸送力要請の受理

下関特定支店総括本部が受理する。

(イ) 市からの輸送力要請の受理

宇部支店防災本部が受理する。

エ 宇部支店防災本部の連携措置

(ア) 輸送の要請

宇部支店防災本部において臨機の輸送措置を講ずる。

(イ) 宇部支店防災本部

下関特定支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。

(ウ) 下関特定支店総括本部

下関特定支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。

オ 輸送力及び物資輸送の確保

災害の規模により、山口県内の日通保有車両による輸送力の確保とともに他府県所在の日通車両の応援を求める等の措置を講ずる。

カ 関係機関に対する協力

県及び市以外の他の関係機関から輸送の協力要請があったときは、この計画の体制により処理する。

第4項 輸送の費用

- 1 輸送業者による輸送又は車両、船舶の借上げのための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実績の範囲は、輸送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗機材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上げに伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両等の所有者と協議して定めるものとする。

第5項 防災資機材調達先及び調達数量

各地区の関係機関、海上保安部及び県の応援可能防災資機材、調達数量は資料編に定める。

県下の他の市町、漁業協同組合、特定事業所以外の会社工場及び薬剤等の販売メーカーあるいは他県の応援を求めて調達する方途を考慮するものとする。

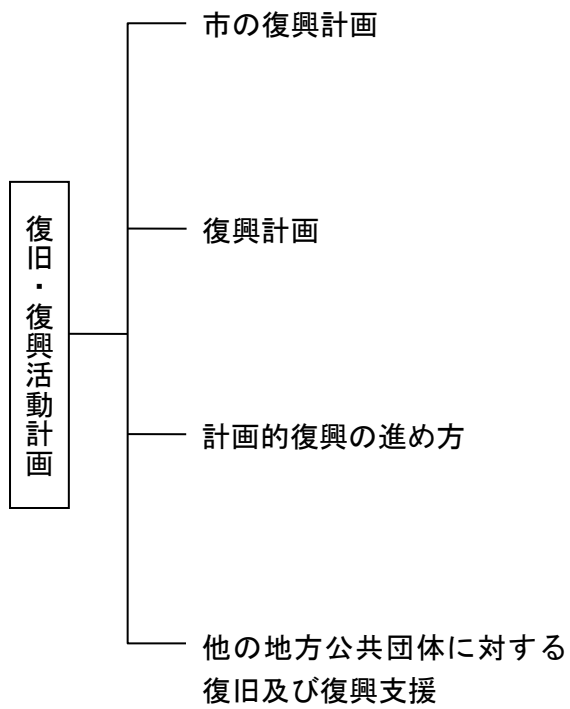
[資料] 3-21-3 各地区の防災資機材の応援可能数

第4部

復旧・復興計画

第4部 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画



第1節 市の復興計画

市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、防災関係機関その他関係団体と連携し、速やかに市民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に取り組まなければならない。

市は、災害応急対策を概ね終了し、災害復旧・復興対策を遂行するため必要があるときは、宇部市災害復旧本部又は復興本部を設置することができる。その組織には、災害対策本部に準じるものとし、その廃止については、本格的な復旧・復興対策のめどがたつたと認められるときとする。

第2節 復興計画

市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、計画的に復興を進めるため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

市は、前項の復興計画を策定するにあたっては、市民、事業者等、学識経験者及び防災関係機関の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興の場・組織に女性の参画を促進するものとする。

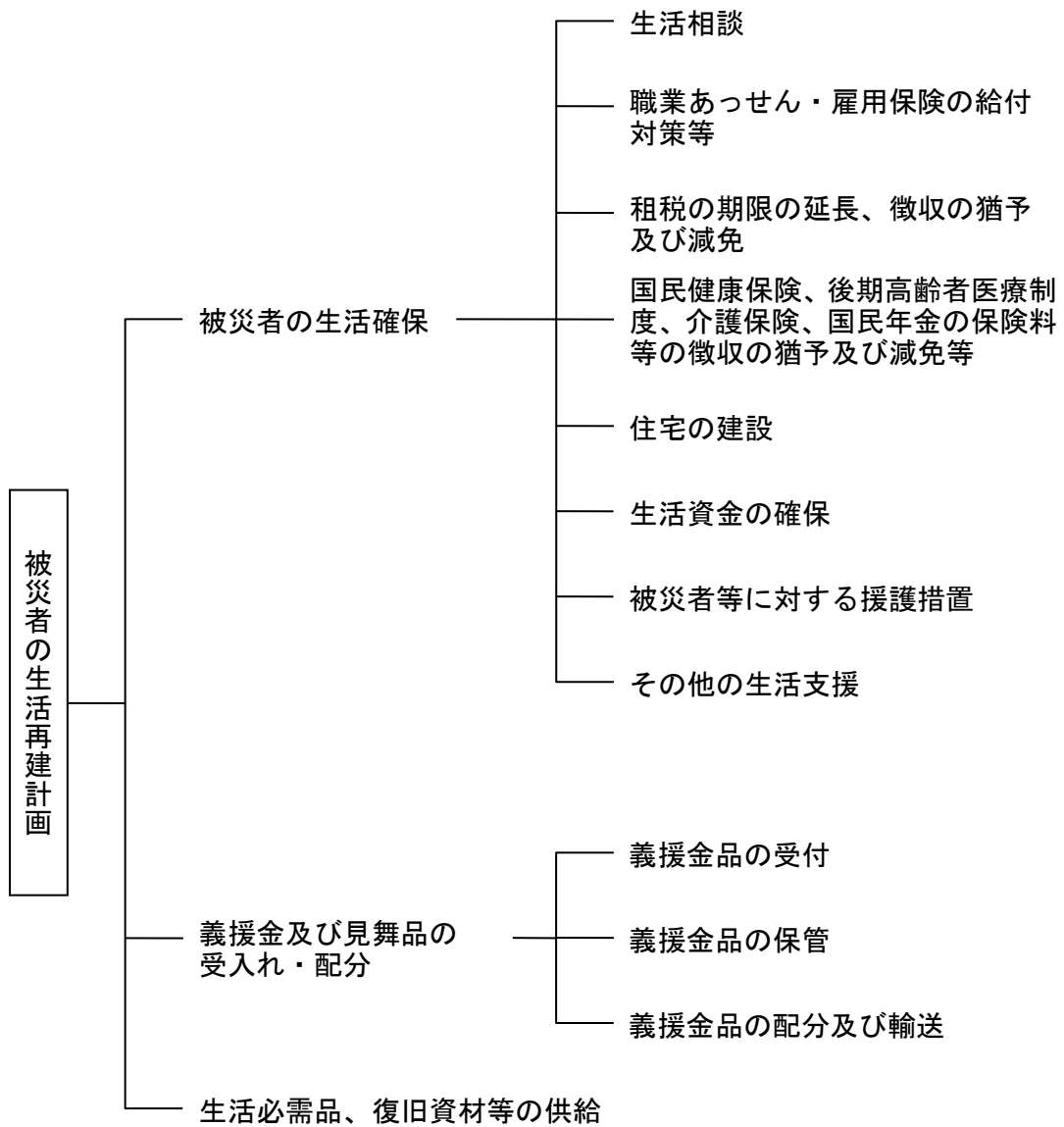
第3節 計画的復興の進め方

市は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

第4節 他の地方公共団体に対する復旧及び復興支援

市は、大規模な災害による被害が他の地方公共団体において発生したときは、産官学民の連携による支援体制により、当該他の地方公共団体の復旧及び復興に関する支援活動に取り組むことができるものとする。

第2章 被災者の生活再建計画



第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談

災害発生後には被災者、一般県民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から様々な問い合わせ要望が数多く寄せられる。それらに的確・迅速に応えるためには総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市及び県等は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市は、被災者のための相談所を庁舎、市民センター、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 特に、本庁舎では、総合相談窓口を設置し、各対策部から職員の派遣を得て対応する。 2 電話通訳サービス等を活用し、外国人市民に対する相談体制の確立に努める。 3 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 4 県、関係防災機関と連絡を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合企画部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合企画部内に被害相談室を設置することができる。 3 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 市町、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。
警察	警察本部及び警察署、駐在所若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談にあたる。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

災害により失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県（商工労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講ずる。

1 職業あっせん計画（県労働政策課、労働局）

(1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図るものとする。

また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。

(2) 早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、次の措置を講じる。

ア 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

イ 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

ウ 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業紹介をするように努める。

エ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等活用して被災者の雇用の確保に努める。

(3) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料

の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講ずる。 また、市においても適切な対応がなされるよう指導するものとする。
市	市は、賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事あて「災害被災者に対する地方税の減免措置等について」がなされ、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等

1 市（保険年金課、高齢者総合支援課）

市は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法、その他諸法令及び市条例等に基づき、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

2 県（医務保険課）、後期高齢者医療広域連合、国（日本年金機構）

県、後期高齢者医療広域連合及び国は、市に対し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等の取扱いについて、適切な対応を行うよう指導する。

第5項 住宅の建設（営繕課、建築指導課、住宅政策課、地域福祉課、こども政策課、社会福祉協議会）

災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅の建設補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金の

あっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

＜第3部第11章「応急住宅計画」参照＞

2 災害公営住宅の建設

- (1) 市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。
- (2) 県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既設公営住宅等の修理

市及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

市及び県は、被災地の罹災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構が指定する災害に該当するときは、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

この場合、資金の融通を早くするため、市においては、被災者が住宅金融支援機構に対して負うべき責務を保障するよう努めるものとする。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯又は障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第6項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市及び県はこれらの資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して災害等被災によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった時や、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために臨時に必要な経費、住宅の補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費として、貸し付けられるものとして福祉資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、福祉資金と緊急小口資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

[資料] 4-1-1 県生活福祉資金貸付条件

(3) 申込先

市社会福祉協議会（電話番号 33-3150）

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

母子父子寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。

イ 貸付限度額、貸付期間等

貸付限度額、期間、利率等については、資料編による。

[資料] 4-1-5 県母子父子寡婦福祉資金貸付

ウ 申込先

宇部市福祉事務所（市役所内こども政策課）

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的

自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付を行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの）または40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付を行う。

資金の種類、貸付限度額等については、資料編による。

3 県・市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、市税を完納しており、中小企業の同一事務所に1年以上勤務している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付を行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金 100万円以内
- (2) 償還期間 10年以内（うち、1年以内の据置が可能）
- (3) 利率 年1.59%（保証料別途）
- (4) 申込先 中国労働金庫

4 県・市町離職者緊急対策資金

県内に居住し、市税を完納しており、離職時の事業所に1年以上勤務していた者で、離職を余儀なくされ、離職後1年以内の者。借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている者に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付を行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金 100万円以内
- (2) 償還期間 10年以内（うち、1年以内の据置が可能）
- (3) 利率 年1.0%（保証料別途）
- (4) 申込先 中国労働金庫

5 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合 県1/2、市町1/2）。

第7項 被災者等に対する援護措置

1 市（地域福祉課）は、罹災（火災を含む）した者に対して「宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則」に基づき見舞金を支給する。

対象となる事項	金額	
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき	30,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	20,000円
床上浸水	1世帯につき	10,000円

死亡	死亡者1人につき 50,000円
----	------------------

*床上浸水については、山口県内のいずれかの市町において災害救助法に基づく救助が行われた場合又は当該災害の発生により宇部市が山口県地域防災計画に基づく義援金品の配分を受けた場合に限る。

- 2 県（厚政課）は、被災した者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき見舞金を支給する。

対象となる事項	金額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
死亡	死亡者1人につき 100,000円
重傷者	重傷者1人につき 50,000円

- 3 災害の定義、対象事項、支給制限等については、資料編による。

[資料] 4-1-2 県災害見舞金支給要綱

[資料] 4-1-3 市災害弔慰金の支給等に関する条例

[資料] 4-1-4 市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第8項 その他の生活支援

1 物価安定対策

災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から、次の対策を講ずる。

(1) 相談体制

ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて市民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為においては、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 市、県及び国があらかじめ委嘱している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価調査モニター」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需要動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅

取扱業者に対する高騰抑制の要請・指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（宇部郵便局）

災害時において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

- ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- イ 郵便貯金及び国債等の非常貸付け
- ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
- オ 国債等の非常買取り

(3) 簡易保険業務関係

- ア 保険料払込猶予期間の延伸
- イ 保険料前納払込みの取り消しによる保険還付金の即時払
- ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ 解約還付金の非常即時払
- オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除（日本放送協会山口放送局）

災害救助法による救助が行われた区域内で半壊または床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、2か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が承認した放送受信契約の範囲及び期間につき、放送受信料を免除。

4 電話料金等の免除（西日本電信電話株式会社）

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

第1項 義援金品の受付（出納室・地域福祉課）

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、発生後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。

- 2 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。
- 4 受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	措置内容
市	(1) 義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。 (3) 県が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (4) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。 なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。 また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
日赤山口県支部	県民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金品について、日赤山口県支部及び市において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機関名	措置内容
市	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、市長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県、日赤山口県支部が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。 ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
県	1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市町に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、預金保管する。

	<p>2 義援品</p> <p>他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。</p> <p>ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。</p>
日赤山口県支部	<p>1 義援金</p> <p>日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。</p> <p>2 義援品</p> <p>義援品を配分するまでの一時保管場所として、日赤山口県支部の倉庫をあてるが、状況によっては、市及び県に集積可能な場所の確保を要請する。</p>

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に配分する。

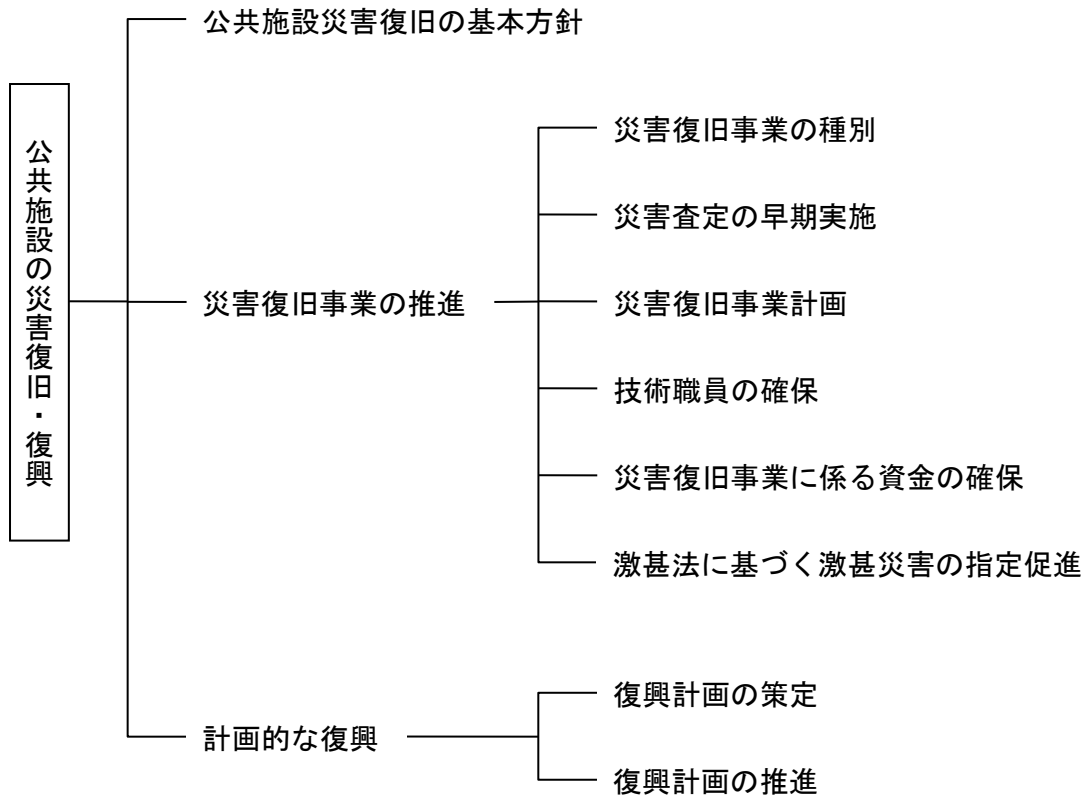
機関名	措置内容
市	<p>市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。</p> <p>1 義援金</p> <p>(1) 市に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。</p> <p>(2) 罹災証明書の発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講ずる。</p> <p>2 義援品</p> <p>(1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。</p> <p>(2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て被災者に配布する。</p>
県	<p>1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配布決定は、配分委員会等において行う。</p> <p>2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。</p>
日赤山口県支部	<p>1 日赤山口県支部に寄託された義援金品の市町への配分については、配分委員会において行う。</p> <p>ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。</p> <p>2 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。</p>

第3節 生活必需品、復旧資材等の供給

県（県民生活課・商工労働部・農林水産部・土木建築部）は、次の措置を講じる。

- 1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- 2 特定物資の指定等
状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。
- 3 関係機関等への協力要請
生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。
 - (1) 情報提供
 - (2) 調査
 - (3) 集中出荷
 - (4) その他の協力

第3章 公共施設の災害復旧・復興



第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被災を被った公共施設の復旧は、第3部による応急対策を講じた後実施することになる。被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、必要な改良復旧、災害に対する安全性の確保、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

市及び県は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧は、概ね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業
 - (3) 砂防設備公共土木施設災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (7) 道路公共土木施設災害復旧事業
 - (8) 港湾公共土木施設災害復旧事業
 - (9) 漁港公共土木施設災害復旧事業
 - (10) 下水道公共土木施設災害復旧事業
 - (11) 公園公共土木施設災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 公営住宅災害復旧事業
- 8 公立医療施設災害復旧事業

9 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

市並びに県は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打ち合わせ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

1 市災害復旧事業

市において、技術職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

2 県営災害復旧事業

被災地所管出先機関の職員に不足を生ずるときは、被災地域外県出先機関又は本庁から所要数の職員を派遣し対応するものとし、それでもなおかつ不足するときは国のあっせんによる他県からの派遣職員をもって充足するよう措置するものとする。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 下水道法
- (20) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (21) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業災害復旧事業債
- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置

(3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、市及び県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

- (1) 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。
- (2) 県は、市からの被害報告検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
(ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
(イ) 都市街区域内のその他の堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農業水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成等

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- イ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

- エ 水防資材費の補助の特例
- オ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- カ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから市及び県は、連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

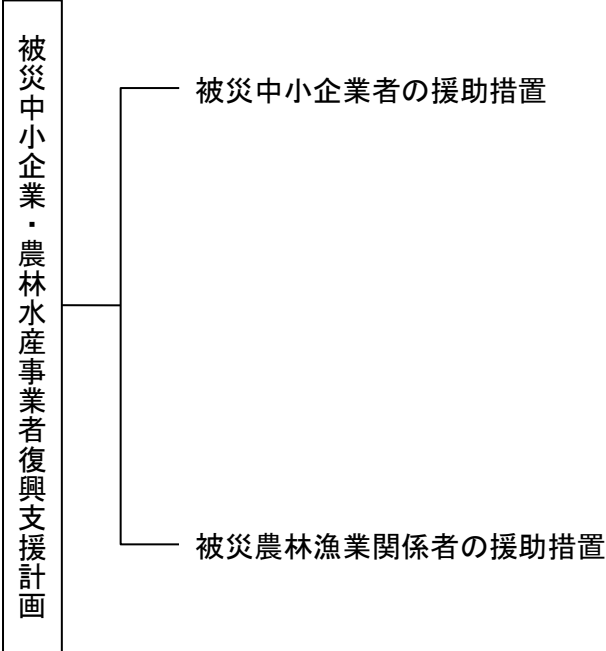
4 住民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画



第1節 被災中小企業者の援助措置

県（経営金融課）

- 1 (株)日本政策金融公庫及び(株)商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。
- 2 必要に応じて、県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。
- 4 地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講ずる。
- 6 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- 7 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について、速やかに把握する。
- 8 市町及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

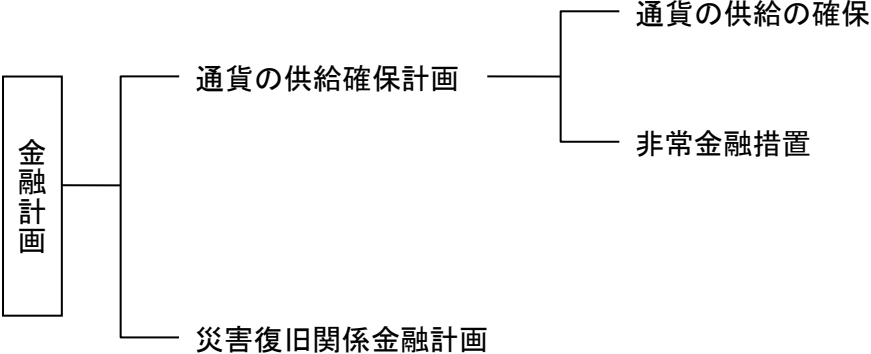
災害等により、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下、「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安全化を図るため、県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対処する。

県（農林水産政策課・ぶちうまやまぐち推進課・水産振興課）

- 1 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あっせん。
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金等の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。

- 3 被害農林漁業者に対する、株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあっせん並びに既往貸付金の償還期限の延長措置等。
- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

第5章 金融計画



第1節 通貨の供給確保計画

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。

第1項 通貨の供給の確保（日本銀行下関支店）

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

2 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

3 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関等と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。

また、必要に応じて金融機関相互の申し合わせなどにより営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

第2項 非常金融措置

1 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関等と協議の上、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導を行う。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

2 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、関係行政機関と協議の上金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第2節 災害復旧関係金融計画

日本銀行下関支店は、被災地における金融秩序を維持し、災害復旧・復興に必要な金融の適正を期するため、被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融通について、金融機関等の迅速適切な措置がとられるよう指導する。